

災害に強いまちづくり ガイドライン

令和7年4月

国土交通省 中部地方整備局



—目次—

はじめに

1. 災害に強いまちづくりガイドライン策定の背景	0.1
▲令和4年度公表・令和6年度改定	
2. ガイドライン策定の目的と利用方法	0.2
▲令和4年度公表	
3. ガイドラインの構成と使い方	0.3
▲令和4年度公表・令和5年度改定・令和6年度改定・令和7年度改定	
4. 中部圏で想定される自然災害	0.4
▲令和4年度公表・令和5年度改定・令和6年度改定・令和7年度改定	
5. 中部圏における災害に強いまちづくりの取組経過	0.6
▲令和4年度公表・令和5年度改定・令和6年度改定・令和7年度改定	

【計画編】

第1章 災害に強いまちづくり基本事項

1-1 災害に強いまちづくりの進め方	1.1
1-1-1 災害に強いまちづくりの視点	1.1
▲令和4年度公表・令和5年度改定	
1-1-2 災害に強いまちづくりを進めるための計画づくり	1.2
▲令和4年度公表・令和5年度改定・令和6年度改定・令和7年度改定	
1-2 災害に強いまちづくりの基本認識	1.7
1-2-1 防災・減災の基本的な考え方（基本事項）	1.7
▲令和4年度公表・令和7年度改定	
1-2-2 土地利用の基本的な考え方	1.8
▲令和4年度公表	
1-2-3 目指すべき都市の骨格構造の検討	1.9
▲令和4年度公表	
1-3 災害に強いまちづくり計画策定方法	1.10
1-3-1 災害に強いまちづくり計画策定のステップ	1.10
▲令和4年度公表	
1-3-2 計画策定の手順と着眼点	1.11
▲令和4年度公表・令和7年度改定	
1-4 自助・共助の地域防災力の向上	1.17
▲令和4年度公表・令和7年度改定	
1-5 早期回復するまちづくり	1.19
▲令和4年度公表・令和6年度改定	
1-6 災害に強いまちづくりへのデータの活用	1.21
▲令和4年度公表・令和7年度改定	
1-7 防災性の向上を示す指標の設定	1.22
▲令和5年度公表	

第2章 地震に強いまちづくり

2-1 中部圏で想定される地震被害	2.1
▲令和4年度公表	
2-2 地震に強いまちづくりのポイント	2.2
2-2-1 建築物や構造物の耐震化によるまちづくり	2.2
▲令和4年度公表	
2-2-2 延焼火災時の危険性のある地域のまちづくり	2.3
▲令和4年度公表	
2-2-3 宅地の液化化対策が必要な地域のまちづくり	2.4
▲令和7年度公表	
2-2-4 防災活動を行うことのできるまちの整備	2.5
▲令和4年度公表	
2-2-5 地震に対する自助・共助の地域防災力の向上	2.6
▲令和4年度公表	



第3章 津波に強いまちづくり	
3-1 中部圏で想定される津波被害	3.1
▲令和4年度公表	
3-2 津波に強いまちづくりのポイント	3.2
3-2-1 津波の危険性のある地域の土地利用	3.2
▲令和4年度公表・令和6年度改定	
3-2-2 津波避難場所の確保や避難路の確保	3.6
▲令和4年度公表	
3-2-3 広範囲な浸水が想定される地域における避難の安全確保	3.7
▲令和4年度公表	
3-2-4 事前復興まちづくりの推進	3.8
▲令和4年度公表・令和6年度改定	
第4章 洪水に強いまちづくり	
4-1 中部圏で想定される洪水被害	4.1
▲令和5年度公表	
4-2 洪水に強いまちづくりのポイント	4.2
4-2-1 流域全体で考える洪水対策	4.2
▲令和5年度公表	
4-2-2 洪水に強いまちづくり計画の検討	4.3
▲令和5年度公表・令和6年度改定	
4-2-3 洪水に強いまちの整備	4.8
▲令和5年度公表	
4-2-4 地区レベルの防災性向上にむけたルールづくり	4.10
▲令和5年度公表	
4-2-5 避難行動の強化	4.11
▲令和5年度公表	
第5章 内水氾濫に強いまちづくり	
5-1 中部圏で想定される内水被害	5.1
▲令和7年度公表	
5-2 内水氾濫に強いまちづくりのポイント	5.2
5-2-1 気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策	5.2
▲令和7年度公表	
5-2-2 内水氾濫に強いまちの整備	5.4
▲令和7年度公表	
5-2-3 企業・住民等による雨水流出抑制等浸水対策の推進	5.7
▲令和7年度公表	
第6章 土砂災害に強いまちづくり	
6-1 中部圏で想定される土砂災害	6.1
▲令和6年度公表	
6-2 土砂災害に強いまちづくりのポイント	6.3
6-2-1 土砂災害に対応したまちづくりの方向性	6.3
▲令和6年度公表	
6-2-2 大規模盛土造成地におけるまちづくりのポイント	6.8
▲令和6年度公表	
6-2-3 住民等の自主的な避難行動の促進	6.10
▲令和6年度公表	



【実践編 1 地震・津波】

実践編の目的と利用方法----- 実践編 1-1
 ▲令和 4 年度公表

I 安全で確実な避難の確保----- 実践編 1-3
 ▲令和 4 年度公表

II 災害に強い都市構造の構築----- 実践編 1-26
 ▲令和 4 年度公表

III 災害に強い組織・人をつくる----- 実践編 1-50
 ▲令和 4 年度公表

IV 事前復興----- 実践編 1-73
 ▲令和 4 年度公表

【実践編 2 洪水氾濫】

実践編の目的と利用方法----- 実践編 2-1
 ▲令和 5 年度公表

I 安全で確実な避難の確保----- 実践編 2-3
 ▲令和 5 年度公表・令和 6 年度改定

II 災害に強い都市構造の構築----- 実践編 2-18
 ▲令和 5 年度公表

III 災害に強い組織・人をつくる----- 実践編 2-34
 ▲令和 5 年度公表

IV 事前復興----- 実践編 2-46
 ▲令和 5 年度公表

【実践編 3 内水氾濫】

実践編の目的と利用方法----- 実践編 3-1
 ▲令和 7 年度公表

II 災害に強い都市構造の構築----- 実践編 3-3
 ▲令和 7 年度公表

【実践編 4 土砂災害】

実践編の目的と利用方法----- 実践編 4-1
 ▲令和 6 年度公表

I 安全で確実な避難の確保----- 実践編 4-3
 ▲令和 6 年度公表

II 災害に強い都市構造の構築----- 実践編 4-11
 ▲令和 6 年度公表

III 災害に強い組織・人をつくる----- 実践編 4-27
 ▲令和 6 年度公表

【参考資料】

1. 立地適正化計画防災指針に関する参考資料----- 参考-1
 ▲令和 5 年度公表

2. 用語集----- 参考-14
 ▲令和 4 年度公表・令和 5 年度改定・令和 6 年度改定・令和 7 年度改定



<ガイドラインの改定方針と今回の改定内容>

■災害に強いまちづくりガイドラインの改定方針

本ガイドラインは、大きくは災害に強いまちづくり計画を検討する際のポイント等をまとめた【計画編】と、実際の施策を実施していく上での参考となる取組事例をまとめた【実践編】で構成されています。

【計画編】は、第2章以降、災害事象に対応した章立てとしています。地震、津波、洪水氾濫、高潮、土砂災害等、中部圏で起こりうる災害事象に対応した新たな章を追加して、改定していきます。これらの改定を受けて、必要に応じて公表済の内容も見直しを行います。

【実践編】も【計画編】への災害事象の追加に合わせて、それらに対応した取り組み事例を追加して改定していきます。

■令和7年度版のガイドラインの主な改定内容

今回の改定では【計画編】、【実践編】に、地震、津波、洪水氾濫（外水氾濫を想定）、土砂災害に加え、内水氾濫を掲載しました。内水氾濫の追加や令和6年度に公表された技術資料、令和6年能登半島地震の対応等を反映して、第1章、第2章及び用語集の見直しを行っています。

主な改定内容を、以下に示します。

●主な改定内容

【はじめに】

- ・「5. 中部圏における災害に強いまちづくりの取組経過」の時点更新

【計画編】

- ・第1章 「1-1-2 災害に強いまちづくりを進めるための計画づくり」に内水氾濫の災害に強いまちづくり施策体系（例）の追加
- ・第1章、第3章、第4章に、令和5年度に公表された技術資料を追加
- ・第2章を令和6年能登半島地震の対応を反映して更新
- ・「第5章 内水氾濫に強いまちづくり」の追加

【実践編】

- ・「実践編3 内水氾濫」の追加

【参考資料】

- ・「2. 用語集」への用語解説の追加



＜ガイドラインのページ構成＞

【計画編】

【計画編：第1章】災害に強いまちづくり基本事項

1-1 災害に強いまちづくりの進め方
1-1-1 災害に強いまちづくりの視点

◆災害に強いまちづくりの視点
①被害を最小化する減災のまちづくり
②被災しても早期回復できるまちづくり

【解説】
以下の2つの視点を兼ね備えたまちづくりを進めます。
③被害を最小化するまちづくり
大規模な災害からまちを守り、被害を最小化（減災）できるまちをつくるためには、住民や企業、関係者等と行政の連携・連携により、防災・減災の視点、避難・復興の視点及び効率的なまちづくりの視点、長期的な視点を持って、災害に強いまちづくりを進める必要があります。災害による被害を受けやすい地域や建物等の調査を精査し、災害に対する脆弱性を先願していく取組を検討します。
被災しても早期回復できるまちづくり
東日本大震災の復興教訓から、災害からの復興の遅れが、より一層の人口流出と活力低下を促進することにつながることが改めて浮き彫りになりました。そのため被災前の減災のまちづくりとともに、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるような、復興に関するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」が重要です。

◆減災を最小化するまちづくりの視点
南海トフフ地区で濃災被害者が甚大であることが想定されている和歌山県本町では、津波による被害を受けやすい高台に防災機能発有する設備庁舎を整備するとともに、学校等公共施設も高台に整備することとして、災害に強いまちづくりを推進しています。

本町町の津波対策の取組
出典：本町町「本町町津波対策まちづくり推進計画」平成30年7月

事 務 の 決 定
災害に強いまちづくりを進めようとする。災害に強いまちづくりを進めようとする。

復興支援体制
被災者に対する支援を促進する。被災者に対する支援を促進する。

防災・減災対策
被害を最小化する。被害を最小化する。

備 考
・本町町「本町町津波対策まちづくり推進計画」平成30年7月
（出典：国土交通省「災害に強いまちづくりのための防災まちづくりガイドライン」平成30年7月）

政府編者
国土交通省 住民まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月） <https://www.mlit.go.jp/common/001246099.pdf>

災害に強いまちづくりガイドライン 1.1

- 見出しを掲載
- 作成年度、改定年度を掲載
- 各節でポイントとなる事項を掲載
- 解説を掲載
- 解説を補足する図表、写真等を掲載
- 各節に関係する技術資料や参考資料を掲載

図 計画編のページ構成

【実践編】

地震

基本事項 II 地震・津波に強い都市構造の構築
基本施策 II-3 火災に強いまちの形成
導入メニュー II-3-① 密集市街地の解消

学区ごとの延焼危険度に基づいた防災対策 主体：長知県岡崎市

諸 元
人口 384,654人
世帯数 156,619世帯
行政区面積 387.24 km²
都市計画 都市計画区域

取組概要
岡崎市では、愛知県の地震等被害予測調査結果を基に、市内の災害リスクを客観的に把握する災害危険度判定を行い、その結果を受けて小学校区別防災力カルテを作成しました。

取組のポイント
【地域の皆さんの防災対策の参考資料として活用】市内のどこにどのような災害リスクが存在しているかの把握を促します。また、行政が行う「公助」とともに、住民一人一人が自ら行う「自助」や、地域が連携して行う「共助」により防災力を向上させるための対策を図る際の参考資料として活用します。

活用事業
都市防災総合推進事業（災害危険度判定調査）

小学校区別防災力カルテ（岡崎市）<https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/78>

- 「災害に強い施策体系(例)」(※1.3~1.6ページ参照)の基本施策・導入メニューを掲載
- 各取組の対象災害を掲載
- 参考情報として各取組に対応すると考えられるSDGsのアイコンを掲載
- 取組事例のタイトル、実施主体を掲載
- 実施主体の諸元を掲載
- 視覚で理解できる情報を掲載
- 取組概要を掲載
- 取組のポイントを掲載
- 活用した補助事業や制度を掲載

図 実践編の取組事例カルテの構成

はじめに

1. 災害に強いまちづくりガイドライン策定の背景

◆災害に強いまちづくりガイドライン策定の背景

南海トラフ地震発生の切迫性、風水害の頻発化・激甚化を受けた、総合的な防災・減災対策を推進するため、地方公共団体の取組支援

【解説】

①地震・津波災害に強いガイドライン策定の経緯

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の甚大な被害を受け、「地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会」（委員長：名古屋大学減災連携研究センター・センター長（現：あいち・なごや強靱化共創センター・センター長）福和伸夫教授）は、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が想定される中部圏において防災・減災のまちづくりを進めるための着眼点・留意点を示した「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」を平成26年2月に策定しました。



写真 がれきとなった木造家屋
（東日本大震災 被災地）

②新たなガイドライン（災害に強いまちづくりガイドライン）策定・改定の背景

東日本大震災後も、熊本地震（平成28年4月14日・16日）、大阪北部地震（平成30年6月18日）、北海道胆振東部地震（平成30年9月6日）、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日）をはじめとする大規模な地震災害が発生しています。加えて関東・東北豪雨（平成27年9月）、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（令和元年10月）、令和2年7月豪雨、令和3年7月豪雨、令和4年台風第15号等の記録的な大雨による災害が、毎年、発生しています。

頻発する自然災害に対し、国土交通省では令和2年1月にあらゆる自然災害に対し、総力を挙げて防災・減災に取り組む「防災・減災対策本部」を設置し、防災・減災、国土強靱化等の取組を更に強化することしました。立地適正化計画への防災指針の策定や流域治水等、総合的に防災・減災対策を推進する施策が展開されています。

このような背景を受け、中部地方整備局は地方公共団体の防災・減災の取組をより一層支援するため、本ガイドラインを令和4年度に策定しました。本ガイドラインは適宜見直し、改定します。



写真 住宅や店舗の倒壊（熊本地震 熊本市）
（出典：熊本市消防局「平成28年熊本地震 熊本市消防局活動記録誌」平成30年3月）



写真 令和2年7月豪雨の浸水の状況
（出典：国土交通省HP「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」【第2弾】）



2. ガイドライン策定の目的と利用方法

◆ガイドライン策定の目的

中部圏の地方公共団体が推進する防災・減災の取組を支援

◆位置付け

防災・減災対策を総合的に進めるための計画策定や具体的な施策実施時の参考資料

◆利用者

地方公共団体（市町村）の防災・減災、都市計画・都市整備の所管課職員

◆対象災害

中部圏に想定されている自然災害

【解説】

【中部圏に想定される自然災害】

①ガイドライン策定の目的

本ガイドラインでは都市計画マスタープラン、立地適正化計画防災指針、都市防災総合推進事業や住宅市街地総合整備事業の整備計画等、市街地の防災性向上を図ることを目的として策定する計画を「災害に強いまちづくり計画」と定義しています。本ガイドラインは、災害に強いまちづくり計画の立案や施策実施を行う際の着眼点・留意点を整理したもので、中部圏の地方公共団体の防災・減災の取組推進を支援するために策定しました。

②ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは「災害に強いまちづくり計画」検討時や防災・減災施策検討時の参考資料となるものです。

③ガイドラインの利用対象者

主として中部圏の地方公共団体（市町村）の防災・危機管理や都市計画・都市整備に関係する所管課の職員、中でも実務経験の少ない方を利用対象者として想定しています。

④ガイドラインの想定災害

中部圏には、地震や津波をはじめ、高潮、洪水、内水氾濫、土砂災害等、様々なハザードが存在し、かつそれらの災害が複合的に発生することも考えられます。本ガイドラインは中部圏に起こりうる自然災害を想定災害とします。

地震・津波



東日本大震災の津波による被害
（岩手県陸前高田市）
（出典：東北地方整備局）

洪水・高潮



令和元年東日本台風の被害
（長野県長野市）

（出典：内閣府「令和2年版防災白書」UAVからの写真（国土地理院資料））

土砂災害



紀伊半島大水害
（平成23年）による土砂災害
（三重県津市）

（出典：三重県「紀伊半島大水害～平成23年台風第12号による災害の記録」）

3. ガイドラインの構成と使い方

◆ 計画編と実践編の2部構成

① 計画編

立地適正化計画防災指針検討時や都市計画マスタープランの防災まちづくり編の見直し時等、災害に強いまちづくり計画検討時の参考資料

② 実践編

災害事象ごとに取組事例を掲載

災害に強いまちづくりの取組実施を検討する時の参考資料

【解説】

本ガイドラインは、「計画編」と「実践編」で構成されています。

① 計画編

第1章は中部圏で災害に強いまちづくりを進めるための基本的な考え方や留意点等を取りまとめています。対象とする災害は地域によって異なりますが、防災・減災のまちづくりを進めていく上で基本となる考え方や、防災・減災のまちづくり計画の策定の流れ等、各災害共通となる事項を整理しています。立地適正化計画防災指針検討時や都市計画マスタープランの防災まちづくり編の見直し時等、災害に強いまちづくりを進めるための計画策定に参考としてください。

第2章以降は災害種別ごとの着眼点や留意事項を掲載しています。地域の災害危険にに応じて該当する章を参考としてください。

② 実践編

災害種別ごとの取組事例について、概要、取組ポイント等を掲載しています。地域の災害危険に応じたハード・ソフトそれぞれの防災・減災対策の実施を検討する時等に参考としてください。

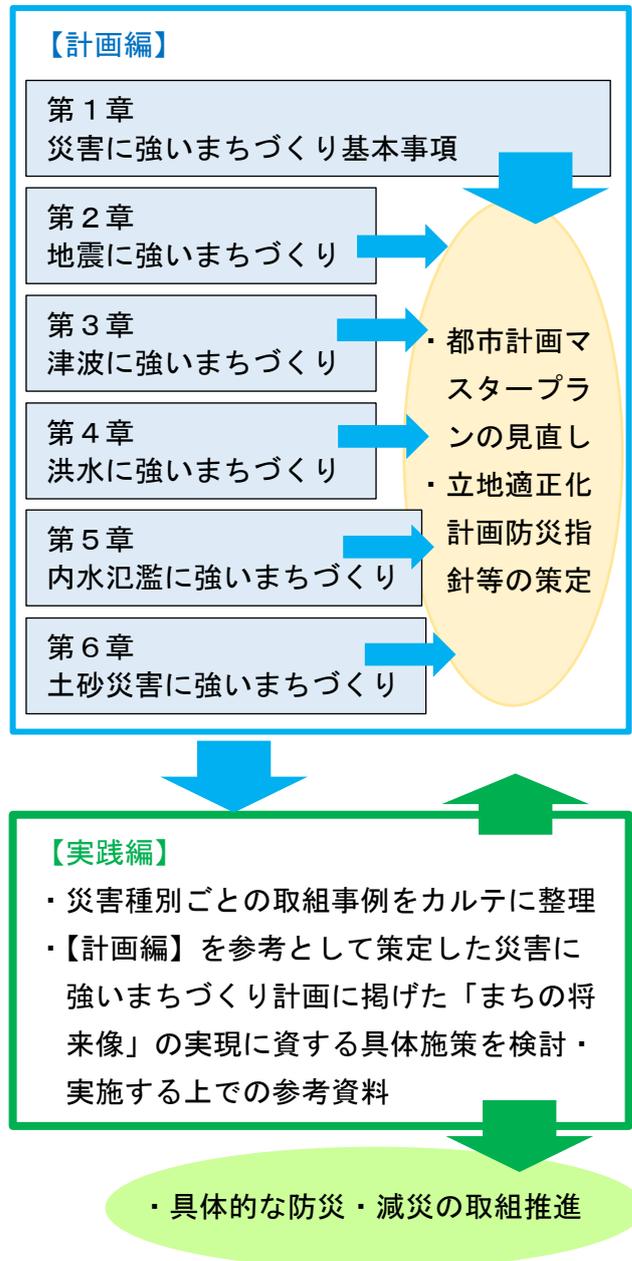


図 構成の概念図



4. 中部圏で想定される自然災害

◆中部圏では繰り返し発生する、さまざまな自然災害への対応が必要

①大規模地震

②津波

③水災害（洪水氾濫、内水氾濫、高潮*、土砂災害）※今後取り扱う災害

【解説】

①大規模地震

南海トラフを震源とする地震は繰り返し発生しており、地震規模M8～9クラスの地震は30年以内80%程度の確率で発生するとされています。中部圏では震度5強から7の強震に襲われ、建築物の倒壊や急傾斜地の崩壊、地震火災等で大きな被害が発生することが想定されています。

また、南海トラフの想定震源域及びその周辺で異常な現象が観測された場合「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。南海トラフ地震臨時情報が発表されると、県、市町村は日頃からの地震への備えの再確認を住民に呼びかけます（次ページ参照）。

②津波

南海トラフ巨大地震により、静岡県、愛知県、三重県の臨海部で20mを超える津波が発生することが想定されています。津波到達時間は最短で2分となっており、津波によって10万人以上の人的被害が想定されています。

③水災害

洪水、内水氾濫（雨水出水）、高潮による災害及び土砂災害を、本ガイドラインでは「水災害」と呼びます。中部圏は台風の常襲地であり、これまで数多くの台風や豪雨で大きな被害に見舞われてきました。

臨海部は洪水、高潮により面的かつ長期間にわたって浸水することが想定されており、広域的な避難の取組も進められています。

内陸の丘陵地や中山間地では土砂災害の危険のあるエリアが多いため、人命被害や、集落の孤立等が懸念されます。

④その他の災害

このほか、噴火災害、大規模火災等の災害も考えられます。

【御嶽山噴火災害】

- ・発災日時：平成26年9月27日11時52分頃
- ・当日は週末であり、多くの登山客が訪れていた。噴石等により60人以上の死者・行方不明者が発生した。



噴石で穴の開いた山小屋の屋根

（出典：長野県HP／写真で見る「御嶽山噴火災害における救助活動状況」）

【糸魚川市駅北大火】

- ・発災日時：平成28年12月22日10時20分頃
- ※鎮火は約30時間後の翌日23日午後16時30分。
- ・焼失棟数147棟、焼失面積約4ha
- ・フェーン現象で乾燥した南からの強風（最大瞬間風速27.2m/s）にあおられ、飛び火によって同時多発的に延焼が拡大した。火災としては初めて被災者生活再建支援法が適応された。



延焼する市街地と消火活動

（出典：糸魚川市HP／糸魚川市駅北大火の概要）



【南海トラフ地震臨時情報について】

①南海トラフ地震臨時情報とは

南海トラフ沿いで大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測され、南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から発表される情報です。異常な現象が観測されると、気象庁は観測された現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始し、その評価結果に応じて、巨大地震警戒、巨大地震注意等の南海トラフ臨時情報を発表します。

南海トラフ臨時情報は、異常な現象が観測されてから、最短で2時間程度で発表されます。

②南海トラフ臨時情報が発表されたときの市町村の取るべき対応

「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたら、市町村は、最初の地震発生から1週間を基本として、地震への備えの再確認等と沿岸域等、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある地域に対し避難準備等と呼びかけます。

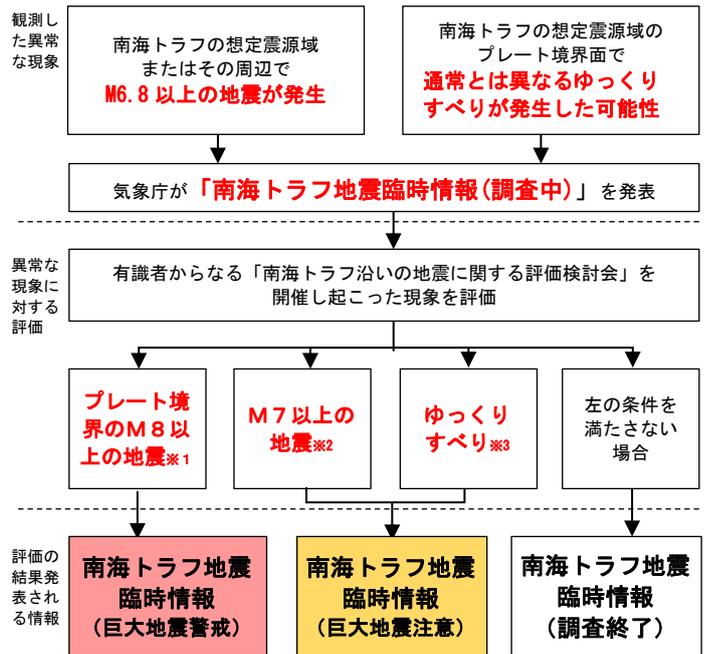


図 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ
(出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」令和3年5月（一部改定）

- ※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

表 住民・企業の防災対応の流れ

	プレート境界のM8以上の地震 ※1	M7以上の地震 ※2	ゆっくりすべり ※3
発生直後 （「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合）	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
（最短） 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に開始）	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 （必要に応じて避難を自主的に開始）		
すべりが収まったと評価されるまで		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
大規模地震発生まで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

(出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」令和3年5月（一部改定）

技術資料		
内閣府	南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】（令和3年5月一部改定）	https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/honbun_guideline2.pdf



令和4年度公表
令和5年度改定
令和6年度改定
令和7年度改定

5. 中部圏における災害に強いまちづくりの取組経過

年度	災害	国の施策動向	中部地方整備局における主な取組
平成22年度	● 東日本大震災 (H23. 3. 11)		
平成23年度	● 平成23年台風第12号 (H23. 8. 30) ● 平成23年台風第15号 (H23. 9. 15)	● 東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)(H23. 8 発表) ● 津波防災地域づくりに関する法律制定 (H23. 12)	● 東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議設置(H23. 10) ● 「中部圏地震防災基本戦略」中間とりまとめ公表(H23. 12) ● 中部ブロック災害時住宅支援に係る連絡調整会議設置(H24. 1)
平成24年度	● 九州北部地方を中心とする大雨 (H24. 7. 11)	● 南海トラフ巨大地震による被害想定(H24. 8 発表)	● 「中部圏地震防災基本戦略」策定(H24. 11) ● 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン策定(H25. 2)
平成25年度	● 伊豆大島土砂災害 (H25. 10. 15)	● 災害対策基本法の改正・地区防災計画制度創設(H25. 6)	● 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン策定(H26. 2)
平成26年度	● 広島土砂災害 (H26. 8. 20) ● 御嶽山噴火災害 (H26. 9. 27)	● 国土のグランドデザイン2050公表(H26. 7) ● 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの策定(H26. 9) ● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正(H27. 1) ● 空家等対策の推進に関する特別措置法施行(H27. 2) ● 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画の策定(H27. 3) ● 都市再生特別措置法の一部改正公布、立地適正化計画制度創設(H26. 5)	● 「中部圏地震防災基本戦略」【第一次改訂】の公表(H26. 5) ● 南海トラフ地震対策中部圏戦略会議に会議名を改称(H26. 6)
平成27年度	● 関東・東北豪雨 (H27. 9. 9)	● 水防法の改正・想定最大規模の洪水、内水、高潮の浸水想定区域の提示(H27. 11) ● 「水防災意識社会 再構築ビジョン」策定(H27. 12)	
平成28年度	● 熊本地震 (H28. 4. 14・16) ● 平成28年台風第10号 (H28. 8. 26)	● 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の制定(H28. 4) ● 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂(H29. 1) ● 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン(H29. 3)	
平成29年度	● 九州北部豪雨 (H29. 7. 5)	● 大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について 通知(H29. 4) ● 水防法改正・中小河川リスク情報周知、要配慮者利用施設管理者への避難確保計画策定義務化(H29. 6) ● 「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」とりまとめ(H29. 6)	● 「中部圏地震防災基本戦略」【第二次改訂】の公表(H29. 5)
平成30年度	● 大阪北部地震 (H30. 6. 18) ● 平成30年7月豪雨 (H30. 6. 28~7. 3) ● 平成30年北海道胆振東部地震 (H30. 9. 6)	● 津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン公表(H30. 4) ● 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン公表(H30. 5) ● 津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ公表(H30. 6) ● 都市再生特別措置法の改正(H30. 7) ● 復興まちづくりのための事前準備ガイドライン策定(H30. 7) ● 「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」改定(H31. 1)	



年度	災害	国の施策動向	中部地方整備局における主な取組
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年房総半島台風 (R1. 9. 3) 令和元年東日本台風 (R1. 10. 12・24) 	<ul style="list-style-type: none"> 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行 (R1. 6) 「気候変動を踏まえた治水対策のあり方」提言 (R1. 10) 国土交通省 防災・減災対策本部設置 (R2. 1) 都市計画法・都市再生特別措置法改正の閣議決定・立地適正化計画居住誘導区域等からの災害レッドゾーンの原則除外・防災指針の策定 (R2. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン改定 (R2. 3)
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年7月豪雨 (R2. 7. 3) 令和2年台風第10号 (R2. 9. 4) 	<ul style="list-style-type: none"> 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト発表 (R2. 7) 水災害対策とまちづくりの連携のあり方について (提言) (R2. 8) 宅地建物取引業法施行規則改正・不動産取引時の水害リスクを重要事項説明として義務付け (R2. 8) 都市再生特別措置法の一部改正・流域治水の推進 (R2. 9) 流域治水関連法改正閣議決定 (特定都市河川法、河川法、下水道法、都市計画法、都市緑地法、防災集団移転測別措置法、建築基準法、水防法、土砂災害防止法)・流域治水の実効性を高める法的枠組み整備 (R3. 2) 流域治水プロジェクト策定 (R3. 3) 住生活基本計画改定閣議決定・頻発・激化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保、重点密集市街地見直し (R3. 3) 	
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月豪雨 (R3. 7. 1) 令和3年8月豪雨 (R3. 8. 11) 福島県沖を震源とする地震 (R4. 3. 16) 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法改正・避難勧告の廃止、避難指示の一本化 (R3. 5) 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりガイドライン公表 (R3. 5) 流域治水推進行動計画公表 (R3. 7) 津波被害からの復興まちづくりガイダンス改定 (R4. 3) 	<ul style="list-style-type: none"> 中部圏地震防災基本戦略【第三次改訂】の公表 (R3. 5) 「防災ワークショップ2022 中部～南海トラフ地震臨時情報発表、その時あなたは…～」開催 (R4. 2)
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年8月豪雨 (R4. 8. 3) 令和4年台風第14号 (R4. 9. 18) 令和4年台風第15号 (R4. 9. 23) 	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法) 公布 (R4. 5) 令和4年度 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト公表 (R4. 6) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の改正 施行 (R4. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害に強いまちづくりガイドライン」公表 (R4. 4) 「災害に強いまちづくり」シンポジウム開催 (R5. 2. 1)
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年梅雨前線による大雨 (R5. 6. 2) 令和6年能登半島地震 (R6. 1. 1) 	<ul style="list-style-type: none"> 防災移転まちづくりガイダンス公表 (R5. 4) 宅地造成及び特定盛土等規制法 (盛土規制法) 施行 (R5. 5) 【令和5年度】総力戦で挑む防災・減災プロジェクト公表 (R5. 6) 新たな国土強靱化基本計画閣議決定 (R5. 7) 第三次国土形成計画 (全国計画) 閣議決定 (R5. 7) 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン公表 (R5. 7) 大規模盛土造成地の経過観察マニュアル公表 (R5. 12) 空家等対策の推進に関する特別措置法の改正施行 (R5. 12) 都市緑地法改正 (R6. 2. 13 閣議決定) 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害に強いまちづくりガイドライン」更新 (R5. 5) 「災害に強いまちづくり」シンポジウム開催 (R6. 2. 8)
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) 発表 (R6. 8. 8~15) 令和6年奥能登豪雨 (R6. 9. 21) 南海トラフ地震臨時情報 (調査中) 発表 (R7. 1. 13) 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和6年度】総力戦で挑む防災・減災プロジェクト公表 (R6. 6) 木造住宅の安全確保マニュアル公表 (R6. 8) 令和6年能登半島地震における建築物構造被害の原因分析を行う委員会中間とりまとめ (R6. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> 「災害に強いまちづくりガイドライン」更新 (R6. 4) 「災害に強いまちづくり」シンポジウム開催 (R7. 2. 10)

【計画編：第1章】
災害に強いまちづくり
基本事項



1-1 災害に強いまちづくりの進め方

1-1-1 災害に強いまちづくりの視点

令和4年度公表
令和5年度改定

◆災害に強いまちづくりの視点

- ①被害を最小化する減災のまちづくり
- ②被災しても早期回復できるまちづくり

【解説】

以下の2つの視点を兼ね備えたまちづくりを進めます。

①被害を最小化するまちづくり

大規模な災害からまちを守り、被害を最小化（減災）できるまちをつくるためには、住民や企業、関係者等と行政の連携・協働により、防災・減災の視点、避難、復旧・復興の視点及び効率的なまちづくりの視点、長期的な視点を持って、災害に強いまちづくりを進めることが必要です。災害による被害を受けやすい地域や建物等の要素を減らし、災害に対する脆弱性を克服していく取組を検討します。

②被災しても早期回復できるまちづくり

東日本大震災の復興教訓から、災害からの復興の遅れが、より一層の人口流出と活力低下を促進することにつながる事が改めて浮き彫りになりました。そのため被災前の減災のまちづくりとともに、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に関するソフト的対策を事前に準備しておく「復興事前準備」が重要です。

<被害を最小化するまちづくりの視点>

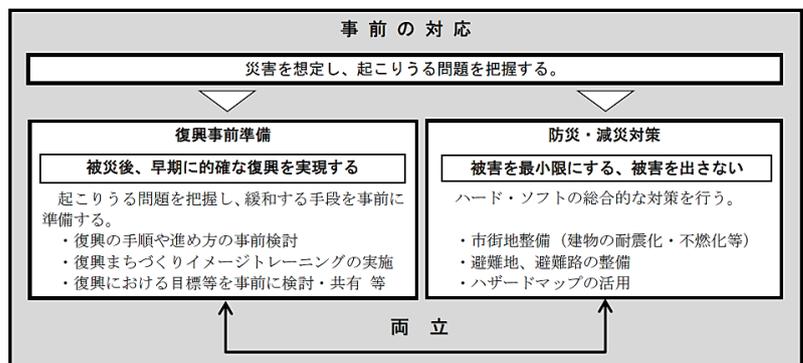
南海トラフ地震で津波被害が甚大であることが想定されている和歌山県串本町では、津波による被害を受けない高台に防災機能を有する役場庁舎を整備するとともに、学校等公共施設も高台に整備することとして、災害に強いまちづくりを推進しています。



串本町の津波対策の取組

（出典：串本町「串本町津波防災地域づくり推進計画」平成27年3月）

☒ 復興事前準備の概念
（出典：国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」平成30年7月）



技術資料

国土交通省 復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）

<https://www.mlit.go.jp/common/001246099.pdf>



1-1-2 災害に強いまちづくりを進めるための計画づくり

◆災害に強いまちづくりを進めるための計画づくりの3つのポイント

- ①防災性の高い持続可能なまちの将来像の検討
- ②ハード対策とソフト対策の両輪による取組の検討
- ③短期施策と中長期施策の組み合わせによる推進方策の検討

【解説】

前述の方向性を踏まえたまちづくりを進めるためには、以下の事項を検討して「災害に強いまちづくり計画」を作成することが必要です。

①防災性の高い持続可能なまちの将来像の検討

それぞれのまちの特性や課題を踏まえて、住民等と行政で共有できる、防災性の高い持続可能なまちの姿を描きます。人口減少、少子高齢化の実態を踏まえたコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造への転換、災害危険のあるエリアからの移転促進等、既存の都市構造や土地利用を見直す必要もあります。

都市計画マスタープランは概ね20年先の都市構造を位置付けて、都市づくりの方針を定めています。まず都市計画マスタープランに基づいて、まちの将来像を検討してみましょう。

②ハード対策とソフト対策の両輪による取組の検討

防災・減災対策は、施設整備等のハード対策と避難対策等のソフト対策を組み合わせる総合的に推進することが必要です。本章では計画策定に係るポイントや計画策定方法とともに、地域防災力向上や被災しても早期回復するまちづくりに係るポイント、計画検討時等のデータ活用に係るポイントを掲載しています。

③短期施策と中長期施策の組み合わせによる推進方策の検討

都市計画道路や防潮堤等のハード整備には長期間を要する事業が多くありますが、「人の命を守る」ための短期施策は直ちに着手する必要があります。中長期施策とともに事業期間が3～5年の短期施策を検討し、施策メニューとして体系化します（1.3～1.6頁参照）。

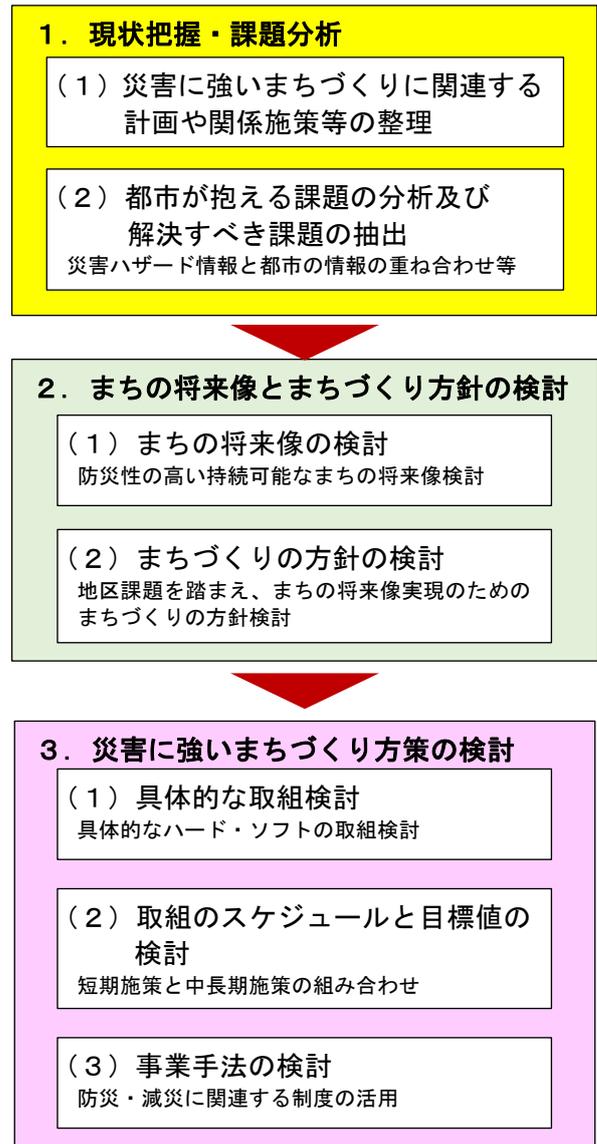


図 災害に強いまちづくり計画の策定フロー
(出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版を参考に作成)

注：この経過策定フローは、一般的なまちづくりに係る計画検討を行うときの手順を示したものです。立地適正化計画を初めて策定するときは、現況把握・課題分析の項目で災害ハザードの把握やリスクの高い地域等の抽出等を、防災以外の都市に係わる事項と一緒に検討します。防災指針のみを策定するときは、防災・減災に係る事項をこのフローに沿って検討していくことになります。



表 災害に強いまちづくり施策体系（例）〈地震・津波〉

基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー		
I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・津波避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	
		② 避難計画等の策定	短期	
	(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	
		② 避難困難地域の解消	短期	
		③ 避難経路の確保	短期	
	(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	短期	
		② 情報伝達方法の整備(二重化・多様化)	短期	
		③ 自主防災組織との連携	短期	
		④ 災害時要支援者等の支援	短期	
		⑤ 住宅・建築物・塀の耐震化・家具の固定化	短期	
		⑥ 南海トラフ臨時情報発表時の事前避難の検討	短期	
	(I-4)津波避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・誘導等の整備	短期	
		② 最短でつなぐ避難経路の確保	短期	
	II 地震・津波に強い都市構造の構築	(II-1)地震対策を必要とする施設対策	① 建物の耐震化の促進	短期
			② 空き家対策	中長期
			③ ライフラインの耐震化の促進	中長期
④ 盛土造成地及び埋立地の液状化対策			短期	
⑤ ため池の耐震化			中長期	
⑥ 地域防災拠点等の整備			中長期	
(II-2)津波対策を必要とする施設対策		① 避難所になる重要公共施設の再配置	中長期	
		② 災害弱者施設(保育園、高齢者施設等)の再配置	中長期	
		③ 建物のRC化による耐震化の促進	中長期	
		④ 宅地地盤の嵩上げ	中長期	
		⑤ 津波浸水対策	中長期	
		⑥ 堤防等の補強・機能強化	中長期	
		⑦ 漂流物対策	中長期	
		⑧ 海岸林対策	中長期	
		⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用	中長期	
(II-3)火災に強いまちの形成		① 密集市街地の解消	中長期	
		② 火災延焼防止帯の確保	中長期	
		③ 火災避難場所・経路の確保	短期	
		④ 住宅・建物等の不燃化・難燃化	中長期	
		⑤ 消防水利の確保	短期	
(II-4)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	中長期		
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	中長期		
(II-5)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	短期		
	② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫)	短期		
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	短期		
	④ 避難経路・緊急輸送道路の確保	中長期		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	
		② 消防団の充実・強化	短期	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	
		④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	短期	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期	
		② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流等)	短期	
		③ 企業との連携強化(防災協定)	短期	
		④ NPOとの連携	短期	
	(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	
		② 事業継続計画(BCP)の策定促進	短期	
		③ 職員の意識づくり	短期	
	(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	
		② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	短期	
		③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期	
		④ 災害廃棄物・海岸漂着物処理体制の検討	短期	
	IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期
② 事前復興計画の策定			短期	
③ 企業の事業継続計画(BCP)の策定促進			短期	



表 災害に強いまちづくり施策体系（例）＜洪水氾濫＞

令和5年度公表

基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー			
災害に強いまちづくり (ハードとソフトのベストミックス)	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	リスク回避
			② 避難計画等の作成	短期	リスク低減
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	リスク回避
			② 避難困難地域の解消(広域避難を含む)	短期	リスク回避
			③ 避難経路の確保	短期	リスク回避
		(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	短期	リスク低減
			② 情報伝達方法の整備(二重・多様化)	短期	リスク低減
			③ 災害時要支援者等の支援	短期	リスク低減
		(I-4)洪水避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期	リスク低減
	II 洪水に強い都市構造の構築	(II-1)洪水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	中長期	リスク回避
			② ライフラインの耐水化の推進	中長期	リスク回避
			③ 地域防災拠点等の整備	中長期	リスク回避
			④ 重要公共施設の再配置	中長期	リスク回避
			⑤ 災害弱者施設(保育園、高齢者施設等)の再配置	中長期	リスク回避
			⑥ 宅地地盤の嵩上げ	中長期	リスク回避
			⑦ 洪水浸水対策	中長期	リスク回避
⑧ 堤防等の補強・機能強化			中長期	リスク回避	
(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画		① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	短期	リスク低減	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	短期	リスク低減	
(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	短期	リスク回避		
	② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫の整備)	短期	リスク低減		
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	短期	リスク低減		
	④ 緊急輸送道路の確保	短期 中長期	リスク回避		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	リスク低減	
		② 水防団の充実・強化	短期	リスク低減	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	リスク低減	
		④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	短期	リスク低減	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期	リスク低減	
		② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流)	短期	リスク低減	
		③ 企業との連携強化(防災協定)	短期	リスク低減	
		④ NPOとの連携	短期	リスク低減	
	(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	リスク回避	
		② 事業継続計画(BCP)の策定促進	短期	リスク低減	
		③ 職員の意識づくり	短期	リスク低減	
	(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	リスク低減	
② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり		短期	リスク低減		
③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討		短期	リスク低減		
④ 災害廃棄物処理体制の検討		短期	リスク低減		
IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期	リスク回避	
		② 事前復興計画の策定	短期	リスク回避	
		③ 企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	短期	リスク低減	



表 災害に強いまちづくり施策体系（例）＜内水氾濫＞

令和7年度公表

基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー			
災害に強いまちづくり（ハード・ソフト両面の施策）	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	リスク回避
			② 避難計画等の作成	短期	リスク低減
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	リスク回避
			② 避難困難地域の解消	短期	リスク回避
	③ 避難経路の確保		短期	リスク回避	
	(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	短期	リスク低減	
		② 情報伝達方法の整備（二重・多様化）	短期	リスク低減	
		③ 災害時要支援者等の支援	短期	リスク低減	
	(I-4)水害避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期	リスク低減	
	II 内水に強い都市構造の構築	(II-1)浸水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	中長期	リスク回避
			② ライフラインの耐水化の推進	中長期	リスク回避
			③ 地域防災拠点等の整備	中長期	リスク回避
			④ 重要公共施設の再配置	中長期	リスク回避
			⑤ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置	中長期	リスク回避
			⑥ 宅地地盤の嵩上げ	中長期	リスク回避
			⑦ 浸水対策	中長期	リスク回避
(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画		① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	中長期	リスク低減	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	中長期	リスク回避	
(II-3)地域の孤立対策		① ヘリポートの整備	短期	リスク回避	
	② 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫の整備）	短期	リスク低減		
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	短期	リスク低減		
	④ 緊急輸送道路の確保	中長期	リスク回避		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	リスク低減	
		② 水防団の充実・強化	短期	リスク低減	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	リスク低減	
		④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	短期	リスク低減	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEX00との連携強化	短期	リスク低減	
		② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流）	短期	リスク低減	
		③ 企業との連携強化（防災協定）	短期	リスク低減	
		④ NPOとの連携	短期	リスク低減	
	(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	リスク回避	
		② 事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	リスク低減	
		③ 職員の意識づくり	短期	リスク低減	
	(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	リスク低減	
② 支援物資等の受け入れ態勢の検討		短期	リスク低減		
③ 災害廃棄物処理体制の検討		短期	リスク低減		
IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期	リスク回避	
		② 事前復興計画の策定	短期	リスク回避	
		③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	リスク回避	



表 災害に強いまちづくり施策体系（例）＜土砂災害＞

令和6年度公表

基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー			
災害に強いまちづくり（ハードとソフトのベストミックス）	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	リスク回避
			② 避難計画等の作成	短期	リスク低減
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	リスク回避
			② 避難経路の確保	短期	リスク回避
	II 土砂災害に強い都市構造の構築	(II-1)土砂災害対策を必要とする施設対策	① 建物の改修の推進	中長期	リスク回避
			② ライフラインへの被害防止対策の推進	中長期	リスク回避
			③ 大規模盛土造成地の対策の促進	中長期	リスク回避
			④ 地域防災拠点等の整備	中長期	リスク回避
	⑤ 重要公共施設の再配置		中長期	リスク回避	
	⑥ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置		中長期	リスク回避	
	⑦ 土砂災害対策		中長期	リスク回避	
	⑧ 土砂災害危険箇所対策等の推進		中長期	リスク回避	
	(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	短期	リスク低減	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	短期	リスク回避	
	(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	短期	リスク回避	
		② 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫の整備）	短期	リスク低減	
③ 確実な情報収集・提供手段の整備		短期	リスク低減		
④ 緊急輸送道路の確保		短期 中長期	リスク回避		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	リスク低減	
		② 消防団の充実・強化	短期	リスク低減	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	リスク低減	
		④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	短期	リスク低減	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期	リスク低減	
		② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流）	短期	リスク低減	
		③ 企業との連携強化（防災協定）	短期	リスク低減	
		④ NPOとの連携	短期	リスク低減	
(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	リスク回避		
	② 事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	リスク低減		
	③ 職員の意識づくり	短期	リスク低減		
(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	リスク低減		
	② 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期	リスク低減		
	③ 災害廃棄物処理体制の検討	短期	リスク低減		
IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期	リスク回避	
		② 事前復興計画の策定	短期	リスク回避	
		③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	リスク回避	



令和4年度公表
令和7年度改定

1-2 災害に強いまちづくりの基本認識

1-2-1 防災・減災の基本的な考え方（基本事項）

◆災害に強いまちを作るために考えておかなければならない基本事項

- ① 安全で確実な避難の確保
- ② 災害に強い都市構造の構築
- ③ 災害に強い組織・人・企業を作る
- ④ 事前復興まちづくりの準備

【解説】

①安全で確実な避難の確保

命を守るには「迅速な避難」が欠かせません。そのためには、短期施策として「安全で確実な避難の確保」が重要です。また、避難するために「災害に強い組織・人を作る」ことを合わせて行う必要があります。

②災害に強い都市構造の構築

災害に強いまちは短期的にはできません。まちづくりは長期的な視点を持ち、「災害に強い都市構造の構築」を行うとともに、「災害に強い組織・人を作る」ことを強化しなければなりません。

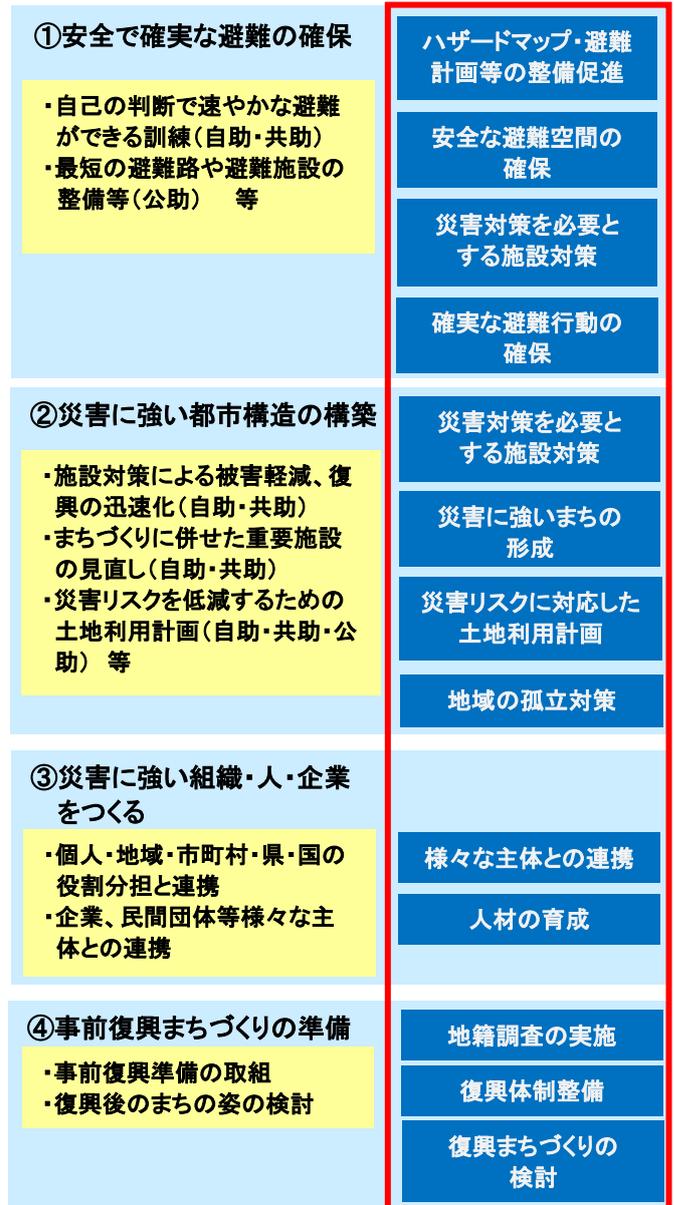
③災害に強い組織・人・企業を作る

命を守るための「迅速な避難」は地域住民が災害リスクを「自分事」として認識し、主体となって行う必要があります。また、災害に強い都市構造の構築には、地域住民の合意がなければなりません。そのためには、「災害に強い組織・人を作る」ことを進めなければなりません。また近年、広域的な災害が頻発化していることから、周辺自治体や企業、民間団体等様々な主体との連携を強化する必要があります。

④事前復興まちづくりの準備

予防としての減災のまちづくりとともに、被災しても早期に復旧・復興できるように、過去の災害課題や教訓を踏まえ、事前復興まちづくりの準備を行っておく必要があります。特に中部圏では産業機能の早期回復に向け、企業の施設・設備の災耐化やBCP策定等を進めていくことが必要です。

<具体的な考え方>



長期的・短期的施策を検討

図 防災・減災の基本的な考え方



1-2-2 土地利用の基本的な考え方

令和4年度公表

◆土地利用の基本的な考え方

- ①災害ハザードエリアへの新規立地を抑制
- ②災害ハザードエリアからの移転の促進
- ③居住エリアの安全確保

【解説】

①災害ハザードエリアへの新規立地を抑制

災害ハザードエリアのうち、災害発生危険性が高く甚大な被害が発生することが想定される区域（災害レッドゾーン）では、原則として開発を抑制します。

②災害ハザードエリアからの移転の促進

災害ハザードエリアに立地する既存の住宅や要配慮者利用施設等は、安全性が確保される区域への移転を促進します。また、都市機能や居住機能の誘導を図る区域では、災害レッドゾーンを原則として除外します。

③居住エリアの安全確保

災害ハザードを許容して都市機能や居住機能を誘導する場合は、避難路や避難地の確保、避難施設等の整備、警戒避難体制の整備等、防災・減災の取組方策を定めて、防災性を確保するためのまちづくりに取組みます。

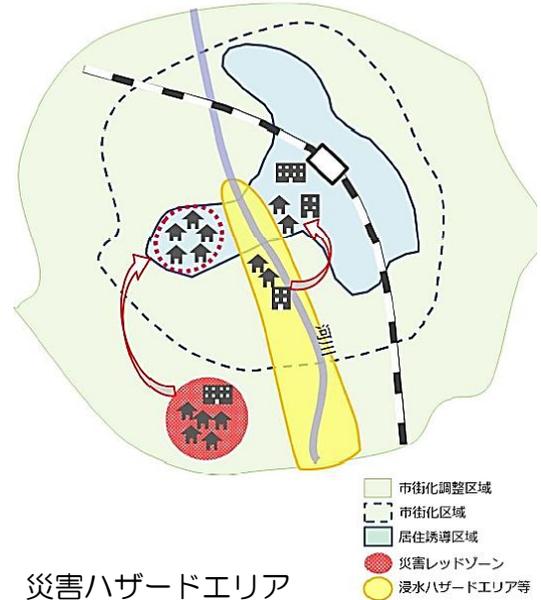


図 災害ハザードエリアからの移転のイメージ

（出典：国土交通省「移転の促進に関する制度」）

表 災害ハザード情報

ハザード	区域	外力規模・区域設定条件
洪水	浸水想定区域	○想定最大規模（区域、浸水深、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域） ○計画規模（区域浸水深） ○その他外力
	浸水実績図（区域、浸水深）	
雨水出水（内水）	雨水出水（内水）浸水想定区域	○想定最大規模（区域、浸水深、浸水継続時間、水深の時間変化） ○その他外力
	浸水実績図（区域）	
高潮	高潮浸水想定区域	○想定最大規模（区域、浸水深、浸水継続時間） ○その他外力
津波	津波浸水想定	○最大クラス（区域、浸水深）
	津波災害警戒区域（イエロー）	人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域
	津波災害特別警戒区域（オレンジ）	一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域
	津波災害特別警戒区域（レッド）	特別警戒区域内の区域であって市町村の条例で定める用途を制限
土砂災害	土砂災害警戒区域（イエロー）	土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域（政令で定める）
	土砂災害特別警戒区域（レッド）	警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域（政令で定める）

技術資料

国土交通省 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001348697.pdf



1-3 災害に強いまちづくり計画策定方法

1-3-1 災害に強いまちづくり計画策定のステップ

令和4年度公表

◆災害に強いまちづくり計画検討の前に必要な最初のステップ

- ①災害に強いまちづくりに関連する計画や関連施策の整理
- ②都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
- ③まちの将来像とまちづくり方針の検討

【解説】

災害に強いまちづくりの「基本認識」を踏まえた上で、立地適正化計画の防災指針の策定の手順を例に、「災害に強いまちづくり計画」の策定方法を、右に示したフローに従って解説します。

①災害に強いまちづくりに関連する計画や関連施策の整理

最初に災害に強いまちづくりに関連する既存の計画、防災・減災に関連する施策を収集・整理します。現在実施している計画だけでなく、過去に行った事業、他部署の計画や事業も把握します。

②都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出

次に、都市の現状を把握し、解決すべき防災課題を抽出します。人口や高齢化等の現状と推移、想定される災害種別等を分析し、想定される被害の大きさ、災害危険から懸念される区域の現状や将来の見通し等を重ね合わせて課題分析を行います。

③まちの将来像とまちづくりの方針の検討

課題の分析結果をもとに、目指すべきまちの将来像を設定します。このとき、防災以外の課題も合わせて検討し、安全で持続可能なまちの将来像を描きます。

設定したまちの将来像の実現に向けて実施する対応方策を検討し、まちづくりの方針とします。課題を解決するため、市街地全体に必要な対応、地区別に必要な対応を検討します。

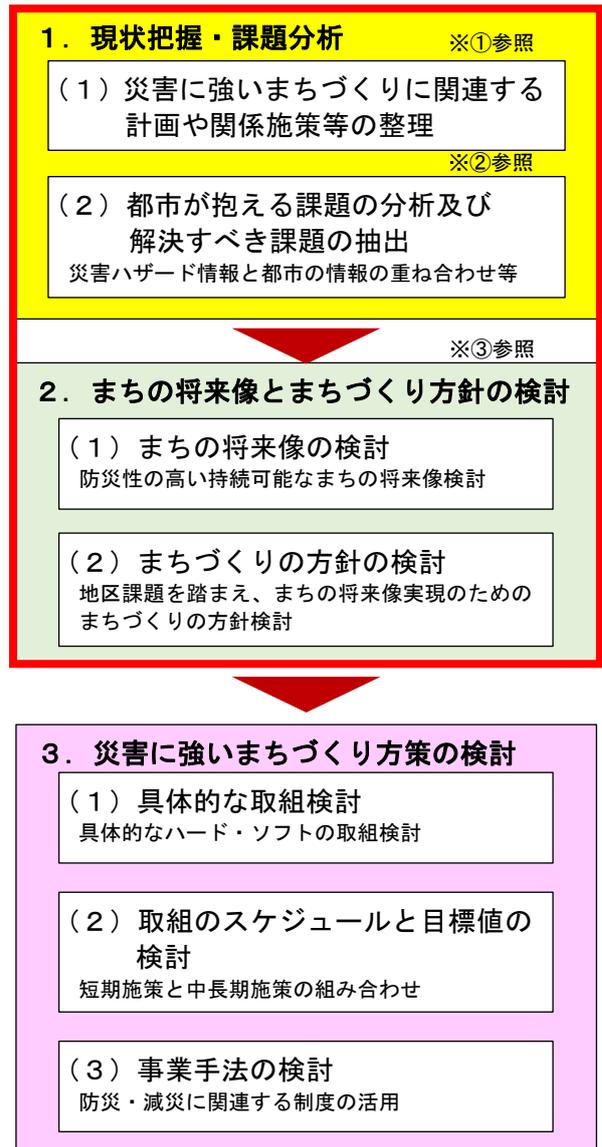


図 災害に強いまちづくり計画の策定フロー
(出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版を参考に作成)



令和4年度公表
令和7年度改定

1-3-2 計画策定の手順と着眼点

(1) 災害に強いまちづくりに関連する計画や関連施策等の整理

◆関連する計画や他部局の関係施策等の整理上のポイント

- ①他部局の計画の収集・整理
- ②人的特性、市街地特性の両方に係る現況を把握

【解説】

①他部局の計画の収集・整理

まちづくりや防災に関する計画だけでなく、公共交通、上下水道などのインフラ、雨水貯留等流域全体での治水対策、医療、福祉、産業等他部署の計画も収集・整理します。右に、収集・整理する計画の例を示します。



図 水田に雨水貯留機能を付与して治水対策への活用を図っている例

(新潟県新潟市 田んぼダム利活用促進事業)

(出典：国土交通省気候変動を踏まえた水災害対策小委員会第3回資料3「ハザード制御を中心としたハード対策について」令和2年3月)

表 災害に強いまちづくりに関連する計画や関連施策の整理で収集する関連計画の例

(出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版より抜粋)

分野	計画等の例
まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の総合計画 ・市町村マスタープラン ・都市計画区域マスタープラン ・地域公共交通計画 ・中心市街地活性化基本計画 ・住生活基本計画 ・賃貸住宅供給促進計画 ・空家等対策計画 等
防災	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画 ・河川整備計画 ・流域水害対策計画 ・国土強靱化地域計画 等
公共施設再編	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画 ・インフラ長寿命化計画 等
都市農業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域整備計画 等
緑	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画 ・低炭素まちづくり計画 ・地方公共団体実行計画（地球温暖化対策推進法） 等
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・連携中枢都市圏ビジョン、定住自立圏共生ビジョン 等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・地域森林計画 ・森林整備計画 ・国土利用計画、管理構想 等

②人的特性、市街地特性の両方に係る現況を把握

まちの災害危険や防災課題を分析、抽出するためには、人的特性と市街地の特性の両方の現況を把握します。人と物の特性を把握することで、それぞれの地区に起こりうる災害危険を分析することができます。

表 課題分析に向けて把握する現況データ例

項目	データ等の例
人的特性の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・人口（年齢別、昼夜間）、世帯数、高齢化率、将来人口 ・町内会、自主防災組織等のコミュニティ形成状況 等
市街地特性の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・地形や地形的変化、標高、地質 ・集落や市街地の形成変化 ・建築物の用途、構築、築年数 ・道路網、幅員 ・公園等オープンスペース ・既往災害、ハザードマップ 等

技術資料

国土交通省

立地適正化計画の手引き
(令和6年4月改訂)

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001741220.pdf



(2) 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出

◆防災課題の抽出上のポイント

- ①都市全体（マクロ的）の視点に立った分析
- ②地区（ミクロ的）の視点に立った分析

【解説】

①都市全体（マクロ的）の視点に立った分析

都市全体（マクロ的）の視点に立った分析とは、主要な災害の種別を把握することです。都市全体を俯瞰して、立地や地質、都市の成り立ち、既往災害等から災害特性を把握し、課題を抽出します。このとき、保有する様々な災害リスク情報を確認して検討します。災害リスク情報の収集にあたっては、災害の種別により情報を所管する部局が異なることに留意が必要です。市町村内の部局のほか、河川や下水道、海岸の管理者である国、県等との連携が重要となります。

②地区（ミクロ的）の視点に立った分析

地区（ミクロ的）の視点に立った分析とは、都市内の各地域において、具体的にどのような被害等が想定されるかを把握することです。都市全体で想定される主要な災害種別と、都市の人的特性、市街地特性を重ね合わせて地区レベルで起こりうる被害状況を検討します。この時、現状での災害リスクとともに、今後災害リスクが高まる事が見込まれる地区についても把握します。

こうして把握した課題を「課題図」にするとわかりやすくなります。



図 様々な災害リスク情報が閲覧できるハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」
 （出典：国土交通省 ハザードマップポータルサイト「ハザードマップポータルサイトの紹介」）

図 洪水と土砂災害のハザードを重ね合わせたマクロ的な災害リスクの把握例
 （出典：国土交通省 ハザードマップポータルサイト）

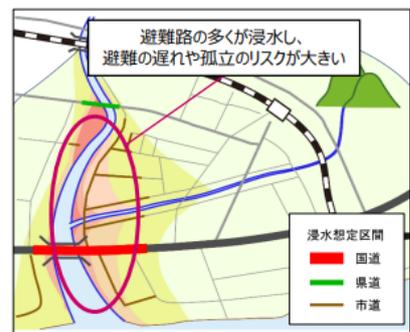
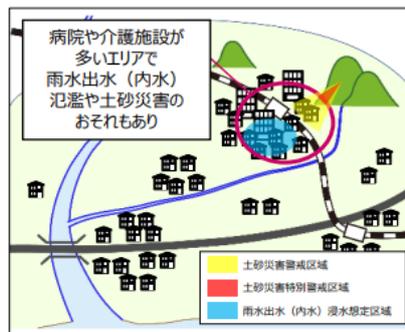
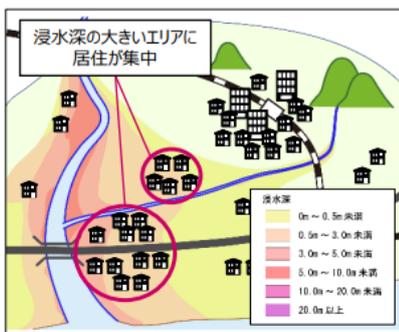
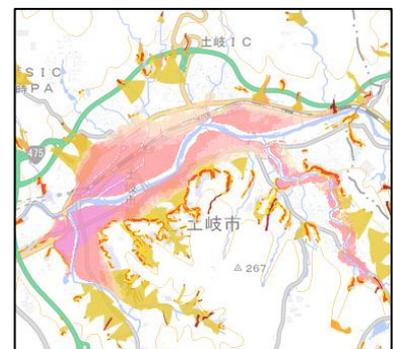
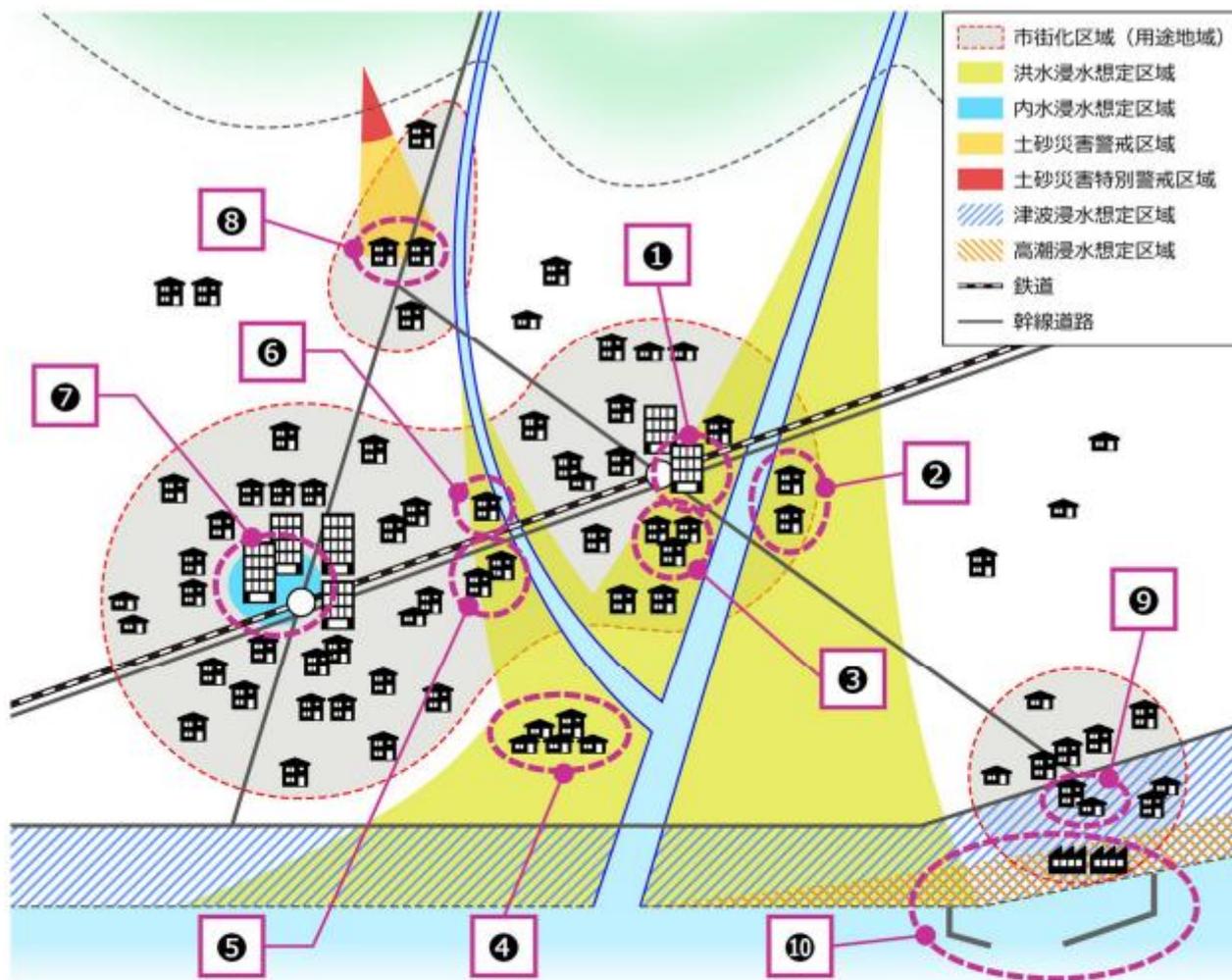


図 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせイメージ（ミクロ的分析イメージ）

（出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月）



No.	災害	課題
①	洪水	生活の拠点となる地域だが、一定の浸水リスクがある。
②	洪水	流速が出やすく、家屋倒壊等のおそれがある。
③	洪水	浸水深の大きな地域で住居進出が進んでいる。浸水到達時間が早く、浸水深が急激に深くなる可能性がある。
④	洪水	計画規模の洪水でも浸水深に対して建物階数が低く、垂直避難が困難な建物が多い。
⑤	洪水	浸水深は比較的浅いが、浸水継続時間が長い。
⑥	洪水	地域の人口規模に対して、避難所が不足している。
⑦	内水	まちの中心部で都市機能を誘導すべき地域だが、雨水出水（内水）氾濫のリスクが大きい。
⑧	土砂	がけ地付近で土砂災害のリスクが高いが、居住地として重要な場所となっている。
⑨	津波	津波浸水リスクがあり、高齢化が進んでいる。
⑩	津波 高潮	港湾において、津波及び高潮の浸水想定区域となっている。

図 ミクロ課題整理の例

（出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版）



(3) まちの将来像とまちづくりの方針の検討

◆まちの将来像とまちづくりの方針の検討のポイント

- ①防災・減災を明確に意識
- ②地区特性や持続性を意識

【解説】

①防災・減災を明確に意識

防災・減災に係る課題を踏まえ、まちの将来像と課題を解決するためのまちづくりの方針を検討します。防災・減災を明確に意識し、想定される様々な災害に対して被害を最小化する観点と、被災しても早期回復できる「事前復興」の観点から、対応方針を明らかにします。

特に津波による壊滅的な被害が想定される地域や土砂災害の危険性の高い地域では、都市構造を見直し、危険性の高いエリアへの土地利用の制限や、庁舎等防災拠点施設、要配慮者利用施設、住宅等の移転も検討する必要があります。

②地区特性や持続性を意識

まちづくりの方針を検討する際には、防災・減災と同時に、交通の利便性の向上や産業機能の向上、景観への配慮等、地区特性に応じた課題に照らした対応方針を検討します。人口減少・少子高齢化等の状況を見据え、地区の持続性や魅力向上、活性化に資する視点からも対応方針を検討します。

右に、延焼火災の防止と、歴史ある街並みを活かした中心市街地としての賑わい再生の両方を目指しているまちづくり事例を示します。



<まちづくりの方針設定事例>

(新潟県糸魚川市駅北地区 復興まちづくり計画)

【駅北地区の特性と被災前からの課題】

- ・ JR糸魚川駅北側に立地する糸魚川市の中心市街地
- ・ 加賀街道の宿場町として雁木のあるまちなみや酒蔵、割烹等歴史的資源が多く立地
- ・ 幅員4m未満の道路が多い
- ・ 間口が狭く奥行きが長い町屋風の木造家屋が密集
- ・ 昭和以降3回(昭和3年、7年、29年)も大火が発生
- ・ 人口減少、高齢化が進行
- ・ 廃業等により空き店舗が増加、商店街の活力低下

【大火の主な要因】

- ・ 南寄りの強風(最大瞬間風速27.2m/秒)による延焼拡大と飛び火(約4ha焼失)
- ・ 狭隘道路、木造家屋の密集、オープンスペースがないため被害が拡大
- ・ 過去の大火の経験の風化

【復興まちづくりの目指す姿】

- 安全で安心なまち
⇒ 火災や災害に強い都市基盤、住民同士の強いつながり
- 安らぎと緑のあるまち
⇒ 多世代が安らげる場として、緑のある快適なまち
- 歴史の風情が香るまち
⇒ 雁木や景観に配慮した調和のとれたまちなみを再生
- 歩きやすいまち
⇒ 生活道路と主要幹線道路との機能分担
- 住んでよし 訪れてよしのまち
⇒ 安心して心豊かに暮らせるコミュニティ、魅力的で個性あふれる商店街のにぎわい

<まちづくりの目標(キャッチフレーズ)>
カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川

<3つの方針>

- 方針①: 災害に強いまち
- 方針②: にぎわいのあるまち
- 方針③: 住み続けられるまち

(出典: 糸魚川市「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」平成29年8月から作成)



（４）災害に強いまちづくり方策の検討

◆災害に強いまちづくり方策検討のポイント

- ①ハードの取組とソフトの取組の組み合わせ
- ②短期対策と中長期対策の組み合わせ
- ③財源の確保

【解説】

ハード対策とソフト対策、短期対策と中長期対策の組み合わせの例として、下記解説に加え災害に強いまちづくり施策体系（例）（1.3～1.6 ページ掲載）を参考としてください。その他、国土強靱化に資する各自治体の取組事例集が公表されているため、取組検討の参考としてください。

①ハード対策とソフト対策の組み合わせ

幹線道路や橋梁、防潮堤等のハード整備とともに、警戒避難体制の強化や自主防災組織の育成等のソフト対策を組み合わせ、まちの将来像の実現に向けて実施する具体的な方策を検討します。

②短期対策と中長期対策の組み合わせ

実施すべき対策には、短期間で実施でき、整備効果が発現するものと、完成や効果を発現するまでに比較的時間を要するものがあります。このことを踏まえて短期対策と中長期対策を組み合わせる必要があります。

短期の取組は、命を守る・避難する視点で検討します。中長期の取組は、災害に強い都市構造の形成・住まいづくりの視点を加えます。また、短期から長期にわたり、継続した災害に強い人づくりの取組も必要です。

③財源の確保

都市計画道路をはじめとする都市の骨格を担う防災施設の整備については、その整備によって発現する防災機能を評価し、予算確保につながるよう施策の重点化を検討します。

また、国の補助事業の中から活用できる事業を選択し導入を検討します。その際には事業スケジュール、事業で実施する整備の目標値を併せて検討します。国の補助については、例えば、国土強靱化施策を支援対象とする関係省庁の補助事業のリストが内閣府 HP に公表されているので、参考としてください。

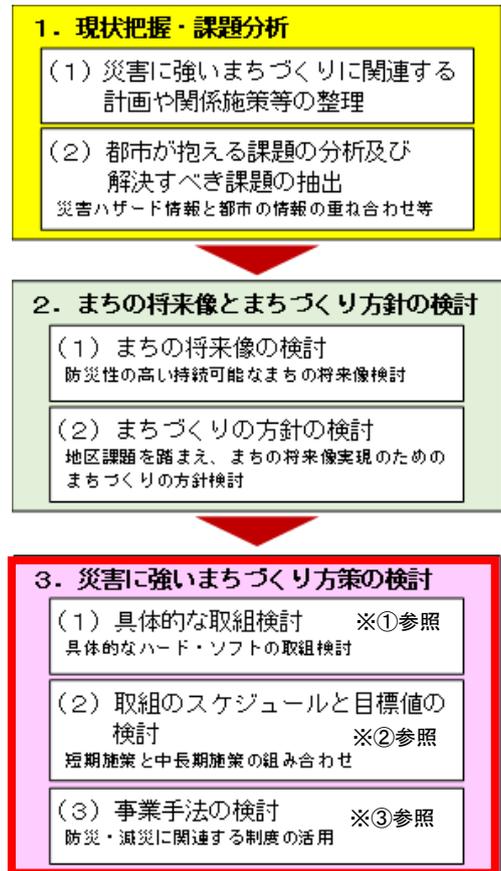
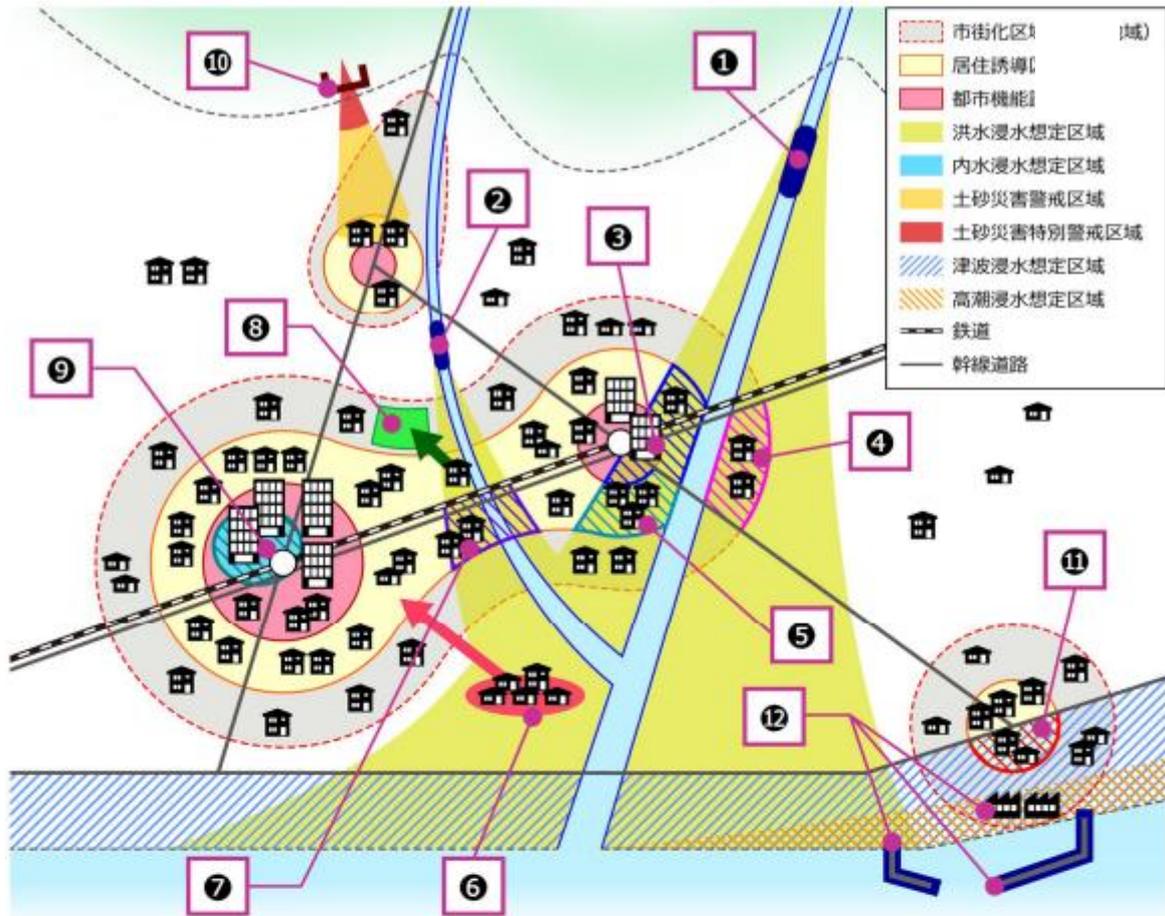


図 災害に強いまちづくり計画の策定フロー
（出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版を参考に作成）

技術資料

国土交通省	防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説	https://www.mlit.go.jp/common/001042838.pdf
内閣府	国土強靱化に資する各都道府県独自の施策・事業事例集 2024.6	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202406_todoufuken_jigyoujirei.pdf
内閣府	国土強靱化に資する各市町村独自の施策・事業事例集 2024.6	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202406_sityouson_jigyoujirei.pdf
内閣府	地方公共団体が取り組む国土強靱化施策を支援対象とする関係省庁の交付金・補助金メニューリスト（やりたいことから探すリスト）（令和6年7月）	https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/202408_menu_list.pdf



No.	災害	取組
①	洪水	河川整備（国）
②	洪水	河川整備（県）
③	洪水	マイ・タイムラインの作成や警戒情報発信システムの整備等による警戒避難体制の強化、浸水センサの設置、民間施設を活かした指定緊急避難場所の確保（協定の締結）
④	洪水	居住調整地域の指定による宅地化の抑制
⑤	洪水	宅地高上げや止水板の設置補助、居室を想定浸水深以上に設ける建築物の構造規制、地区防災計画の作成促進
⑥	洪水	居住誘導区域等権利設定等促進計画の作成、防災集団移転促進事業の検討
⑦	洪水	居室を想定浸水深以上に設ける建築物の構造規制、避難計画の見直し及び防災備蓄の強化
⑧	洪水	防災公園及び避難路の整備、避難計画の見直し
全体	洪水	流域治水プロジェクトに基づく広域連携（治水協定、広域支援・受援、情報共有等）の推進
⑨	内水	下水道（雨水幹線）の整備、雨水貯留施設の整備
⑩	土砂	砂防堰堤の整備（県）
⑪	津波	届出・勧告制度を活用した住宅の立地誘導（既に決定の居住誘導区域を見直し、指定を除外）、自主防災組織の結成促進・防災リーダーの育成支援
⑫	津波 高潮	海岸保全施設の強化（県）、津波避難ビルの整備、災害危険区域の指定
全体	災害全般	ハザードマップによる災害リスクの周知、防災アプリの普及促進

※災害リスク全般に共通する取組や都市全体を対象とした取組についても整理することが考えられます。ただし、誘導区域における被害の回避・低減の観点から、取組が抽象的な内容にとどまらないよう、関係部局と連携しながら災害リスクに応じた即地的な取組を検討することが重要です。

図 災害に強いまちづくりの将来像、地区ごとの取組方針の例
（出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和6年4月改訂版）



令和4年度公表
令和7年度改定

1-4 自助・共助の地域防災力の向上

◆自助・共助の地域防災力向上に向けたポイント

- ①地域の災害危険への住民等の理解の醸成
- ②災害に強いまちづくり計画策定への住民等の参加
- ③地区防災計画の作成の推進

【解説】

①地域の災害危険への住民等の理解の醸成

自助・共助の取組を進めるためには、地域で想定される災害リスクを、住民等が正しく認識し、「自分事化」することが必要です。

ハザードマップの配布や災害履歴に関する情報提供、防災学習の機会の提供等に取り組む、災害危険への認識と理解の醸成を進めます。災害危険に係る情報は多言語化しておく、外国人にも啓発することができます。

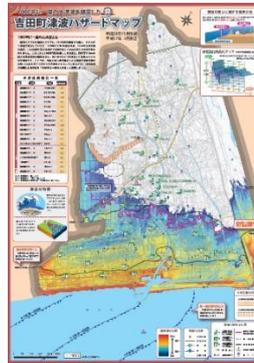


図 津波ハザードマップ
(出典：吉田町 HP「津波ハザードマップ」)



図 ポルトガル語とやさしい日本語の防災ガイドブック
(出典：公益財団法人愛知県国際交流協会 HP「防災チェックガイド」)

②災害に強いまちづくり計画策定への住民等の参加

災害に強いまちづくり計画の策定にあたり、まちづくり協議会等、地域住民の参画を得て検討する取組が多く見られます。

まちづくり組織の設置にあたっては、町内会からの推薦や公募、それらの組み合わせ、区内企業の参加など、住民意向や地域特性に合わせて構成を検討することが重要です。

③地区防災計画の策定の推進

地域住民が作成する防災計画として、地域コミュニティにおける共助を推進するための「地区防災計画」があります。

地区防災計画には、災害時の応急活動と日頃から取り組む防災活動を定めます。地域住民が話し合い、女性や高齢者、子育て世帯等様々な観点を取り入れて、地域のニーズに対応した計画とすることが重要です。

ステップ-1 計画準備

- 基本的な取り組み体制を整える
- 計画づくりに向けた機運を高める
- 計画の基礎となるリスクや課題を考える

ステップ-2 計画骨子作成・実施・検証

- 課題と対策を検討し、計画骨子をまとめる
- 計画骨子に基づく活動を展開する

ステップ-3 計画素案作成・運用

- 計画素案を策定し、運用方法を考える

ステップ-4 市区町村への提案

- 計画素案を提案する

図 地区防災計画作成のステップ
(出典：内閣府「地区防災計画モデル事業報告—平成26～28年度の成果と課題—」平成29年3月 から作成)

技術資料

内閣府	地区防災計画ガイドライン ～地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化に向けて～（平成26年3月）	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf
内閣府	地区防災計画の素案作成支援ガイド～地方公共団体の職員の方々へ～（令和2年3月）	http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/sieguide.pdf



【参考】災害を自分事化し、取組主体を増やす～「流域治水」の取組推進

あらゆる関係者が協働して、流域全体の水害を軽減させる取組を推進する治水対策が「流域治水」です。

住民や企業等が自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え、主体的に行動することに加え、さらに視野を広げて、流域全体の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させていく必要があります。

住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討するため、国土交通省は「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置しました。検討会では、住民等が災害リスクを自分事として捉え、防災に係る取組を行えるようにするためのプロセス・考え方を整理しました。流域治水に限らず全ての災害ハザードに通じる内容になるため、参考としてください。

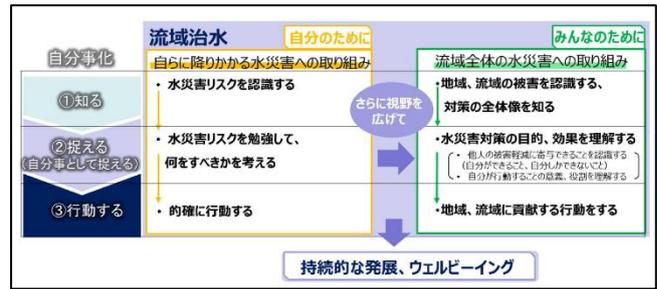


図 水災害の自分事化へ向けた概念整理

(出典：水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして)

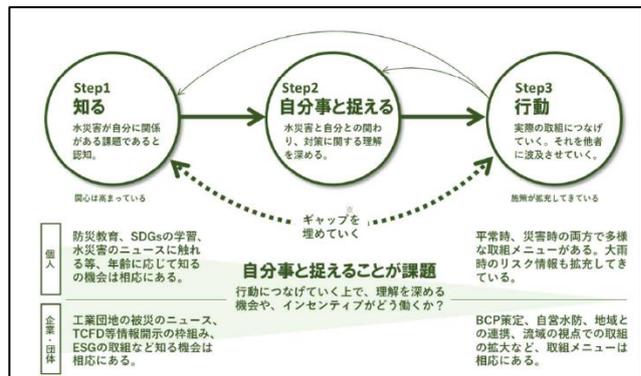


図 流域治水推進上の課題

(出典：水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして)

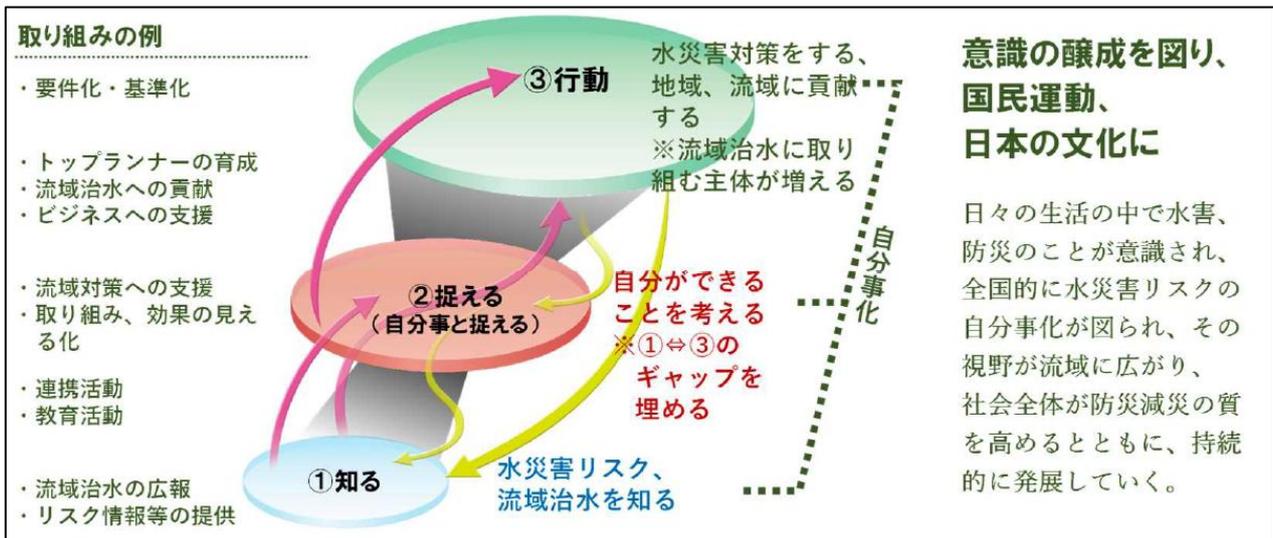


図 流域治水に取り組む主体を増やすための取組方針

(出典：水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして)

技術資料

水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会

水災害を自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす 総力戦の流域治水をめざして (令和5年8月)

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/suigairisk2/pdf/honbun.pdf

1-5 早期回復するまちづくり

◆地震に対する早期回復するまちづくりのポイント

- ①仮設期の住まいの事前確保
- ②事前復興計画等の検討
- ③事前復興まちづくり計画の検討

【解説】

①仮設期の住まいの事前確保

「仮設期の住まい」とは、住宅を失った被災者が避難所を出てから恒久住宅に移行するまでの間の住まいのことで、建設型応急住宅のほか、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の借上げ(賃貸型応急住宅)も含まれます。

仮設期の住まいへの対応については、早期の避難所解消に向けた迅速な対応が求められることから、平時から事前にできることは準備しておくことが非常に重要です。

②事前復興計画等の検討

被災しても早期に復興できるよう、復興事前準備に取り組む必要があります。事前復興計画を策定するには、次の5つの事項を検討する必要があります。

1. 復興体制の検討
2. 復興手順の検討
3. 復興訓練の実施
4. 基礎データの事前整理・分析
5. 復興における目標等の検討

事前復興計画は上記事項を総合的に定めた計画です。策定過程では、基礎データの事前整理・分析により得られたまちの課題を市内や地域住民と共有しておくことが重要となります。特に地域住民の参加を得て行うことにより、被災後の復興の加速化が期待できます。

③事前復興まちづくり計画の検討

前述の「復興計画」が被災した地域全体での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた計画であるのに対し、「復興まちづくり計画」は被災地全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に

表 仮設期の住まいづくりに係る
平時の段階的な取組イメージ

段階	賃貸型応急住宅	建設型応急住宅
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や被害想定に応じた戦略設定 ・市町村の役割確認、体制整備 ・必要戸数、活用可能戸数を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や被害想定に応じた戦略設定 ・市町村の役割確認、体制整備 ・必要戸数把握、建設用地の確保及び敷地情報リスト作成
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内相談窓口設置を想定、具体的な設置場所等を検討 ・庁内での相談や入居受付の実施を想定し、県との協議のもと審査手順等を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設用地の地域・地区別の過不足の確認 ・民有地を含めた更なる確保 ・団地毎の配置計画図の作成 ・コミュニティに配慮した入居方法の検討、第1期発注団地の設定等
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・県との調整のもと市町村の事項に関する運用マニュアル準備、庁内担当課にて情報共有 ・マニュアルに基づいたシミュレーション訓練に参加、県、不動産関係団体との役割分担を確認、市町村にて実施する作業内容を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・団地特性等を踏まえ福祉機能等の併設が必要となる拠点団地の設定 ・コミュニティに配慮したモデル配置計画図等の作成等 ・地元自治会や関係機関との協議や検討、各種書類や様式の準備等 ・継続的かつ毎年度の研修・訓練の実施 ・モデル地区における住民と協働のシミュレーション実施

(出典：国土交通省中部地方整備局「令和元年度改定版 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン」から作成)



関する実施方針、土地利用方針等をとりまとめた計画となります。災害発生後に策定される復興計画の中では、被災市街地の再生を行うための計画として位置付けられています。(右図参照)。

事前復興計画の検討により復興体制や復興手順、基礎データの整理・分析にとどまらず、具体的な復興まちづくりの目標や実施方針、復興まちづくりをイメージした目標像の事前検討は、実際に被災した場合でも、被災したまちにとって適正な規模や内容の復興まちづくり計画の検討、計画策定期間の短縮、復興まちづくり事業の早期着手が可能となると考えられます。被災市街地の早期復興は、災害による人口流出の抑制につながることも期待できます。

事前復興まちづくり計画の検討を進めるにあたっては、以下の3つの対応が重要です。

1. 様々な被害に柔軟に対応できるように、災害の規模、発生頻度に応じた被害想定を行う
2. 復興まちづくりの目標や実施方針等の検討、整理を行う際には、被害想定に応じて選択肢を設ける
3. それぞれの市町村や地域の状況に応じて事前に復興まちづくりを検討する取組みを創意工夫する

また、復興まちづくりの目標や実施方針の検討プロセスにおいて把握される、目標の実現に向けた課題への対応策を整理し、平時から課題解決に取り組むことが重要です。右表に事前復興まちづくり計画の記載内容を示します。

【災害発生後に策定された復興計画の例】

令和3年7月豪雨により甚大な土砂災害が発生した静岡県熱海市の「熱海市伊豆山復興計画」は、「復興基本計画」と「復興まちづくり計画」で構成されています。

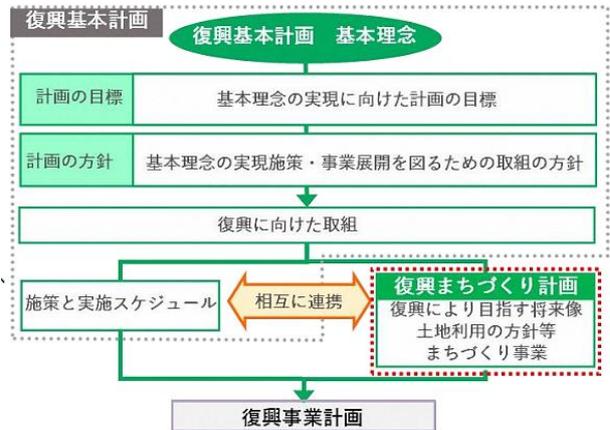


図 熱海市伊豆山復興計画の構成

(出典：熱海市「熱海市伊豆山復興まちづくり計画」令和4年9月)

表 事前復興まちづくり計画の記載内容

項目	想定される記載内容の例示
① 検討の前提となる被害想定やまちの課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性と想定される被害の分布、規模等の整理 ・ 復興時の市街地整備等の課題
② 復興まちづくりの目標・実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の全域の復興まちづくりの目標 ・ 基本的な考え方（人口や事業規模） ・ 将来の都市構造 ・ 復興まちづくりの方針 ・ 分野別の復興まちづくりの方針
③ 目標の実現に向けた課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標を実現するための課題
④ 課題解決のための方策	<p>事前に決めておくべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制に関わること ・ 手順に関わること ・ 復興まちづくりの工程に関すること（長期間にわたることへの対応、応急仮設住宅用地の確保等）
	<p>事前に実施すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員の能力向上に関わること（職員訓練） ・ 住民との合意に関わること（住民との復興訓練等） ・ 基礎データの整備に関すること（地籍調査等） ・ 防災・減災対策

(出典：国土交通省「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」令和5年7月)

技術資料

国土交通省 中部地方整備局	令和元年度改定版 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくりガイドライン（令和2年3月）	https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/guidelines.htm
国土交通省	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン（平成30年7月）	https://www.mlit.go.jp/common/001246099.pdf
国土交通省	事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（令和5年7月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634544.pdf



1-6 災害に強いまちづくりへのデータの活用

◆災害に強いまちづくりへのデータの活用のポイント

- ① データを活用する目的の明確化
- ② 3Dデータを活用した災害リスクの情報発信

【解説】

① データを活用する目的の明確化

近年、デジタル化の動きが加速するなか、新技術等の活用により様々なデータの取得や分析が容易になってきました。

データを活用する時は、まちづくりにおける目標達成や課題解消など「目的」を明確にすることが重要です。そのうえで、「どのようなことを把握したいか」「把握したいことはデータを活用することで効率化できるのか」など、データを活用する目的を明確にしていきます。例えば、地元住民・来訪者の別に必要な避難空間や整備すべき避難路の検討を行うことを目的とする場合、活用するデータとして駅周辺のエリアでのピーク時間等における居住地別の滞留人口数のデータなどが考えられます。

② 3Dデータを活用した災害リスクの情報発信

災害に関するリスク情報を3次元に表示することで、災害危険をより具体的に認識することができます。国土交通省では、全国の3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化プロジェクト「PLATEAU（プラトー）」を推進しています。

PLATEAUでは、3D都市モデルを用いて災害リスクを三次元的に可視化することで、右の図のように災害リスクの3D化や時系列での災害進行シミュレーションの実施等、対策検討を支援しています。

表 必要なデータの取得先の事例

取得先	新たな技術・データ
政府統計の総合窓口 (e-Stat)	・各府省等が公表する統計データ、公表予定、調査票項目情報などの各種統計情報を、インターネットを通じて利用できる。 https://www.e-stat.go.jp/
e-gov データポータル	・各府省の保有データをオープンデータとして利用できるほか、地方公共団体や独立行政法人のオープンデータサイトを紹介している。 https://www.data.go.jp/
国土数値情報	・地形、土地利用、公共施設、道路等国土に関する基礎的な空間情報データベースであり、GISデータ等を無償で提供している。 https://nlftp.mlit.go.jp/index.html
全国総合交通分析システム (NITAS)	・総合的な交通体系を評価・分析するにあたって必要となる「交通サービス水準」(移動時間・費用)を定量的把握するツール。 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000021.html
地域経済分析システム (RESAS)	・地域経済に関する官民の様々なデータ及びグラフを地方公共団体単位でテーマごとに集計・整理。地図上でのデータ表示のほか、テーマ別の分析ツールも提供している。 https://resas.go.jp
国土交通データプラットフォーム	・国土、経済活動、自然現象に関するデータを検索、表示、ダウンロードが可能。国や自治体施設の維持管理情報(橋梁やトンネルなどのインフラ諸元や点検結果に関するデータ)や国土地盤情報を同一の基盤地図で表示。 https://www.mlit-data.jp/#/
G空間情報センター	・民間データについて、見積・購入、メタデータ(データ属性)の取得ができ、官民データ連携のハブとして機能。 https://www.geospatial.jp/

(出典：国土交通省都市局「データを活用したまちづくり 取組のヒントと事例」令和3年3月)より作成



図 岐阜駅周辺の浸水状況3D化

(出典：国土交通省「PLATEAU」HP)



図 垂直避難可能ビルの可視化

(出典：国土交通省「PLATEAU」HP)

技術資料

国土交通省	データを活用したまちづくり 取組のヒントと事例(令和3年3月)	https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001479261.pdf
国土交通省	PLATEAU	https://www.mlit.go.jp/plateau/



1-7 防災性の向上を示す指標の設定

◆防災性の向上を示す指標の設定のポイント

- ①災害に強いまちづくりの目標と取組に沿った指標の検討
- ②ハード・ソフト両面の評価指標の設定

【解説】

①災害に強いまちづくりの目標と取組に沿った指標の検討

災害に強いまちづくり計画を策定する目的は、計画に基づく施策を実施することによりまちの防災性を高めていくことです。そのため、防災課題解決のための施策・誘導方針により目指す目標と、目標達成により期待される効果を定量化することが重要となります。設定した目標と効果を定量化し把握することで、施策の進捗を管理することができ、計画の見直しにつなげることができます。

右の表に防災性向上に関する評価指標の例を示します。災害に強いまちづくり計画で掲げた目的とその実現に向けた取組の方向性に沿って評価軸を設定し、指標を検討します。また地域防災計画等関連する計画との連携・整合を図ります。

②ハード・ソフト両面の評価指標の設定

災害に強いまちづくり計画にはハード施策とソフト施策の両方の施策が位置付けられます。総合的な施策評価に向けてハード・ソフト両面の評価指標を設定し、施策の推進を図ることが重要です。右に既定の立地適正化計画において防災性向上に係る目標値を設定している指標事例を示します。国勢調査や都市計画基礎調査データ等を活用した定量的指標とともに、市民アンケート調査による満足度指標も設定されています。

表 防災性向上に係る評価指標の例

目的 災害や事故等による被害を受ける危険性が少ない街を実現すること		
	評価軸	評価指標の例
取組の方向性	■安全性の高い地域への居住の誘導 ー災害危険性の少ない地域等に適切に居住が誘導されていること	✓ 防災上危険性が懸念される地域に居住する人口の割合
	■歩行環境の安全性の向上 ー都市内において安全な歩行者環境が確保されていること	✓ 歩行者に配慮した道路延長の割合 ✓
	■市街地の安全性の確保 ーオープンスペースの適切な確保など、市街地の災害や事故に対する安全性が確保されていること	✓ 公共空間率 ✓ 最寄り緊急避難場所までの平均距離 ✓ 人口あたりの交通事故死者数
	■市街地の荒廃化の抑制 ー空き家等が減少し、荒廃化や治安悪化が抑制されていること	✓ 空き家率

(出典：国土交通省都市局「都市構造の評価に関するガイドブック」平成26年8月) から抜粋

表 既定の立地適正化計画に掲載されている防災性向上に係る指標事例

自治体	目標値を設定している指標
岩手県二戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居住誘導区域内の人口密度 ・ 避難施設・公共施設の移転実績
岐阜県各務原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民満足度調査における「防犯、防災体制が整った安全なまち」と思う回答者の割合
熊本県熊本市 「防災指針の具体的な取組の目標値」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の建築物の建替数 ・ 公共下水道雨水事業(重点6地区)の完了 ・ 2河川についての現河川整備計画の完了 ・ 避難確保計画の作成率 ・ 自宅周辺の浸水リスクの認知度 ・ 指定避難場所の認知度 ・ 耐震適合性を有する基幹管路(上水道)の割合 ・ 耐震化済み下水道管渠の割合
熊本県熊本市 「防災視点の強化に関する目標値」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画規模時の洪水浸水想定区域内の居住人口 ・ 校区防災連絡会などの設立割合 ・ 地域版ハザードマップの作成割合
愛知県東海市 「防災指針の目標値」※国土強靱化地域計画と整合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水ポンプ場耐震化率 ・ 浸水ハザードマップの作成率 ・ 地域防災訓練の参加者数 ・ 土砂災害対応訓練の実施回数

(出典：各自治体の立地適正化計画から作成)

技術資料

国土交通省	立地適正化計画作成の手引き別冊「立地適正化計画の目標・KPI 事例集」(令和4年7月)	https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001494173.pdf
国土交通省	都市構造の評価に関するハンドブック(平成26年8月)	https://www.mlit.go.jp/common/001104012.pdf

【計画編：第2章】 地震に強いまちづくり



2-1 中部圏で想定される地震被害

◆中部圏で想定される地震被害

- ①室内の被害
- ②建物や構造物等の損壊・倒壊
- ③延焼火災
- ④地盤の液状化や急傾斜地等の崩壊
- ⑤交通機能の途絶やライフライン機能の停止による被害

【解説】

①室内の被害

強震による家具や什器等の転倒や、コピー機等重量のある機器の移動や転倒、窓ガラスの飛散、天井等非構造部材の損壊等により、人的被害が発生します。また、ビルやマンション等では、エレベーターの閉じ込めも発生します。

②建物や構造物等の損壊・倒壊

強震により建築物や構造物が損壊します。特に昭和55年以前に建築された木造住宅は耐震性が低く倒壊の危険性が高くなります。ブロック塀の倒壊による犠牲者も発生しています。道路や鉄道等の交通施設や河川堤防や防潮堤等の土木構造物も損壊することが想定されます。

③延焼火災

火気器具からの出火や電気設備の破損等により火災が発生することがあります。木造建物が密集した市街地では、同時多発的な火災の発生や延焼が拡大する危険性が考えられます。

④地盤の液状化や急傾斜地等の崩壊

地盤の液状化により建物や上下水道の配管等が被害を受けます。強震により擁壁崩壊や急傾斜地、崖地の崩壊、地滑りなどの地盤災害が発生し、集落が孤立することも想定されます。

⑤交通機能の途絶やライフライン機能の停止による被害

地震により公共交通が停止するため、帰宅困難者が発生します。

また、道路、電力、通信、上下水道、ガス、など社会生活を支えるライフライン被害は、被災後の応急復旧や産業復旧等に大きな影響を及ぼします。

表 震度7での建物の全壊率（出典：内閣府公表資料）

築年数	構造	全壊率
昭和55年以前	木造建物	90%以上
昭和56年以降	木造建物	60%未満
	非木造建物	約20%

【防災上危険な密集市街地の特徴】

- ①狭小な敷地に高密度に建築物が建ち並ぶこと
- ②地域内の道路・公園等の公共施設が不十分なこと
- ③老朽木造建築物が多く存在すること



液状化被害の様子
（北海道胆振東部地震 札幌市清田区）
（出典：内閣府「令和元年度 防災白書」）



2-2 地震に強いまちづくりのポイント

2-2-1 建築物や構造物の耐震化によるまちづくり

令和4年度公表

◆建築物や構造物の耐震化によるまちづくりのポイント

- ①建築物の耐震化による人的被害防止
- ②建築物や構造物等の耐震化による道路閉塞の防止
- ③長期計画の策定による構造物の耐震化の推進

【解説】

①建築物の耐震化による人的被害防止

地震時には、建築物の倒壊や室内の家具類の転倒等により人的被害が発生しています。建築物の耐震化の実施、家具止めや窓ガラスの飛散防止等の室内の安全化を徹底しておくことが重要です。

②建築物や構造物等の耐震化による道路閉塞の防止

建築物やブロック塀、電柱等の倒壊は、道路閉塞を引き起こし、初期消火や避難等の応急活動の阻害の要因になります。建築物等の耐震化、電線類の地中化等により道路の通行機能を確保し、防災活動を行うことができるまちづくりが必要です。

③長期計画の策定による構造物の耐震化の推進

道路や橋梁、上下水道施設等のインフラ施設、ため池等の多くは整備されてから数十年が経過しており、耐震化、長寿命化が必要とされています。これらの施設の整備を実施するには長期に渡る予算の確保が必要です。インフラ施設の耐震化は、長期計画を策定し、計画的に推進することが必要です。

＜中部圏の自治体の構造物の整備を進める上での工夫点＞（令和元年度アンケート調査結果から抜粋）

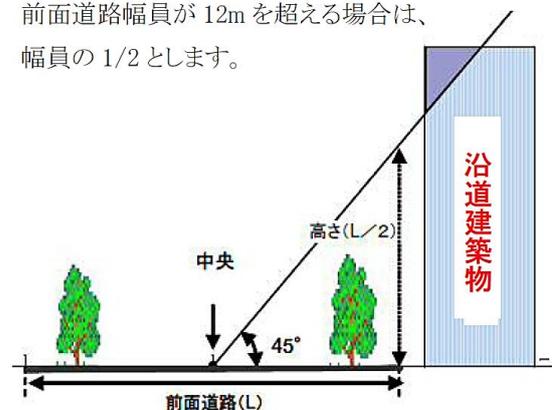
- ・ 予算確保のために国や県の補助事業を活用している
- ・ 施設等の整備に対する優先順位を決定し、予算の平準化を行っている
- ・ とりまとめ課（都市計画部局）と事業実施課（防災、建設部局）で連携体制を確立し、庁内で随時打合せを実施している

＜道路閉塞を防ぐために

政令で定められている建築物について＞

道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。



道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。

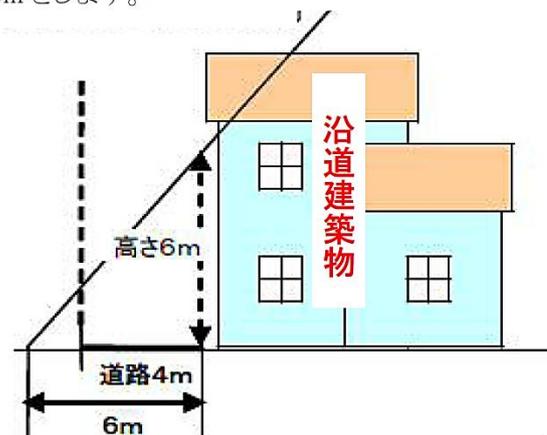


図 地震によって倒壊した場合、敷地に接する道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物

（出典：愛知県「愛知県建築物耐震改修促進計画 ーあいち建築減災プラン 2020ー」）



2-2-2 延焼火災の危険性のある地域のまちづくり

令和4年度公表

◆延焼火災の危険性のある地区のまちづくりの検討ポイント

- ①燃えない空間を確保する
- ②消防活動ができる空間と水利を確保する
- ③延焼火災時の避難場所は2キロ圏内のオープンスペースを設定

【解説】

①燃えない空間を確保する

地区の延焼火災の危険性は不燃領域率を指標として確認します。

不燃領域率は、地区内の耐火建築物の建築面積や公園や道路等の面積等で算出されます。70%以上となると、ほとんど燃え広がらない市街地として評価できます。木造建築物の準耐火建築物や耐火建築物への建て替え促進、公園や幅員6m以上の道路等燃え広がらない空間を確保していくことが、延焼火災の危険性の低減につながります。

②消防活動ができる空間と水利を確保する

震災時に消防車が通行できる道路の幅員は6m以上とされています。震災時に有効な消防水利は幅員6m以上の道路に近接した耐震性貯水槽や消火に利用できる河川、プール、ため池等となります。また、消防活動が容易にできる範囲とは、消防車登載ホース延長を200m（20m/本×10本）と想定してホースの屈曲を考え、消防水利から140m以内の区域とします。

道路、水利、ホースの届く範囲から、消防活動が困難と考えられる区域が発生しないよう、道路ネットワークと水利の確保を検討します。

③延焼火災時の避難場所は2キロ圏内のオープンスペースを設定

延焼火災時の避難場所は、高齢者の歩行限界距離などから2km圏内が望ましいとされています。また、避難場所は必ずオープンスペースを設定します。

<不燃領域率の算定方法>

$$\text{不燃領域率} = \text{空地率} + (1 - \text{空地率} / 100) \times \text{耐火率}$$

- ・空地率：対象とする地区面積のうち空地面積の占める割合
ただし空地面積は短辺または直径40m以上かつ面積1500㎡以上の水面、公園、運動場、学校、一団地の施設等の面積と幅員6m以上の道路面積の合計
- ・耐火率：全建物の建築面積のうち、耐火建築物が占める割合

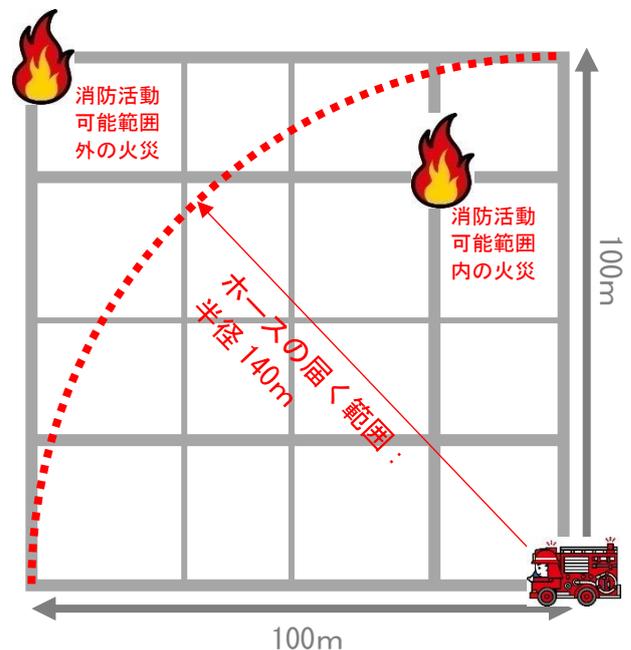


図 消防車のホースの届く範囲
(イラスト出典：総務省消防庁「広報素材」)

技術資料

都市防災実務
ハンドブック
編集委員会

改定 都市防災実務ハンドブック
震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き
(平成17年2月20日発行)

推薦：国土交通省都市・地域整備局都市防災対策室
発行所：ぎょうせい



2-2-3 宅地の液状化対策が必要な地域のまちづくり

令和7年度公表

◆宅地の液状化対策が必要な地域のまちづくりの検討ポイント

- ①液状化発生傾向の概略把握
- ②宅地の液状化被害リスクの周知
- ③事前対策（ハード事業）の推進

【解説】

①液状化発生傾向の概略把握

地域全体の液状化による危険性を把握することを目的に、液状化の発生傾向の強弱を相対的に示した「地形区分に基づく液状化の発生傾向図」が全国で公表されています。「地域内のどのような場所で液状化の発生傾向が強くなるのか」を把握する際に参照してください。

②宅地の液状化被害リスクの周知

国は「リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き」を作成しており、それに基づき自治体が液状化ハザードマップを作成し、宅地の液状化被害リスクを周知していくことが望ましいです。この液状化ハザードマップを活用して、住民・事業者・行政間で事前の備えを共に考え、対策を進めるためのリスクコミュニケーションを行うことが重要です。

③事前対策（ハード事業）の推進

液状化が発生すると噴砂や路面の陥没等により人的被害や建物被害、安全な避難への支障が生じる可能性があるため、事前対策を進める必要があります。対策には「個別宅地の事前対策」、「公共施設の液状化対策」、「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」があります。「公共施設と宅地の一体的な液状化対策」に対しては、「宅地液状化防止事業」による国の補助を活用することができます

（右図参照）。液状化対策工法としては、地盤改良、地下水位を下げる工法、格子状の連続壁を地下に造成する工法等があります。

○宅地液状化防止事業

宅地と一体的に行われる道路等の公共施設の液状化対策事業に要する費用の一部を補助。

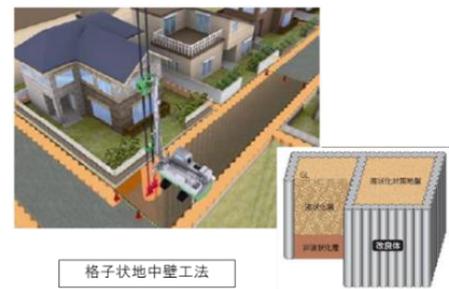
事業要件：

- ①当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ②変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

事業主体：地方公共団体、宅地所有者等（間接補助）
 交付対象：宅地と一体的に行われる公共施設の液状化防止工事に要する設計費及び工事費



地下水水位低下工法



格子状地中壁工法

技術資料

国土交通省 都市局 都市安全課	液状化ハザードマップを活用したリスクコミュニケーションの方法に関するマニュアル（令和4年4月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001470844.pdf
	リスクコミュニケーションを取るための液状化ハザードマップ作成の手引き（令和3年2月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001410647.pdf
	市街地液状化対策推進ガイダンス（令和元年6月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001470556.pdf



2-2-4 防災活動を行うことのできるまちの整備

令和4年度公表

◆防災活動を行うことのできるまちづくり計画の検討ポイント

- ①幅員 6m以上の道路ネットワークの形成
- ②地域住民の防災活動拠点の整備
- ③防災活動の主体となる地域住民の活動を支援

【解説】

①幅員 6m以上の道路ネットワークの形成

地震による被害を軽減するための取組として、家屋やブロック塀等の耐震化により倒壊や延焼火災を防止するとともに、避難や救助、消防活動を行うことのできる動線となる道路ネットワークを形成することが必要です。

阪神・淡路大震災の経験から、災害時に人の通行が容易となり、車両も通行できる可能性がある道路の幅員は6m以上であることが確認されています。震災時の消防活動が困難と考えられる区域が発生しないこと、地区内から周辺の幹線道路へのつながり等を考慮して、道路ネットワークの形成を検討します。

②地域住民の防災活動拠点の整備

市街地で防災活動を行うには、動線となる道路ネットワークの整備とともに、防災活動の拠点となる公園や広場の整備が必要です。延焼火災危険の高い地区では、小規模な公園や広場でも、延焼を遅延させる効果も見込めます。また、このような公園等は、地域住民の共助による防災活動拠点となります。そのため、公園等や消防水利の不足状況とともに、町内会等地域コミュニティの状況も考慮して地域住民の防災活動拠点の整備を検討します。

③防災活動の主体となる地域住民の活動を支援

道路や公園等のハード整備を行うと同時に、これらの施設を活用して防災活動に取り組むことができるよう、地域防災力の向上が必要です。

計画当初から住民参加を得ることによりハード整備の理解が醸成されます。また、住民を対象とした防災講座やワークショップの開催等により、防災力の向上を支援します。

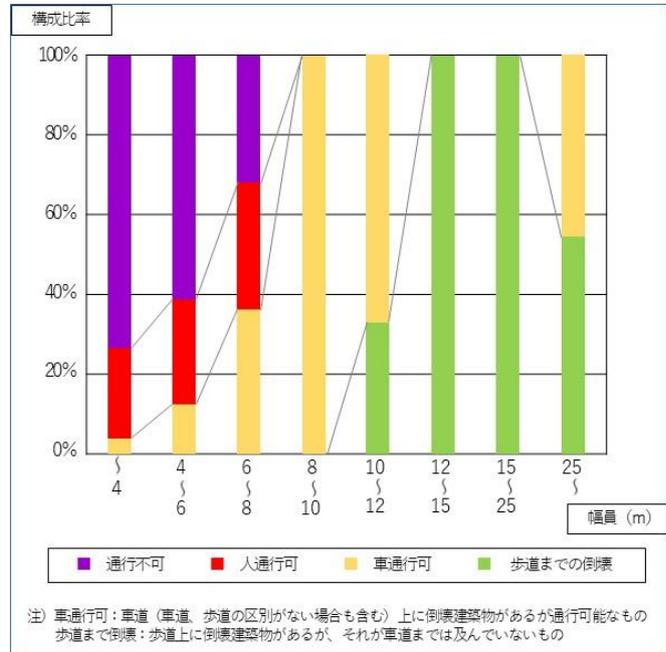


図 阪神・淡路大震災における幅員と道路閉塞の関係

(出典: 都市防災実務ハンドブック編集委員会「改定 都市防災実務ハンドブック 震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引き」平成 17 年 2 月 20 日 ぎょうせい)



<防災性向上に向けた工夫>

- ・住民 WS で近隣住民が災害時に自分たちが行う応急活動をイメージして必要な防災機能を検討
- ・耐震性貯水槽 (40 t)
- ・防災シンボルのカメのかまどベンチ
- ・マンホールトイレ
- ・防災倉庫
- ・掲示板 (災害時の情報ボード)
- ・道路との段差を設けず逃げ込みやすさを確保 等



写真 地域住民の防災活動拠点として整備された防災広場の例

(東京都品川区 戸越・豊町地区)



2-2-5 地震に対する自助・共助の地域防災力の向上

令和4年度公表

◆地震に対する自助・共助の地域防災力向上に向けたポイント

- ①地震時に地域に起こる危険性についての住民等の理解の醸成
- ②安全な環境づくりに向けた取組への支援

【解説】

①地震時に地域に起こる危険性への住民等の理解の醸成

大規模地震発生時に、地域にどのような被害が発生するのかを、地域住民が理解することが必要です。例えば、古い家屋が密集した街区では建築物の倒壊被害や延焼火災の危険があります。狭い道路の沿道に古いブロック塀がある箇所では、ブロック塀の倒壊で道路が塞がれる危険があります。

地域に起こる危険性への住民理解の醸成の手法として、まち歩きによる点検とマップづくりがあります。まち歩きを行うことで、住んでいる地域の一時集合場所、広域避難場所、消火栓、倒壊する可能性のある建物などを把握し、マップとしてまとめておくことで地域の危険箇所や安全なところがわかります。

②安全な環境づくりに向けた取組への支援

災害時の対応とともに、安全な環境づくりに向けて必要な日頃の取組について話し合うことが重要です。

東京都国分寺市高木町地区では、危険なブロック塀の改善を進めることに着目し、「へいづくり憲章」「まちづくり宣言」を策定しました。これらの憲章や宣言に強制力はありませんが、住民の合意のもと、生活していく上での「マナー」として定着しています。

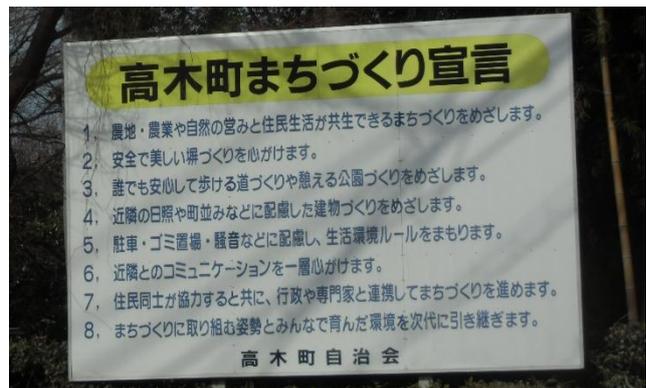
また、地震時の電気火災を予防するため、感震ブレーカーを各家庭で設置することも、安全な環境づくりの取組のひとつです。

このような取組は、町内会や自主防災組織等が主体となって行われることがあります。市町村は担当職員や専門家を派遣して、地域の取組を支援することが重要です。

<中部圏の自治体の住民合意形成を得て取組を進める上での工夫点>

(令和元年度アンケート調査結果から抜粋)

- ・事業実施前から地域住民と意見交換を実施している
- ・地元自治会等と設置したまちづくり協議会と連携して進めている
- ・地域住民の協力を得て、狭い道路の整備を進めている



「まちづくり宣言」を掲げた看板



「へいづくり憲章」と開発業者の協力で実現したへいのない街並み

<高木町地区における防災まちづくりの取組>

- ・昭和57年度：国分寺市防災まちづくり推進地区に指定
- ・昭和59年度：高木町地区防災計画策定
- ・昭和61年度：「へいづくり憲章」制定
- ・平成7年度：「まちづくり宣言」制定
- ・平成25年度：自助活動の手引き書「防災知恵袋」作成
- ・平成26年度：高木町地区本部運営マニュアル作成
- ・平成27年度：地区防災計画改定

写真 地区防災計画に日頃の防災まちづくり活動を位置づけて取り組んでいる事例
(東京都国分寺市高木町地区)

【計画編：第3章】 津波に強いまちづくり



3-1 中部圏で想定される津波被害

◆中部圏で想定される津波災害

- ①波力や漂流物による建物被害
- ②逃げ遅れによる人的被害
- ③堤防等土木構造物被害による浸水域の拡大

【解説】

①波力や漂流物等による建物被害

津波の波力によって建物が倒壊することで、その後ガレキとなって漂流物化し、さらに背後の木造建物等を破壊させる要因ともなります。また、倒壊時の火災発生や、火災を発生させた漂流物との接触による延焼等が考えられます。

港湾部では保管されていた木材やコンテナ、係留中の船舶等が市街地に流れ込み、被害を与えることも想定されます。

②逃げ遅れによる人的被害

逃げ遅れによる人的被害が発生します。津波に巻き込まれた場合、津波浸水深0.3m以上で死亡者が発生、津波浸水深1mでは死者率は100%と考えられています。

③堤防等土木構造物被害による浸水域の拡大

津波の波力により、堤防の破壊が想定されます。また、津波襲来により操作員に危険が及ぶことから水門等の開閉操作が行えない場合があることが想定されます。



写真 東日本大震災 宮城県気仙沼市の被害

(出典：内閣府「防災情報のページ」特集「東日本大震災」)

【南海トラフ巨大地震の最大津波高さ】

■最大津波高 20m以上が想定される市町村

静岡県：下田市、南伊豆町

愛知県：田原市

三重県：鳥羽市、志摩市、南伊勢町

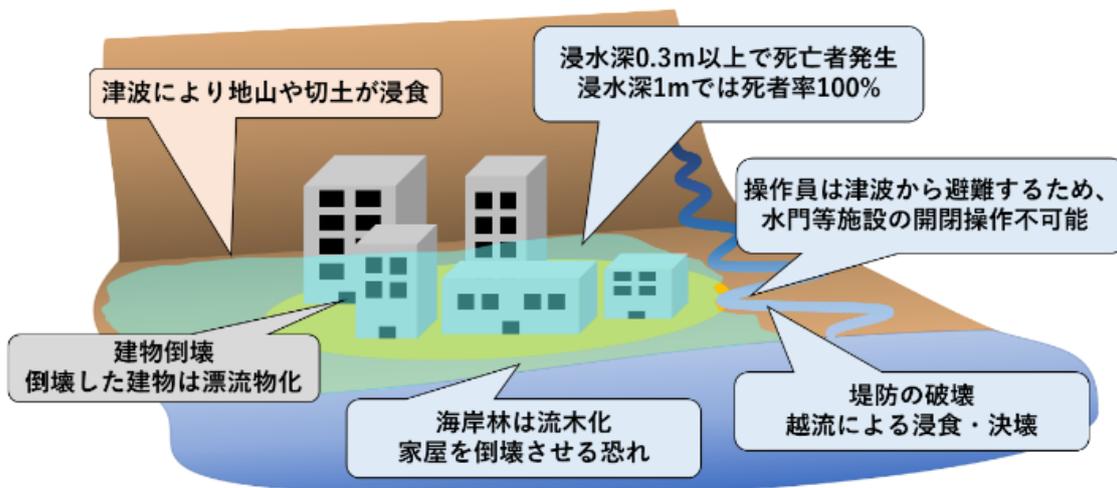


図 津波による被害イメージ



3-2 津波に強いまちづくりのポイント

3-2-1 津波の危険性のある地域の土地利用

令和4年度公表
令和6年度改定

◆津波の危険性のある地域の土地利用の検討事項

- ①壊滅的被害の回避
- ②浸水深の許容範囲を踏まえた検討
- ③用途（居住、業務、公共等）による分類と配置
- ④津波浸水想定区域における建築構造
- ⑤避難施設の配置
- ⑥地域特性を反映したまちづくり
- ⑦津波防災地域づくり推進計画による土地利用の検討

【解説】

①壊滅的被害の回避

津波対策では、L1、L2の2つのレベルの津波を想定します。L1に対しては海岸保全施設等により安全性を確保し、L2に対しては命を守ることを最優先としてハード・ソフトの総合的な対策を検討します。南海トラフ巨大地震時の津波は、L2クラスと考えられます。

人的被害を回避するためには、地震による建物倒壊等に加え津波の浸水深、津波の浸水深別の津波到達時間、津波の速度等を把握した上で、津波に強いまちづくりを考えます。

②浸水深の許容範囲を踏まえた検討

浸水深の許容範囲は、安全で確実な避難が可能であることを確認した上で木造建物が主体的な市街地（集落）の壊滅的被害をもたらさない浸水の程度のことです。東日本大震災の被害状況に基づき、概ね浸水深2mまでを許容範囲として考えます。鉄筋コンクリート造等の建築物が多い市街地の場合は、浸水深5~6m未満を考えます。



図 東日本大震災時の浸水深と建物被害の状況

<津波対策で想定する2つのレベルの津波とそれぞれの津波の対応方針>

■最大クラスの津波（L2）

- ・発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害が発生
- ・住民等の命を守ることを最優先とし、住民避難を軸にハード・ソフトの取りうる手段を尽くした総合的な対策（多重防御の対策）を確立する

■比較的頻度の高い一定程度の津波（L1）

- ・L2津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から百数十年に一度襲来する津波）
- ・人命・住民の財産保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備する
- ・海岸保全施設等は、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果粘り強く発揮できる構造物として整備する。

（出典：「津波被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」国土交通省都市局（H24.5）南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（8月29日公表資料）南海トラフ巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法の概要より作成



③用途（居住、業務、公共等）による分類と配置

居住系、業務系、公共系に土地利用を大別し、防災性と生活の利便性を兼ね備えた市街地の形成を図ることを考えます。あわせて、公共交通サービスとの関連性、土砂災害など他の災害危険、避難場所となる高台や施設の立地状況等にも配慮します(右表参照)。

④津波浸水想定区域における建築構造

浸水深が2m以上であることが想定される区域では、建築物の構造を複合的にする、電気や水道設備の設置位置等を考慮する必要があります。

⑤避難施設の配置

津波浸水シミュレーションによる津波浸水想定区域の内の全ての人々が、地震発生から津波来襲までの間に避難できるように、避難施設（築山、津波避難ビル、タワー、避難路等）の配置を検討します。その際、L2クラスの津波が夜間等悪条件で発生した場合も想定します。

避難場所は、高台にある公園等を指定することを基本に、そこからさらに高い場所に通じる通路を設けることが望まれます。津波避難ビルを指定または設置する場合は、東日本大震災の被害状況を踏まえ、想定浸水深に相当する階に2を加えた階以上の階に避難スペースを設けることを検討します。

表 土地利用の規制誘導の方針案

土地利用	建築物の主な用途	規制誘導方針案
居住系	住宅 医療施設 災害弱者関連施設	<ul style="list-style-type: none"> 津波リスクの最も低いエリアへ誘導 要配慮者利用施設は浸水しないエリアに誘導
業務系	事務所、店舗 工場等	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の利便性や業務内容に配慮しつつ活性化の観点からエリアに誘導
公共系	庁舎、学校、公民館等	<ul style="list-style-type: none"> 防災拠点となる施設は浸水しないエリアに誘導 やむを得ない場合は建築物の耐浪化や避難機能の確保により浸水想定エリアに立地も可能

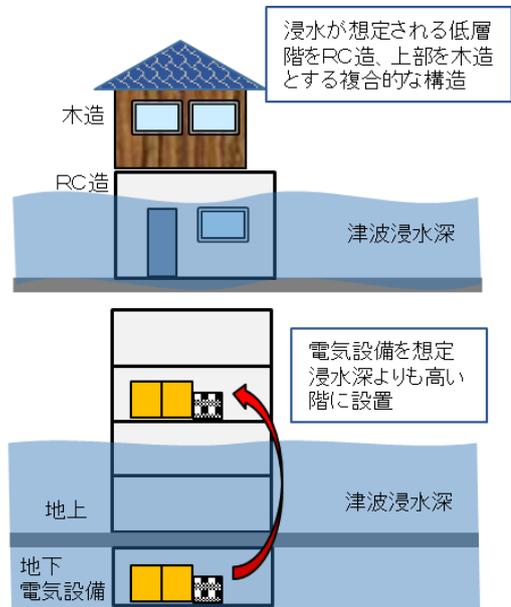


図 2m以上の浸水深が想定される区域での建築構造等のイメージ

＜津波避難施設等の誘致距離の算出＞

避難可能時間(①)内に避難可能な距離(②)の範囲内が津波避難施設等の誘致距離となります。

①避難可能時間の算出

• 避難可能時間 = T - t1 - t2

T : 津波到達予想時間(地震発災後から海岸部に到達するまでの時間)

t1 : 避難開始時間(地震発生後、避難開始までにかかる時間)

t2 : 高台や高層階等まで上がるのにかかる時間

②避難可能距離の算出

• 避難可能距離 L1 = 歩行速度 P1 × 避難可能時間

P1 (歩行速度) : 1.0m/秒を想定。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する(0.5m/秒)ことを考慮する必要がある。

(出典 : 国土交通省 都市局 都市安全課・街路交通施設課「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(第1版)」平成25年6月)



⑥地域特性を反映したまちづくり

津波被害を極力抑えるためには、人命を守るという観点から避難対策を優先的に検討するとともに、都市として必要な機能を津波が到達しない区域に移転する、高台移転を視野に入れたまちづくりの検討が必要です。

津波被害が想定される沿岸域には住宅、商業・業務・産業機能が集積しており、津波の危険性のない区域への移転には多額の費用と長期にわたる期間、多くの関係者間の合意などが必要となります。しかし、人的被害の防止に向けては、災害発生前から「防災移転」の促進を図る必要があります。

高台移転のまちづくりの検討の際には安全性のみならず、計画段階から地域の歴史、文化、自然景観、産業等に即したコンセプトを明確にしてまちづくりを進めることが重要です。

⑦津波防災地域づくり推進計画による土地利用の検討

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年12月制定）により、都道府県知事は警戒避難体制を特に整備すべき「津波災害警戒区域」、開発行為及び建築を制限すべき「津波災害特別警戒区域」を指定することができます。市町村は当該法律に基づく推進計画に浸水想定区域における土地利用や避難警戒体制の整備に関する事項等を定め、津波防災を効率的か効果的に推進することができます。

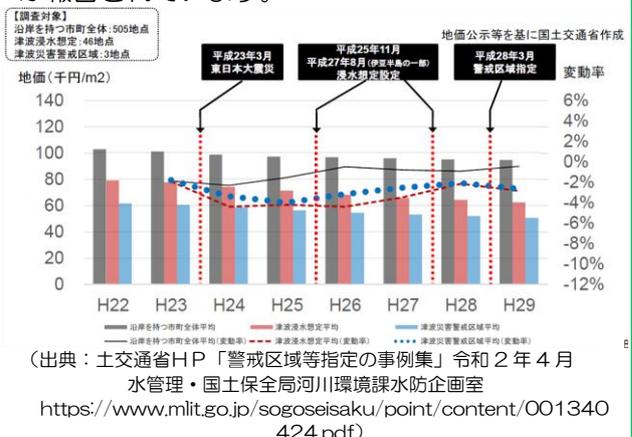
表 津波災害警戒区域等の概要

警戒区域	区域の概要
津波災害警戒区域 (イエローゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 津波が発生した場合に住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域 静岡県ではL2 浸水想定で浸水深1 m以上の区域を基本として指定 予警報の発令・伝達、避難訓練の実施、避難場所や避難経路の確保、ハザードマップの作成等による警戒避難体制を特に整備
津波災害特別警戒区域 (オレンジ・レッドゾーン)	<ul style="list-style-type: none"> 津波が発生した場合に建築物が損壊または浸水し、住民等の生命、身体に危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為及び一定の建築物の制限、用途の変更の制限をすべき土地の区域 市町村は条例で開発や住宅等建築物の制限を定めるレッドゾーンを指定できる

【津波浸水想定の設定や津波警戒区域の指定による地価への影響】

津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定に住民等が反対する理由として、「地価が下落する」ことが挙げられる場合があります。

国土交通省の調査結果では、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定の前後で、当該指定等による地価への大きな影響は見られないことが報告されています。



技術資料

国土交通省	津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ（平成30年6月19日）	https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/tsunamiKondankai/honbun.pdf
国土交通省	津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第1版）（平成25年6月）	https://www.mlit.go.jp/common/001000488.pdf
国土交通省	津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン（令和6年3月）	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/content/001732949.pdf
国土交通省	防災移転まちづくりガイダンス（令和6年4月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001515251.pdf



表 津波災害に対する土地利用の基本的な考え方

※1) 2.0m以上の想定浸水深の地区では、RC耐浪化された建築物を原則

	想定浸水深						防波堤の外 (海側)	考慮すべき事項
	浸水なし	0~0.3m	0.3~1.0m	1.0~2.0m	2.0~5.0m	5.0m以上		
公共系	公共施設 (避難所、地域防災拠点)	○	×	×	×	×	×	避難所や地域防災拠点となる重要公共施設は、機能を維持するため、浸水しない区域を基本とする。
	その他公共施設	○	○	○	△	×	×	△の区域では、原則としてRC構造で、浸水深以上の階を有するものとす。住宅等との複合化や津波避難ビルとしての活用も検討する。
	学校	○	○	○	△	△	×	多数の児童、生徒の通う学校は、浸水しない区域を基本とする。学区設定等によりやむを得ず△の区域に設置する場合は、確実な避難手段又は津波避難ビルとしての機能を確保する。
	防災公園	○	○	○	○	△	×	避難場所となる防災公園は、最大級の津波でも安全を確保するため、築山等により津波避難施設としての機能を確保する。
住居系	災害弱者関連施設 (医療提供施設は除く)	○	△	×	×	×	×	高齢者や身体障害者、幼児等の津波避難時に支援を要する人々が滞在等する災害弱者関連施設 (医療提供施設を除く) は、浸水しない区域を基本とする。
	医療提供施設	○	○	○	△	×	×	居住する医療提供施設は、浸水しない区域を基本とする。備えた建築物とする。
	住宅	○	○	○	○	△	×	津波リスクの低い内陸側から誘導することを基本とする。○の区域では、宅地盤の嵩上げや床上が浸水しない高さまで床面を嵩上げすることを基本とする。△の区域では、木造、鉄骨造は設置不可とし、耐浪化したRC構造で浸水深以上の階を有するもののみ設置することを基本とする。なお、浸水する階は居住不可とし、集合住宅は公民館等との複合化や津波避難ビルとしての活用も検討する。
業務系	商業、流通、生産、加工施設	○	○	○	○	△	△	△の区域には、業務上必要がある場合のみ設置する。浸水するリスクのある区域に設置する場合は、避難手段を確保するとともに燃料等の危険物の流出防止対策を考慮するものとする。
	自然エネルギー関連施設 港湾、漁港施設及びその関連施設	○	○	○	○	△	△	△の区域では、(台風等の高波、波浪に対する) 耐浪性のある施設 (風力発電等) のみ設置する。津波来襲時の業務従事者等の避難手段を確保するとともに、燃料等の危険物の流出防止対策を考慮するものとする。

(注)

- 凡例 ○：設置が望ましい区域 △：設置可能区域 ×：一定の条件を考慮した上で設置可能な区域
1. 土地利用を考える上での設定条件は、津波浸水シミュレーションの設定条件である堤防 (水門を含む) については、津波の現況の堤防を越えた時点で堤防が機能しなくなる (破壊、堤防なし) と想定。
 2. 市町村が実際に土地利用を考えるに当たっては、南海トラフの巨大地震では津波到達
 3. 想定浸水深は、東日本大震災の教訓(P9)や「南海トラフの巨大地震建物被害・人的被害の被害想定項目及び手法」(P58)等を参考に設定。

(出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月)



3-2-2 津波避難場所の確保や避難路の確保

令和4年度公表

◆津波避難場所・避難経路の検討ポイント

- ①津波避難施設配置の考え方
- ②夜間や雨天時等も想定した避難場所の整備
- ③沿道の耐震化等による避難経路の安全確保
- ④南海トラフ地震臨時情報発出時の避難の事前検討

【解説】

①津波避難施設配置の考え方

津波が到達するまでに、津波浸水想定区域外や高台等へ逃げるのが基本となります。津波浸水想定区域外や高台等への避難が困難な地域では、避難施設として築山やタワーの整備、津波避難ビルの指定等を検討します。津波浸水深0.3mで死亡者が発生することを踏まえて避難困難区域を把握し、避難困難区域が発生しないよう、津波避難施設の整備地点を検討します。

②夜間や雨天時等も想定した避難場所の整備

大きな地震が発生した場合は、津波が繰り返されること、第一波が最も高いとは限らないことから、津波がおさまるまで避難場所ですごす必要があります。避難場所では、夜間や雨天時に滞在する場合も想定し、水や食料、毛布、テント等の備蓄についても検討することが必要です。また、被害状況を把握するため、周辺の状態を見渡すことが可能な場所であるということも重要な視点となります。

③沿道の耐震化等による避難経路の安全確保

避難経路沿道の家屋やブロック塀等の耐震化の促進、自動販売機等転倒危険物の対策、夜間の避難を考えた照明（太陽光発電式）や蓄光テープ等の整備、高齢者等の円滑な避難のための階段への手すりの設置やスロープ整備を検討します。また、避難路の拡幅や電線類の地中化等は長期的視点で進めていく必要があります。

④南海トラフ地震臨時情報発出時の避難の事前検討

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発出されたときは、要配慮者や津波避難が困難な地域の全住民は1週間を目途とした避難を行うこととなります。どこへ、どんな手段で避難するかを、あらかじめ検討しておく必要があります。

①浸水深と津波高別到達時間の把握

- ・津波浸水シミュレーションによる



②避難困難区域の把握

- ・0.3m津波到達時間から、避難可能時間の推定
- ・避難可能時間から、歩行可能距離の推定
- ・避難可能範囲の決定（全円、半円等）
- ・避難困難者数の把握



③津波避難施設の概略配置位置の検討

- ・津波避難ビル等を配慮し、空白地が無いように配置を計画
- ・津波避難施設への最大収容可能人数の把握



④津波避難施設的设计

- ・津波避難施設の配置位置検討
- ・津波避難収容者数に見合った設計の実施
- ・安全性を確保した階高・構造設計
- ・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れる

図 津波避難施設配置の考え方



写真 道路空間を活用した津波避難タワー（静岡県吉田町）



3-2-3 広範囲な浸水が想定される地域における避難の安全確保

令和4年度公表

◆広範囲な浸水が想定される地域における避難の安全確保のポイント

- ①津波避難施設の整備による特定避難困難区域の解消
- ②住宅等の耐震化、個別避難計画等による早期避難率の向上

【解説】

津波により広範囲な浸水が想定されている地域における避難の安全確保の方策を紹介します。

①津波避難施設の整備による特定避難困難区域の解消

宮崎県日向市は、最大クラスの地震による津波により、市街化区域の76%が浸水する想定となりました。これを受けて、市は避難ビルの指定や避難タワー等の津波避難施設の整備を進め、津波浸水想定区域や津波災害警戒区域のうち、避難対象地域外や避難対象地域内の津波避難ビル等への避難が困難となる地域（特定避難困難区域）は解消されることとなりました。

②住宅等の耐震化、個別避難計画等による早期避難率の向上

「日向市立地適正化計画」の防災指針には、早期避難を促す避難体制の整備をはじめとした取組と住宅やブロック塀の耐震化、空家対策等の具体的な取組が位置づけられています。

避難行動要支援者の早期避難の促進には、要配慮者利用施設における「避難確保計画」、在宅の避難行動要支援者の「個別避難計画」の策定を進めることが重要です。

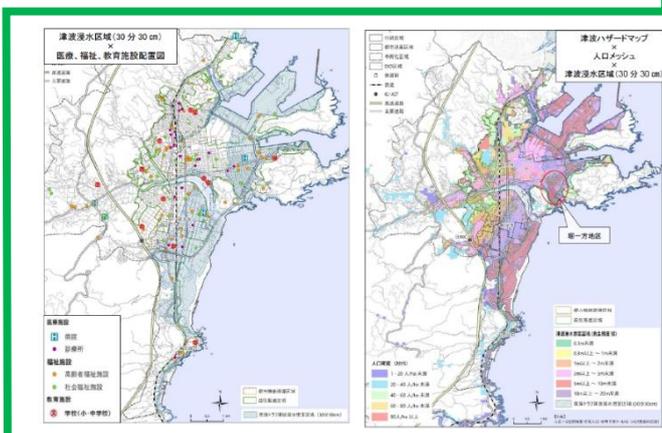
【宮崎県日向市の立地的適正化計画 防災指針の例】

南海トラフ地震時には広範囲に津波による浸水が想定されている日向市では、住宅等の耐震化や早期避難率の向上等を図ることを条件に、津波浸水想定区域を居住推進区域に含めることとし、津波浸水区域を対象に以下の取組方針を設定しています。

表 津波浸水区域における取組方針

防災指針の目標	津波災害対策の具体的な内容
防災意識の向上と避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や消防団等と連携した避難訓練や防災講座等の早期避難に関する取組等の推進 ・消防団や自主防災組織等の支援、防災士等の防災リーダーの育成 ・「高齢者等事前避難対象地域」内にある高齢者宅や福祉施設等に対する早期の情報伝達や避難体制の整備 ・防災行政無線に加え、SNSの活用等による伝達手段の多重化の推進 ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定の推進 ・高齢者や障がい者等の避難環境の整備に向けた避難所の機能向上や避難路の整備 ・「地区防災計画」、「個別避難支援プラン」の策定促進 ・「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波災害警戒区域」の指定に関する検討
災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの活用等による、災害リスクの高い地域への災害リスクの周知・啓発 ・住宅の耐震化の促進 ・避難路の安全性向上に向けた倒壊の危険性の高いブロック塀の除却の促進 ・空き家の利活用促進、適正管理に向けた啓発活動の推進、危険空家等の抑制 ・津波対策に資する公園施設に係る固定資産税の特例措置の活用による民間企業の防災対策の促進

（出典：日向市「立地適正化計画」令和3年3月策定・令和3年6月公表から作成）





3-2-4 事前復興まちづくりの推進

令和4年度公表
令和6年度改定

◆津波危険のある地域の事前復興まちづくりのポイント

- ①防災拠点や避難所となる施設の高台移転
- ②要配慮者利用施設の高台への再配置
- ③地域産業も見据えたまちの将来像の検討

【解説】

①防災拠点や避難所となる施設の高台移転

浸水深が深く、地震発生から短時間で津波の到達が想定される地域では、現状の市街地での避難体制を強化するとともに、浸水想定区域外への防災拠点や避難所となる施設の移転を検討する必要があります。

事前復興まちづくりに着手している事例では、庁舎や消防署、病院、学校等の浸水想定区域外への移転の取組が見られます。道路等交通アクセスの見直しも同時に行い、災害時の復旧・復興の中核となる機能を確保します。



写真 庁舎の高台移転の状況
(高知県黒潮町)

(出典：国土交通省四国地方整備局「災害に強いまちづくり計画（改定案）地域モデル：黒潮町」平成30年3月)

②要配慮者利用施設の高台への再配置

幼児や高齢者等の要配慮者が利用する施設では、少ない職員で全員を迅速に避難させることが困難です。そのため、要配慮者利用施設は、建替えの時期等を捉えて浸水想定区域外への配置の見直しや、浸水想定区域内への建築規制が必要です。

③地域産業も見据えたまちの将来像の検討

浸水想定区域外への公共施設等の移転等津波に強いまちづくりを進めるには、長期的な視点に立ったまちの将来像を、住民等と共有しておくことが不可欠です。この時、地域の産業も視野にいれて検討を行うことが重要です。

【東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ概要】

■今後の復興まちづくりへの教訓

- ・大災害は社会トレンドを加速させ、人口減少や過疎化など、長期的な変化が即座に発生。**まちの将来像を平時から真摯に検討しておくことが、被災時の復興計画の素地となり得る。**
- ・大災害が起こる前に、基礎情報の収集・分析、被災後の復興まちづくりを考えながら、**立地適正化計画等を活用しつつ、持続可能な将来のまちづくりの検討をしっかりと進めること**で円滑かつ適切な復興につながる。

(出典：国土交通省HP 東日本大震災による津波被害からの市街地復興事業検証委員会とりまとめ 令和3年3月31日)

技術資料

国土交通省	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン (平成30年7月)	https://www.mlit.go.jp/common/001246099.pdf
国土交通省	東日本大震災による津波被害から市街地復興検証委員会とりまとめ(令和3年3月31日)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001397377.pdf
国土交通省 四国地方整備局	災害に強いまちづくりガイドライン (令和3年3月)	https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/guidelines/05gaid-ikkatu-dw.pdf
国土交通省	事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン (令和5年7月)	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001634544.pdf

【計画編：第4章】 洪水に強いまちづくり

<想定災害について>

「第4章 洪水に強いまちづくり」は外水氾濫を想定した内容として作成しています。



4-1 中部圏で想定される洪水被害

◆ 中部圏で想定される洪水被害

- ① 逃げ遅れによる人的被害
- ② 低平地では広範囲な浸水と長期的な浸水継続が発生
- ③ 中山間地では洪水に加え土砂災害が発生
- ④ 地下への浸水とライフライン被害

【解説】

① 逃げ遅れによる人的被害

近年の洪水では、豪雨による急激な水位の上昇等により避難行動が間に合わず、逃げ遅れによる人的被害が発生しています。特に、在宅高齢者や要配慮者利用施設での痛ましい犠牲は、毎年のように発生しています。

② 低平地では広範囲な浸水と長期的な浸水継続が発生

中部圏は台風の上陸経路にあり、日本最大の海拔ゼロメートル地帯である濃尾平野を抱えていることから、土地の低い平野等を中心に、広域的な浸水被害が想定されています。浸水深10m以上が想定されている地域では、住宅が水没する危険性もあります。また、上流での豪雨が下流での洪水を引き起こすこともあります。

想定最大規模の洪水では排水を速やかに行えず、長時間、浸水が継続することも想定されています。中部圏の中には浸水継続時間が3日以上となることが想定されている地域もあります。

③ 中山間地では洪水に加え土砂災害が発生

地形が急峻な中山間地では、梅雨前線や台風等による洪水とともに、土砂災害も発生します。両方の災害から安全な避難場所の確保が困難であったり、道路通行ができなくなって集落の孤立が発生したりします。

④ 地下への浸水とライフライン被害

名古屋駅等大規模な駅周辺には地下街や地階を有するビルが多く存在します。洪水が発生すると地下空間に水が流れ込んで水没したり、地下に設置した電気設備等が使用できなくなったりします。



図 低平地の洪水リスク
(出典：国土交通省「重ねるハザードマップ」濃尾平野一帯)

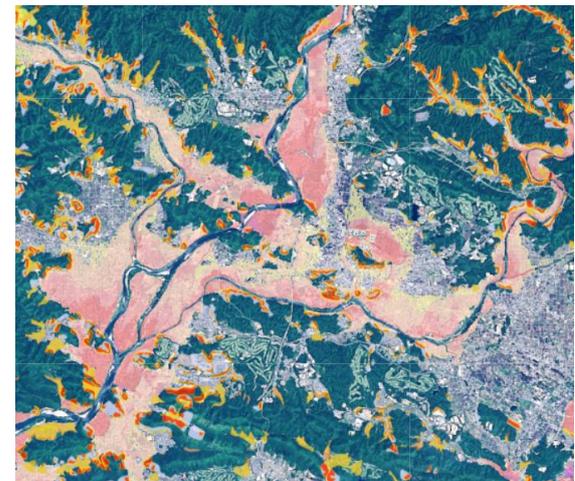


図 中山間地の洪水リスクと土砂災害リスク
(出典：国土交通省「重ねるハザードマップ」岐阜県関市周辺)

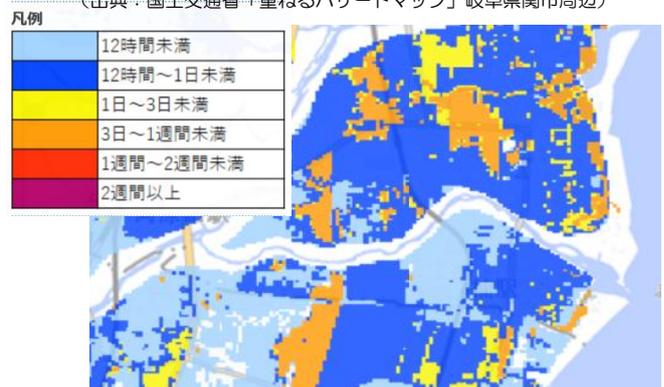


図 最大規模の洪水の浸水継続時間
(出典：国土交通省「重ねるハザードマップ」三重県鈴鹿川下流)



4-2 洪水に強いまちづくりのポイント

4-2-1 流域全体で考える洪水対策

令和5年度公表

◆流域全体で考える洪水対策のポイント

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ
- ② 被害の対象を減少させる
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興

【解説】

① 氾濫をできるだけ防ぐ

近年、気候変動の影響により台風や前線豪雨などで激甚な災害が発生しています。洪水対策は河川管理者による河川整備や堤防整備等だけでなく、流域全体のあらゆる関係者（国、県、市町村、企業、住民等）により、総合的かつ多層的に推進する必要があります。

上流域ではダムを活用や森林等の保全、中・下流域では雨水貯留施設やため池の整備、緑地や遊水地の保全等、流域が連携して雨水を「貯める」、「安全に流す」、「氾濫水を減らす」対策を検討します。

② 被害の対象を減少させる

洪水氾濫により家屋が倒壊する、浸水深が深いなど大規模な被害が想定されるエリアでは、庁舎や病院等防災拠点となる施設や住宅、要配慮者利用施設等の立地の制限等、土地利用の規制・誘導を検討します。加えて二線堤等の整備により、被害の対象を減少させる対策を検討します。

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

洪水氾濫による被害を軽減するため、洪水リスク情報の提供、地域の避難体制の強化、排水機場の整備や耐水化、建築物の浸水対策を進めます。加えて被災後の排水計画を策定するなど、早期復旧・復興を進める対策を検討します。



図 流域全体で取り組む「流域治水」のイメージ
(出典：国土交通省「流域治水の基本的な考え方」)



写真 二線堤の整備事例
(愛媛県大洲市 肱川水系肱川・矢落川)
(出典：国土交通省気候変動を踏まえた水災害対策小委員会第3回資料
3「ハザード制御を中心としたハード対策について」令和2年3月)

技術資料

国土交通省

【令和6年度】総力戦で挑む防災・減災プロジェクト
(令和6年6月)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-gensaiproject/img/project2024.pdf>



4-2-2 洪水に強いまちづくり計画の検討

令和5年度公表
令和6年度改定

◆洪水に強いまちづくり計画の検討のポイント

- ①洪水リスクの分析・評価
- ②許容する災害リスクとまちづくりの取組の検討
- ③優先順位を考慮した対策の検討

【解説】

①洪水リスクの分析・評価

洪水に強いまちづくり計画（防災指針）を検討するにあたり、まず洪水のリスクを分析します（右表参照）。ハザード情報、地理空間情報により災害危険や履歴等を把握し、人的情報や経済的情報、都市情報等と重ね合わせてリスクを評価します。

災害リスクは、一般的に、想定される災害（ハザード）、人口や財産など被害が及ぶ対象（暴露）、地域社会や資産などの被災しやすさ（脆弱性）の3因子から決定される被害規模に、当該ハザード発生の頻度を勘案することにより評価されます。これらの因子を勘案し、地域ごとにリスクを評価し、災害に強いまちづくりの方向性や対策の検討につなげることが重要です。災害リスクの評価式のイメージを以下の図に示します。

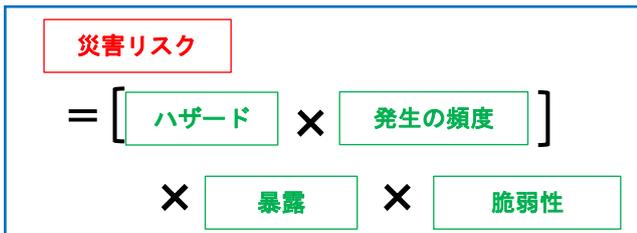


図 災害リスク評価式のイメージ

（出典：国土交通省「水害リスクを踏まえたまちづくりのガイドライン」令和3年5月）を修正して作成）

図 災害リスク評価結果のまとめイメージ

（出典：国土交通省「水害リスクを踏まえたまちづくりのガイドライン」令和3年5月）

表 リスク分析のために収集する情報例

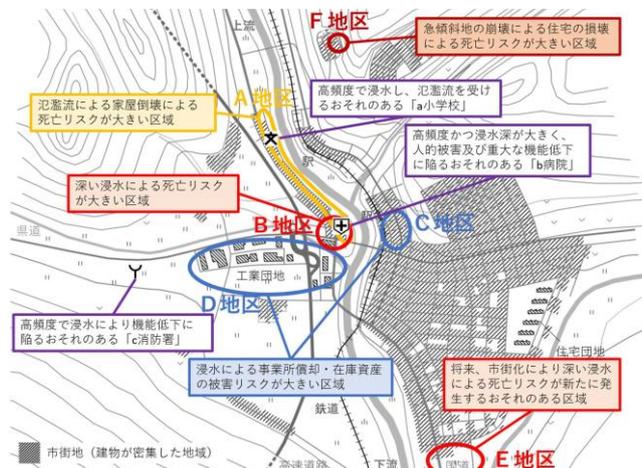
情報内容	情報名
ハザード情報	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図（想定最大規模・計画規模） 家屋倒壊等氾濫想定区域図 過去の浸水実績図 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
地理空間情報	<ul style="list-style-type: none"> 治水地形分類図 標高図
人的情報	<ul style="list-style-type: none"> 人口、将来推計人口、従業者数
経済的情報	<ul style="list-style-type: none"> 家屋、家庭用品、事業所償却・在庫資産等の資産、地域の経済・雇用に大きな影響をもつ企業等 農作物、農家償却・在庫資産等
都市情報	<ul style="list-style-type: none"> 建物情報（位置情報、階数） 防災拠点施設、避難施設 公共交通施設 等

（出典：国土交通省「水害リスクを踏まえたまちづくりのガイドライン」令和3年5月 から作成）

表 災害リスクの因子

因子	災害リスク因子における定義
ハザード	人命の損失や財産の損害等を引き起こす可能性のある危険な自然現象
暴露	ハザードの影響を受ける地帯に存在し、その影響により損失を被る可能性のある人口、財産、システム、その他の要素
脆弱性	ハザードによる地域社会、システム、資産等の単位暴露量当たりの被害の受けやすさ

（出典：国土交通省「水害リスクを踏まえたまちづくりのガイドライン」令和3年5月）





【水害リスクマップの活用】

国や都道府県では、これまで、水防法に基づき住民等の迅速かつ円滑な避難に資する水害リスク情報として、想定最大規模降雨を対象とした「洪水浸水想定区域図」を作成し公表してきました。

令和3年度から、これに加えて、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を作成・公表しています。

下の図は、狩野川（静岡県）の水害リスクマップの例です。左側の図は現況（令和2年度現在）の河道における浸水深さ50cm以上（床上浸水）が想定されるエリアに着色がされています。色が濃くなるほど浸水頻度が高くなることを示しています。

右の図は、令和7年度までの5年間の短期整備後の浸水想定エリアを着色しています。中頻度から低頻度で発生する洪水リスクが整備によって解消されていることがわかります。

水害リスクマップは、発生頻度によるリスクを確認できるとともに、河川改修等対策の効果を確認することができます。

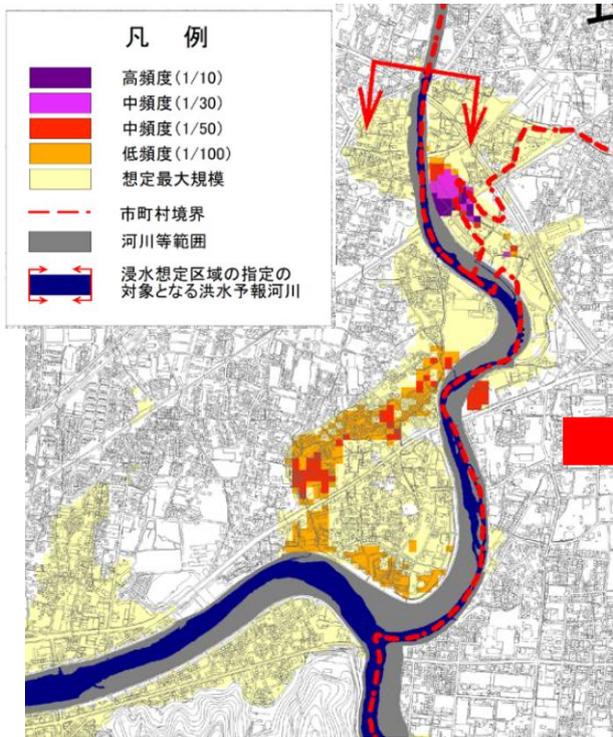


図 狩野川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ【現況河道 令和2年度現在】浸水深50cm以上（床上浸水相当以上）の浸水が想定される範囲を表示 令和4年9月末時点版
(出典：国土交通省沼津河川国道事務所「水害リスクマップ」)

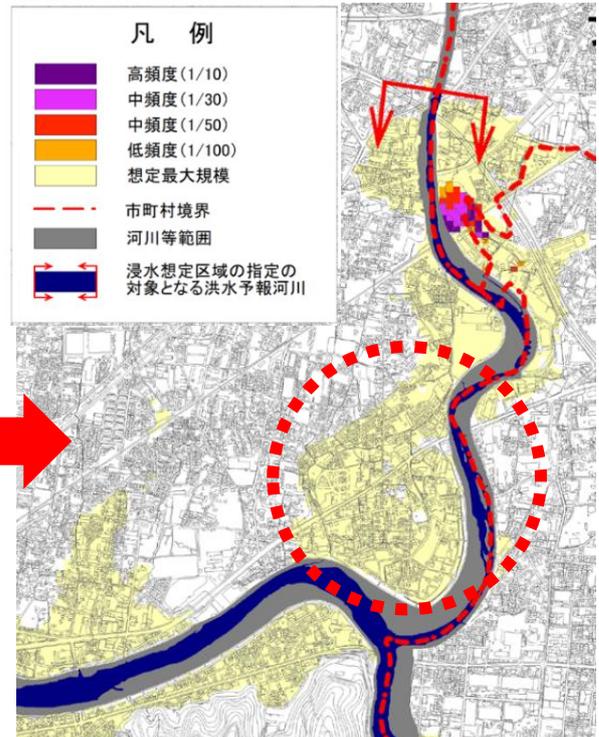


図 狩野川水系 国管理河川からの氾濫を想定した水害リスクマップ【短期整備後 令和7年度末】浸水深50cm以上（床上浸水相当以上）の浸水が想定される範囲を表示 令和4年9月末時点版
(出典：国土交通省沼津河川国道事務所「水害リスクマップ」)

技術資料

国土交通省
沼津河川国道
事務所

多段階浸水想定図及び水害リスクマップ

<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/bousai/suigairisk/>



右図に防災指針検討時のリスク分析の例を示します。この例では想定される浸水深と建築物の分布、建築物の階数を重ね合わせて対策の検討が必要なエリアを抽出しています。この例以外にも、土砂災害警戒区域や家屋倒壊等氾濫想定区域と建物立地の情報を重ね合わせて、災害発生時に家屋等の損壊のおそれのある箇所を確認することも考えられます。

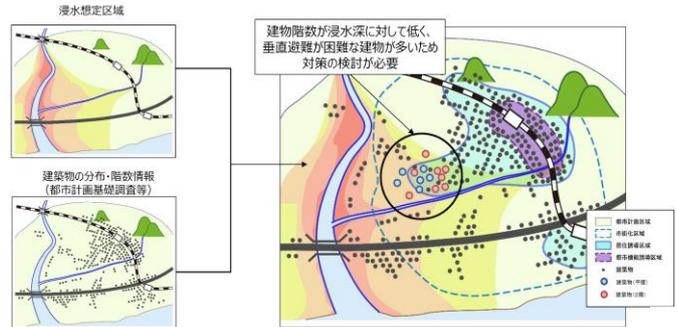


図 リスク分析の例(浸水深×建物分布×建物階数)
(出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和5年11月改訂)

都市計画関連の規制等における災害危険の高いエリア（いわゆるレッドゾーン）を右の表に示すとともに、令和2年度に立地適正化計画を定めた自治体の事例から、居住誘導区域から除外した災害リスクエリアの例を右下の表に示します。また、次のページに居住誘導区域を設定する際の災害リスクと都市計画情報の重ね合わせの例を示します。

表 都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン

災害レッドゾーン	根拠法等
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項
災害危険区域	建築基準法第39条第1項(同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条
土砂災害特別警戒区域	砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条

(出典：国土交通省「立地適正化計画の手引き」令和5年11月改訂)

②許容する災害リスクとまちづくりの取組の検討

立地適正化計画で定める居住誘導区域は、原則として災害リスクの高いエリアを除外して設定します。災害リスクの高いエリアでは、発災前の「防災移転」の促進を図ります。

避難行動により生命に著しい危害が生ずるおそれが少ないと考えられるエリアは居住誘導区域に含め、土地の高上げや建築物の高さ制限等の建築物の浸水対策、公園や緑地等の保全による遊水機能の確保、警戒避難体制の強化等の各種取組を検討します。

表 居住誘導区域から除外した災害リスクの例

市町村	居住誘導区域から除外した災害リスクエリア
山形県南陽町	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 浸水想定区域のうち想定最大規模降雨の浸水深2.0m以上の区域 想定最大規模降雨における24時間以上浸水する区域 計画規模降雨の浸水深0.5m以上の区域
福島県郡山市	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率1/150）に基づく浸水深1mを超える箇所※浸水深1m以下は緊急的な垂直避難や避難行動等のソフト対策により生命に著しい危害が生ずるおそれが少ないとされていることから誘導区域に含める

(出典：山形県南陽市、福島県郡山市の立地適正化計画から作成)



河口付近の市街地のまちづくりイメージ図

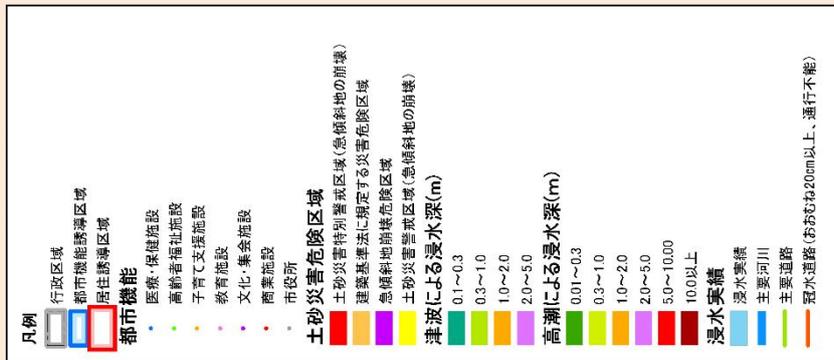
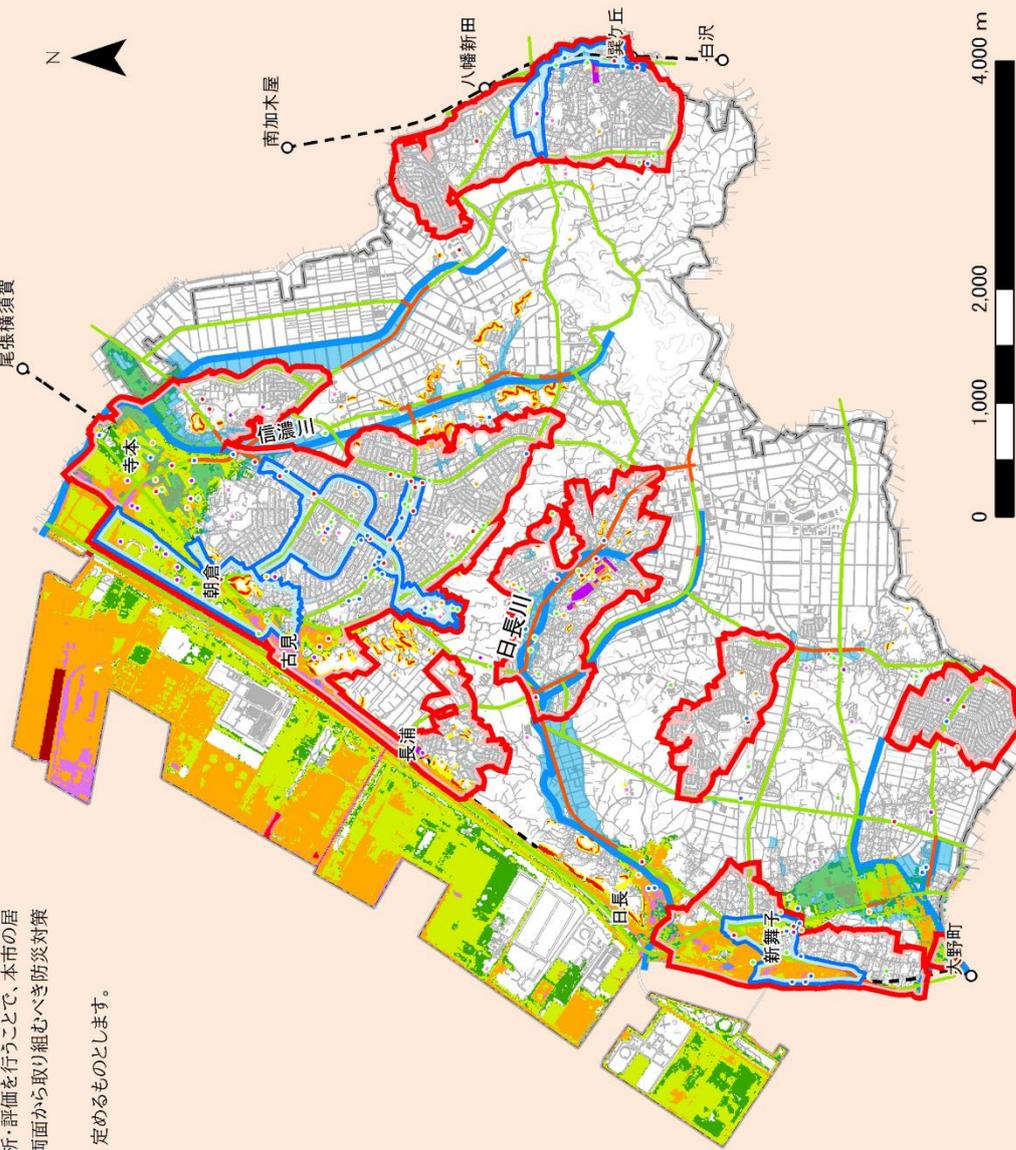


1 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ図

本市の有する災害リスク情報(法指定区域や浸水予測、実績等)と都市計画情報(市街地の広がりや都市機能の立地状況等)を重ね合わせることで、災害リスクの見える化、及び分析・評価を行うことで、本市の居住誘導区域内の災害危険性が懸念される区域において、今後、ハード・ソフト両面から取り組むべき防災対策を定めます。

なお、ここで定める防災対策については、風水害に対する対策に重点をおき、定めるものとします。

災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ図



(資料：令和元(2019)年砂防GISデータ、愛知県高潮浸水想定図、知多市ハザードマップ、令和元(2019)年7月愛知県津波災害警戒区域の指定について)

図 居住誘導区域設定に係る災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ
(出典：知多市立地適正化計画 令和3年3月策定・令和4年3月変更)



③優先順位を考慮した対策の検討

居住誘導区域で許容する災害リスクに照らし、被害を小さくする対策、被災する対象を少なくする対策、災害危険に対する対策を検討します。対策メニューとしては右表に掲げるものが考えられ、河川整備計画に基づく治水事業等の進捗を踏まえて、地域の水害リスクや洪水などの水の挙動、河川・流域の特性に応じて適切に組み合わせることが重要です。この時、対策に要する時間、緊急性、費用対効果及び対策の優先順位を考慮の上、ハード・ソフト対策を効果的に組み合わせることも重要です。

表 具体的な対策の例

	対策メニュー例	
	短期	中長期
被害（脆弱性）を小さくする対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難路・避難施設の確保 避難体制の強化 建築物の浸水対策（新規に建築される場合、既存建築物の簡易的な対策（止水板の設置等）） 開発許可基準の強化（新規の開発行為） 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の浸水対策（既存建築物の建替え等の際に推進） 面的な土地の対策
被災対象（暴露）を少なくする対策	<ul style="list-style-type: none"> 建築、開発行為の禁止（新規に建築、開発される場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 居住、都市機能の立地誘導 移転
災害危険への対策	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留浸透施設の設置 緑地、農地の保全 	<ul style="list-style-type: none"> 二線堤、輪中堤の整備等

（出典：国土交通省「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」令和3年5月）から作成

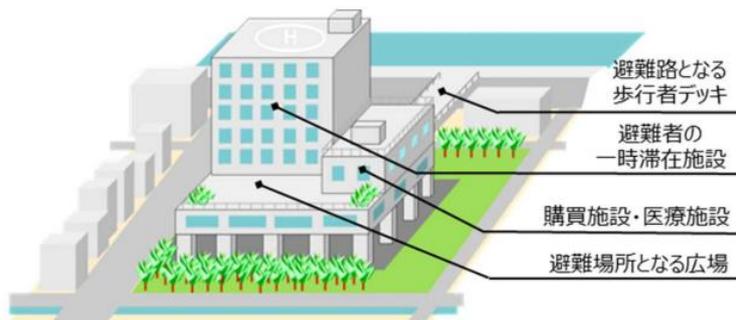


図 被害を小さくする対策例 避難路・避難施設の一体的な整備イメージ

（出典：国土交通省「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」令和3年5月）

災害危険区域内の建築物について、次のとおり制限を加える。

対象建築物	主な制限内容
住居の用に供する建築物	住居の用に供する建築物を建築してはならない。ただし、次に掲げる建築物は、この限りではない。 (1) 地盤面の高さをT.P. 9.4メートル ^{※1} 以上として建築する建築物 (2) 主要構造部(屋根及び階段を除く。)が鉄筋コンクリート造又は鉄骨造その他これらに準ずる構造であり、T.P. 9.9メートル ^{※2} 以下の部分を住居の用に供しない建築物

※1 相野谷川流域は最大T.P.9.4mまで浸水することを想定しており、T.P. 9.4m未満の区域を災害危険区域に指定している
 ※2 一般的な基礎が地盤面から高さ0.5m程度であることを踏まえ、9.4m+0.5m=9.9mとしている

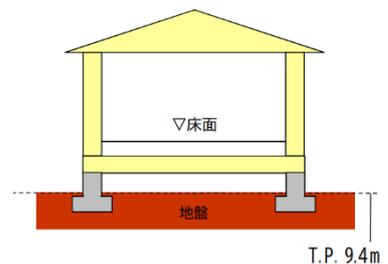


図 暴露を小さくする対策例 災害危険区域の指定による建築物の制限（三重県紀宝町）

（出典：国土交通省「出水等に関する災害危険区域の指定事例等」令和2年9月）

技術資料

国土交通省 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001406429.pdf



4-2-3 洪水に強いまちの整備

令和5年度公表

◆洪水に強いまちの整備のポイント

- ①市街地整備と連携した下水道施設の整備推進、雨水流出抑制
- ②建築物の浸水被害の軽減対策
- ③大規模洪水時の避難場所の確保と物資等の備蓄

【解説】

①市街地整備と連携した下水道施設の整備推進、雨水流出抑制

市街地の整備と下水道施設整備の施策連携により、流域全体の治水機能を確保することを検討します。下水道施設整備による排水機能の向上だけでなく、街路、まちづくり、市街地開発事業、公園・緑地、農業振興等の所管課と協働して、貯留や浸透による雨水流出抑制を図ることを検討します。

雨水流出抑制の方法として、公園や緑地の整備、雨水貯留施設の整備、農地の保全、田んぼダム、ため池の活用等があります。建築物の新築や宅地開発に併せて雨水流出抑制対策の実施を指導する施設を整備するなど、民間施設の協力を得ることも可能です。

②建築物の浸水被害の軽減対策

頻繁に床上浸水が発生する地区においては、浸水リスクを考慮した適切な土地利用の規制誘導を検討します。土地利用の制限の手法として、建築基準法に基づく災害危険区域の指定、地区計画による建築物の用途の制限等があるほか、災害危険のある区域を公園や緑地として整備する、農地や山林として整備・保全する等の手法もあります（下図参照）。



図 浸水履歴のある土地を含めた公園整備の事例（愛知県豊田市 中央公園）
（出典：豊田市ホームページ「中央公園第二期整備事業に係る進捗報告について」令和3年8月18日）

【宅地開発や建築物の新築時を捉えた雨水流出抑制対策事例（東京都葛飾区）】

- 集合住宅の新築や新しく宅地開発を行う場合、あるいは300㎡以上の敷地に住宅の新築・増改築、又は倉庫、駐車場、工場、店舗、墓苑等を建設する場合に、規模に応じて雨水流出抑制施設の設置を指導
公共施設は規模に関わらず全て設置対象
宅地開発は開発道路の透水性舗装を指導
- 根拠：葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例
葛飾区宅地開発指導要綱
- 雨水流出抑制施設
：浸透トレンチ（浸透ます）、透水性舗装、貯留施設

（出典：葛飾区HP「雨水流出抑制対策のてびき」令和5年9月から抜粋して作成）

浸水警戒区域における建築物の建築の制限（条例第14条）

- 知事は、200年確率の降雨が生じた場合に、想定浸水深がおおむね3メートルを超える土地の区域を浸水警戒区域を指定することができ、区域内での住居等の建築に際しては知事の許可が必要となる（以下の①～③を確認）。

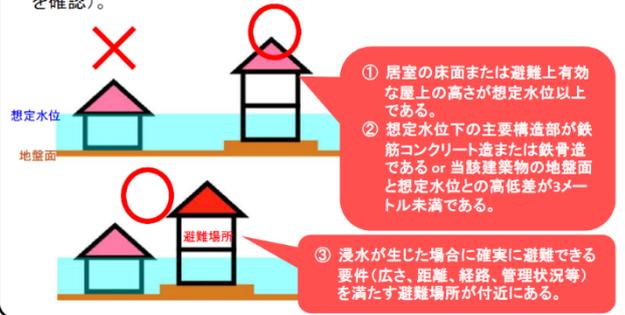


図 浸水が想定される区域における建築制限の事例（滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定）

（出典：国土交通省「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」第1回資料3）



中央公園第二期整備予定地 浸水状況
（平成11年6月30日）



また宅地地盤の嵩上げ、建築物の用途や形態の制限、電気設備等の上層階への設置、地下空間の浸水防止施設(防水版や防水扉等)の設置等を検討します。

土地の嵩上げについては、土地が低いために浸水しやすく、浸水継続時間が長期にわたるおそれのある区域で、まとまった規模の土地での実施を検討します。手法としては堤防整備に併せた土地区画整理事業が考えられますが、一般的には、時間、費用を要することに留意する必要があります(右図参照)。

③大規模洪水時の避難場所の確保と物資等の備蓄

大規模洪水時に高台までの避難が困難な地区においては、公園の高台化による避難場所の確保や、身近な公共施設等に活用による緊急避難先の確保を進めます。避難先には物資の備蓄も行い浸水が解消するまでの孤立期間に備える必要があります。備蓄物資は想定される浸水深より高い位置に保管することが重要です。

また、広範囲に長期間の浸水が想定される地区では、市町村内に適切な避難先が確保できない場合、市町村の区域を越えた広域避難について検討します。広域避難には避難者を受け入れる避難所のほか、移動手段の確保や避難開始時期についても検討が必要です。広範囲に浸水が想定される地域では、複数の市町村で他市町村の避難者の受け入れ協定や、隣接市町村に避難するほうが安全であると認められる地域の住民の越境避難に関する協定を締結している事例があります。



図 地下への浸水防止対策例

(出典：国土交通省・農林水産省「流域治水施策集 水害対策編」令和5年3月)

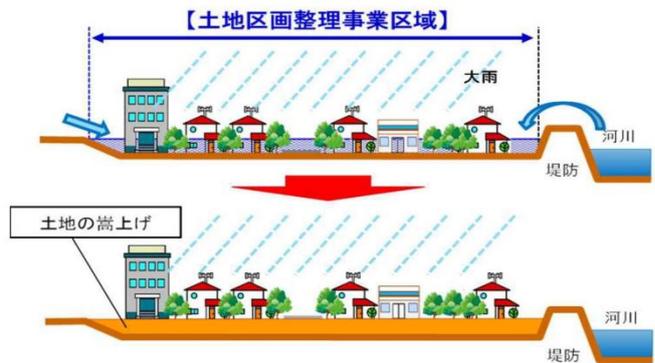


図 面的な土地の嵩上げのイメージ

(出典：国土交通省「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」令和3年5月)

【広域避難の協定事例】

●浸水時における広域避難に関する協定

(H28.10.26 締結)

●協定締結市町村

避難市町：三重県桑名市、木曾岬町
受入市町：三重県いなべ市、東員町

●協定締結事項

- ・避難施設の使用
- ・使用要請
- ・避難者の受入
- ・経費の負担

(出典：三重県HP「桑名地域2市2町による「浸水時における広域避難に関する協定」締結」から抜粋して作成)

技術資料		
国土交通省	防災都市づくり計画のモデル計画及び同解説	https://www.mlit.go.jp/common/001042838.pdf
内閣府	水害からの広域避難に関する基本的な考え方(令和3年5月)	https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigai_koui/kihinan/pdf/kangaekata.pdf



4-2-4 地区レベルの防災性向上にむけたルールづくり

令和5年度公表

◆地区レベルの防災性向上のルールづくりのポイント

- ①できるところから進めるまちづくり
- ②ルールづくりへの合意形成を重視

【解説】

①できるところから進めるまちづくり

居住誘導区域等の既成市街地では、既存の建築物が多数存在しており、洪水に強いまちにするための敷地の嵩上げや建築物の耐水化等を一時期に進めるのは難しいことが想定されます。そのため、時間はかかりますが、個々の建築物の建替えの時期を捉えて、少しずつ進めるまちづくりの手法を取り入れることも検討する必要があります。

できるところから進めるまちづくりの手法として「地区計画」があります。地区計画はある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度です。地区計画では、まちづくりの目標や方針、道路・公園などの位置や建築物などのルール(地区整備計画)、土地の利用に関することを定めることができます。地区計画が定められると、建築物はルールに従って建てられていくため、少しずつ防災性が確保されます。

②ルールづくりへの合意形成を重視

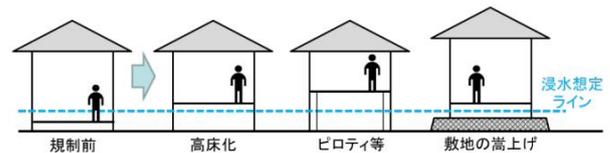
地区計画は土地や建物に係る制限内容を定めるもので、都市計画に定められた後はルールに従わない建物は建てることができなくなります。そのため、住民や土地や建物の権利者等の合意形成が重要です。計画検討当初からの住民参加を基本に、地区の災害危険の理解と住民等が守ることのできるルールを検討する必要があります。

表 洪水に強いまちづくりに向けて地区計画で定めることのできる事項の例

地区計画の目標等	どのようなまちにするかの目標や方針。地区で想定される災害の規模や被害の程度等を踏まえて設定。
地区施設	避難路となる道路、遊水地や避難場所となる公園や緑地、雨水貯留浸透施設 など
建築物等に関する事項	建築物の用途の制限、建築物の高さの最低限度、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度、建築物の居室の床面の高さの最低限度 など
土地の利用に関する事項	既存の樹林地、草地、水辺地、湿地帯等遊水機能を有する土地の保全

(出典：国土交通省「第12版 都市計画運用指針」から作成)

建築物の浸水対策のイメージ図



地区施設のイメージ図



図 地区計画に定める浸水対策、地区施設のイメージ

(出典：国土交通省 水管理・国土保全局、都市局「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)」について
https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000817026.pdf)

技術資料

国土交通省 都市計画運用指針 第13版
(令和6年11月一部改定)

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001841988.pdf



4-2-5 避難行動の強化

令和5年度公表

◆避難行動強化の検討ポイント

- ①避難を判断する情報の理解促進
- ②早期避難の体制づくり
- ③避難先・避難手段を考慮した行動検討

【解説】

①避難を判断する情報の理解促進

近年の洪水では、逃げ遅れによる人的被害の発生が報告されています。警戒レベル4の段階には危険な場所から全員が避難することが重要です。警戒レベルを示して発出される避難情報と取るべき行動（右表参照）の周知を図る必要があります。また、避難指示等の判断のタイミングを検討する際には、「流域タイムライン」等、国や県の防災行動計画との整合を図ることが重要です。

②早期避難の体制づくり

近年の災害では、近隣住民の声掛けが在宅高齢者等の避難行動の動機となったことが報告されています。地域における共助の避難支援体制の構築支援が重要です。

市町村では防災情報をプッシュ型で伝達するメールサービスを実施しているところもあり、また離れて生活する家族から避難を呼びかける「逃げなきゃコール」の活用等、様々な手段を組み合わせて避難行動を促進する仕組みの普及・啓発が必要です。

③避難先・避難手段を考慮した行動検討

各世帯の状況に応じて、浸水しない他市町村の知人や宿泊施設等へ広域避難も視野に入れた検討を行うよう啓発します。鉄道やバス等公共交通の運行状況も考慮して避難のタイミングを検討します。個々の世帯の避難計画の検討にマイ・タイムラインが役立ちます。

表 災害時に発出される避難情報

警戒レベル	状況	避難情報	居住者等が取るべき行動	気象庁の発表情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！	大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒）
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難	氾濫危険情報 キキクル（危険度分布）「危険（紫）」
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報 キキクル（危険度分布）「警戒（赤）」
2	気象状況悪化	—	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 氾濫注意情報 キキクル（危険度分布）「注意（黄）」
1	今後気象状況悪化のおそれ	—	災害への心構えを高める	早期注意情報（警報級の可能性）

（出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月・令和4年9月更新）」、気象庁ホームページ「防災気象情報と警戒レベルの対応について」から作成）

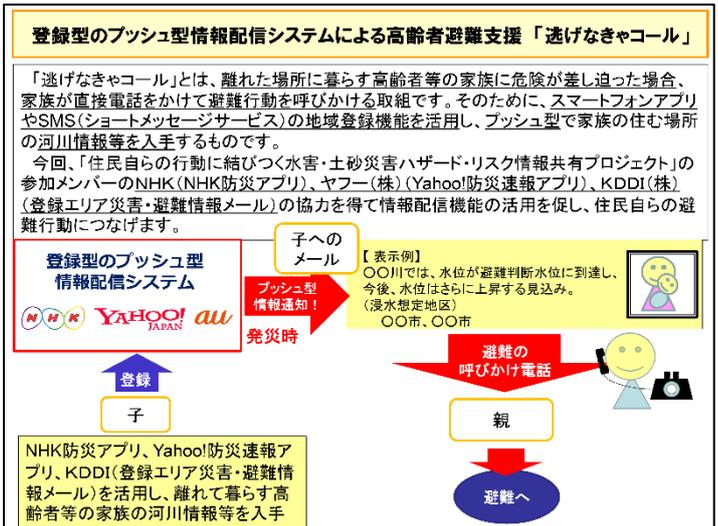


図 逃げなきゃコールの概要

（出典：国土交通省 HP「災害時、大切な人を守るため あなたの一声で避難の後押し〜アプリやSMSを活用した「逃げなきゃコール」の取組開始〜」

技術資料

内閣府

令和元年台風第19号を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）（令和2年12月）

http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf

【計画編：第5章】
内水氾濫に強いまちづくり



5-1 中部圏で想定される内水被害

◆中部圏で想定される内水被害

- ①気候変動に伴う市街地の浸水の頻発化
- ②浸水被害による下水道施設の機能不全

【解説】

①気候変動に伴う市街地の浸水の頻発化

近年の気候変動の影響や温室効果ガスの排出が継続した場合には、短時間豪雨の発生頻度が増加する可能性があると言われています（「気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策の推進について 提言」より）。こうしたことから今後も内水氾濫を起こし得る降雨の発生が頻発化することが予想されます。

中部圏においても、これまで多くの内水被害が発生しています。特に、平成12年9月の東海豪雨災害の際には、内水氾濫に一部破堤氾濫が加わり、浸水等による住家被害は名古屋市中で38,815棟、愛知県全体で63,440棟にも及びました。

②浸水被害による下水道施設の機能不全

近年、度重なる豪雨により多くの内水被害が発生するとともに、併発した河川の氾濫等により下水道施設が浸水し、機能が停止する事態が発生しています。令和元年東日本台風では、全国の下水処理場で16箇所、ポンプ場で28箇所の浸水被害が発生し、下水道機能が停止しました。



図 令和元年東日本台風時のポンプ場浸水（郡山市）
（出典：第1回気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策に関する検討会資料）

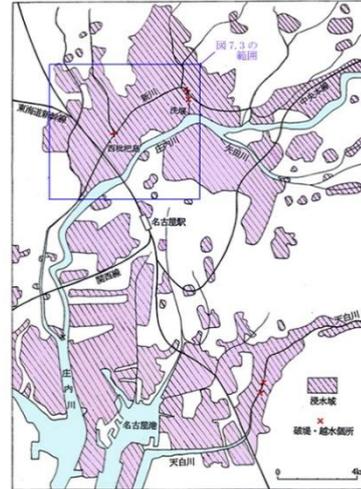


図 東海豪雨時の浸水域

（出典：防災科学技術研究所 自然災害情報室 HP）

表 中部圏で内水被害が発生した主要な降雨

降雨	中部圏の被害概要（外水含む）
平成12年9月 東海豪雨	主な被害地：岐阜県、愛知県 ・床上浸水 22,894 棟 ・床下浸水 46,943 棟
平成16年9月 台風第21号及び前線	主な被害地：三重県 ・床上浸水 2,533 棟 ・床下浸水 3,345 棟
平成20年8月末 豪雨	主な被害地：愛知県 ・床上浸水 2,516 棟 ・床下浸水 14,298 棟
平成23年9月 台風第12号	主な被害地：三重県 ・床上浸水 702 棟 ・床下浸水 832 棟
平成23年9月 台風15号及び秋雨 前線	主な被害地：岐阜県、愛知県 ・床上浸水 528 棟 ・床下浸水 950 棟
平成25年9月 集中豪雨	主な被害地：岐阜県、愛知県 ・床上浸水 247 棟 ・床下浸水 2,328 棟
平成26年10月 台風第18号	主な被害地：静岡県 ・床上浸水 476 棟 ・床下浸水 1,271 棟
平成29年10月 台風第21号	主な被害地：三重県 ・床上浸水 760 棟 ・床下浸水 1,888 棟
令和4年9月 台風第15号	主な被害地：静岡県 ・床上浸水 1,933 棟 ・床下浸水 2,792 棟
令和5年6月 梅雨前線及び台風2号	主な被害地：静岡県、愛知県 ・床上浸水 633 棟 ・床下浸水 1,003 棟
令和6年8月 台風第10号	主な被害地：岐阜県、静岡県 ・床上浸水 21 棟 ・床下浸水 247 棟

（出典：総務省消防庁 HP 災害情報一覧）



5-2 内水氾濫に強いまちづくりのポイント

5-2-1 気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策

◆気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策のポイント

- ①中長期的な計画の策定
- ②下水道施設の耐水化
- ③効果的なハード整備

【解説】

①中長期的な計画の策定

気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等の懸念、下水道の施設計画を超過する降雨による内水被害の発生等を踏まえ、「再度災害防止」に加え、計画的な「事前防災」の整備により、下水道による都市浸水対策を推進する必要があります。そのため、下水道による都市浸水対策の中長期的な計画である「雨水管理総合計画」の策定・見直しの検討が必要です。

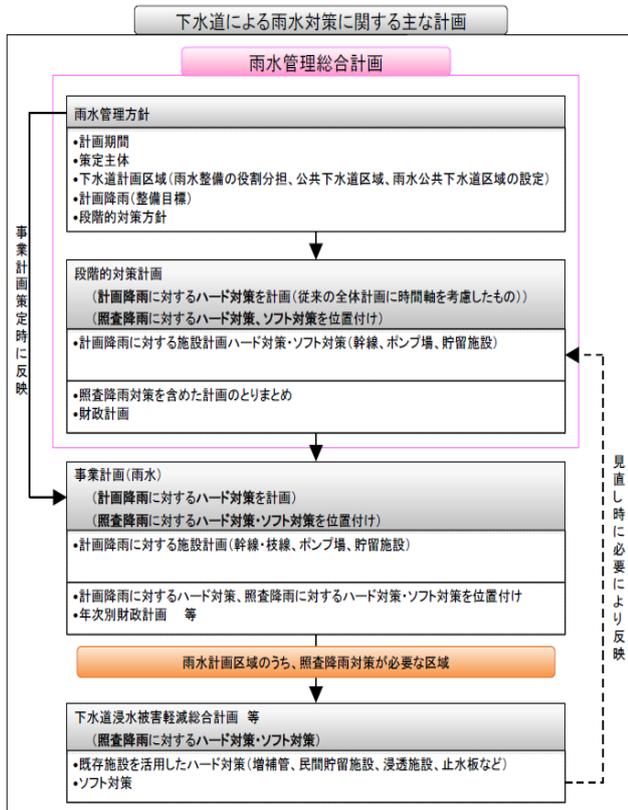


図 雨水管理総合計画の位置づけ
(出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン(案))

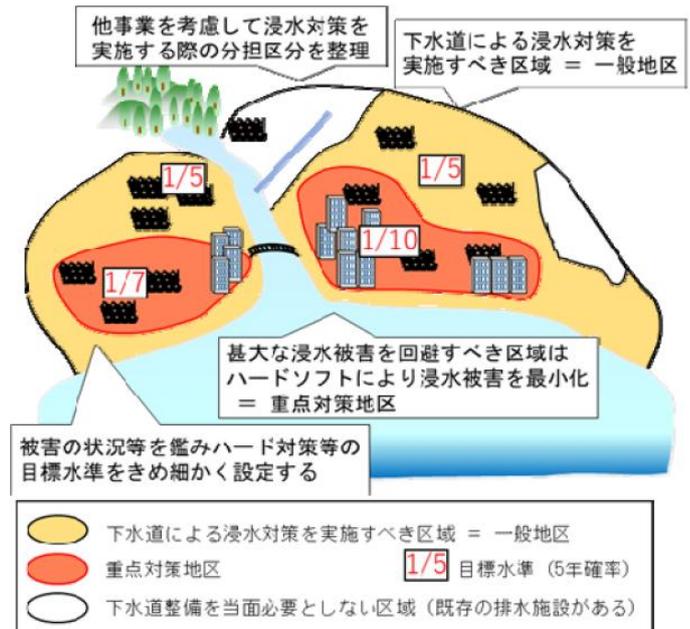


図 今後の下水道整備イメージ
(出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン(案))

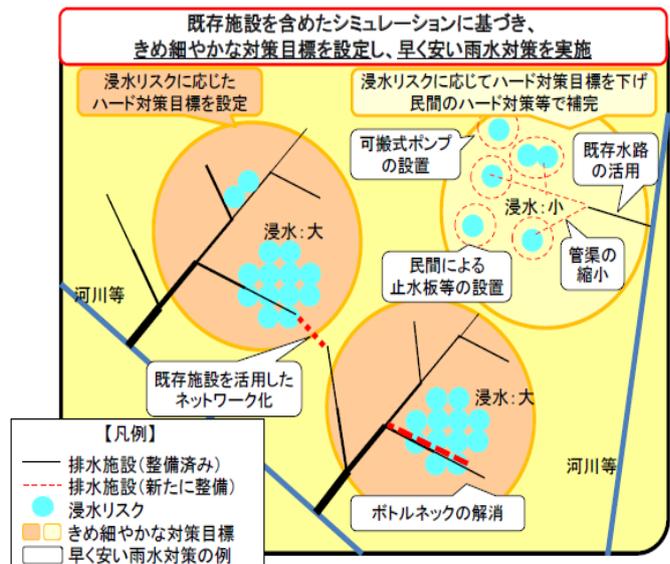


図 対策の例
(出典：雨水管理総合計画策定ガイドライン(案))



② 下水道施設の耐水化

耐水化の目標とする浸水深は、施設の供用期間等を踏まえ、中高頻度の確率（1/30～1/80程度）で発生する河川氾濫等を想定して設定することを基本とし、影響人口の大小や応急復旧の難易など、被災時のリスクの大きさを考慮して設定します。耐水化の目標や重要設備の配置、施設の構造等を踏まえ、電気設備の上階への移設や防水仕様の設備への更新、建物全体の耐水化、重点化区画の耐水化を適切に組み合わせることで対策を検討します。

③ 効果的なハード整備

雨水管理総合計画における「雨水対策を優先的に実施すべき区域」等の設定を進め、効率的・効果的なハード整備により早期に安全度を向上させることを検討します。

○ 運転に必要な補機類を含めて浸水防止



施設内への浸水はなかったものの、屋外に設置していた燃料移送ポンプの油面計が浸水により停止し、運転ができなかった。

図 下水道施設の耐水化（例）

（出典：第1回気候変動を踏まえた下水道による都市浸水対策に関する検討会資料）

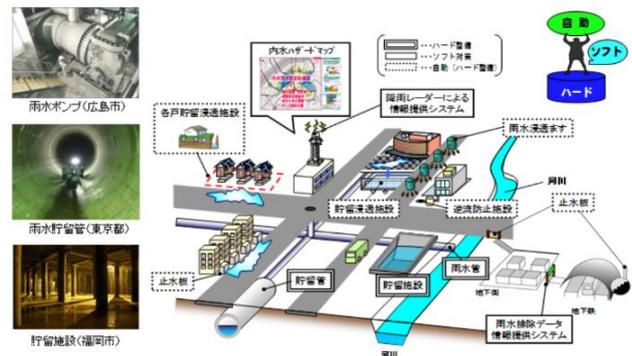


図 下水道による総合的な浸水対策イメージ

（出典：国土交通省 水管理・国土保全局 HP）

技術資料		
国土交通省	雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）（令和3年11月）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728942.pdf
国土交通省	下水道浸水被害軽減総合計画策定マニュアル（案）（令和3年11月）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728948.pdf
国土交通省	水位周知下水道制度に係る技術資料（案）（平成28年4月）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728949.pdf
国土交通省	内水浸水想定区域図作成マニュアル（案）（令和3年7月）	https://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/pdf/naisui_manual.pdf
国土交通省	下水道管きょ等における水位等観測を推進するための手引き（案）（平成29年7月）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728952.pdf
国土交通省	ストックを活用した都市浸水対策機能向上のための新たな基本的考え方（平成26年4月）	https://shinsui-portal.jp/amege/wp-content/uploads/2024/09/001035474.pdf
国土交通省	下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（令和4年3月改訂）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001475459.pdf



5-2-2 内水氾濫に強いまちの整備

◆内水氾濫に強いまちの整備のポイント

- ①内水氾濫発生箇所及び下水道施設への被害の把握
- ②氾濫を防ぐ・減らす施設の検討
- ③被害を軽減する土地利用方針の検討

【解説】

①内水氾濫発生箇所及び下水道施設への被害の把握

内水氾濫に強いまちの整備にあたっては、ハザード情報、地理空間情報（右表参照）により、内水によって被害が発生する箇所を確認します。加えて、下水道施設における内水氾濫時の被害を把握するために、洪水浸水想定と下水道施設位置の重ね合わせを実施します。

上記の確認にあたっては、内水浸水想定で対象となる浸水や降雨が洪水浸水想定と異なることに注意してください（右表参照）。

②氾濫を防ぐ・減らす施設の検討

都市部ではコンクリートやアスファルト等で地面が被覆されているため、雨水が地下に浸透せず、地表に溜まりやすくなっています。

内水氾濫を防ぐ・減らすため、「雨水管理総合計画」に基づき、雨水の流出抑制や浸透機能をもつ雨水貯留浸透施設の整備、緑地・農地の保全を行っていきます。雨水の貯留・浸透にあたっては、グリーンインフラの概念を踏まえ、環境分野の取組も含めながら、実施することが重要です。



図 雨水貯留浸透施設

（出典：流域治水施策集 水害対策編 Ver.2）

表 内水氾濫発生箇所を把握できる情報

情報内容	情報名
ハザード情報	<ul style="list-style-type: none"> 都市浸水想定（特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域が対象） 雨水出水（内水）浸水想定区域（水防法に基づき住家等の防御対象のあるすべての下水道が対象） 内水ハザードマップ 過去の浸水実績図
地理空間情報	<ul style="list-style-type: none"> 治水地形分類図 アンダーパス等 標高図

（出典：国土交通省「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」令和3年5月 をもとに作成・追記）

表 内水浸水想定で対象となる浸水、降雨

浸水想定の種類	対象となる浸水	対象とならない浸水	対象降雨
水防法に基づく雨水出水浸水想定区域図	<ul style="list-style-type: none"> 既存の下水道（合流、分流雨水）からの溢水（能力不足、排水先からの排水の影響など）による浸水 ※下水道に流入する普通河川、水路等も考慮することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 河川からの溢水や破堤による浸水（外水氾濫） ※下水道計画に位置付けられている普通河川や水路からの浸水は対象 	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨（L2）
上記以外の内水浸水想定区域図			<ul style="list-style-type: none"> 既往最大降雨 計画降雨（L1）など

技術資料

国土交通省 水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）

https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000171.html

国土交通省 グリーンインフラ実践ガイド（令和5年10月）

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/content/001713035.pdf>



③被害を軽減する土地利用方針の検討

内水氾濫の発生が想定される地域においては、リスクを軽減するために都市的土地利用を抑制するか、被害を受けないように建築物の浸水対策を行いながら都市的土地利用を行うか、土地利用の方針を検討します。

都市的土地利用を抑制する場合には、リスクの高いエリアでの建築・開発行為の規制※、安全な地域への居住・都市機能の立地誘導および移転を促進します。

※災害危険区域の指定、浸水被害防止区域の指定、雨水浸透阻害行為許可の制度化による緑地・農地保全等

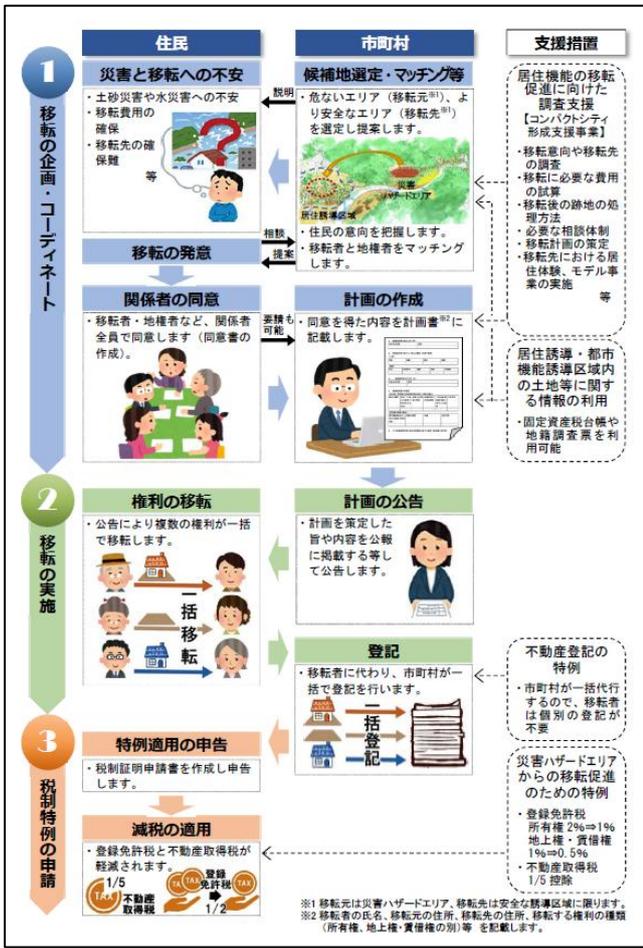


図 防災移転支援事業（居住誘導区域等権利設定等促進事業）のモデルケース
（出典：防災移転まちづくりガイドス）

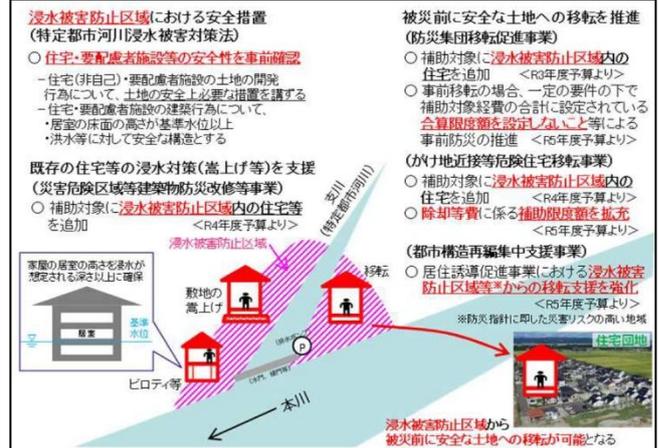
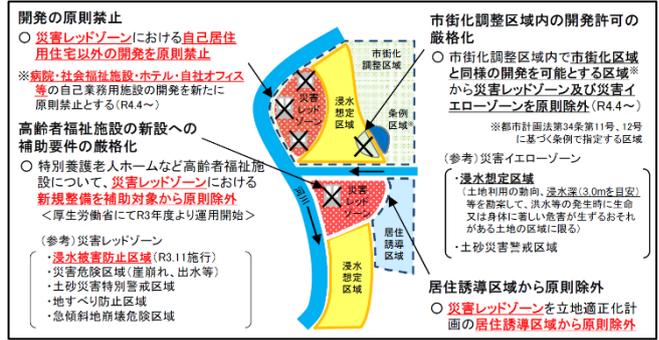


図 浸水被害防止区域における安全措置
（出典：流域治水施策集 水害対策編 Ver.2）

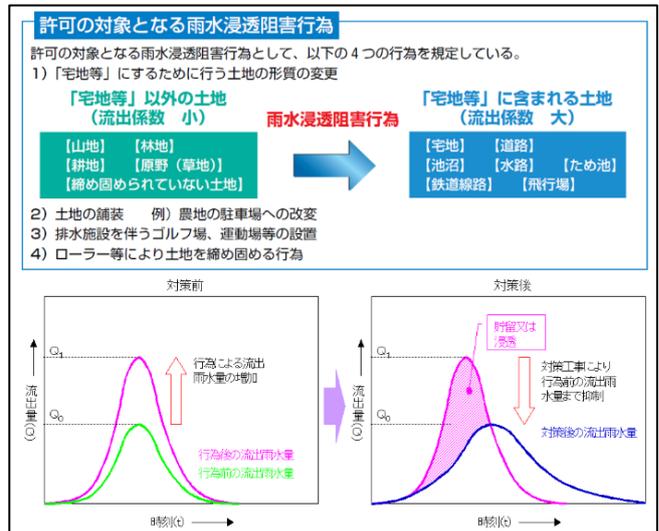


図 許可対象となる雨水浸透阻害行為
（出典：国土交通省 水管理・国土保全局 HP）

国土交通省	立地適正化計画の手引き【基本編】 （令和6年4月改訂）	https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001741220.pdf
国土交通省	防災移転まちづくりガイドス （令和6年4月）	https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001515251.pdf



都市的土地利用を行う場合には、家屋財産の保護や垂直避難の確保の観点から、建築物等の形態や構造の工夫（敷地の嵩上げ、居室の床面高さの引上げやピロティ化、浸水が想定される部分の構造の耐水化）や止水板の設置等の対策を促進します。また、災害後の居住や業務の継続の観点から、建築設備に係る対策（耐水化や浸水深を踏まえた配置等）も促進することが重要です。

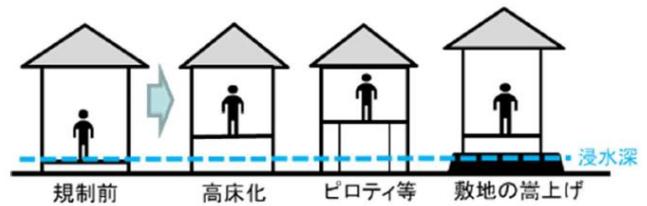


図 建築物の浸水対策のイメージ
 (出典：水害リスクを踏まえたまちづくりのガイドライン)

対象とする区域

鳥取・願万地区の一部

条例の内容

本条例では次の2つの区域を設定し、一定の規制を行っています。

1. 建築行為届出対象区域

- 床上浸水を防止するため、住宅の居室の床面の高さを制限します。
- 基準となる高さは、エリアごとに設定しています。

2. 開発行為届出対象区域

区域内での雨水流出を抑えるため、一定規模以上の造成行為において雨水流出抑制施設の設置を求めています。

このほか、既存の土地や建物所有者等の方にも、できるだけ雨水流出抑制施設の設置をおこなっていただくよう、求めています。

建築行為届出対象区域

必要な手続き	建築行為に係る浸水対策検討届出
対象となる行為	住宅の新築、改築または増築
規制内容	居室の床面の高さを規制値以上とすること

開発行為届出対象区域

必要な手続き	開発行為に係る浸水対策検討届出
対象となる行為	1,000平方メートル以上の土地の掘削、盛土、切土等を伴う土地の区画形質の変更
求められる内容	雨水流出抑制施設の設置

鳥取・願万地区土地利用規制に係る区域

基準となる床面の高さ(標高)			
A	157.4m	F	158.3m
B	157.4m	G	159.4m
C	157.0m	H	160.1m
D	158.0m	I	159.3m
E	158.9m	J	160.1m

図 三次市住宅の浸水対策に関する土地利用条例の概要
 (出典：三次市 HP)

技術資料		
国土交通省	水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）	https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_h_h_000171.html
国土交通省 経済産業省	建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2年6月）	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001349327.pdf



5-2-3 企業・住民等による雨水流出抑制等浸水対策の推進

◆企業・住民等による雨水流出抑制等浸水対策の推進のポイント

- ①内水対策を促進するためのリスク周知
- ②企業・住民の取組の推進
- ③住民の自助・共助による浸水対策の取組

【解説】

①内水対策を促進するためのリスク周知

内水対策は施設整備だけではなく、まちづくりとの連携によって進める必要があります。内水氾濫によるリスク情報を関係者と共有し、対策の必要性について意識醸成を図ることが重要です。

②企業・住民の取組の推進

雨水流出抑制対策には、行政のみならず流域一帯となった取組が求められます。よって、企業・住民による流出抑制対策やグリーンインフラの活用等による流出抑制対策を促進する必要があります。平成27年度の下水道法改正を受けて、官民連携により浸水対策を推進する区域を条例で指定する「浸水被害対策区域制度」が創設されました。この区域内においては、官民連携による迅速で効率的な浸水対策を推進するために、様々な支援制度があります。例えば、「新世代下水道支援事業」の活用により、個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ます等の小規模な施設に対して、地方公共団体がその設置費用を助成する場合、防災・安全交付金の支援を受けることができます。

③住民の自助・共助による浸水対策の取組

排水溝や側溝の定期的な清掃の促進、水防団活動の促進、止水板設置の助成、土のうステーションの設置等を行うことにより、住民が自ら内水被害を軽減できる環境を整備することが重要です。



図 内水氾濫ハザードマップ（名古屋市）
（出典：名古屋市 HP）

<p>民間の雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度 下水道法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策区域において、民間事業者等が雨水貯留浸透施設を整備する場合、当該整備に係る計画を作成し、公共下水道管理者の認定を受けることができる。 	<p>管理協定の締結等 下水道法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策区域において、公共下水道管理者が管理協定を締結した民間の雨水貯留施設等について、その管理を公共下水道管理者が行うことができる。
<p>官民連携浸水対策下水道事業（個別補助金） 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定計画に係る雨水貯留浸透施設の整備費用に対して、国が補助する。 ※補助率1/2 	<p>特定地域都市浸水被害対策事業制度 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害対策区域における雨水貯留施設等の整備費用に対し、国が民間に直接支援を行う。（補助率最大1/3）
<p>施設整備に係る特例措置（固定資産税の減免） 税制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた雨水貯留浸透施設について、固定資産税を減税する特例措置を講ずる。 	<p>容積率の緩和 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別地区（都市再生特別措置法）等において、地方公共団体は、雨水貯留施設の整備等を総合的に評価して容積率を緩和することができる。
<p>日本下水道事業団による委託に基づく建設等 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定を受けた雨水貯留浸透施設の建設や設計等について、認定事業者の委託に基づき、日本下水道事業団が代わって行うことができる。 	<p>新世代下水道支援事業 予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住宅等に設置する貯留タンクなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が整備費用を助成する場合、地方公共団体に対して、防災・安全交付金による支援を実施。
<p>新制度 制度拡充</p>	<p>既存制度 既存制度</p>

図 浸水被害対策区域における支援制度
（出典：官民連携した浸水対策の手引き（案））



図 土のうステーションの設置
（出典：稲沢市 HP）

技術資料

国土交通省 官民連携した浸水対策の手引き（案）～ 浸水被害対策区域制度の解説 ～（令和3年11月）

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728947.pdf>



【参考】内水被害を低減させる持続可能な取組

令和元年東日本台風時に発生した甚大な内水氾濫被害を受けて、静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会では、関係機関の連携により、一層の内水対策を推進し、浸水被害の軽減を図るための豪雨対策アクションプランを策定しています。

また、市町が事務局となり地区ごとで（仮称）豪雨対策アクションプランの実行計画を策定のうへ、河川管理者（国・県）が計画作成に係る技術的な検討を行う体制としています。狩野川中流においては作成済みであり、他地区も順次作成を進めることとしています。

＜狩野川中流域水災害対策プランの記載内容＞

- ・流域、地形特性
- ・令和元年東日本台風被害状況、過去の被害状況
- ・浸水被害の要因分析、課題の整理
- ・流域住民から共感が得られる具体的な対象外力、整備目標の設定
- ・対策（河川対策、流域対策、ソフト対策）内容
- ・役割分担（事業主体）
- ・効果の検証（対象外力を超える洪水に対しても効果を整理）
- ・関係機関の連携



図 令和元年東日本台風における狩野川流域の被害状況

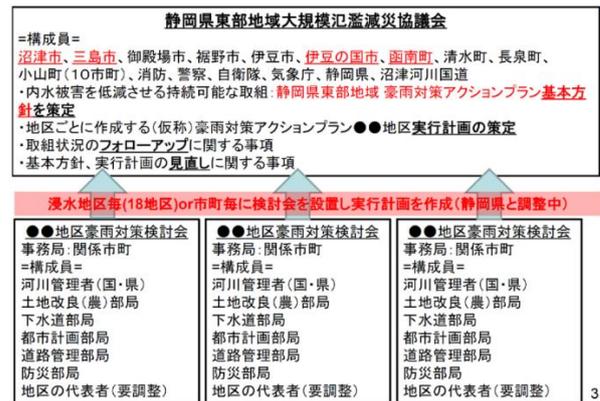


図 取組の枠組み

＜基本方針＞

- ・対象地域は令和元年東日本台風で浸水被害が発生した狩野川流域、浸水常襲地域である沼川流域、高橋川流域を対象とする。
- ・水災害リスクの低減目指し、「河川対策、流域対策、ソフト対策」を柱として、河川管理者と下水道、土地改良、都市計画、危機管理部署等の関係機関が連携・調整し持続的に取り組む
- ・具体的な取り組みは、排水系統・地形・被害特性、内水原因等を勘察し、市町を事務局とする検討会を設置し、地区毎に実行計画を作成する。
※河川管理者（国・県）は技術的な検討を行う。
- ・実行計画の取組期間は、緊急期間5年、短期期間10年、中期期間15年の4期間を設定する。
- ・中間検討案として、河川対策（県河川も含めて）については公表を想定。

技術資料

静岡県東部地域大規模氾濫減災協議会
内水被害を低減させる持続可能な取組 静岡県東部地域豪雨対策アクションプランの基本方針（令和2年6月）

https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu//bousai/pdf/r2_43_document.pdf

【計画編：第6章】
土砂災害に強いまちづくり



6-1 中部圏で想定される土砂災害

◆中部圏で想定される土砂災害

- ①家屋被害、人的被害、集落孤立等
- ②大規模盛土造成地における宅地崩壊
- ③河道閉塞による被害

【解説】

①家屋被害、人的被害、集落孤立等

中部圏では、台風や豪雨に伴う土砂災害が多発していますが、地震時にも土砂災害は発生します。

土砂災害には土石流、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）、地すべりの3種類があり、中部圏ではいずれの種類の土砂災害も発生しています。

土砂災害は局地的、突発的に起こるため、家屋被害や人的被害が発生しやすい災害です。平成23年の紀伊半島大水害、令和3年の熱海市伊豆山土石流災害等では多くの人的被害が発生しました。また、流出した土砂が道路を閉塞したり、路肩が欠損したりして、集落が孤立します。

②大規模盛土造成地における宅地崩壊

平成7年の兵庫県南部地震や平成16年の新潟県中越地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、多くの宅地被害が発生しました。

大規模盛土造成地とは、(1)谷や沢を埋めて造成した盛土面積が3,000㎡以上の造成地、または(2)盛土をする前の地盤面が水平面に対して20度以上の角度で、盛土の高さが5m以上の造成地のことです。丘陵部に開発された大規模盛土造成地では、地震や豪雨による盛土部の滑動崩落により、宅地被害が発生することが考えられます。

③河道閉塞による被害

大量の土砂が河川の水の流れをせき止めることで上流側に大量の水が溜まる河道閉塞（天然ダム）が発生します。河道閉塞が発生するとその上流側では浸水被害が、下流側の河道閉塞箇所が決壊による大規模土石流の被害が発生するおそれがあります。



写真 平成23年紀伊半島大水害時の鵜殿熊野線の法面崩壊（三重県紀宝町）
 （出典：三重県ホームページ「紀伊半島大水害の記録」）



写真 平成26年8月豪雨による岐阜県飛騨地方の土砂災害（岐阜県高山市）
 （出典：岐阜県ホームページ「土砂災害・過去の災害事例」）

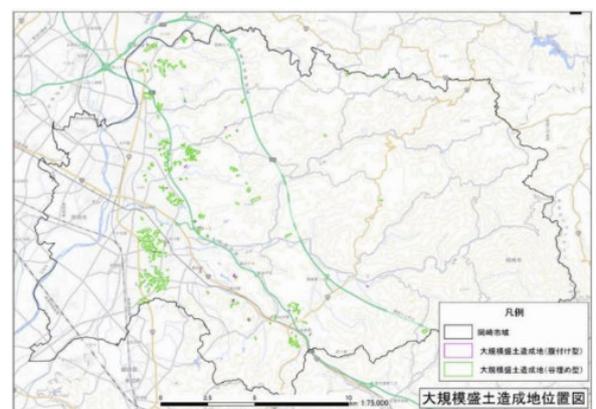
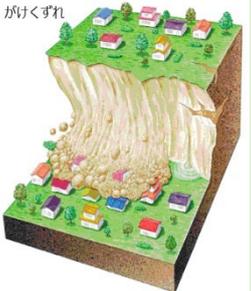


図 大規模盛土造成地マップ（岡崎市）
 （出典：岡崎市ホームページ「岡崎市大規模盛土分布図」）



表 土砂災害の種類と前兆現象

土砂災害の種類	解説	主な前兆現象
土石流	<p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。</p> <p>その流れの速さは規模によって異なりますが、時速 20~40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 山鳴りがする 急に川の水が濁り、流木が混ざり始める 腐った土の匂いがする 降雨が続くのに川の水位が下がる 立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる
地すべり	<p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。</p> <p>一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。我が国では、地質的にぜい弱であることに加えて梅雨あるいは台風などの豪雨により、毎年各地で地すべりが発生しています。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 地面がひび割れ・陥没 がけや斜面から水が噴き出す 井戸や沢の水が濁る 地鳴り・山鳴りがする 樹木が傾く 亀裂や段差が発生  <p>写真 昭和 60 年地附山地滑り (長野県長野市)</p>
がけ崩れ (急傾斜地崩壊)	<p>地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> がけにひび割れができる 小石がパラパラと落ちてくる がけから水が湧き出る 湧き水が止まる・濁る 地鳴りがする

(出典：解説 国土交通省砂防部ホームページ「土砂災害とその対策」 前兆現象 内閣府 政府広報オンライン「土砂災害から身を守る3つのポイント」 イラスト出典：土砂災害防止広報センター「土砂災害とは」)



6-2 土砂災害に強いまちづくりのポイント

6-2-1 土砂災害に対応したまちづくりの方向性

◆土砂災害に対応したまちづくりの方向性

- ①土地利用の制限
- ②防災移転の促進
- ③地域の孤立への対策
- ④ハード対策とソフト対策の組み合わせ
- ⑤確実な避難行動
- ⑥都道府県と市町村の連携
- ⑦土砂災害に強いまちづくりに向けた合意形成

【解説】

①土地利用の制限

平成11年に広島市で発生した土砂災害を契機として、平成13年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）が施行されました。この法律に基づき、それまでの砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備によるハード中心の対策に加え、避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策が推進されてきました。

土砂災害防止法では、都道府県は地形、地質、土地利用状況等を踏まえて基礎調査を実施し、警戒避難体制の整備を推進するための土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行うこととしています（右上表参照）。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域は、土砂災害の危険性が高い区域として、特定の開発行為を許可制とするなどの制限や建築物の構造規制等が行われます。都市計画運用指針では、土砂災害特別警戒区域は『災害レッドゾーン』のひとつとして、居住誘導区域から原則として除外することとしています（右中・下表参照）。

なお、その他の土地利用の制限手法として都市計画法に基づく市街化区域の見直し及び都市計画法に基づく地区計画や建築基準法に基づく災害危険区域の指定による建築物の用途の制限等があります。

表 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域等	定義
土砂災害警戒区域（イエローゾーン）	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

表 土砂災害特別警戒区域内の規制例（静岡県）

規制の概要	
特定開発行為への許可	土砂災害が発生しても建築物の敷地に土砂等が流入しないように対策工事が必要 【特定開発行為】 ・自己用以外の住宅（住宅分譲、マンション、社員住宅） ・要配慮者利用施設（幼稚園、老人ホーム、病院等）
住宅の新築・改築の建築確認	土石等が到達し、住宅に作用すると想定される力に対し、その構造が安全であるかどうかの審査を実施（構造の制限）
建築物等の移転の勧告及び支援措置	危険な状態の建築物の所有者等に対して家屋の移転等を勧告

表 都市計画関連の規制等におけるいわゆるレッドゾーン

災害レッドゾーン	根拠法等
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項
災害危険区域	建築基準法第39条第1項（同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く）
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条
浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法第56条

（出典：国土交通省「立地適正化計画策定の手引き」令和5年11月）

技術資料

国土交通省	土砂災害防止対策基本指針（変更：令和3年8月31日国土交通省告示第1194号）	https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/content/001421898.pdf
国土交通省住宅局	災害危険区域について	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/saigaikikenkuiki.pdf



②防災移転の促進

近年、自然災害の激甚化・頻発化とともに、土砂災害警戒区域など災害ハザードエリアにおいて、人命に関わる災害が多発しています。土砂災害対策施設等のハード整備や、ハザードマップ等を通じた住民への危険性の周知、避難の呼びかけといった取組のみならず、災害リスクのある地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという、「防災移転」の考え方を進めていくことが重要です。

これまでは、土砂災害で被災した後、近傍の別の土地に移転するという、発災後の対応が多い状況ですが、今後は、発災前に行う「防災移転」を促進するとともに、持続性の高いコンパクトシティの推進に資する「まちづくり」の一環としての移転の促進が重要です。

「防災移転まちづくり」を進めるためには、まちづくり部局だけでなく、様々な部局が連携して取り組むことが重要です。治水・砂防部局、都市計画・建築部局、福祉部局、危機管理・防災部局をはじめとする幅広い主体が参画・連携し、総合的な観点から検討が進むように留意する必要があります（右表参照）。

防災移転まちづくりを支える制度として、居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）（令和2年創設）と防災集団移転促進事業（昭和47年創設）等があります。居住誘導区域等権利設定等促進事業（防災移転支援事業）は、住居や施設の移転について登記手続きや税制面で支援するもので、移転者のニーズに対応して活用することが可能な仕組みとなっています。事業を活用するには立地適正化計画防災指針に位置づけることが必要です。防災集団移転促進事業は、住居の集団的な移転について財政面で支援するもので、移転元の土地には再度、住宅が建築されないよう、災害危険区域等の建築物の制限を定める必要があります。

【防災移転まちづくりの2つの軸足】

1 平時における、発災前に行う

「防災移転」の促進

あらかじめ、災害ハザードエリアにおける住宅や施設の立地状況等を踏まえつつ、様々な移転先の候補地を検討し、平時から移転の取組を進めていく「防災移転」を進めること

2 人口動態や土地利用等を踏まえた、

「まちづくり」の一環としての移転の促進

災害ハザードエリアからの移転について、地域の持続可能性を高め、コンパクトシティの推進に資するような移転を進めること

（出典：国土交通省「防災移転まちづくりガイダンス」令和6年4月）

表 防災移転まちづくりの取組主体の例

検討項目の例	主体となる部局
災害リスクの把握・分析、災害ハザードエリアの指定	治水・砂防部局等
土地利用のあり方、まちづくりの方向性検討	都市計画・建築部局等
要配慮者施設	福祉部局
災害時の避難、情報提供等	危機管理・防災部局

（出典：国土交通省「防災移転まちづくりガイダンス」令和5年4月から作成）



図 防災移転支援事業の活用イメージ

（出典：国土交通省「防災移転まちづくりガイダンス」令和6年4月）

技術資料

国土交通省
都市局

防災移転まちづくりガイダンス
（令和6年4月）

<https://www.mlit.go.jp/toshi/content/001515251.pdf>



③地域の孤立への対策

土砂災害が発生して道路が寸断されると、地域の孤立が発生します。中部圏の中山間地では災害発生時に孤立する危険のある地域が、多数存在しています。岐阜県では、孤立が予想される地域として、右に示すアからウのいずれかに該当する地域を「孤立予想地域」として、対策指針を策定しています（右青枠内参照）。

孤立が予想される地域では、災害が発生して孤立した場合でも、数日間は住民が地域内で生活できるよう、平常時から準備しておく必要があります。都市計画やまちづくりの部局では、土砂災害からの安全性が確保された避難所、アクセス道路や回路の有無を確認し、災害に強いまちづくり計画を検討します。また、備蓄倉庫の整備をまちづくり計画に位置づけ、飲料水や食料、救助用資機材、医薬品、非常用電源等の備蓄を行います。

同時に、孤立が発生した場合は、早期の状況把握や状況に応じた道路啓開の実施、住民の地域外への避難・搬送等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要があります。防災や危機管理の部局では、特に、道路啓開体制の強化を図る必要があります。また、情報通信面での孤立対策として、都道府県、警察、自治会、地元消防署・消防団、ライフライン関係機関等との間での連絡先リストの作成、伝達項目の整理を行うとともに、固定電話や携帯電話が不通となることを前提に、無線通信等複数の連絡手段を決めおく必要があります。静岡市ではヘリコプターへの救援要請を伝える方法として、「救援表示シート」を孤立が想定される地域に配布しています（右緑枠内参照）。

孤立が予想される地域における災害に強いまちづくり計画検討には、防災・危機管理部局をはじめとする庁内各部局間、防災関係機関との連携とともに、地域住民との連携や孤立に対応できる地域防災力向上が重要です。

【孤立予想地域の定義】

次のいずれかに該当する地域を「孤立予想地域」とする。

- ア 地域への全てのアクセス道路（四輪自動車アクセスできる道路）が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所又は山地災害危険地区に隣接している地域
- イ 地域へのアクセス道路（四輪自動車アクセスできる道路）が「雪崩危険箇所」に隣接している地域
- ウ 過去に孤立した実績があるなど、市町村長が地域特性を勘案して将来的に孤立のおそれがあると判断する地域

（出典：岐阜県「岐阜県孤立地域対策指針」令和6年3月改訂）

【救援表示シート（静岡市）】

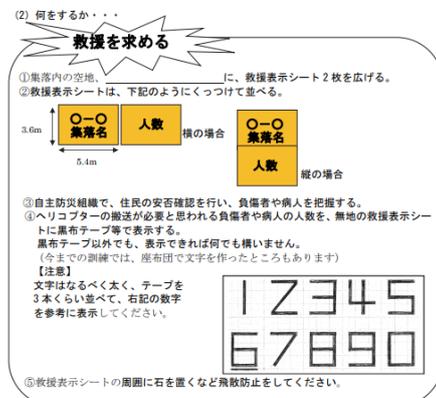
静岡市では、災害発生時に孤立が予想される地域に「救援表示シート」（縦3.6m×横5.4m）を配布しています。災害発生時、市のヘリコプターが中山間地の被害調査を実施する際に事前に決められた救援表示シートを広げる場所を回り、各集落における搬送が必要な負傷者や病人の人数を把握します。

●救援表示シートの目的

孤立した集落において、搬送が必要なけが及び病院の数を把握する

●いつ広げるか

- ・土砂災害等により道路が寸断され、集落外への移動が困難になった
- ・電話等が通じなく外部との連絡が途絶えた
- ・さらに、集落内に搬送が必要と思われる負傷者や病人がいて、救援が必要になった
- ・自主防災組織では、どうにもできない非常事態の時



（出典：静岡市「静岡市地域防災計画資料編」令和5年4月修正）



④ハード対策とソフト対策の組み合わせ

土砂災害特別警戒区域等、土砂災害が発生した際に住民等の生命や身体に著しい危険が生じるおそれのある区域には、できるだけ人は住まないようなまちづくりを進めることが重要です。しかし土砂災害警戒区域等、土砂災害のおそれのある区域は全国に多く存在します。これらの区域におけるまちを保全するため、土砂災害対策施設が整備されます（右写真参照）。

土砂災害対策施設は、保全対象が何か、砂防施設をどのような規模の災害を対象として整備するか、短期的対策・中長期的対策を検討した土砂災害対策方針に基づいて整備されます。整備される砂防堰堤、遊砂地、流路工等の施設は大規模な土木構造物であり、完成までに長い期間を要します。そのため、ハード整備と同時にソフト対策として土砂災害から身を守るための警戒避難体制の整備を進めていく必要があります。早期避難が可能となるよう情報伝達機器や観測機器の整備、土砂災害予警報システムの構築、的確な避難指示の発令、土砂災害に対して安全な避難場所・避難経路の確保、高齢者、子供等にも配慮した避難体制の充実・強化を図ることが必要です。

⑤確実な避難行動

土砂災害は突発的に発生し人的被害に結びつくことが多いため、住民等の主体的な避難行動が必要です。過去の土砂災害の実態や土砂災害のおそれがある土地の区域等に関する情報を、住民等に対し積極的に提供し、地域住民等が土砂災害に適切に対応できるよう、最大限の「知らせる努力」をすることが必要です（公助）。住民等は、行政が提供するこれらの情報を十分に把握し、土砂災害の前兆等に関する知識を身につけるとともに、避難訓練の実施や地区防災計画の作成等を通じて、自助・共助による適時・適切な避難の判断・避難行動ができるよう努めることが重要です（右図参照）。（6-2-3にて詳述）



保全対象 人家9戸、主要地方道 白鳥板取線



写真 ハード対策の例（砂防堰堤）
（岐阜県郡上市大和町島 令和2年7月の豪雨による土砂災害）
（出典：岐阜県砂防部ホームページ 砂防事業「R2 事業効果事例」）

【災害の経緯: 令和2年7月豪雨】	
1日(水)	2:15 雨量が避難勧告基準値に到達(24時間雨量が80mmを超過)
	2:30 避難勧告発令
3日(金)	23:20 12世帯の避難が完了
7日(火)	7:20 伸縮計が異常値を観測
	7:30 避難指示発令
8日(水)	1:10 土砂災害警戒情報発表
	9:30 斜面崩壊発生



- 【公助】郡上市は、岐阜県が設置した崩壊の恐れがある斜面の24時間監視による雨量や伸縮計の計測値の情報をもとに、崩壊が発生する7日前に避難勧告、前日に避難指示を発令
- 【自助】斜面下部の人家の住民は、避難勧告発令を契機として避難
- 【共助】避難勧告発令となる雨量や伸縮計の計測値の基準になったら事前に避難しようという認識を住民間で共有

図 自助・共助・公助による避難行動の例
（岐阜県郡上市大和町島 令和2年7月の豪雨による土砂災害）
（出典：国土交通省砂防部ホームページ「防災前の確実な避難による効果事例集」R3.8更新）



⑥都道府県と市町村の連携

都道府県は土砂災害対策施設の整備による地域の保全を図るとともに、土砂災害警戒区域等の指定により土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図る区域、土砂災害により著しい被害が発生するおそれのある区域を明らかにします。市町村は警戒避難体制の強化や著しい被害が発生するおそれのある区域からの移転や既存住宅の改良などの支援等、土砂災害に対応したまちづくりを行います。中部圏で令和3年度までに立地適正化計画防災指針を策定した事例から、防災指針に位置づけた土砂災害対策を示します（右表参照）。

土砂災害で被災した地域の復興まちづくり事例では、砂防堰堤等の土砂災害対策施設の整備、避難路や避難所の整備、雨水排水施設の整備等、都道府県と市町村が連携したまちづくりの取組が行われています。東京都大島町では土砂災害対策施設として改良整備される流路に沿って生活道路を整備し、道路ネットワークの強化を図るとともに、土石流が流れ下った流路からのバッファとなる空間を確保しています（右写真参照）。

⑦土砂災害に強いまちづくりに向けた合意形成

土砂災害のおそれのある区域では土砂災害対策施設の整備、土地利用の制限や建築物の構造制限等多くの制約に加え、住民等が自主的に避難を判断し命を守る行動を取る必要があります。そのため、地域住民等が災害危険を理解し、必要なハード整備とソフト対策への合意形成を図ることが重要となります。令和元年東日本台風で大規模な土砂災害に見舞われた宮城県丸森町では遊砂地整備にあたり、国と町が住民ワークショップを開催し、地域活性化に向けた遊砂地の利活用について検討しました（右写真参照）。土砂災害対策施設整備を捉えたまちづくりの住民参加の取組事例です。

表 立地適正化計画防災指針に位置づけた土砂災害対策事例（中部圏の立地適正化計画事例）

自治体	立地適正化計画に位置づけた対策
崩壊防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難所周辺の法面対策（岐阜県各務原市） 急傾斜地崩壊対策事業（愛知県知多市） 土砂災害防止対策（愛知県尾張旭市）
居住誘導	<ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の届出制度による移転促進（岐阜県各務原市） ハザードマップの更新・周知、災害リスクの提示（静岡県島田市、愛知県東海市、愛知県知多市、愛知県尾張旭市） がけ地近接等危険住宅移転事業（静岡県島田市） 災害の危険性が高いエリアにおける開発許可の厳格化制度創設（静岡県島田市）
避難所等の整備	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校（指定避難所）の計画的改修（岐阜県各務原市）
孤立対策	<ul style="list-style-type: none"> 防災備蓄倉庫の充実（岐阜県各務原市）
防災体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業等との災害時の応援・協力に関する協定締結（岐阜県各務原市） 地区防災計画の作成支援（岐阜県各務原市） 防災講座や防災訓練の実施（岐阜県各務原市、静岡県島田市） 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成支援（岐阜県各務原市、愛知県尾張旭市） 避難行動要支援者の避難対策の推進（愛知県東海市） 防災教育の推進（愛知県東海市）

（出典：岐阜県各務原市、愛知県東海市、知多市、尾張旭市、静岡県島田市の立地適正化計画から作成）



写真 大金沢流域隣接町道整備事業（東京都大島町）

（出典：大島町「平成25年伊豆大島土砂災害 後期復興事業住民説明会資料 元町地区の復興まちづくり事業」令和2年12月）



写真 五福谷川遊砂地整備に係る住民ワークショップの様子（宮城県丸森町）

（出典：国土交通省東北地方整備局宮城南部復興事務所「第3回五福谷地区遊砂地整備に係る住民ワークショップ開催結果」令和3年12月）



6-2-2 大規模盛土造成地におけるまちづくりのポイント

令和6年度公表

◆大規模盛土造成地におけるまちづくりのポイント

- ①大規模盛土造成地マップの活用
- ②居住誘導区域内の大規模盛土造成地の安全性の把握と対策工事
- ③宅地擁壁の補強対策の啓発

【解説】

①大規模盛土造成地マップの活用

既存宅地における大規模盛土造成地の有無等の調査（第一次スクリーニング）結果を示したものが大規模盛土造成地マップです。このマップは造成前後の地形図などを重ね合わせることで、大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示したもので、マップに示す箇所の全てが危険というわけではありません。今後、官民の双方で対策を進めていく上での出発点として作成・公表・更新し、住民等に周知しています。

②居住誘導区域内の大規模盛土造成地の安全性の把握と対策工事

大規模盛土造成地には既に多くの住宅が立地しています。事前対策工事の実施は、宅地の滑動崩落による人的被害や財産被害、周辺の道路等公共施設の被害を防止・軽減し、被災後の早期復旧を可能とします。

居住誘導区域内に大規模盛土造成地が立地する場合は、優先的に安全性の把握の調査と対策工事を進める必要があります。この場合、立地適正化計画に右の事項を位置づけて、取組を進めることが重要です（右下枠内参照）。

③宅地擁壁の補強対策の啓発

宅地耐震対策は「面的に行う滑動崩落対策」と「個々の宅地で行う耐震対策」に大別され、個々の宅地で行う対策は、宅地所有者が主体となって実施することになります。宅地擁壁の定期的な点検等による宅地の状態の把握、所有者への啓発を行うことが重要です。

表 都道府県別大規模盛土造成地数（令和2年3月時点）

県	大規模盛土造成地数	面積（ha）
岐阜県	905	1,781
静岡県	1,103	2,667
愛知県	3,685	6,439
三重県	730	1,135

（出典：国土交通省宅地防災ホームページ記者発表資料「全国に51,306カ所の大規模盛土造成地の存在が明らかに！」 令和2年3月30日）



図 大規模盛土造成地マップ（第一次スクリーニング）作成の流れ

（出典：国土交通省ホームページ「大規模盛土造成地マップについて」）

<居住誘導区域内に大規模盛土造成地が含まれる場合の留意点>

- ・居住誘導区域内に大規模盛土造成地が存在する場合には、安全性の把握状況や対策工事の実施状況に関係部局に確認する必要がある。
- ・上記の結果に応じて、安全性が確認できない場合には、必要な対策を防災指針に位置付けるか、居住誘導区域からの除外を検討する。

<対策例>

- ・宅地被害防止事業（宅地地盤の滑動崩落又は液状化の被害の防止を促進する事業）
- ⇒市町村が宅地被害防止事業について記載した立地適正化計画を公表した場合、宅地造成及び特定盛土等規制法の第2章から第4章まで、第7章及び第8章の規定に基づく事務を当該市町村が行うことができる制度を創設（都道府県から市町村への権限移譲を円滑化）

（国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」令和5年11月より作成）

技術資料

国土交通省 令和元年度大規模盛土造成地防災対策検討会 報告（令和2年3月）

https://www.mlit.go.jp/toshi/web/toshi_tobou_tk_000031.html



【参考】「盛土規制法」の施行により危険な盛土等を包括的に規制

令和3年7月の熱海市伊豆山土石流災害では、盛土が崩落し大規模な土石流災害が発生したことや、全国各地において人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されており、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在しています。

こうしたことから令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）を施行し、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定できることとし、宅地造成のみならず農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行われる盛土等を許可の対象とすることとし、危険な盛土等を包括的に規制することで盛土等に伴う災害から生命や財産を守るための取り組みが進められています。



写真 令和3年熱海市伊豆山土石流災害（静岡県熱海市）

図 盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

◇盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、盛土等を許可制に

2. 盛土等の安全性の確保

◇災害防止のために必要な許可基準を設定し、検査等で確認

3. 責任の所在の明確化

◇土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を明確化

4. 実効性のある罰則の措置

◇条例による罰則の上限より高い水準に強化

【盛土規制法に基づく規制区域のイメージ】



技術資料

国土交通省
都市局

「宅地造成及び特定盛土等規制法」（通称「盛土規制法」）について

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>



6-2-3 住民等の自主的な避難行動の促進

令和6年度公表

◆住民等の自主的な避難行動促進のポイント

- ①取るべき避難行動の周知
- ②避難行動要支援者への支援体制の構築
- ③地区防災計画の作成支援

【解説】

①取るべき避難行動の周知

土砂災害は人的被害が発生しやすいため、住民等の適切な避難行動が重要です。地域に土砂災害のおそれがないか、どこに避難すればよいかをハザードマップで確認、早めの避難行動、避難場所への避難が困難なときは、近くの頑丈な建物の2階以上に緊急避難、または家の中でより安全な場所（がけから離れた部屋や2階など）に避難といった取るべき行動を周知します。山やがけ付近にいるときに地震が発生したら、落石やがけ崩れに注意して、できるだけその場から離れるようにすることを周知します。

②避難行動要支援者への支援体制の構築

土砂災害防止法では、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者や管理者に、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務づけています。計画作成の推進とともに、施設の避難訓練結果報告に対して助言や勧告を行い、実効性を高めていく必要があります。

在宅の避難行動要支援者の個別避難計画の作成は令和3年度の災害対策基本法の改正によって市町村の努力義務となりました。内閣府では個別避難計画作成モデル事業を実施して、市町村等の福祉と防災とが連携した個別避難計画作成に向けた取組を支援しています。

③地区防災計画の作成支援

近年の土砂災害では、近隣での声掛けによる早期避難や連絡網の構築、避難行動を起こす目安等を予め決めておいた等の共助の取組が人的被害の防止につながったことが報告されています。早期避難の体制を地区防災計画として作成しておくことが有効です。

＜土砂災害から身を守るために最低限知っておくべきポイント＞

- ①住んでいる場所が「土砂災害警戒区域」かどうか確認
- ②雨が降り出したら土砂災害警戒情報に注意
- ③警戒レベル4で全員避難
(出典：内閣府政府広報オンライン「土砂災害から身を守る3つのポイント あなたも危険な場所にお住まいかもしれません!」)

表 災害時に発出される避難情報

警戒レベル	状況	避難情報	居住者等が取るべき行動	気象庁の発表情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保	命の危険直ちに安全確保!	大雨特別警報 キキクル(危険度分布)「災害切迫」(黒)
4	災害のおそれ高い	避難指示	危険な場所から全員避難	土砂災害警戒情報 キキクル(危険度分布)「危険(紫)
3	災害のおそれあり	高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難	大雨警報(土砂災害) キキクル(危険度分布)「警戒(赤)
2	気象状況悪化	—	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮 注意報 キキクル(危険度分布)「注意(黄)
1	今後気象状況悪化のおそれ	—	災害への心構えを高める	早期注意情報 (警報級の可能性)

(出典：内閣府「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月・令和4年9月更新)」気象庁ホームページ「防災気象情報と警戒レベルとの対応について」から作成)

避難行動要支援者とは(略称:要支援者)

自宅で生活する次の要件のいずれかに該当する方のうち、災害時に自力で避難することができず、何らかの支援を必要とする方です。

- ①介護保険の要介護度3から5の認定者
- ②身体障害者手帳(内部障害除く)の1～3級までを所持する者
- ③療育手帳A判定を所持する者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者
- ⑤その他上記に準ずる者(難病患者など)



個別避難計画とは

要支援者一人ひとりの避難計画です。避難準備のタイミングや非常持出品、避難支援者との避難方法などをまとめた計画書です。

個別避難計画を作成することで、「平常時から情報を見える化でき、避難支援者と共有できる」、「災害時に慌てず避難できる」などのメリットがあります。日ごろから要支援者と関わっている福祉専門職(ケアマネジャーや相談支援専門員など)の支援を受けて作成することもできますので、相談してみましょう。(P.6参照)

図 避難支援者への個別避難計画の解説(愛知県犬山市)

(出典：犬山市ホームページ「～避難行動要支援者支援制度～支援者向けガイドブック」)

【実践編1 地震・津波】



実践編の目的と利用方法

- ◆実践編の目的
災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載
- ◆実践編の利用方法
災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針の具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときを活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>

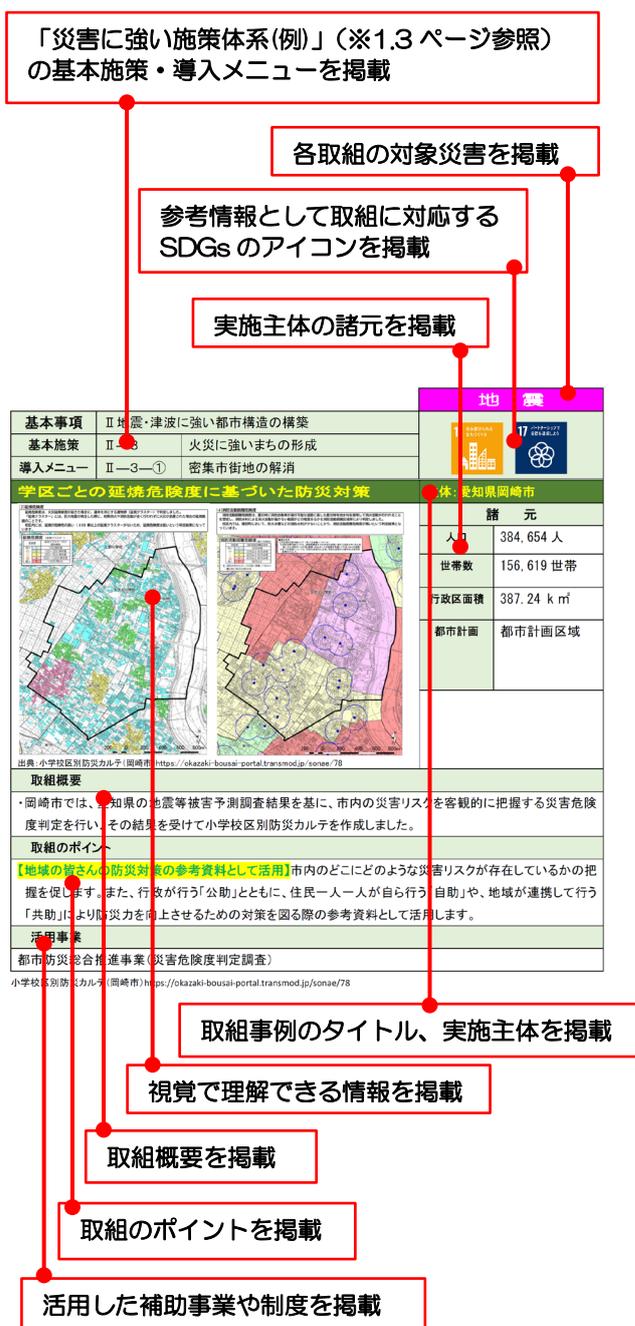


図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実施編 掲載事例		
I 安全で確実な避難の確保	(I-1) ハザードマップ・津波避難計画の整備	① ハザードマップの作成	短期	●	
		② 避難計画等の策定	短期	●	
		(I-2) 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	短期	●
			② 避難困難地域の解消	短期	●
	③ 避難経路の確保		短期	●	
	(I-3) 確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	短期	◻	
		② 情報伝達方法の整備（二重化・多様化）	短期	●	
		③ 自主防災組織との連携	短期	●	
		④ 災害時要支援者等の支援	短期	●	
		⑤ 住宅・建築物・塀の耐震化・家具の固定化	短期	●	
		⑥ 南海トラフ臨時情報発表時の事前避難の検討	短期	●	
	(I-4) 津波避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・誘導等の整備	短期	●	
		② 最短でつなぐ避難経路の確保	短期	●	
	II 地震・津波に強い都市構造の構築	(II-1) 地震対策を必要とする施設対策	① 建物の耐震化の促進	短期	●
			② 空き家対策	中長期	●
			③ ライフラインの耐震化の促進	中長期	●
④ 盛土造成地及び埋立地の液状化対策			短期	●	
⑤ ため池の耐震化			中長期	◻	
⑥ 地域防災拠点等の整備			中長期	●	
(II-2) 津波対策を必要とする施設対策		① 避難所になる重要公共施設の再配置	中長期	●	
		② 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置	中長期	●	
		③ 建物のRC化による耐震化の促進	中長期	◻	
		④ 宅地地盤の嵩上げ	中長期	●	
		⑤ 津波浸水対策	中長期	●	
		⑥ 堤防等の補強・機能強化	中長期	●	
		⑦ 漂流物対策	中長期	●	
		⑧ 海岸林対策	中長期	●	
		⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用	中長期	●	
(II-3) 火災に強いまちの形成		① 密集市街地の解消	中長期	●	
		② 火災延焼防止帯の確保	中長期	●	
		③ 火災避難場所・経路の確保	短期	●	
		④ 住宅・建物等の不燃化・難燃化	中長期	●	
		⑤ 消防水利の確保	短期	●	
(II-4) 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	中長期	●		
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	中長期	●		
(II-5) 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	短期	●		
	② 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫）	短期	●		
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	短期	●		
	④ 避難経路・緊急輸送道路の確保	中長期	●		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1) 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期	●	
		② 消防団の充実・強化	短期	●	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期	●	
		④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	短期	●	
	(III-2) 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期	●	
		② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流等）	短期	●	
		③ 企業との連携強化（防災協定）	短期	●	
		④ NPOとの連携	短期	◻	
	(III-3) 地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期	●	
		② 事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	◻	
	(III-4) 有事を見据えた体制づくり	③ 職員の意識づくり	短期	●	
		① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期	●	
	IV 事前復興	(IV-1) 事前復興まちづくり	② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	短期	●
			③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期	●
			④ 災害廃棄物・海岸漂着物処理体制の検討	短期	◻
			① 事前復興まちづくりの準備	短期	●
	② 事前復興計画の策定	短期	●		
	③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	短期	●		

図 災害に強いまちづくり施策体系(例) 導入メニュー

●：掲載事例



I 安全で確実な避難の確保

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-1 ハザードマップ・津波避難計画の整備	① ハザードマップの作成	吉田町津波ハザードマップの作成【静岡県吉田町】	津波	実践編 1-5
		岐阜県液状化危険度分布図【岐阜県】	地震	実践編 1-6
	② 避難計画等の策定	地域住民が主体的に取り組む津波計画の策定【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-7
		地区別の津波避難計画の策定【高知県高知市】	津波	実践編 1-8
I-2 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	避難場所整備を含む「地区津波防災まちづくり計画」の策定【静岡県牧之原市】	津波	実践編 1-9
		② 避難困難地域の解消	津波避難施設（タワー型）の設置【静岡県吉田町】	津波
	津波避難ビルの指定と津波避難ビル整備への支援【静岡県沼津市】		津波	実践編 1-11
	「いのち山」の整備【静岡県袋井市】		津波	実践編 1-12
	コミュニティ防災センター・津波避難施設（高台）整備【静岡県焼津市】		津波	実践編 1-13
	③ 避難経路の確保	高台へ向けた避難階段の整備【静岡県沼津市】	津波	実践編 1-14
		自主防災組織を中心とした避難路整備【和歌山県串本町】	津波	実践編 1-15
		防災道路（幅員 6m の道路）の整備【東京都江戸川区】	地震	実践編 1-16



基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-3 確実な避難 行動の確保	① 情報収集装置の整備	—	—	
	② 情報伝達方法の整備 (二重化・多様化)	津波避難での防災行政無線の外国 語対応【大阪府貝塚市】	津波	実践編 1-17
	③ 自主防災組織との 連携	災害時の避難意主眼を置いた地区 防止計画【東恋ヶ窪六丁目自治会 (東京都国分寺市)】	地震	実践編 1-18
		津波避難行動を位置付けた地区防 災計画の策定【三重県松阪市】	津波	実践編 1-19
	④ 災害時要支援者等の 支援	津波災害リスクを有するエリアの 要配慮者利用施設への避難確保計 画の作成支援【静岡県富士市】	津波	実践編 1-20
		観光客及び企業従事者(帰宅困難 者)対策の推進【愛知県田原市】	津波	実践編 1-21
⑤ 住宅・建築物・塀の 耐震化・家具の固定化	官民の連携体制による耐震化の推 進【墨田区耐震化推進協議会(東 京都墨田区)】	地震 ・津波	実践編 1-22	
⑥ 南海トラフ臨時情報 発表時の事前避難の検 討	南海トラフ地震の多様な発生形態 に備えた防災対応検討静岡県版ガ イドライン【静岡県】	地震	実践編 1-23	
I-4 津波避難対策 で必要となる 施設対策	① 避難誘導標識・ 誘導等の整備	夜間に備えた避難誘導サインの整 備【静岡県吉田市】	津波	実践編 1-24
	② 最短でつなぐ避難 経路の確保	子どもたちを守るための避難経路 の整備【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-25



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	
吉田町津波ハザードマップの作成		主体：静岡県吉田町	
<p>(出典：吉田町津波ハザードマップ（地図面）（吉田町HP）https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/2102.html）</p>		諸 元	
		人口	28,919人
		世帯数	11,265世帯
		行政区面積	20.73km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・津波防災対策の充実や、町民の津波防災意識を高めることを目的として、平成23年11月に町独自で作成したものです。平成27年3月に更新しています。 ・想定最大規模の津波を「1000年に一度の大津波」と表現し、浸水深、浸水範囲、津波の到達時間、津波浸水想定結果等を掲載しています。 			
取組のポイント			
<p>【学習面と地図面】 津波に関する情報を整理した「学習面」と、ハザードマップが記載された「地図面」で構成されています。</p>			
<p>【学識者による監修】 学識者に監修いただき、専門的な見地からの確認をいただいた内容を掲載しています。</p>			
<p>【災害教訓を掲載】 学習面には東日本大震災の際に生死を分けた教訓を整理した事例や、地震発生から津波の到達、津波警報が解除されるまでのタイムラインも記載されています。</p>			
<p>【マップ作成効果】 津波ハザードマップの取組は、想定津波浸水域における住民の具体的な避難対策を定める「吉田町津波避難計画」の策定（平成24年）につながっていきました。</p>			
活用事業			
—			

・吉田町HP 津波ハザードマップ <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/2102.htm>
 ・「国土交通」No.136（国土交通省 2016.2-3） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_004506.html
 ・道路行政セミナー（一般財団法人道路新産業開発機構 2014.1）
https://www.hido.or.jp/14gyousei_backnumber/2013data/1401/1401tsunami_hinan_tower-yoshida_city.pdf



地震

基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成

11 住み続けられるまちづくりを

岐阜県液状化危険度分布図

主体：岐阜県

◆液状化危険度分布図

(出典：岐阜県 HP 地震危険度マップ 液状化危険度分布図 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html)

諸元	
人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621 km ²
都市計画	—
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

- ・岐阜県では日ごろから地域の災害リスクを認識し、災害発生時には迅速に避難できるよう、地域別の災害危険度情報をホームページで公開しています。
- ・地震の被害を確認するハザードマップは、震度、液状化、津波の被害ごとに作成しています。
- ・液状化危険度分布図は、平成25年2月に公表した「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び平成31年2月に公表した「内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果」の液状化危険度を示したデータで作成されています。

取組のポイント

【防災施設と危険度分布の重ね合わせ表示が可能】 ハザードマップは「県域統合型 GIS ぎふ」で提供されており、庁舎や避難所等の防災施設と液状化危険度分布を重ね合わせて表示させることができます（右図参照）。

【住所や目標物から検索可能】 郵便番号または住所を入力すると、指定した場所の液状化危険度を見ることができます。また学校や公共施設等目標物で検索することもできます。



液状化危険度と避難場所、避難所の重ね合わせ
(出典：岐阜県 HP 地震危険度マップ 液状化危険度分布図 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html)

活用事業

(不明)

・岐阜県 HP 「岐阜県地震危険度マップ」 https://gis-gifu.jp/gifu-jishin/f_portal.html



		津波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の策定

3 平気での人に
視線と指導を

11 住み続けられる
まちづくりを

地域住民が主体的に取り組む津波避難計画の策定

主体：三重県尾鷲市




「津波は、逃げるが勝ち！」
揺れてから、5分で逃げれば
被災者ゼロ！」

※ このマップには以下の内容が記されています。

- 避難経路・収容避難所
- 避難経路
- 危険な箇所(ブロック塀・石垣・崖・屋根瓦)
- 消火栓
- 防災倉庫
- 消防車庫
- アンサーバック
- IP電話
- 備蓄品
- 標高15mライン



諸元	
人口	16,252人
世帯数	8,153世帯
行政区面積	192.71 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域
	用途地域指定なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・尾鷲市は、超高齢化社会における防災対策や、迅速かつ円滑な避難体制の在り方について、住民参画のもと津波避難計画の検討を進め、住民が主体となって自らの地域の避難体制構築を目的とした津波避難計画の策定（住民主導型避難体制確立事業）を実施しています。

取組のポイント

【近隣で助け合っの避難体制の構築】 尾鷲市古江地区では、高齢化が進み一人で避難することが難しい住民が増えていることから、一人での避難が困難な人と避難を支援できる人などを考慮して、避難の単位である「防災隣組」を編成しています。

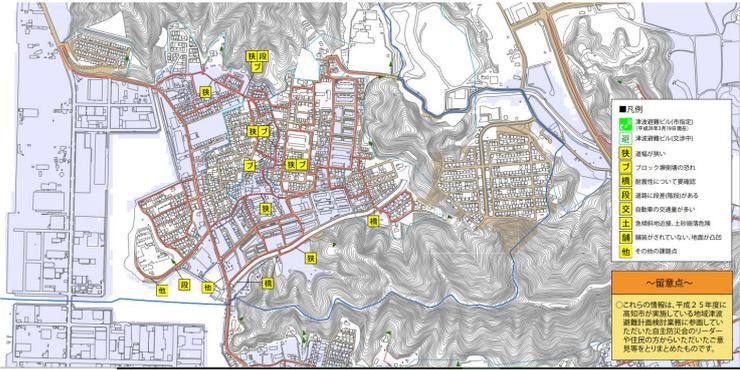
【行政からの情報だけに頼らない避難行動の検討】 土砂災害の危険のある古江地区では、局所的な集中豪雨による土砂災害等、予測が困難で行政からの情報だけでは不十分な場合に備えて、災害発生の予兆を発見したら地域住民で避難を判断し、自主的に避難するルールを定めています。

活用事業

(不明)

・一般財団法人消防防災科学センター 平成26年度『地域防災データ総覧「避難環境編」』第2章 避難を促進するための情報伝達システム(Owasegu:オワセグ)(三重県尾鷲市の事例) https://www.isad.or.jp/information_provision/information_provision/h26/



		津 波																			
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 11 ほみ掛けられる まちづくりを </div> </div>																		
基本施策	I-1	ハザードマップ・津波避難計画の整備																			
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の策定																			
地区別の津波避難計画の策定		実施主体：高知県高知市																			
<p>(2) 十津小学校区における避難可能時間及び避難可能距離</p> <p>十津小学校区での避難可能時間は25分、距離は900mです。</p> <p>十津小学校区では、マリンヒルズ仁井田周辺の津波浸水予測時間が約40分となると予想されています。この場合、高所への避難可能時間は25分、避難可能距離は900mとなります。</p> <p>なお、ここでは、避難開始までに必要な時間Aを10分、高所への避難時間Dを5分としています。</p> <p style="text-align: center;">表6 十津小学校区の各地点における避難可能時間及び避難可能距離</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #f2f2f2;">地点</th> <th style="background-color: #f2f2f2;">津波浸水予測時間</th> <th style="background-color: #f2f2f2;">避難可能時間</th> <th style="background-color: #f2f2f2;">避難可能距離</th> <th style="background-color: #f2f2f2;">算定式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">マリンヒルズ仁井田周辺</td> <td>40分</td> <td>25分 (高所)</td> <td>900m</td> <td>25×0.6×60</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">津波避難計画の一部（十津小学校区）</p> <p>(出典：高知市 HP「十津小学校区津波避難計画」 https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/144110.pdf)</p>  <p style="text-align: center;">津波避難行動支援マップ（十津小学校区）</p> <p>(出典：高知市 HP「十津小学校区津波避難行動支援マップ」 https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/attachment/64374.pdf)</p>		地点	津波浸水予測時間	避難可能時間	避難可能距離	算定式	マリンヒルズ仁井田周辺	40分	25分 (高所)	900m	25×0.6×60	<p style="text-align: center;">諸 元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">人口</td> <td>326,545人</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">世帯数</td> <td>154,171世帯</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">行政区面積</td> <td>309.00 km²</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>		人口	326,545人	世帯数	154,171世帯	行政区面積	309.00 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
地点	津波浸水予測時間	避難可能時間	避難可能距離	算定式																	
マリンヒルズ仁井田周辺	40分	25分 (高所)	900m	25×0.6×60																	
人口	326,545人																				
世帯数	154,171世帯																				
行政区面積	309.00 km ²																				
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																				
取組概要																					
<p>・高知市では、津波被害から命を守るために、市民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台や津波避難ビルなどへ迅速に避難することを目的とした、地区別の「津波避難計画」を地域の自主防災組織等と策定しています。</p>																					
取組のポイント																					
<p>【小学校区ごとの作成】各家庭の避難マップ作成に役立てられるよう、津波避難計画、津波避難行動支援マップは、地震による津波の浸水想定区域にある小学校区別に作成しています。</p> <p>【地区住民等による検討会】計画策定にあたっては、地区住民による津波避難計画検討会を組織してワークショップや現地調査を実施し、2カ年をかけて津波避難計画と津波避難行動支援マップのとりまとめを行いました。</p>																					
活用事業																					
(不明)																					

・高知市公式 HP「地区別津波避難計画」<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/tikubetutunamihinankekaku.html>



		津波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #2e8b57; color: white;"> 3 3分以内の人に 相談と指導を </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #ff8c00; color: white;"> 11 住民提供される まちづくりを </div> </div>	
基本施策	I-2 安全な避難空間の確保		
導入メニュー	I-2-① 避難場所の確保・整備		
避難場所整備を含む「地区津波防災まちづくり計画」の策定		主体：静岡県牧之原市	
		諸元	
		人口	43,502人
		世帯数	15,904世帯
		行政区面積	111.69km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・最大級の津波が到来しても住民全員が助かるために、各地区における避難場所や避難路などの施設整備や日ごろからの防災意識、対策をまとめたものです（平成25年3月策定）。 ・いつ発生するか分からない、大規模災害に対しては、住民一人一人が「自分の命は自分で守る」を原則として考え、行動することが重要だと捉えています。 			
取組のポイント			
<p>【住民ワークショップで作成】 市内沿岸部5地区の地域住民が県や市、関係機関とともにワークショップ形式で意見交換を行い、地区の実情や課題に沿った内容として作り上げました。</p> <p>【先導プロジェクトを掲載】 各地区のまちづくり全体のテーマと、ハード・ソフトの5項目（避難場所の確保、避難路の整備、サインや情報提供、日頃の意識や避難訓練、災害弱者対策）に基づく個別テーマを定め、テーマごとに設定された「主要事業」の中から、特に緊急性が高く、波及効果大きいなどの理由で、優先的に進めたいという意見が多かった事業を「先導プロジェクト」に位置付けました。</p> <p>【推進体制の整備】 計画策定後の事業化に向けて、「プロジェクトチーム」、「牧之原市津波防災事業化策定委員会」、「地区津波防災まちづくり推進委員会」の3つの組織を立ち上げ、相互に支援や連携を図りながら取り組んでいます。</p>			
活用事業			
—			

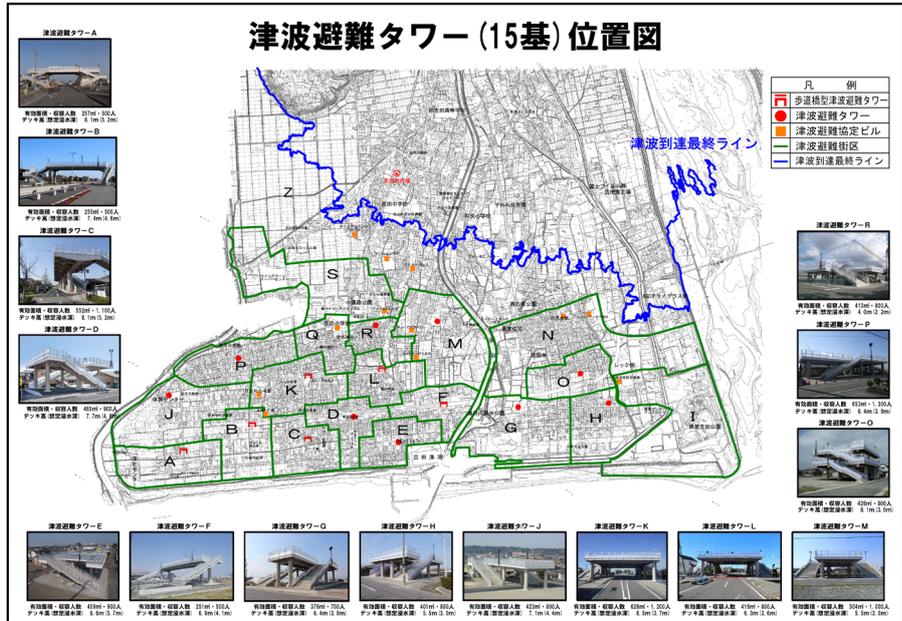


		津 波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消

3 すべての人に
健康と福祉を

11 住み続けられる
まちづくりを

津波避難施設（タワー型）の設置 主体：静岡県吉田町



(出典：吉田町 HP 津波避難タワー位置図 <http://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/2300/download.pdf>)

諸 元

人口	28,919 人
世帯数	11,265 世帯
行政区面積	20.73 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・吉田町は、津波避難シミュレーションを行って避難対象地域や避難困難地区を把握し、避難困難者の避難場所として避難施設（タワー型）の整備を行いました。
- ・津波最終到達ラインから500m以内の健常者、250m以内の災害時要援護者（避難行動要支援者）は避難可能とし、それ以外は避難困難地区と設定して、避難困難地区の自治会ごと避難場所を配置し、既存施設の利用ができない15エリアに津波避難タワーを平成24年度～25年度の2年間で設置しました。

取組のポイント

- 【道路空間を活用した津波避難施設の整備】** 用地取得の時間や工期短縮、経費の軽減を図るため、道路空間を活用した横断歩道橋と避難施設との兼用工作物として整備しています。
- 【検討委員会による設計基準の検討】** タワーの強度や津波の波力等、町だけの技術力だけでは設計が困難なため、構造的な問題の解決に向けて町職員に加え、学識経験者、国土交通省、静岡県等の委員で構成する検討委員会を設置して検討を行い、その成果を「道路上に設置する津波避難タワーの標準仕様設計基準」をとりまとめました。

活用事業

国庫支出金と市債

・全国市町村会 HP 静岡県吉田町／道路空間を活用した津波避難タワーの建設 <https://www.zck.or.jp/site/forum/1291.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
津波避難ビルの指定と津波避ビル整備への支援			主体：静岡県沼津市
		津波避難ビル	津波避難路 → 高台へ
<p>津波避難訓練対象区域内に立地する約200棟の建物を津波避難ビルとして指定し、津波ハザードマップに掲載しています。</p> <p>津波避難ビルは、原則として以下の条件を満たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●RC造(鉄筋コンクリート造)もしくはSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造) ●1981年以降の建築基準法に適合 ●3階建て以上(想定津波高により、一部異なります) <p>津波避難ビルは今後も追加指定していきます。ビル所有者のみならずご協力をお願いいたします。</p>		<p>香貫地区以南の各地区に、高台への津波避難路を186路線指定し、津波ハザードマップに掲載しています。津波避難路には、避難の目安となる海拔も表示されていますので、実際に歩いて、避難ルートや所要時間を確認しましょう。</p> <p>津波避難路は平時からの維持管理が重要となるため、自主防災組織を中心に除草作業などの定期的な維持管理に努め、いざという時に利用できるようにしておきましょう。</p>	
<p>津波避難ビル(第四地区センター)</p>		<p>津波避難路(らららサンビーチ付近、西浦平沢)</p>	
<p>津波避難ビル標識</p>		<p>海拔表示看板 津波注意 この地盤高 海拔 2.5m</p>	
<p>(出典：沼津市 HP「地震・津波対策マニュアル(平成27年4月改訂)」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/jishintunami/index.htm)</p>			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市の津波避難困難地区では、避難マウントの整備や津波避難ビルの指定を行っています。 ・地震による津波の被害から市民の生命を守るため、津波避難ビル整備事業を行う者に対し予算の範囲内で、補助金を交付しています。 			
取組のポイント			
<p>【地区の避難計画に基づく津波避難ビルの指定】各地区で地震・津波避難計画が作成されており、計画に基づいて津波避難ビルを指定しています。</p> <p>【地域における津波避難ビル整備を支援】津波避難訓練対象区域(沼津市でこれまで最も大きな被害を受けた安政東海地震(1854年)の津波浸水域を含む単位自治会の区域)内において、津波避難ビルとして指定を受けているものや津波避難ビルの指定を条件とする建築物(新築を含む)を対象に、整備費用の2/3を補助します(上限は600万円)。対象施設における外付け階段、手すり、避難誘導表示板や停電時に対応できる照明灯などの設備の整備が対象です。</p>			
活用事業			
(不明)			

・沼津市 HP「地震・津波対策マニュアル(平成27年4月改訂)」
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/jishintunami/index.htm>
 ・沼津市 HP「平成30年度沼津市津波対策計画」
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tsunamitaisaku/doc/01.pdf>



津波



基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消

「いのち山」の整備

主体：静岡県袋井市



【湊東地区命山】「湊命山」



【中新田地区命山】「きぼうの丘」



【湊西地区命山】「江川の丘」

(出典：袋井市 HP「平成の命山」

<https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/3/2/bosai/1466817404364.html>)



【東同笠・大野地区命山】「寄木の丘」

諸元

人口	87,864 人
世帯数	34,072 世帯
行政区面積	108.33 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・延宝8年(1680年)の高潮災害で大きな被害を被った村人が築いた築山を、市民は「命塚」「助け山」「命山」と呼んでいます。東日本大震災以降、津波から市民の生命を守るため、先人の知恵を生かした「平成の命山」の建設を要望する声地元住民から上がりました。
- ・袋井市では、平成24年度から平成28年度にかけて、先人の知恵に学びつつ、現代工法による海拔10mの津波一時避難場所「平成の命山」4か所を整備しました。

取組のポイント

【日頃から親しめる憩いの場として市民に活用】命山を公園のように整備することで、平常時から市民に親しまれ、いざというときの避難場所という意識が高まることを期待しています。また、子供たちの防災学習にも活用されています。

【安全安心が長持ち】避難タワー等の施設は老朽化によって建替えが必要となりますが、命山は、維持管理は必要ですが建替えは発生しないため、安全安心が長持ちします。

表 整備した命山の諸元

名称	完成年月	敷地面積(m ²)	収容スペース(m ²)	収容人数(人)
湊命山	平成25年12月	6,433	1,300	1,300
きぼうの丘	平成28年3月	8,716	400	400
江川の丘	平成29年2月	5,968	300	300
寄木の丘	平成29年3月	7,859	300	300

活用事業

(不明)

・袋井市 HP「平成の命山」 <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/3/2/bosai/1466817404364.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
コミュニティ防災センター・津波避難施設(高台)整備		主体：静岡県焼津市	
		諸 元	
		人口	136,845 人
		世帯数	53,243 世帯
		行政区面積	70.31 km ²
		都市計画	線引き都市計 画区域 用途地域あり
小川第13コミュニティ防災センター 津波避難施設(高台)「こすぎ山」 <small>(こすぎ山出典：焼津市 HP「津波避難施設(高台)一覧」 https://www.city.yaizu.lg.jp/bousai/earthquake/hinan/takadai.html)</small>		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼津市では、津波危険区域等における防災体制の充実を図るとともに、地域住民のコミュニティ活動の増進に資することを目的として、市内に16ヶ所のコミュニティ防災センターを設置しています。 ・ コミュニティ防災センターは、平常時は自主防災組織活動の中心として、防災訓練及び防止知識の普及の場として、災害時には津波避難ビル及び災害応急活動の拠点としての機能を持っています。 ・ また津波避難施設として高台広場も整備しています。 			
取組のポイント			
【避難者の収容を想定した整備】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ防災センターは、避難者収容室や食料備蓄庫を備えています。 			
【夜間の避難を想定した整備】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波避難施設の高台広場は、夜間時における避難活動を円滑化するため、階段及び避難ステージ上にソーラーシステム蓄電式のLED照明を設置するとともに、階段に蓄光材を設置しています。 			
活用事業			
コミュニティ防災センター（小川第13コミュニティ防災センターの場合）国費、県費、市費、地元からの寄付 津波避難施設(高台) 国費、県費、市町村振興協会費、市費			

・ 焼津市 HP「焼津市コミュニティ防災センター条例」
https://en3-jg.d1-law.com/yaizu/d1w_reiki/H420901010121/H420901010121.html
 ・ 焼津市 HP「津波避難施設(高台)一覧」
<https://www.city.yaizu.lg.jp/bousai/earthquake/hinan/takadai.html>



		津 波									
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 浸染と被害を</small> </div> <div style="background-color: #ffa500; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 <small>命を犠牲に おぼろげに</small> </div> <div style="background-color: #000080; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 17 <small>パトナレッジで 目標を達成しよう</small> </div> </div>								
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保									
導入メニュー	I-2-③	避難経路の確保									
高台へ向けた避難階段の整備		主体：静岡県沼津市									
津波ハザードマップで 確認しましょう!		諸 元									
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>※現在の津波ハザードマップは、静岡県第4次地震被害想定を基にしています。</p> <p style="text-align: center;">津波避難ビル</p> <p>津波避難訓練対象区域内に立地する約200棟の建物を津波避難ビルとして指定し、津波ハザードマップに掲載しています。 津波避難ビルは、原則として以下の条件を満たしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● RC造(鉄筋コンクリート造)もしくはSRC造(鉄骨鉄筋コンクリート造) ● 1981年以降の建築基準法に適合 ● 3階建て以上(想定津波高により、一部異なります) <p>津波避難ビルは今後も追加指定していきます。ビル所有者のみならずお協力をお願いします。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="font-size: small;">津波避難ビル標識</p> </div> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">津波避難路 → 高台へ</p> <p>香貫地区以南の各地区に、高台への津波避難路を186路線指定し、津波ハザードマップに掲載しています。津波避難路には、避難の目安となる海拔も表示されていますので、実際に歩いて、避難ルートや所要時間を確認しましょう。 津波避難路は平時からの維持管理が重要となるため、自主防災組織を中心に除草作業などの定期的な維持管理に努め、いざという時に利用できるようにしておきましょう。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-left: 10px;"> <p style="font-size: small;">海拔表示看板</p> </div> </div> </div> </div> <p style="font-size: x-small; text-align: center;">(出典：沼津市地震・津波対策マニュアル(平成27年4月改訂))</p>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">人口</td> <td>189,386人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>83,438世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>186.96km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>		人口	189,386人	世帯数	83,438世帯	行政区面積	186.96km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	189,386人										
世帯数	83,438世帯										
行政区面積	186.96km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要											
<p>・沼津市では、静岡県第4次地震被害想定を基にした「沼津市地震・津波対策アクションプラン」に基づく「津波避難路」の整備の一貫として、自主防災会等が実施する津波避難階段の整備に補助を行っています。</p>											
取組のポイント											
<p>【自主防災会等を対象】 補助対象は、市が指定した避難路(指定津波避難路)で市有地であるもので、当該土地所有者から津波避難路整備事業を実施することについて承諾を得た自主防災会等(自主防災会及び連合自治会自主防災会)です。</p> <p>【地域における避難路整備を支援】 指定避難路については、整備費用の全額を補助します。ただし、路面舗装、階段、手すり等の設置に要する費用は、限度額を80万円とし、太陽光照明等の夜間停電時に対応できる照明設備の設置に要する費用は、限度額を70万円とします。指定避難路以外は、整備に要する費用のうち、原材料費の半額を補助し、限度額を50万円とします。</p>											
活用事業											
—											

・津波避難路・津波避難ビルを整備するための補助金のお知らせ 沼津
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/tunamihojyo/index.htm>
 ・沼津市地震・津波対策アクションプランの改定について 沼津市
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/actplan/index.htm>
 ・地震・津波対策マニュアル 沼津市
<https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/anshin/bousai/jishintunami/index.htm>

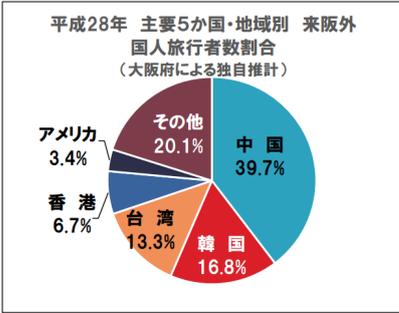


		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-③	避難経路の確保	
自主防災組織を中心とした避難路整備		実施主体：和歌山県串本町	
 		諸 元	
		人口	14,959 人
		世帯数	7,398 世帯
		行政区面積	135.67 km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<p>・和歌山県串本町では、南海トラフ巨大地震が発生すれば5分～10分で津波が来襲するとされています。そのような地域特性がある中で、自主防災組織が中心となって串本町の補助金を活用し、避難路を手作業で整備しています。避難路は、傾斜地にブロックを埋め込んで階段を作り、手すりや海拔表示版なども設置しています。</p>			
取組のポイント			
<p>【行政と自主防災組織との連携】 地域の実態に即した自主防災組織の活動を支援することで、行政と自主防災組織が連携した防災対策を推進することができます。</p> <p>【地域住民の主体的な避難行動を促進】 町は串本町自主防災活動支援事業補助金交付要綱に則り、補助金を交付して整備を促進しています。地域住民自らが避難路を整備することで、いざという時に主体的な避難行動を促進することが期待されます。</p>			
活用事業			
(不明)			

(出典：きのくに自主防災 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/jisyubou_kaihoushi_d/fil/kaihou14.pdf)

・きのくに自主防災 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/jisyubou_kaihoushi_d/fil/kaihou14.pdf



		津 波													
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; background-color: #38761d; color: white; width: 60px; margin: 0 auto;"> 3 千までの人に 健康と命を </div> 												
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保													
導入メニュー	I—3—②	情報伝達方法の整備（二重化・多重化）													
津波避難での防災行政無線の外国語対応		実施主体：大阪府貝塚市													
 <p>二色の浜海水浴場</p>		 <p>平成28年 主要5か国・地域別 来阪外国人旅行者数割合 (大阪府による独自推計)</p> <table border="1"> <tr><td>中国</td><td>39.7%</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>16.8%</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>13.3%</td></tr> <tr><td>香港</td><td>6.7%</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>3.4%</td></tr> <tr><td>その他</td><td>20.1%</td></tr> </table>	中国	39.7%	韓国	16.8%	台湾	13.3%	香港	6.7%	アメリカ	3.4%	その他	20.1%	諸 元
中国	39.7%														
韓国	16.8%														
台湾	13.3%														
香港	6.7%														
アメリカ	3.4%														
その他	20.1%														
		人口	84,443 人												
		世帯数	33,284 世帯												
		行政区面積	43.93 km ²												
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載													
取組概要															
<ul style="list-style-type: none"> ・貝塚市では、大阪府への外国人訪問客数の増加や、市南部に隣接する泉佐野市に関西国際空港が立地することから、外国人の訪問者・滞在者数が年々増加することを見込まれています。 ・南海トラフ地震の被害想定では、最大震度6弱と最大津波推移 TP3.7m が想定されており、土地勘の無い外国人訪問者を含む来訪者を迅速に避難させることが必要となります。 ・そのため、平成29年に実施したデジタル防災行政無線整備事業において、多言語対応の対応を進め、津波注意報等の発表時には防災行政無線で中国語・韓国語・英語で知らせることができるようになりました。 															
取組のポイント															
【来阪外国人旅行者の国籍から言語を選択】 言語の選択は、来阪外国人旅行者が主要5か国・地域で80%を占めることから中国語、韓国語、英語を選択しました。															
活用事業															
—															

・消防防災博物館 HP「外国人を対象とした防災対策に関する実務資料集編」<https://www.bousaihaku.com/reportcollection/14460/>



地震

基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保
導入メニュー	I-3-③	自主防災組織との連携



災害時の避難に主眼を置いた地区防災計画

実施主体：東恋ヶ窪六丁目
自治会(東京都国分寺)

震度5弱以上の大きな地震が起こったら

避難手順

- ①身の安全を最優先に行動
- ②揺れが収まったら、火元を確認
- ③おちついて戸を開け、出口を確保
- ④あわてず、外に飛び出さない
- ⑤正しい情報、確かな行動
- ⑥確かめ合おう、我が家の安全、隣の家を
- ⑦避難の前に、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締める
- ⑧門や欄には近寄らない

【一時集合場所】
(安否確認)

吉野さんの畑
さくら公園
ひまわり公園
かしの木公園

↓

地区本部(北の原地域センター)

↑ ↓

地区防災センター(第一中学校)

《災害時における防災委員の役割》

- ① 自宅から動けない人を地区本部に報告
- ② 必要に応じて救急隊到着まで応急救護を行なう
- ③ 給水施設を確保する
- ④ 炊き出しの準備を行なう
- ⑤ 状況により仮設トイレを設置する

平成28年11月
発行:東恋ヶ窪六丁目自治会・防災委員会

緊急連絡先	地図に掲載	東恋ヶ窪六丁目まちづくり宣言
火災・救急 119	● 街頭消火器	1. 扉と花に出会うまちづくりをしましょう。
救急相談テレフォンサービス 27119	● 消防栓	2. 人と人とのつながり大切にしましょう。
警察 110	● 防火水栓	3. 避難に気づいてもした地震電音つくりをしましょう。
災害用伝言ダイヤル 171	● 防炎扉	4. みんなが安心して暮らせるまちづくりをしましょう。
家族の連絡先	● 避難所	5. 災害の際は、まず身の安全を確保し、声を掛け合いましょう。

諸元

人口	129,242人
世帯数	63,962世帯
行政区面積	11.46 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※諸元は国分寺市のデータを記載
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

東恋ヶ窪六丁目自治会 地区防災計画(抜粋)

(出典：内閣府 HP「地区防災計画ライブラリ」東恋ヶ窪六丁目自治会地区防災計画
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06_032_01.pdf
http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/pdf/06_032_02.pdf)

取組概要

- ・東恋ヶ窪六丁目自治会(東京都国分寺市)では、地区防災計画をマップ形式でとりまとめています。
- ・災害時の避難先を示したマップ、災害時の避難手順を示すなど、地震時の避難に重点を置いた計画となっています。

取組のポイント

【災害時の避難先をマップに掲載】自治会区域を4つのエリアに分け、それぞれのエリアの避難先を示す防災マップを掲載しています。災害発生時にどこに避難すればよいかが一目でわかります。公園等の公共施設がないエリアでは、個人が所有する農地を一時避難場所としています。

【1枚にまとめた地区防災計画】東恋ヶ窪六丁目自治会の地区防災計画は、マップ面と計画面の裏表の仕様となっています。計画面での災害時の行動として避難手順を示しており、地区住民誰もがわかりやすく、行動に移せるよう地区防災計画を1枚にまとめました。

活用事業

- ・内閣府 HP「地区防災計画ライブラリ」<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>
- ・国分寺市 HP「地区防災計画について」<https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/machizukuri/1028271/1016816.html>



		津波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	自主防災組織との連携	
津波避難行動を位置付けた地区防災計画の策定		実施主体：三重県松阪市	
		諸元	
		人口	159,145 人
		世帯数	65,481 世帯
		行政区面積	623.58 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">3 活動目標</p> <p>活動目標は以下のとおりです。</p> <div style="margin-bottom: 10px;"> <p>住民の防災意識向上</p> <p>⇒ 鶴地区防災計画の概要版を各戸に配布するとともに、住民への理解を求める呼びかけを行います。</p> </div> <div> <p>地震・津波の発生に備えた実行動の実施</p> <p>⇒ 災害発生前の対策として、個人・家族ですること、鶴地区ですることを確実に実施します。</p> </div> </div>			
		(出典：松阪市 HP「鶴地区防災計画（鶴まちづくり協議会）」平成31年2月 https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/33920.pdf)	
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 松阪市では、地域防災計画の行動計画編に、各地区の地区防災計画を位置付けています。 津波避難困難区域を区域の一部に抱える鶴地区では、『地区津波避難計画』の作成を目的として、平成30年度に様々なワークショップなどを実施し、地区防災計画を策定しました。 			
<p>取組のポイント</p> <p>【地区防災のスローガン】 鶴地区地区防災計画では、「全員参加で被害者『0』みんなで作ろう強い鶴」のスローガンを合言葉に、様々なワークショップを実施し計画を作成しました。</p> <p>【ワークショップを通じた全員避難の検討】 ワークショップでは自助の重要性等を再確認し、避難経路を考え、課題抽出などを行い、地区内の住民が全員無事に避難できるよう検討しました。</p>			
<p>活用事業</p> <p>—</p>			

- 松阪市 HP「地区防災計画」<https://www.city.matsusaka.mie.jp/site/bousai/chikukeikaku.html>
- 松阪市 HP「鶴地区防災計画」<https://www.city.matsusaka.mie.jp/uploaded/attachment/33920.pdf>



津波



基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保
導入メニュー	I-3-④	災害時要支援者等の支援

津波災害リスクを有するエリアの要配慮者利用施設への避難確保計画の作成支援

実施主体：静岡県富士市

諸元

人口	245,392人
世帯数	97,333世帯
行政区面積	244.95 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

5 避難確保

(1) 避難目標地を決定しに当たっての基礎情報

① 想定される津波の規模 (※富士市津波避難マップで検索)

南海トラフ地震による本施設の津波想定	津波浸水の高さ	津波到達時間
□ 浸水○○cm以上～○○cm未満 (○附まで浸水)	○○cm	○○分
	□ パツファゾーン内 (浸水なし)	

② 施設建築物の状況

建築物の階層	○○階
建築物の構造	○○造

記入例：鉄筋コンクリート造

③ その他独自に注意すべき事項

記入例：施設北側の道路が狭く、古いコンクリートブロックの塀がある。

【参考】津波避難の考え方

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

別紙4. 防災教育及び訓練の年間計画

防災体制の確立・避難確保計画の年度版作成

従業員への防災教育

施設利用者への防災教育

場所施設

情報伝達訓練

保護者による引き取り訓練

人施設

情報伝達訓練

従業員の非常参集訓練

避難訓練

避難確保計画の更新

津波に関する避難確保計画（抜粋）（左：本編、右：様式編）

（出典：富士市HP「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援について（津波）」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/safety/c0102/rn2ola0000031lhx.html>

取組概要

- 平成23年12月に「津波防災地域づくりに関する法律」が成立・施行され、都道府県知事が津波災害（特別）警戒区域を指定した場合、区域内の要配慮者利用施設において、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化されています。
- 富士市では、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく区域の指定はされていませんが、津波からの円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、津波避難対象区域（浸水想定区域＋パツファゾーン）内の社会福祉施設等に「避難促進施設における避難確保計画の作成」の要請を行っています。
- 要請に伴い富士市では、計画本編や様式作成のためのひな形を作成し、要配慮者利用施設が津波からの避難対策を検討するための支援を行っています。

取組のポイント

【計画作成と合わせた理解向上】 南海トラフ地震臨時情報や津波避難の考え方等、計画作成の際に参考となる情報を一体的に掲載することで、津波からの避難確保に係る理解向上が期待されます。

【作成者の負担軽減】 フローや図表への入力を基本とすることで、計画作成の負担軽減が期待されます。

活用事業

不明



		津 波		
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 3 3人までの人に 避難と被害を </div> <div style="background-color: #f0ad4e; color: white; padding: 5px; border: 1px solid white;"> 11 住み慣れた家 を壊さずにつく </div> </div>	
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I-3-④	災害時要支援者等の支援		
観光客及び企業従事者（帰宅困難者）対策の推進		主体：愛知県田原市		
<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;">  <p style="font-size: small;">●津波セーフティライン 表示場所</p> <p style="font-size: x-small;">若見 (若見町) ロングビーチ (赤羽町) 弥八島 (高松町) 谷ノ口 (東神戸町) 百々 (八津町) 久美原 (六津町)</p> </div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">▲整備された津波セーフティライン(高松町弥八島)</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 10px;">(設置位置は平成 29 年現在) 出典：広報たはら平成 29 年 5 月号</p>		諸 元		
		人口	59,360 人	
		行政区面積	191.12 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 大地震による津波被害が想定されている田原市では、海辺にいるときに地震が発生した場合、すぐに安全な場所に逃げられるように津波避難看板や津波セーフティライン（想定されている津波浸水区域より高い位置にある海岸への道路に表示し、避難の際の目安となる標示）などを整備しています。 				
取組のポイント				
<p style="background-color: #ffff00; padding: 2px;">【来街者を対象とした標示】</p> サーファーや釣り客などに津波避難を誘導するため、想定されている津波浸水区域より海拔で 1.5m 高い位置に、津波注意の図記号と「津波セーフティライン」と記した路面標示を設けています。				
<p style="background-color: #ffff00; padding: 2px;">【複数の誘導手段を整備】</p> 本取組は観光客が訪れる地域やサーフポイント、避難困難地域における、避難路・避難経路や避難誘導灯の整備、海拔標示板の設置、わかりやすい避難案内看板等の整備を行う「道標プロジェクト」として実施しています。				
活用事業				
—				

- ・ 広報たはら平成 29 年 5 月号 7 p <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/kohou/1000084/1004682/1004929.html>
- ・ 防災・減災お役立ちガイドブック 2020
- https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/664/oyakudachi2020.pdf
- ・ 田原市国土強靱化地域計画(R5.3 一部改訂)
- https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/059/plan_2023-3.pdf
- ・ 第 2 次田原市国土強靱化アクションプラン (R5.3 一部改訂)
- https://www.city.tahara.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/059/ap2_2023-3.pdf



		地震	津波								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 3人までの人に 避難と伝達を </div> <div style="background-color: #ffa500; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 11階層が耐える まちづくりを </div> </div>								
基本施策	I—3	確実な避難行動の確保									
導入メニュー	I—3—⑤	住宅・建築物・塀の耐震化・家具の固定化									
官民の連携体制による耐震化の推進			実施主体： 墨田区耐震化推進協議会（東京都墨田区）								
			諸 元								
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">人口</td> <td>272,085 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>145,768 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>13.77 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table>	人口	272,085 人	世帯数	145,768 世帯	行政区面積	13.77 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	272,085 人										
世帯数	145,768 世帯										
行政区面積	13.77 km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
			※諸元は墨田区のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載								
毎年度開催しているセミナーのチラシ											
(出典：墨田区耐震化推進協議会 https://sumidakutaishin.jp/)											
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 墨田区では、平成18年1月より木造住宅の耐震改修工事費用の助成を実施しています。この機会を捉えて、墨田区まちづくり公社、区内の町会・自治会、建築士、工事施工者等が協議会を結成し、区の一連の建築物耐震化事業が円滑に運用されるよう、区と連携し耐震化の推進活動を行っています。 											
取組のポイント											
<ul style="list-style-type: none"> 【町内会等の参画】 協議会には行政や専門家に加え、町内会・自治会等地域団体も参画しており、住宅の耐震化を身近なこととして捉えられるよう、テーマ曲の作成、区内の町内会で開催する防災イベントへの出展、セミナーの開催の取組を行っています。 【無料相談会の開催】 ホームページや電話、区役所窓口を通じていつでも申込ができる無料耐震化相談を実施しています。 											
活用事業											
—											
・ 墨田区耐震化推進協議会 https://sumidakutaishin.jp/											



		津 波
基本事項	I 安全で確実な避難の確保	
基本施策	I-3 確実な避難行動の確保	
導入メニュー	1-3-⑥ 南海トラフ臨時情報発表時の事前避難の検討	

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン 主体：静岡県

南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応「静岡県版ガイドライン」の概要

基本方針①：本県の多様な地域性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民・関係者の意見等を踏まえたものとする

国ガイドライン：地震発生後の避難では、明らかに避難が完了できない地域の住民は、『1週間の事前避難』が必要
・避難先は知人宅や親類宅等を基本とするが、それが難しい住民に対しては市町が避難所の確保を行う

県版ガイドライン **具体化**

【1週間の事前避難】が必要な地域・住民の設定の考え方
・津波避難施設等の整備状況や避難訓練による避難時間の短縮を考慮しても、津波からの避難が困難な地域・住民
※昼と夜とで対象となる地域・住民の設定を変えることも可（従来者は夜間のみ事前避難を行う等）

要配慮者の【1週間の事前避難】の考え方
・福祉施設や医療施設等では、安全が確保される場合は、浸水しない上層階への垂直避難も可
・環境変化に弱い要配慮者が1週間生活できる環境を有する民間施設（公民館、宿泊施設、寺院等）への避難も可
上記認定が完了の市町における対応
・検討中に臨時情報が発表されることがあるので、暫定的に地域・対象者を設定する

基本方針②：市町が住民の意見をとり入れながら防災対応を検討できるようにするため、手順等を具体的に示す

国ガイドライン：防災対応の検討にあたっては、必要に応じて住民の意見を十分に聴く
具体化：地域内の各主体が、調和を図りながら防災対応が実行できるよう、検討の段階から情報共有や協議を行う

県版ガイドライン：市町が住民や関係者の意見を十分に聴き、協議を行うための具体的な検討方法（手順・資料等）を例示

【伝え方の工夫】
・イラスト等を用いて、臨時情報をわかりやすく説明
・動画を用いて、地域の津波リスクを正しく理解

【自分ごととして考える工夫】
・地域の災害リスクの再認識
・アンケート記入や意見交換
・避難場所までの距離の計測

市町への支援
・被災交付金による財政支援
・職員派遣による事前検討支援
・津波浸水動画等の提供

末年度中に、全市町の事前避難対応を完了

(出典：静岡県 HP「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン 概要版」
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/406/gaidoraingaiyou.pdf)

諸 元	
人口	3,633,202人
世帯数	1,483,472世帯
行政区面積	7,777.35 km ²
都市計画	—
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

- ・静岡県では「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討静岡県版ガイドライン」（以下、「県版ガイドライン」）を作成（令和2年2月）しました。
- ・南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に事前避難などの住民等がとるべき防災対応を市町が具体的に検討するための指針とし、内閣府ガイドラインを参考に、静岡県の多様な地域特性やこれまで実施してきた地震・津波対策への取組、住民や関係者の意見を踏まえた内容となっています。

取組のポイント

【住民との合意形成の進め方の例を掲載】 地形特性や防災対策、地元産業との結びつきなどの特徴を総合的に勘案して3つのモデル地域（湖西市、伊豆市、河津町）を選定し、住民の意見を十分に聴けるようワークショップ形式により防災対応の検討を行いました。各モデル地域での検討では、有識者の助言を受けながら進めるとともに、『津波浸水動画』や『臨時情報発表後のイメージイラスト（右図）』を用いることにより、地域の災害リスクや臨時情報を住民に正しく認識・理解してもらえるよう工夫しました。



臨時情報発表後のイメージイラスト例

(出典：静岡県 HP「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応 静岡県版ガイドライン」
https://www.pref.shizuoka.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/035/406/gaidoraingaiyou.pdf)

活用事業

(不明)

・静岡県 HP「南海トラフ地震臨時情報について」
<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035406.html>



		津 波	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-4	津波避難対策で必要となる施設対策	
導入メニュー	I-4-①	避難誘導標識・誘導等の整備	
夜間に備えた避難誘導サインの整備		実施主体：静岡県吉田町	
 <p style="text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">階段部（夜間蓄光の誘導サイン）</p> <p style="text-align: center; font-size: 12px;">（出典：内閣府 HP「津波避難ビル等に係る事例集」平成 29 年 7 月 http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/jireishuu.pdf）</p>		諸 元	
		人口	28,919 人
		世帯数	11,265 世帯
		行政区面積	20.73 km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載	
取組概要			
・吉田町では津波避難タワーを整備した際、階段部分に夜間蓄光の誘導サインを整備しました。			
取組のポイント			
【夜間の発災への対応】津波は夜間に発生することも考えられます。足元に避難する方向が示されていることで迅速な避難が可能となります。			
活用事業			
(不明)			

・内閣府 HP「津波避難ビル等に係る事例集」平成 29 年 7 月 <http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/hinan/pdf/jireishuu.pdf>



		津 波		
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #0070C0; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #FF9900; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	I—4	津波避難対策で必要となる施設対策		
導入メニュー	I—4—②	最短でつなぐ避難経路の確保		
子どもたちを守るための避難路の整備			実施主体：三重県尾鷲市	
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">避難場所の裏山に続く避難路 「いのちの架け橋」（三重県尾鷲市）</p> <p><small>(出典：尾鷲小学校改築及び改修事業 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/04/1373855_2.pdf) (出典：三重県 防災教育の取組 尾鷲市立尾鷲小学校 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm)</small></p> </div> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">小学校から避難する小学生</p>  <p style="text-align: center;">避難場所に移動</p> </div> </div>		諸 元		
		人口	16,765 人	
		世帯数	9,124 世帯	
		行政区面積	192.71 km ²	
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし	
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸水想定区域内に立地している尾鷲小学校の子どもたちが避難場所である裏山に直接避難できるように、尾鷲市は平成27年6月に避難路を設置しました。 ・ 設置した避難路は地域住民から「いのちの架け橋」と呼ばれており、避難訓練の際に使用しています。 				
取組のポイント				
<p>【避難路の設置】 尾鷲小学校が浸水想定区域内に立地していたことから、尾鷲市は短時間で避難場所へアクセスできる避難路を尾鷲小学校に設置しました。</p> <p>【避難場所へのスムーズな移動】 避難訓練時、子どもたちが一斉に橋を渡ろうとして混乱が発生したため、スムーズに渡ることが出来ませんでした。2度目の避難訓練時には、避難路と学校周辺の避難経路を使用したため、子どもたちは混乱せず、より早く安全な避難が可能となりました。</p>				
活用事業				
<p>国庫補助事業（安全・安心な学校づくり交付金）（平成22年度時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲小学校改築及び改修事業三重県尾鷲市教育委員会 https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/07/04/1373855_2.pdf ・ 三重県 防災教育の取組 尾鷲市立尾鷲小学校 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm 				



Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築

令和4年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅱ-1 地震対策を必要とする施設対策	① 建物の耐震化の促進	官民の連携体制による耐震化の推進【墨田区耐震化推進協議会（東京都墨田区）】 ※ I-3-⑤	地震・津波	実践編 1-22
	② 空き家対策	自治会による空き家等の見守り活動 【山形県酒田市】	地震	実践編 1-28
	③ ライフラインの耐震化の促進	電線類の地中化 【愛知県東海市】	地震	実践編 1-29
	④ 盛土造成地及び埋立地の液状化対策	宅地耐震化進出事業 【兵庫県西宮市】	地震	実践編 1-30
	⑤ ため池の耐震化	—	—	—
	⑥ 地域防災拠点等の整備	防災公園（地域防災拠点、避難所・場所となる都市公園）の整備 【愛知県名古屋市】	地震	実践編 1-31
		地域住民が自由に使える「むかしの井戸」 【東京都国分寺市】	地震	実践編 1-32
Ⅱ-2 津波対策を必要とする施設対策	① 避難所になる重要公共施設の再配置	役場庁舎等の高台移転 【高知県中土佐町】	津波	実践編 1-33
	② 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置			
	③ 建物のRC化による耐浪化の促進	—	—	—
	④ 宅地地盤の嵩上げ	名古屋市臨海部防災区域建築条例 【愛知県名古屋市】	津波	実践編 1-34
	⑤ 津波浸水対策	信濃平野たてよこ進入・排水作戦 【国土交通省中部地方整備局】	津波	実践編 1-36
	⑥ 堤防等の補強・機能強化	既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備 【静岡県・対象市町】	津波	実践編 1-37
	⑦ 漂流物対策	湾港の漂流物対策 【高知県須崎市】	津波	実践編 1-38
	⑧ 海岸林対策			



基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅱ-2 津波対策を必要とする施設対策	⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用	観光防災まちづくり推進計画による津波対策 【静岡県伊豆市】	津波	実践編 1-39
Ⅱ-3 火災に強いまちの形成	① 密集市街地の解消	学区ごとの延焼危険度に基づいた防災対策 【愛知県岡崎市】	地震	実践編 1-40
		空き地を活用した公園整備 【愛知県一宮市】	地震	実践編 1-41
	② 火災延焼防止帯の確保	糸魚川市駅北復興まちづくり計画 【新潟県糸魚川市】	地震	実践編 1-42
	③ 火災避難場所・経路の確保			
	④ 住宅・建物等の不燃化・難燃化			
⑤ 消防水利の確保				
Ⅱ-4 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	都市計画マスタープランと立地適正化計画との連携 【岩手県二戸市】	津波	実践編 1-44
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	名古屋市臨海部防災区域建築条例 【愛知県名古屋市】 ※Ⅱ-2-④	津波
		災害危険区域の指定 【宮城県石巻市】	津波	実践編 1-45
		立地適正化計画における柔軟な区域指定 【神奈川県藤沢市】	津波	実践編 1-46
		土砂災害特別警戒区域にある既存不適格の住宅の移転促進 【熊本県熊本市】	地震	実践編 1-47
Ⅱ-5 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	岐阜県孤立集落対策指針【岐阜県】	地震	実践編 1-48
	② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫)			
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備			
	④ 避難路・緊急輸送道路の確保			



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 17 <small>パートナーシップで 自然を尊重しよう</small> </div>
基本施策	Ⅱ-1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-②	空き家対策	
自治会による空き家等の見守り活動		主体：山形県酒田市	
■自治会による空き家等の見守り活動の例		諸元	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <p>※月1回の見守り ※見守り空き家数は多い自治会で約20～30軒 ※遠方居住所有者から特別に自治会費を徴収。管理費に充当する事例有り</p> </div> <div style="width: 45%;">  <p>※自治会内独自の空き家地図やリスト、所有者の連絡先台帳等を作成</p> </div> </div> <div style="margin-top: 10px;">  </div> <p style="font-size: 8px; margin-top: 10px;">(出典：国土交通省 HP「地方公共団体の空き家対策の取組事例1 平成28年度調査」 https://www.mlit.go.jp/common/001218439.pdf)</p>		人口	100,273人
		世帯数	39,402世帯
		行政区面積	602.97km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・酒田市では、自治会による最低月1回の空き家の見守りや新たな空き家情報の市への報告などの活動に対し、運営交付金を支給しています。 ・平成28年度時点で123自治会が活動に取り組んでいます。 			
取組のポイント			
<p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">【近隣住民と空き家所有者との良好な関係づくり】</p> 自治会（近隣住民）と空き家等所有者の良好な関係（相互連絡）を築くことにより、管理不全な空き家等の発生を抑制することを目的として、見回り活動への支援を行っています。自治会は空き家の見回り（最低月1回及び災害等の緊急時）を実施するとともに、空き家情報等（新たに発見、解体等）を市へ報告します。			
活用事業			
(不明)			

・国土交通省 HP「地方公共団体の空き家対策の取組事例1 平成28年度調査」<https://www.mlit.go.jp/common/001218439.pdf>



		地震	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 11 <small>住み続けられるまちづくりを</small> </div>
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—③	ライフラインの耐震化の促進	
電線類の地中化		実施主体：愛知県東海市	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(整備前)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(整備後)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">都市計画道路の無電柱化（大田地区）</p>		諸元	
		人口	113,787人
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>(整備前)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>(整備イメージ)</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">狭い道路における無電柱化（横須賀地区）</p>		世帯数	49,077世帯
		行政区面積	43.43 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・東海市では、令和元年度に「東海市無電柱化推進計画」を策定し、(1) 防災、(2) 安全で円滑な交通確保、(3) 景観形成、の3つを目的とし、令和2年度から令和11年度を計画期間とする、市内の道路の無電柱化を推進しています。 ・緊急輸送路や防災拠点を連絡する道路や駅周辺等、街並み景観形成を進める地域等、無電柱化を推進する箇所を「無電柱化推進計画」に定めています。 			
取組のポイント			
<p>【狭い道路に適した電線類の地中化方式等の共同研究】 既存の約3～7mの狭い道路の無電柱化には、既設埋設物件の大規模な支障移転や掘削に伴う地域住民への影響など、多くの課題がありました。そのため東海市では狭い道路における地中化方式及び低コスト化等の検討を行うことを目的として、電力事業者と協力して共同研究を実施しました。</p>			
活用事業			
<p>社会資本整備総合交付金（道路事業）、占用予定者による建設負担金、地方債</p>			
<small>・東海市 HP「東海市無電柱化推進計画」令和2年 https://www.city.tokai.aichi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/615/honpen.pdf</small>			



		地震
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策
導入メニュー	Ⅱ—1—④	盛土造成地及び埋立地の液状化対策
宅地耐震化推進事業		実施主体：兵庫県西宮市
<p style="text-align: center;">大規模盛土造成地マップ(北部抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(出典：西宮市 HP「宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地マップ)」 https://www.nishi.or.jp/kurashi/sumai/joho/takuchitaishin.files/hokubu_2019.pdf)</p>		諸元
<p style="text-align: center;">大規模盛土造成地マップ(北部抜粋)</p> <p style="text-align: center;">(出典：西宮市 HP「宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地マップ)」 https://www.nishi.or.jp/kurashi/sumai/joho/takuchitaishin.files/hokubu_2019.pdf)</p>		人口
<p style="text-align: center;">対策前</p> <p style="text-align: center;">対策後</p> <p style="text-align: center;">滑動崩落の対策工事(花の峯地区)</p> <p style="text-align: center;">(出典：国土交通省 HP「大規模盛土造成地防災対策検討会報告(案) 参考資料」 https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001327210.pdf)</p>		世帯数
		行政区面積
		都市計画
		線引き都市計画区域
		用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載
取組概要		
<ul style="list-style-type: none"> 西宮市では、地震防災対策の強化を図り、安全・安心なまちづくりを進めるために、大規模盛土造成地の位置の把握などを目的とする調査を実施し、その中で地震時に滑動崩落が発生するおそれがある箇所があるかどうか検証しました。 その結果把握された滑動崩落が発生するおそれがある1箇所について、平成29～30年度に対策工事を実施しました。 		
取組のポイント		
<p style="background-color: yellow;">【大規模盛土造成地の存在の市民への周知】西宮市では大規模盛土造成地マップを作成し、市民の防災意識の向上とともに、建物を建てる時や売買の時などに地盤調査が必要と重要性を啓発しています。</p> <p style="background-color: yellow;">【対策工設置箇所の市管理】地震時に滑動崩落の発生の恐れがあることが把握された「花の峯地区」では、対策工事の保全対象は住家と市道であったことから、整備された対策工設置箇所は道路区域とし、道路管理者である市が管理しています。</p>		
活用事業		
社会資本整備総合交付金(宅地耐震化推進事業)		
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 HP「大規模盛土造成地防災対策検討会報告(案) 参考資料」https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001327210.pdf 国土交通省 HP「西宮市における宅地耐震化推進事業」https://www.mlit.go.jp/common/001299376.pdf 西宮市 HP「宅地耐震化推進事業(大規模盛土造成地マップ)」https://www.nishi.or.jp/kurashi/sumai/joho/takuchitaishin.html 		



		地震		
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 6 安全な水とトイレ を世界中に </div> <div style="background-color: #ff9900; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	Ⅱ-1	地震対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ-1-⑥	地域防災拠点等の整備		
防災公園（地域防災拠点、避難所・場所となる都市公園）の整備		主体：愛知県名古屋市		
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #e0e0e0; margin-bottom: 5px;">防災公園の整備</p> <p style="text-align: center;">【防災公園(川名公園)】 (名古屋市)</p> <p style="text-align: center;">災害対応トイレ</p> <p style="text-align: center;">【防災公園芝生広場】 (ヘリポート イメージ)</p> <p style="text-align: center;">災害対応日陰棚</p> <p style="text-align: center;">災害対応あずまや</p> <p style="text-align: center;">ソーラー照明</p> <p style="text-align: center;">井戸</p> <p style="text-align: center;">応急給水栓イメージ</p> <p style="text-align: center;">広路小学校 (避難所)</p> <p style="text-align: center;">災害用トイレ</p> </div>		諸元		
		人口	2,332,176人	
		世帯数	1,122,103世帯	
		行政区面積	326.5 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 安全で安心できる都市づくりの形成を推進し、災害に脆弱な都市構造の改善を図るため、災害対策実施計画で避難地に位置づけられた都市公園等の整備を行っています。(平成22年～) 				
取組のポイント				
<p>【地域拠点と広域拠点の整備】 身近な街区公園、近隣公園等の「住区基幹公園」は、避難場所、食料等の配給拠点、ライフラインの復旧、地域情報の提供の場として、また、「都市基幹公園」は、駐車場や広場等を拠点として活用し、生活物資等の集積場及び配送等の支援活動の場として機能するよう整備しています。</p> <p>【防災機能の確保】 公園には備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、発電施設、延焼防止のための散水施設等を整備し、防災機能を確保しています。</p>				
活用事業				
<p>社会資本整備総合交付金(都市公園事業、都市防災総合推進事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省中部地方整備局 HP「防災まちづくり関連支援事業集【建政部所管】 中部地方整備局建政部」平成23年11月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/pdf/bousaimati.pdf 国土交通省中部地方整備局 HP「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf 				



		地震
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—1	地震対策を必要とする施設対策
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	地域防災拠点の整備
地域住民が自由に使える「むかしの井戸」		実施主体：東京都国分寺市
  <p>公園に設置された「むかしの井戸」 公園内に町会で設置した防災倉庫 (国分寺市高木町つつじ公園)</p>		諸 元
		人口
	世帯数	63,962 世帯
	行政区面積	11.46 km ²
	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		
取組概要		
<ul style="list-style-type: none"> 東京都国分寺市では、地域住民が自由に使える災害用の給水施設として、公園などに手押しポンプの井戸「むかしの井戸」を設置しています。 井戸の近くの住民は、毎月1回・1時間程度「井戸端会議」を開催し、簡単な水質検査やポンプの手入れ等を行っています。 		
取組のポイント		
<p>【地域住民のコミュニケーションの場の提供】 平常時から井戸の手入れ等を通じて、近隣の住民同士のふれあいの場として活用されています。</p> <p>【初期消火活動に活用できる水利の確保】 地下水は汲めば汲むほど水質がよくなり、水量も増えてきます。日頃から井戸の水を汲みだすことで災害時にも井戸水の利用が可能となり、初期消火など地域の応急活動に利用することができます。</p>		
活用事業		
—		

・国分寺市 HP 「むかしの井戸」 <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/machizukuri/1028272/1002489.html>



		津 波
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策
導入メニュー	Ⅱ—2—① ～②	避難所になる重要公共施設の再配置 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置



役場庁舎等の高台移転 **実施主体：高知県中土佐町**



中土佐町新庁舎

（出典：中土佐町市 HP「新庁舎移転のお知らせ」<https://www.town.nakatosato.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=1329>）

諸 元	
人口	6,002 人
世帯数	2,702 世帯
行政区面積	193.21 km ²
都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載

取組概要

- ・高知県中土佐町では、津波浸水想定区域内に町役場等の重要施設が存在していましたが、大規模災害時においても行政機能及び消防機能を維持し、迅速な復旧、円滑な救助活動を行うため、町役場及び消防署を高台へ移転しました。
- ・さらに、子どもたちの安全を守るため、保育園の高台移転も行いました。

取組のポイント

- 【町を一望できる防災対策室の設置】** 移転した新庁舎では、沿岸地域で危険性の高い久礼地区を一望でき、被災状況等全体を把握できる位置に防災対策室を設置しています。
- 【交通アクセスの確保】** 高台移転を実施することで、移転前の庁舎よりも交通利便性が低下することが懸念される中、コミュニティバスにおける高齢者の運賃無料化や運行ルートの変更を実施し、庁舎サービスを楽しむ機会が損なわれないように配慮しています。
- 【将来の担い手である子供の安全確保】** 中土佐町の働き手の多くが町外で就業することもあり、保育園を庁舎と隣接する場所に移転することで、大規模災害が発生した場合にも町内に残る子どもたちの安全を確保し、町民にとって安心・安全な環境を整備しました。

活用事業

（不明）

・四国地方整備局 HP「災害に強いまちづくり計画(改訂案)第 2 版(案) 地域モデル：中土佐町」
https://www.skr.mlit.go.jp/kensei/saigainituyoi/saigai_pdf/27_nakatosatyo-saigai-r3.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 11 住み続けられるまちづくりを </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> 13 気候変動に具体的な対策を </div> </div>
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—2—④	宅地地盤の嵩上げ	
名古屋市臨海部防災区域建築条例		主体：愛知県名古屋市	
<p style="font-size: small;">(出典：名古屋市 HP「名古屋市臨海部防災区域建築条例」https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/39-6-3-2-6-0-0-0-0-0.html)</p>		諸 元	
		人口	2,332,176 人
		世帯数	1,122,103 世帯
		行政区面積	326.5 km ²
		都市計画	都市計画区域
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和34年9月の伊勢湾台風の教訓を踏まえ、昭和36年6月1日から施行された「名古屋市災害対策要綱」の防災対策事業の一環として、本条例による建築物の制限が実施されています。 ・ 上記要綱で建築制限が定められている臨海部防災区域は、建築基準法第39条の規定による災害危険区域に指定されています。 			
取組のポイント			
<p style="background-color: yellow;">【市街地特性に応じた区域設定】 区域設定の考え方は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種区域：防潮壁よりも海側の区域で主に臨海埋立工業地 ・ 第2種区域：伊勢湾台風以前から市街化していた区域と伊勢湾台風以降、土地区画整理事業などにより市街化が進展した区域が含まれ、土地利用状況が類似化してきている区域 ・ 第3種区域：伊勢湾台風当時から市街化していた区域であって内陸部にあるため、他の区域に比べればあまり強い規制は必要としない区域 ・ 第4種区域：市街化調整区域 <p style="background-color: yellow;">【建築物の用途や形態への制限】 建築制限の主な内容は、居住室を有する建築物等の制限（禁止や階数の制限）、公共建築物の床の高さ及び構造の制限、地階を有する建築物の制限となっています。</p>			
活用事業			
なし			



条例の概要表

	1階の床の高さ(7条)	構造制限(8条)	図解				
第1種区域	N・P (+) 4m以上	木造禁止					
第2種区域	N・P (+) 1m以上	2階建以上にすること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①から③のいずれかの場合は、平屋建にすることができる。 ①:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+) 3.5m 以上 ②:同一敷地内に2階建以上の建築物あり ③:延べ面積が 100m^2 以内のものは避難室、避難設備の設置					
第3種区域	N・P (+) 1m以上	—————					
第4種区域	N・P (+) 1m以上	2階建以上にすること。 (2階以上に1以上の居室設置) ただし、以下の①、②のいずれかの場合は、平屋建にすることができる。 ①:1階の1以上の居室の床の高さがN・P(+) 3.5m 以上 ②:同一敷地内に2階建以上の建築物あり					
<p>※公共建築物等の制限:第2種～第4種区域(9条) 範囲…避難及び救助・救援の拠点となる可能性がある学校(各種学校を除く)、病院、集会場、官公署、及び2階以上に容易に避難が難しい児童福祉施設等その他これらに類する公共建築物で延べ面積が100m^2を超えるもの 制限…(1)(2)(3)を全て満たすこと。 (1)1階の床の高さN・P(+)2m以上、(2)N・P(+)3.5m以上に1以上の居室設置、(3)木造禁止</p>							
<p>※建築物の建築禁止:第1種区域(6条) 範囲…海岸線・河岸線から50m以内で市長が指定する区域 制限…居住室を有する建築物、病院及び児童福祉施設等の建築禁止 [木造以外の構造で、居住室等の床の高さをN・P(+)5.5m以上としたものについては建築可能]</p>							
<p>※各条項の適用除外</p> <table border="1"> <tr> <td>第8条</td> <td>第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積100m^2以内のもの 第2・4種区域…居室を有しない建築物</td> </tr> <tr> <td>第7条、第9条</td> <td>第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物 (自動車庫、工場、店舗、事務所等)</td> </tr> </table>				第8条	第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積 100m^2 以内のもの 第2・4種区域…居室を有しない建築物	第7条、第9条	第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物 (自動車庫、工場、店舗、事務所等)
第8条	第1種区域…居室を有しない建築物で延べ面積 100m^2 以内のもの 第2・4種区域…居室を有しない建築物						
第7条、第9条	第2～4種区域…第10条の各号の一に該当する建築物 (自動車庫、工場、店舗、事務所等)						

(出典:名古屋市HP「名古屋市臨海部防災区域建築条例」<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/category/39-6-3-2-6-0-0-0-0-0-0.html>)



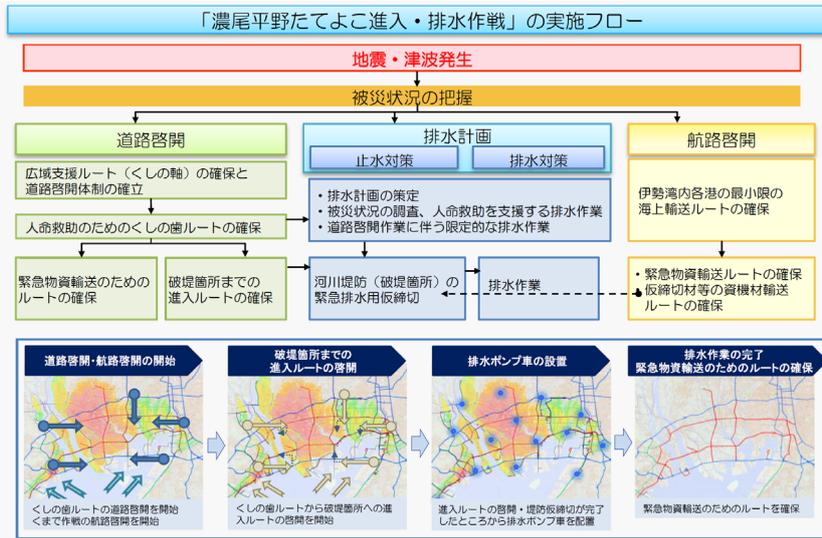
津波



基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策
導入メニュー	Ⅱ—2—⑤	津波浸水対策

濃尾平野たてよこ進入・排水作戦

主体：
国土交通省中部地方整備局



（出典：国土交通省中部地方整備局「中部版「くしの歯」作戦」令和3年5月改定版
https://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanri-bunkakai/pdf/202105_data_02.pdf）

諸元

人口	—
世帯数	—
行政区面積	—
都市計画	—

取組概要

- 国土交通省中部地方整備局は、東海・東南海・南海地震等の南海トラフを震源とするマグニチュード9クラスの大規模地震が発生し、沿岸部で最大クラスの津波により甚大な被害が発生することを想定し、「道路啓開オペレーション計画」を策定しています。
- 濃尾平野における総合啓開は、津波被害を受けた地域の救援・救護活動を支援する「道路啓開」「航路啓開」を進め、破堤箇所への進入ルートの啓開、緊急排水のための堤防仮締切を実施し、排水ポンプ車および排水機場による「排水作業」を進め緊急物資輸送のためのルートを確保することとしています。

取組のポイント

【中部圏で優先的に取組む課題】 中部地方整備局では、中部圏の国、地方公共団体、学識経験者、地元経済界等が「中部圏戦略会議」を設立し、南海トラフ地震等の巨大地震に対して総合的かつ広域的視点から関係機関が一体となって重点的・戦略的に取り組むべき事項を「中部圏地震防災基本戦略」として協働で策定し、取り組みを進めています。道路啓開は、中部圏地震防災基本戦略の中で優先的に取組む連携課題として位置づけられています。人命救助のための「くしの歯ルート」が設定されると、堤防の破堤箇所の仮締切、排水ポンプ車や排水機場による排水作業を行います。

活用事業

—

・国土交通省中部地方整備局 HP「中部版くしの歯作戦」令和3年5月改定
https://www.cbr.mlit.go.jp/road/kanri-bunkakai/pdf/202105_data_02.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 11 暮らしから作るまちづくり </div>
基本施策	Ⅱ-2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-2-⑥	堤防等の補強・機能強化	
既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備			主体：静岡県・対象市町
<p>●静岡モデルの施設整備（例）イメージ図</p>			諸 元
			人口
			3, 633, 202 人
			世帯数
			1, 483, 472 世帯
			行政区面積
			7, 777. 35 km ²
			都市計画
			—
<p>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>			
<p>●静岡モデルの施設整備（例）イメージ図</p> <p style="text-align: center;">浜松市沿岸域防潮堤</p> <p style="font-size: x-small;">（出典：静岡県「浜松市沿岸域防潮堤（通称一条堤）竣工記念誌概要」令和3年3月）</p>			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 静岡県では、震源域に近く津波の到達が早い沿岸部に人口・資産が集中する本県の特徴を踏まえ、レベル1を超える津波に対しても施設による被害の最小化を図るため、地域住民の合意など条件が整った地域で、既存の防災林等の嵩上げ・補強等による「静岡モデル」の整備を推進しています。 平成元年6月28日現在、沿岸21市町の内8市町（湖西市、浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、御前崎市、吉田町、焼津市）において整備を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【市民・企業の参画】 浜松市沿岸域防潮堤の整備にあたっては、民間企業から整備費の寄付を得て、県が防潮堤を整備、市が整備に必要な土砂の確保と住民等への説明を分担しました。設計段階から地元自治会の要望や意見を反映するため推進協議会を設置、浜松商工会議所と連携し、横断幕やロゴマーク等を作成するなど、地域との連携を図りながら整備を推進しました。浜松市自治会連合会、商工会議所など全40団体で組織する「みんなでつくろう防潮堤市民の会」が発足し、沿岸地域だけでなく、全市を上げて防潮堤の整備に取り組む体制が整備されました。</p>			
活用事業			
<p>浜松市沿岸域防潮堤：県整備、民間企業からの寄付、市の土砂確保及び住民等への説明</p> <p style="font-size: x-small;">・静岡県河川砂防局 HP「静岡モデルの推進」 https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/minato/1003560/1029381.html#group3</p>			



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2	津波対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—2—⑦	漂流物対策	
港湾の漂流物対策			実施主体：高知県須崎市
		諸 元	
		人口	20,590 人
		世帯数	8,710 世帯
		行政区面積	135.34 km ²
木材の固縛		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	
(出典：須崎市 HP「漂流物対策」 https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=429)			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・須崎市では、昭和南海地震において湾奥にあった貯木場の木材が津波の引き波で流出して市街地に流入し被害が拡大したことから、津波における漂流物対策が喫緊の課題ととらえ、平成18年に防災会議に漂流物対策専門委員会を設置して埠頭につまれた木材の固縛や津波バリアの設置について取り組んできました。 ・また、平成23年度に漁船の漂流物対策についても専門委員会を設置し、野見地区で建設予定であった防潮堤に漁船の流失防止柵を設置する計画を日本の漁港で初めて進めることになりました。 			
取組のポイント			
<p>【漂流物対策専門委員会の設置】 平成18年に防災会議に漂流物対策専門委員会を設置し、埠頭に積まれた木材の固縛や津波バリアの設置について取り組んできました。</p> <p>【作業性や実効性の検証】 平成20年に須崎市が木材工業団地の協力を得て社会実験として木材の固縛実験を実施し、作業性や実効性の検証を行いました。こういった取組が評価され、平成22年度に国の社会実験として津波バリアと木材の固縛を、須崎埠頭背後地において実施しました。平成23年度に津波バリアの一部を須崎駅東側の海岸保全上の効果が見込める市道部分に移設し、長期にわたり耐久性の検証が行われています。</p>			
活用事業			
<p>平成20年固縛装置実証実験：市単費 平成22・23年度社会実験：国費</p> <p>・須崎市 HP「漂流物対策」https://www.city.susaki.lg.jp/life/detail.php?hdnKey=429 ・須崎市 HP「須崎市における津波避難対策について — 津波による犠牲者ゼロを目指して — 」平成25年3月</p>			



		津 波	
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	11 住み続けられるまちづくりを	17 パートナーシップで目標を達成しよう
基本施策	Ⅱ—2 津波対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ—2—⑨ 津波防災地域づくり法に基づく推進計画の活用		
観光防災まちづくり推進計画による津波対策		主体：静岡県伊豆市	
		諸 元	
		人口	28,190 人
		世帯数	11,449 世帯
		行政区面積	363.97 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<p>・伊豆市では、南海トラフの巨大地震など津波を伴う地震が予想される中、土肥地域の『観光』『環境』『防災』のバランスのとれた津波防災まちづくりの考えから『伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画』（伊豆市津波防災地域づくり推進計画）を策定しました。</p>			
取組のポイント			
<p>【住民主体の計画作成】伊豆市津波防災地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、推進計画（案）が検討されました。協議会では、一年以上に亘り5回の会議と住民参加によるワークショップや市民集会等を開催し計画作成を進めました。</p> <p>【津波災害警戒区域等への愛称の設定】津波災害警戒区域等の考え方を住民や観光客等に適切に伝えるため、津波災害警戒区域を「海のみち安全避難エリア」、津波災害特別警戒区域を「海のみち安全創出エリア」と愛称をつけ、観光と防災の両立を図っています。</p>			
活用事業			
—			

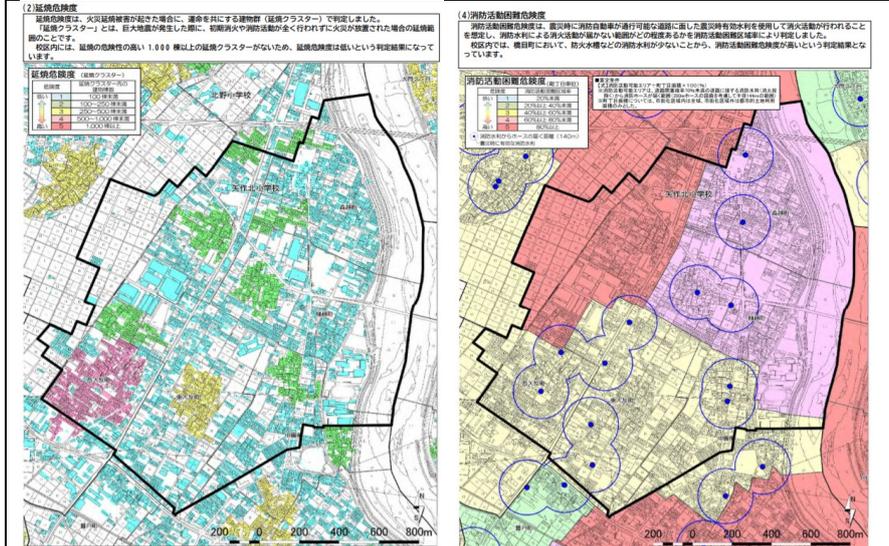
・伊豆市 HP 「観光防災まちづくり推進計画」 <https://www.city.izu.shizuoka.jp/soshiki/1006/1/4/3/2/1316.html>



地震	

基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ-3	火災に強いまちの形成
導入メニュー	Ⅱ-3-①	密集市街地の解消

学区ごとの延焼危険度に基づいた防災対策	主体：愛知県岡崎市
---------------------	-----------



(出典：岡崎市 HP「小学校区別防災カルテ」 <https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/78.html>)

諸元	
人口	384,654人
世帯数	156,619世帯
行政区面積	387.20 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

・岡崎市では、愛知県の地震等被害予測調査結果を基に、市内の災害リスクを客観的に把握する災害危険度判定を行い、その結果を受けて小学校区別防災カルテを作成しました。

取組のポイント

【地域の皆さんの防災対策の参考資料として活用】市内のどこにどのような災害リスクが存在しているかの把握を促します。また、行政が行う「公助」とともに、住民一人一人が自ら行う「自助」や、地域が連携して行う「共助」により防災力を向上させるための対策を図る際の参考資料として活用します。

活用事業

都市防災総合推進事業（災害危険度判定調査）

・岡崎市 HP「小学校区別防災カルテ」 <https://okazaki-bousai-portal.transmod.jp/sonae/78.html>



		地震		
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅱ—3	火災に強いまちの形成		
導入メニュー	Ⅱ—3—①	密集市街地の解消		
空き地を活用した公園整備		主体：愛知県一宮市		
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> ➔ </div> <p style="font-size: 0.8em;">(出典：国土交通省中部地方整備局 HP「中部圏におけるまちづくり・住まいづくりの取組み」 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/pdf/machidukuri2021.pdf)</p>		諸元		
		人口	380,073 人	
		世帯数	152,075 世帯	
		行政区面積	113.82 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 一宮市では、地域の住環境と防災性向上に向けて、空家を除却した跡地を、小公園として整備しました。 				
取組のポイント				
<p>【地震時の倒壊被害防止と延焼を抑制する空間の確保】 老朽化した空家は大規模地震時に倒壊して人的被害や道路閉塞など引き起こす危険があります。空家を除却した跡地を公園として整備することで、倒壊被害の防止とともに、延焼火災を抑制する「燃えない空間」を確保しています。</p>				
活用事業				
<p>空き家再生等推進事業（交付金）、空き家対策総合支援事業（補助金）</p>				

・出典：国土交通省中部地方整備局 HP「中部圏におけるまちづくり・住まいづくりの取組み」
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/pdf/machidukuri2021.pdf>



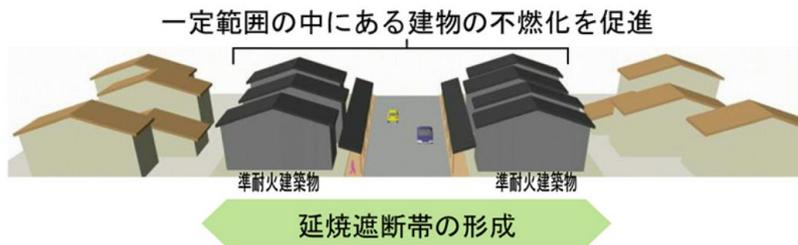
		地震
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ-3	火災に強いまちの形成
導入メニュー	Ⅱ-3-②～④	火災延焼防止帯の確保 火災避難所・経路の確保 住宅・建等の不燃化・難燃化 消防水利の確保



糸魚川市駅北復興まちづくり計画 **主体：新潟県糸魚川市**

① 本町通りにおける延焼遮断帯の形成

本町通り沿いの建築物の防火性能を高めることで延焼遮断帯とし、延焼を食い止めることでまち全体の防火機能を高めます。



道幅が4m道路（左）での消防活動のイメージ



道幅が6m道路（右）での消防活動のイメージ



防火水槽

駅北広場の地下には、大火被災地の周辺に残る木造建物密集地域での火災などに備えるため、200トンの耐震性防火水槽が埋設されています。これは、通常市内で整備する防火水槽（40トン）の約5倍以上の大きさです。

（出典：糸魚川市駅北大火復興情報サイト HOPE 糸魚川 <https://www.city.itoigawa.lg.jp/hope/>）

諸元

人口	40,765 人
世帯数	16,442 世帯
行政区面積	746.24 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・糸魚川駅北大火（平成28年12月22日～23日）を契機とし、防災道路等の公共施設整備と建築物等の構造等制限によって、「災害に強いまち」「住み続けられるまち」をめざした取組を進めることとしました。



・「大火を二度と繰り返さない」災害に強い安全な市街地再生に向け、道路の拡幅や防災広場の整備、建築物の不燃化などを進めるとともに、消防水利をはじめとする消防基盤の拡充・整備を図っています。また、常備消防や消防団体制の強化、自主防災組織の充実、広域道路ネットワークを利用した応援体制の強化などをあわせて行うことで、総合的に地域の防災力を高める取組を進めています。

取組のポイント

【準耐火建築物の誘導による延焼遮断帯の形成】まち全体の防火機能を高めるため、高さ5m以上の準耐火建築物の建築を誘導し、延焼遮断帯を形成します。

【地区防災道路の整備】防災機能（緊急車両の通行、延焼の防止、速やかな避難）を高めるため、幅員6m以上の道路を地区防災道路として整備しています。災害時における避難経路の確保のための被災地周辺の無電柱化を推進します。

【消防水利備等の整備】大型防火水槽（100 m³程度）の整備や海水等自然水の活用等により消防水利を確保しています。

活用事業

- ・社会資本総合整備計画（防災・安全交付金） 都市防災総合推進事業・街並み環境整備事業・小規模住宅地区改良事業
- ・防災街区整備地区計画

・糸魚川市HP「糸魚川市駅北大火からの復興まちづくり」 <https://www.city.itoigawa.lg.jp/item/20859.htm>

・糸魚川市駅北大火復興情報サイトHOPE糸魚川 <https://www.city.itoigawa.lg.jp/hope/>



		津 波			
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 11 住み続けられるまちづくりを </div>			
基本施策	Ⅱ—4 災害リスクに対応した土地利用計画				
導入メニュー	Ⅱ—4—① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携				
都市計画マスタープランと立地適正化計画との連携		主体：岩手県二戸市			
<div style="border-left: 2px solid black; padding-left: 10px;"> <p>全体構想編</p> <p>第1章 二戸市の都市づくりの理念</p> <p>第2章 目標とする都市像</p> <p>第3章 都市の現況と課題</p> <p>第4章 都市整備の方針</p> <p>地域別構想編</p> <p>第5章 地域別構想</p> <p>立地適正化計画編</p> <p>第6章 立地適正化計画</p> <p>資料編</p> <p style="text-align: center;">図 計画の構成</p> <p><small>(出典：二戸市 HP「都市計画マスタープラン」 https://www.city.ninohe.lg.jp/div/tosikeikaku/pdf/0-2_syusi.pdf)</small></p> </div>		諸 元			
		人口	25,513 人		
		世帯数	10,555 世帯		
		行政区面積	420.42 km ²		
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり		
				<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要					
<ul style="list-style-type: none"> ・二戸市では、令和3年3月に「二戸市都市計画マスタープラン」を改訂し、都市計画マスタープランの一部として立地適正化計画を策定しました。 					
取組のポイント					
<p>【4編での構成】 全体構想編、地域別構想編、立地適正化計画編、資料編で構成されています。</p> <p>【災害リスク分析を全体構想編で実施】 災害リスク分析を「第3章 都市の現況路課題」で行っており、都市整備の方針に繋げています。</p>					
活用事業					
—					

・二戸市 HP「二戸市都市計画マスタープラン」と「二戸市立地適正化計画」 <https://www.city.ninohe.lg.jp/info/2528>



		津 波									
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築										
基本施策	Ⅱ—4	災害リスクに対応した土地利用計画									
導入メニュー	Ⅱ—4—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導									
災害危険区域の指定		実施主体：宮城県石巻市									
<p style="text-align: center;">石巻市災害危険区域図（市街地の抜粋）</p> <p><small>（出典：石巻市 HP「石巻市災害危険区域図（市街地）」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/saigai03.pdf）</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>●住宅・共同住宅 ●寄宿舎・下宿 ●その他居住室を有する建築物</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●病院 ●診療所 （病床を有するもの）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●ホテル ●旅館</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>●児童福祉施設等 （保育園、老人ホーム、）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">建築できない建物の例</p> <p><small>（出典：石巻市 HP「災害危険区域について」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/8550.html）</small></p>		<p style="background-color: #d9ead3; margin: 0; padding: 2px;">諸 元</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">人口</td> <td>140,151 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>56,768 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>554.55 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small></p>		人口	140,151 人	世帯数	56,768 世帯	行政区面積	554.55 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		人口	140,151 人								
		世帯数	56,768 世帯								
		行政区面積	554.55 km ²								
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり								
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 石巻市では、東日本大震災により住居等が全壊又は流出した区域及びその周辺区域内で、市街地の場合は都市計画道路である高盛土道路等から旧北上川等の地形・地物で区域を設定した区域、離半島部の場合は津波で浸水被災した地区について、「東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例」に基づき、平成 24 年 12 月 1 日に災害危険区域を指定しました。 災害危険区域では、住宅、アパート、ホテル、民宿、児童福祉施設、医療施設など用途の建築物は建築できない制限を定めています。 											
取組のポイント											
<p style="background-color: #d9ead3; padding: 2px;">【高盛土道路から海側を災害危険区域に指定】石巻市の市街地では、防潮堤等と併せて内陸部に高盛土道路を整備して津波の浸水を防ぐこととし、津波浸水シミュレーションによって道路から内陸側への浸水が防止できることを確認した上で、道路から海側の土地を災害危険区域に指定しました。</p>		<p>○高盛土道路 市街地沿岸部分を東西方向に通過する道路を盛土により整備し、住宅地を津波から守ります。</p> <p style="text-align: center;">高盛土道路の整備イメージ</p>									
<p><small>（出典：石巻市 HP「東日本大震災からの復興（被害状況、復旧・復興に向けた取組状況）」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/100/8235/hukkouzyoukyou/20140624130932.html）</small></p>		<p><small>（出典：石巻市 HP「東日本大震災からの復興（被害状況、復旧・復興に向けた取組状況）」 https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/100/8235/hukkouzyoukyou/11hukkouzyoukyou1.pdf）</small></p>									
活用事業											
—											

・石巻市 HP「災害危険区域の指定について」 <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/8550/8550.html>
 ・石巻市 HP「東日本大震災からの復興（被害状況、復旧・復興に向けた取組状況）」 <https://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10184000/100/8235/hukkouzyoukyou/11hukkouzyoukyou1.pdf>



津波



基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—4	災害リスクに対応した土地利用計画
導入メニュー	Ⅱ—4—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導

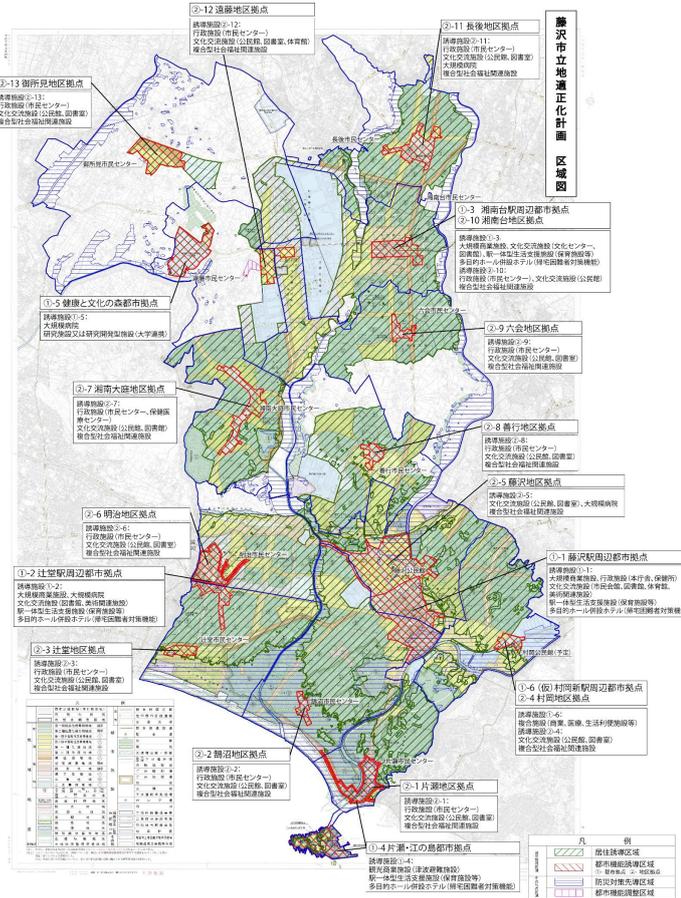
立地適正化計画における柔軟な区域指定

実施主体：神奈川県藤沢市

諸元

人口	436,905 人
世帯数	193,204 世帯
行政区面積	69.56 km ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



藤沢市立地適正化計画 区域図

(出典：藤沢市 HP「藤沢市立地適正化計画 全体図」(藤沢市、令和3年10月)

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tosikei/documents/202110_zentaizu.pdf

取組概要

・藤沢市では、災害ハザードエリアを居住誘導区域外とした上で、市独自の「防災対策先導区域」を設定し、当該区域内における届出制度を活用し、区域内で開発行為を行う事業者や住民に対し、区域設定の趣旨を周知、ハザード状況や避難対策の状況、避難方法等の周知を行っています。

取組のポイント

【ハザードエリアにおける防災対策の具体化】 藤沢市が独自に設定する「防災対策先導区域」については、立地適正化計画に対象区域、基本的な考え方、対策を具体的に明記することで、対策の実効性が高まることが期待されます。

活用事業

—



		地震		
基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築			
基本施策	Ⅱ-4	災害リスクに対応した土地利用計画		
導入メニュー	Ⅱ-4-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導		
土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格の住宅の移転促進			実施主体：熊本県熊本市	
<p style="text-align: center;">熊本県熊本市の事例</p> <p style="text-align: center;">がけ地近接等危険住宅移転事業 熊本県熊本市の事例</p> <p><small>(出典：国土交通省 HP 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第2回 (2020年4月17日) 資料2：第1回検討会の補足説明資料等 資料2-3：都市局資料 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001341481.pdf)</small></p>			諸元	
			人口	738,865人
			世帯数	326,920世帯
			行政区面積	390.32km ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載				
取組概要				
<p>・熊本市では、平成28年4月に発生した熊本地震で被災（全壊）した土砂災害特別警戒区域（平成28年3月18日指定）内にある既存不適格の住宅について、がけ地近接等住宅移転事業を活用し、土砂災害特別警戒区域外への移転、跡地の整地や砂利舗装等を行いました。</p>				
取組のポイント				
<p>【跡地の適切な管理】 跡地については本事業の趣旨に従い、住宅等を禁止する旨の看板を立てるとともに、更地にして適切に管理することが重要となります。</p>				
活用事業				
<p>がけ地近接等危険住宅移転事業</p> <p><small>・国土交通省 HP 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会 第2回 (2020年4月17日) 資料2：第1回検討会の補足説明資料等 資料2-3：都市局資料 https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001341481.pdf</small></p>				



地震

基本事項	Ⅱ 地震・津波に強い都市構造の構築	
基本施策	Ⅱ—5	地域の孤立対策
導入メニュー	Ⅱ—5—① ～④	ヘリポートの整備 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫） 確実な情報収集・提供手段の整備 避難経路・緊急輸送道路の確保



岐阜県孤立集落対策指針

主体：岐阜県

様式第2号

孤立地域状況連絡票

※把握できた項目のみ記入

市町村名			
地域名			
地域の連絡責任者	役職・氏名		
	連絡先		
地域内の旅館、別荘、キャンプ場等	施設名称		
	管理者		
	連絡先		
報告日時			
地域と市町村の連絡手段			
孤立状態発生原因			
孤立状態発生日時 (発生日時が不明な場合は状況把握日時)			
住民の安否（死亡者の有無等）			
負傷者数	人	負傷者等状況	
急病者数	人	急病者等状況	
要救助者数			人
住居等の被害状況（物的被害）			
住民の避難状況			
避難行動要支援者の状況			
ライフラインの状況	電気		
	ガス		
	水道（水道水又は井戸水） (※上記該当に○の上、右欄に状況を記入)		
	固定電話		
	携帯電話		
自家発電機等非常用電源の有無（該当に○）		有	無
水、食料、生活物資等の状況	水		
	食料		
	生活物資		
	その他		
緊急必要物資の要請の有無（該当に○）		有	無
外部への交通手段 (徒歩等による通行の可否等)			
二次被害のおそれ			
その他必要な事項			

諸元

人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,620 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：岐阜県「岐阜県孤立地域対策指針」令和6年3月 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/392939.pdf>)



取組概要

- ・岐阜県では豪雨に伴う土砂災害、南海トラフ巨大地震や活断層を震源とする内陸型地震など、孤立集落の発生原因となる自然災害の発生が予想されています。
- ・このことを踏まえ、岐阜県は災害による孤立集落発生に備えた事前対策と孤立集落発生時の応急対策を計画的かつ迅速に実施するための指針「岐阜県孤立集落対策指針」を、令和3年3月に策定しました（令和4年2月改定）。

取組のポイント

【県、市町村、集落が行う対策を掲載】

- ・県、市町村、集落（自治会等）が行う事前対策と応急対策を掲載しています。

表 市町村、集落が実施する事前対策

	市町村	集落（自治会等）
（1）孤立集落発生時の連絡体制等の確認	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡先リストの作成 ②伝達項目の整理（様式第2号 孤立集落状況連絡票） ③多様な通信手段の確認・整備 	<ul style="list-style-type: none"> ①連絡先リストの作成 ②伝達項目の整理（様式第2号（孤立集落状況連絡票）の項目。市町村と共有しておくこと） ③市町村との連絡窓口となる地域代表者の決定 ④安否情報の収集方法の決定 ⑤多様な通信手段の確認 ⑥通信機器の点検
（2）救助救急体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> ①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握 ②住民自らが行える応急措置を確認 ③ヘリコプターの着陸可能場所の調査・整備 ④医薬品の備蓄・供給体制の整備 ⑤避難行動要支援者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ①地域内の医師、看護師等の有資格者を把握 ②住民自らが行える応急措置を確認 ③医薬品の備蓄・供給体制の整備 ④避難行動要支援者の把握
（3）孤立状態発生に備えた集落づくり	<ul style="list-style-type: none"> ①飲料水、食料、生活用品等の備蓄 ②救助資機材の備蓄 ③避難施設の指定 ④自家発電機等非常用電源の整備 ⑤アクセス道路、迂回路の状況 ⑥携帯電話不感地帯の確認 ⑦集落内の危険箇所の確認 ⑧孤立を想定した訓練の実施 ⑨道路啓開等における地元建設業者等との連携 ⑩消防団や自主防災組織との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ①飲料水、食料、生活用品等の備蓄 ②孤立を想定した訓練の実施 ③消防団や自主防災組織との連携

（出典：岐阜県 HP「岐阜県孤立地域対策指針」令和6年3月 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21594.html>）

活用事業

—

・岐阜県 HP「岐阜県孤立地域対策指針」令和6年3月 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/21594.html>



Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる

令和4年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅲ-1 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	地域から提案されたみんなにやさしい避難所づくり【三重県四日市市】	地震・津波	実践編 1-52
		大学を中心とした自主防災組織の養成【各大学】	地震・津波	実践編 1-53
	② 消防団の充実・強化	女性消防団員の活躍【三重県尾鷲市、三重県津市、静岡県裾野市】	地震・津波	実践編 1-54
	③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	防災意識を啓発する素材の提供【三重県】	地震	実践編 1-56
	④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	地震・津波防災教育について【三重県尾鷲市】	地震・津波	実践編 1-57
		尾鷲市津波防災教育のための手引き【三重県尾鷲市】	津波	実践編 1-58
		高校生の防災教育【三重県南伊勢町】	地震・津波	実践編 1-60
		子どもたちを対象とした防災イベントの実施【岐阜県美濃加茂市】	地震	実践編 1-61
Ⅲ-2 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の活動【国土交通省】	地震・津波	実践編 1-62
		洪水・津波発生時の高速道路の緊急避難場所活用【三重県桑名市】	津波	実践編 1-63
	② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流)	18府県の18市1町によるネットワーク型災害協定【大阪府泉大津市】	地震・津波	実践編 1-64
	③ 企業との連携強化(防災協定)	ドローンによる情報収集活動に関する協定の締結【愛知県田原市】	地震・津波	実践編 1-65
	④ NPOとの連携	—	—	—



基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
Ⅲ-3 地方公共団体の 防災力向上	① 貴重なデータの保護	地籍調査事業計画の策定 【三重県津市】	地震・ 津波	実践編 1-66
	② 事業継続計画(BCP)の 策定促進	—	—	—
	③ 職員の意識づくり	震災復興都市計画策定時 の地方公共団体職員ワー クショップの開催 【愛知県】	地震	実践編 1-67
Ⅲ-4 有事を見据えた 体制づくり	① 自主防災組織による 避難防災訓練の実施	防災指導員の配置と避難 訓練の実施 【静岡県沼津市】	地震・ 津波	実践編 1-68
		1800人の生徒を「避難 者」から「救助者」に～ 地域の方と住み分ける、 行内避難所運営に向けて ～【大島地区連合 町内会・川崎市立川崎高 校（神奈川県川崎市）】	地震・ 津波	実践編 1-69
		自衛隊と自主防災隊の共 同訓練 【三重県南伊勢町、大分 県佐伯市】	地震・ 津波	実践編 1-70
	② 広域巨大災害に備え た仮設期の住まいづくり	災害時における民間賃貸 住宅の提供に関する協定 【岐阜県、静岡県、愛知 県、三重県、名古屋市】	地震・ 津波	実践編 1-71
	③ 支援物資等の受け入 れ態勢の検討	ラストマイルにおける支 援物資輸送 【国土交通省】	地震	実践編 1-72
	④ 災害廃棄物・海岸漂 着物処理体制の検討	—	—	—



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 防災と防災を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>5 ジェンダー平等を 共有しよう</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリシップで 自然を愛護しよう</p> </div> </div>
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ—1—①	自主防災組織の結成と活動の充実	

地域から提案されたみんなにやさしい避難所づくり	主体：三重県四日市市
--------------------------------	-------------------

<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #f8bbd0; padding: 5px;">大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き ～男女共同参画の視点を取り入れて～</p> <p style="font-size: small;">この避難所運営の手引きは、東日本大震災などの大規模災害の経験や課題を踏まえ作成したものです。介護や子育て、障害者支援など地域の安全・安心を守るためには女性の声も欠かせません。そのため、平常時より男女共同参画の視点からの災害対応について理解しておくことが重要です。このマニュアルを「視察・取組対話」など、女性や要配慮者にもやさしい避難所運営の手引きを作成しました。女性リーダーと防災担当者が一輪に話し合い、各地区で作成している防災マニュアルなどに盛り込むための参考としていただければ幸いです。</p> <p style="font-size: x-small;">●作成：四日市市危機管理室 ●掲載：四日市市自治会連合会、四日市市地区防災組織連絡協議会 ●監修：男女共同参画の視点から避難所運営マニュアルを見直すためのワーキンググループ</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #ffe0b2; padding: 5px;">5. 配慮が必要な人々のニーズを抽く</p> <p style="font-size: x-small;">避難所では、寄りかたや不潔している物置に隣接する要配慮をなげかけ口できません。特に、女性や高齢者は、暑かいても我慢しがたで、ニーズを知ることが困難で災害に巻き込まれるにつれて、安全・安心な避難所であるためには、みんなを話し、意見の言いやすい環境をつくりましょう。</p> <p style="font-size: x-small;">こんなことに気をつけて</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>女性</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー（トイレ、洗濯用品） ・下着を干す場所、洗濯物の不安 ・電話の通話、充電、充電 <p>■配慮すべき配慮・配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母乳の搾り出し、授乳 ・女性の衛生用品 ・妊婦の健康 </div> <div style="width: 45%;"> <p>乳幼児・妊産婦</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虫かき、虫除け（ワットティッシュ等） ・授乳の場所（授乳、哺乳室、授乳室） ・おむつ、おむつ交換場所 ・授乳機は必要 <p>■配慮すべき配慮・配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母乳の搾り出し、授乳の不安 ・おむつ、おむつ交換（多めに） ・授乳室、授乳室 ・授乳機、おむつ交換機、授乳機 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <p>保育園児・幼稚園児・小学生</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃ、遊び具 ・集団生活に対する不安、落ち着かぬ、泣いてしまう <p>■配慮すべき配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全な遊び場、遊び具の確保 ・心療の専門支援 ・絵やイラストによる支援 </div> <div style="width: 45%;"> <p>中学生・高校生</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシー（トイレ） ・集団生活に対する不安、落ち着かぬ、泣いてしまう ・授乳の不安 <p>■配慮すべき配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換機、授乳機 ・おむつ交換機、授乳機 ・おむつ交換機、授乳機 </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;"> <p>高齢者、介護や看護を必要とする方</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事、服薬、お風呂などの日常生活全般 ・認知症や痴呆、手すりがない ・足で寝るや寝具の不安 ・車、歩行の不安 <p>■配慮すべき配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ、おむつ交換機、スプーン、ストローなどの備品 ・おむつ交換機、スプーン、ストロー ・おむつ交換機、スプーン、ストロー </div> <div style="width: 45%;"> <p>認知症の方</p> <p>■困っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症や痴呆、お風呂できない、不安、要配慮が必要な ・おむつ交換機、授乳機、授乳機 ・おむつ交換機、授乳機、授乳機 <p>■配慮すべき配慮・配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おむつ交換機、授乳機、授乳機 ・おむつ交換機、授乳機、授乳機 </div> </div> </div>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #e8f5e9;">諸元</th> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">人口</td> <td>305,424人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>133,331世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>206.52km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="font-size: x-small;">※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</td> </tr> </table>	諸元		人口	305,424人	世帯数	133,331世帯	行政区面積	206.52km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
諸元													
人口	305,424人												
世帯数	133,331世帯												
行政区面積	206.52km ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載													

(出典：四日市市 HP 「大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き」
https://tsunamibousai.jp/report/09/pdf/tsunami_special_event2021_16.pdf)

取組概要

- ・四日市市自治会連合会は、以前から単位自治会の好事例を共有する情報交換会や会報の発行など、自治活動の地域格差を埋める活動を続けてきたが、東日本大震災後に各地区の防災マニュアルを集めて点検したところ、とくに女性への配慮が欠けていることがわかりました。
- ・男女協働参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアル「大規模災害から命と暮らしを守るための避難所運営の手引き」を平成28年2月に作成し、避難所設営に女性の視点を活かすための訓練を実施しました。

取組のポイント

【セミナーの開催による意識啓発】平成25年から29年までの5年間、市内28地区の連合自治会が中心となって防災関係者や市と協力しながら「男女共同参画の視点を取り入れた防災まちづくり」をテーマとしたセミナーを開催し、全市的に意識啓発をおこないました。

【地域防災への女性の参画を促進】女性の意見を反映させてできた避難所案内表示板ができたことで、女性の地域防災への参画ができ、女性防災グループを結成するきっかけや後押しとなりました。

活用事業

(不明)

・総務省 HP 「第24回防災まちづくり大賞受賞事例集」
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ— 1—①	自主防災組織の結成と活動の充実	

大学を中心とした自主防災組織の養成		実施主体：各大学	
 防災講演会の様子 (出典：名古屋大学減災連携研究センターHP「防災アカデミー」 http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/?p=75)	諸 元		
	人口	—	
	世帯数	—	
	行政区面積	—	
	都市計画	—	
 地域防災活動支援のワークショップの様子 (出典：清流の国ぎふ防災・減災センターHP「センターの概要」 https://gfbosai.sakura.ne.jp/web/about/)			

取組概要

・中部圏では自主防災組織の育成を支援する、大学が中心となった組織があります。
 表 県別の自主防災組織の育成を担う大学関係組織の例

県名	自主防災組織の育成を担う大学組織	設立団体
岐阜県	清流の国ぎふ 防災・減災センター	岐阜県、岐阜大学
静岡県	しずおか防災コンソーシアム	静岡大、浜松医大、静岡県立大、静岡文芸大、東海大、常葉大)、県教育委員会、静岡地方気象台及び報道機関各社
愛知県	あいち・なごや強靱化共創センター 名古屋大学減災連携研究センター	愛知県、名古屋市、名古屋大学 名古屋大学
三重県	みえ防災・減災センター	三重県、三重大学

取組のポイント

【学識経験者による講座】 防災・減災に関する各種講座やシンポジウム、共助の取組を推進する防災人材を育成する講座等、多様なプログラムがあり、いずれも学識者等専門家の講義を受けることができます。

【参加者相互の交流促進】 防災・減災に取り組んでいる参加者相互の交流の機会も設けています。

活用事業

—

- ・清流の国ぎふ防災・減災センターHP <https://gfbosai.jp/>
- ・静岡大学防災総合センターHP <https://www.cnh.shizuoka.ac.jp/>
- ・あいち・なごや強靱化共創センターHP <http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/kyoso/>
- ・名古屋大学減災連携研究センターHP <http://www.gensai.nagoya-u.ac.jp/>
- ・三重県・三重大学 みえ防災・減災センターHP <https://www.midimic.jp/>



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ—1 人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ—1—② 消防団の充実・強化		
女性消防団員の活躍		主体：三重県尾鷲市 三重県津市 静岡県裾野市	
<p style="text-align: center;">尾鷲市の女性消防団員の活動</p> <p>(左出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf)</p>		諸元	
		三重県尾鷲市	
		人口	16,252人
		世帯数	8,153世帯
		行政区面積	192.71km ²
		都市計画	—
		三重県津市	
		人口	274,537人
		世帯数	117,663世帯
		行政区面積	711.19km ²
		都市計画	—
		静岡県裾野市	
		人口	50,911人
		世帯数	20,717世帯
		行政区面積	138.12km ²
		都市計画	—
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
<p>11 三重県 津市津消防団 (デージー分団) ※「デージー」＝「ひなぎく(火難防く)」</p> <p>デージー分団は、平成18年1月に女性のみで組織する消防分団として発足し、現在11名の女性消防団員が、広報活動、一般家庭への防火訪問、一人暮らしの高齢者宅への防火訪問、応急手当指導など幅広く活躍している。</p> <p style="text-align: center;">津市の女性消防団の活動</p> <p>(出典：総務省消防庁HP「女性消防団員の活躍」 https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/women/success/13.jpg)</p>			
<p>8 静岡県 裾野市消防団</p> <p>「女性消防」は平成8年4月に発足し、現在21名。春と秋の火災予防週間に合わせて、2人1組となり、民生委員とともに高齢者宅へ訪問して防火を呼びかけており、期間内の訪問件数は約150件に及ぶ。</p> <p>近年は消防職員と一緒に花火教室に行き、花火を通じて防火の教えを子どもたちに広めている。</p> <p style="text-align: center;">裾野市の女性消防団の活動</p> <p>(出典：総務省消防庁HP「女性消防団員の活躍」 https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/item/activity/women/success/10.jpg)</p>			



取組概要
<ul style="list-style-type: none">・ 消防団員数が減少する一方で、女性消防団員数は年々増加しています。・ 女性の持つソフトな面をいかして、住宅用火災警報器の普及促進、一人暮らしの高齢者宅の防火訪問、住民に対する防災教育及び応急手当の普及指導等においては、特に女性消防団員の活躍が期待されています。
取組のポイント
<p>【啓発活動や災害時の後方支援を実施】 尾鷲市の女性消防団員は、消火活動に加え、啓発活動（防火・防災・普通救命等）や災害時の後方支援活動など幅広く活動を行っています。</p> <p>【女性だけの消防団】 津市では、女性のみで組織する消防団が結成されています。</p> <p>【民生委員とともに高齢者を訪問】 裾野市では、春と秋の火災予防週間に合わせて、女性消防団員が民生委員と一緒に高齢者宅を訪問して防火を呼びかけています。</p>
活用事業
—

・ 総務省消防庁 HP「女性消防団員の活躍」 <https://www.fdma.go.jp/relocation/syobodan/activity/women/success/>



地震	
3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1 —③	自分の判断で避難できる防災教育の推進

防災意識を啓発する素材の提供

主体：三重県

1 学校で休みじかに大地震がおこったら

(1) きょうしつの中できけんなこと
きょうしつで地震がおこったら、どんなきけんなことがおこるでしょうか？
下のえとしゃしんをみてかながえてみましょう。

【地震でこわれたものはがれたかべ おちてきたけいこうとう たおれたとしょつのもだな】

② きょうしつのもので、どんなきけんなことがおこるでしょうか？
「おちてこない・たおれてこない・いどうしてこない」ばしょに。

防災ノート(ワークシート⑥) 高校生版

家から避難場所への経路を確認する

家にいるときに、災害が起こった場合の避難場所がどこなのか、あらかじめ調べておきましょう。

調べた避難場所について、家からの経路を下の例にならって書きましょう。また、危険な場所には×をして、何が危険かを書きましょう。(市町や自治会などが防災マップやMyまっぷランなどをやっている場合は、それも参考にしてください。)

例

× … 危険な場所
○ … 避難場所
→ … 避難経路A
→ … 避難経路B

※防災マップとは避難経路マップは違う場合があります。
※災害が起こったとき、皆さんが率先して避難することで他の人の避難を促すことができます。
※避難ルートは複数考えておきましょう。車の日や夜間に避難する場合はおぼえてください。
※学校が指定する地域で、バスや徒歩で避難する場合は避難ルートを書きましょう。
※「Myまっぷラン」は、河川防災教育(三重大学大学院工学研究科)が提供する住民一人ひとりが防災避難計画を作成するための手法です。

◆避難経路について、家族で話し合いを描きましょう。

(出典：三重県教育委員会 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/KY0IKU/HP/bosai/68638018172.htm>)

諸元	
人口	1,770,254人
世帯数	742,598世帯
行政区面積	5,774.49 km ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・ 三重県教育委員会では、近い将来の発生が危惧されている南海トラフ地震や台風、集中豪雨等の自然災害から、児童生徒の命を守るため、県内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等に防災ノートを配付し、学校における防災教育を推進しています。(初版：平成24年2月、第8版令和3年6月)
- ・ 「小学生(低学年)版」(小学校1年生から3年生を対象)：本冊20ページ/ワークシート3枚
- ・ 「小学生(高学年)版」(小学校4年生から6年生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚
- ・ 「中学生版」(中学生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚
- ・ 「高校生版」(高校生を対象)：本冊20ページ/ワークシート4枚

取組のポイント

- 【自ら考え行動する力を育成】 児童生徒が、地震や津波、台風等による危険や避難方法、家庭での防災対策を知り、自らの命を守るためにはどうすればよいかを考え、行動する力の育成を目指しています。
- 【家族の防災力の向上】 児童生徒と保護者がともに家庭で防災ノートに取り組むことによる、家族の防災意識の向上と、家庭の防災対策の充実を目指しています。
- 【外国語にも対応】 防災ノートは、日本語のほか、ポルトガル語、スペイン語、中国語、タガログ語、ビザイヤ語にも対応しています。

活用事業

—

・ 三重県 HP <https://www.pref.mie.lg.jp/index.shtm>



		津 波		
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 <small>すべての人に 健康と福祉を</small> </div> <div style="background-color: #d9534f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 4 <small>質の高い教育を みんなに</small> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ—1—④	防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)		
地震・津波防災教育について		主体：三重県尾鷲市		
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> </div> <p style="text-align: center;">防災マップ作りの様子</p> <p style="text-align: center;">親子防災参観会の様子</p> <p>(出典：三重県 HP「防災教育実践事例」https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_0002.htm)</p>		諸 元		
		人口	16,252 人	
		世帯数	8,153 世帯	
		行政区面積	192.71 km ²	
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし	
		※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 尾鷲小学校では、「地震や津波が発生したときに、自分の命は自分で守ることのできる子どもの育成」を目標に掲げて、各学年で活動方針に沿って計画を立て、防災教育に取り組んでいます。 ・ 特に、5年生では、総合的な学習の時間の年間指導計画の中に防災教育を位置づけています。2学期は、仲間や家族とともに学びを深め、それを生かして実際の地震発生時に冷静な判断をし、より適切な避難行動が取れるような力を身につけるために、「親子防災参観会」「タウンウォッチング・防災マップ作り」を行いました。 				
取組のポイント				
<p>【整備された避難路を活用した避難訓練の実施】 南海トラフの巨大地震による津波に備え、校舎から直接、避難場所である裏山へ避難できる避難路「いのちの架け橋」の完成に伴い、「いのちの架け橋」を利用する全校避難訓練を実施しています。</p> <p>【親子で学ぶ防災参観会】 起震車に乗り強い震度の揺れを体験、液状化現象の仕組みについて実験を行う等、親子防災参観会を開催して、親子が一緒に学習するプログラムを実施しています。</p> <p>【危険な箇所、安全な場所を歩いて確認】 地震が起こったときに危険な場所や、安全に避難できる場所などについて、実際に自分たちが住んでいる地域を歩いて確認し、防災マップを作成しています。子どもたちは、普段何気なく通っている道にも危険なものや役に立つものがたくさんあることを発見しています。</p>				
活用事業				
(不明)				

・ 三重県 HP「防災教育実践事例」 https://www.pref.mie.lg.jp/KYOIKU/HP/p0008200020_00002.htm
 ・ 尾鷲市 HP「津波防災教育のための手引き」 http://www.katada-lab.jp/owase_tool/index.html



		津 波	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #5cb85c; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 津波と向きを </div> <div style="background-color: #d9534f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 4 真の思い教育を みんなに </div> </div>	
基本施策	Ⅲ— 1 人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ— 1 —④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)		
尾鷲市津波防災教育のための手引き		主体：三重県尾鷲市	
<p>【津波避難3原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 想定を信じるな <ul style="list-style-type: none"> ・・・「相手は自然であって、どのような大きさの津波が来るのかはわからない」 だから、ハザードマップ等に記された想定津波浸水域を踏みにしないこと ● 最善を尽くせ <ul style="list-style-type: none"> ・・・「そのとき、できることは、とにかく少しでも安全な場所に避難するだけ」 だから、予め決めた避難場所に避難して、そこで安心することなく、もっと安全な場所まで避難することができるのであれば、そこまで避難すること ● 率先して避難せよ <ul style="list-style-type: none"> ・・・「いざというとき、人間は簡単には避難することができない」 だから、まず自分が率先して避難できるように、日頃から準備しておくこと 誰かが避難すれば、それが周りの人の避難を促すことにつながります 		諸 元	
		人口	16,252 人
		世帯数	8,153 世帯
		行政区面積	192.71 km ²
		都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 なし
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載			
学 習 項 目		Ⅰ 対応行動 を知る	Ⅱ 地震・津波 を知る
3.1 小学校 低学年	(1) 避難の必要性を知ろう【てんでんこ1】	○	
	(2) 津波の速さと流れの強さを知ろう		○
	(3) 防災マップづくり【1】	○	
3.2 小学校 中学年	(1) いろいろな避難場所を知ろう【てんでんこ2】	○	
	(2) 地震から身を守る方法を知ろう	○	
	(3) 防災マップづくり【2】	○	
	(4) 津波と普通の波の違いを知ろう		○
	(5) 地震・津波のおき方を知ろう		○
	(6) 過去の津波被害を知ろう		○
	(7) 津波から地域を守る対策を知ろう【1】		○
3.3 小学校 高学年	(1) 率先避難者になろう	○	
	(2) 津波てんでんこを理解しよう【てんでんこ3】	○	
	(3) 津波避難の3原則を理解しよう	○	
	(4) 防災マップづくり【3】	○	
	(5) 津波の様々な特徴を知ろう【1】		○
	(6) 津波の様々な特徴を知ろう【2】		○
	(7) 津波から地域を守る対策を知ろう【2】		○
3.4 中学校	(1) 小学校の総復習	○	○
	(2) 避難できない人間の心理を理解しよう	○	
	(3) 地震の揺れの特徴を理解しよう		○
	(4) 避難後の行動を考えよう【1】		○
	(5) 避難後の行動を考えよう【2】		○
	(6) 語り継ぐ責任	○	
取組概要			
<p>・尾鷲市では、巨大津波の襲来に備えて、児童・生徒に『自分の命は自分で守ることのできる知恵』をつけることを目的とした津波防災教育を実践しています。尾鷲市教育委員会は市内各校の教員と協力して、以下に示す『津波避難3原則』を踏まえた具体的な教育内容を検討し、『津波防災教育のための手引き』としてまとめ、この手引きを活用し、『海に面した尾鷲市で暮らしていくための姿勢』を考えるための防災教育を実施しています。</p>			



取組のポイント

【学年の授業の進行に応じた内容の精査】 各教科の教育内容から“地震・津波・防災”に関連する単元をピックアップしており、その授業の中で追加的に教えることが可能と思われる内容を取りまとめています。学年の進行に応じた教育内容を精査し、授業計画案を作成しており、児童・生徒の理解力に応じて、教育目標ごとの授業計画案を取りまとめています。

【災害文化の形成と郷土愛の育成を目指す防災教育】 尾鷲市では、小中学校での津波防災教育を継続していくことにより、『尾鷲に住むことは津波に備えるのは当たり前』という災害文化を形成するとともに、『津波はたまに来るけど、尾鷲はこれほどまでに魅力的な郷土である』という郷土愛を育んでいきたいと考えています。

活用事業

—

・尾鷲市 HP「津波防災教育のための手引き」 http://www.katada-lab.jp/owase_tool/index.html



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 避難と備蓄を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>4 質の高い教育を みんなに</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ— 1 人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ— 1 —④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)		
高校生の防災教育		主体：三重県南伊勢町	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>高校生が近隣中学校で防災学習会（HUG）を実施</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>生徒が考案した携帯用非常持ち出し用具「Myゼロパック」</p> </div> </div> <p>(出典：第24回防災まちづくり大賞受賞事例集 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf)</p>		諸 元	
		人口	10,989 人
		世帯数	4,977 世帯
		行政区面積	241.89 km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県立南伊勢高等学校南勢校舎では、志摩半島の南部、五ヶ所湾に面し、南海トラフ地震が発生した場合には津波による浸水想定が5～10mの地域に立地しています。 ・ 東日本大震災を契機として、災害時に地域の一員として主体的に行動できる人材育成の取組が始まりました。岩手県でのボランティア活動を実施する等、計画的に東北被災地研修や、「総合的な学習の時間」の中で年間約10時間の「防災特別授業」を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【高校生が講師となる防災教育の実施と防災グッズの開発】 防災士の資格を取得した生徒が講師となり、中学1・2年生を対象に「防災講話と防災クイズ」、中学3年生を対象に「避難所運営ゲーム（HUG）」を実施しています。平成26年度の「防災特別授業」を通じて、防災用品をまとめた持ち出し用具の検討を始め、平成27年度に携帯用非常持ち出し用具「Myゼロパック」を考案、平成28年度に安否確認用としての付箋の追加や非常用食料品を見直すとともに、地元の介護福祉施設と漁協と連携して、「Myゼロパック」を商品化しました。</p>			
活用事業			
—			

・ 防災まちづくり大賞（南伊勢町） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei24th.pdf



		地震
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)



子どもたちを対象とした防災イベントの実施 実施主体：岐阜県美濃加茂市

伊深地域プラットフォームの運営体制
(岐阜県美濃加茂市伊深町)

(出典：岐阜県防災キャンプ推進事業実施報告書 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/125842.pdf>)

防災士による講演

防災マップ作り

諸元	
人口	57,154 人
世帯数	23,256 世帯
行政区面積	74.81 km ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要

- ・美濃加茂市は学校や公民館等にて防災キャンプを実施して、子供たちに防災の大切さを伝えていきます。
- ・美濃加茂市をはじめ、町づくり協議会、自治会、地域住民代表、伊深小学校職員、伊深小学校PTA等が一体となった「伊深地域プラットフォーム（防災キャンプ in 伊深）」を構築して、防災キャンプを実施します。そして防災キャンプでの共通の体験を通して、地域の一員としての自覚を育てます。
- ・過去に周辺地域で発生した大規模災害の教訓を通して、「災害への備え」や「災害時に自分にできること」を学ぶ機会を設けて、子供たちが自分の命や地域を自分たちで守ろうという意識を育てます。

取組のポイント

- 【被災者・防災士による講演】** 伊深町で発生した豪雨災害（8.17豪雨）体験者や防災の専門家である防災士の講演を通して、子供たちに「災害に対する知識」や「災害への備えの必要性」を学んでもらいます。
- 【地域住民との交流】** 子供たちと地域住民が一緒となり、まち歩きや炊き出しなどのプログラムに参加することで、助け合うことの大切さや自分ができることについて理解を深めることができます。

活用事業

子供と自然をつなぐ地域プラットフォーム形成支援事業（平成29年時点）

・岐阜県防災キャンプ推進事業 実施報告書 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/125842.pdf>



地震	津波
----	----

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	
基本施策	Ⅲ-2	自治体・企業等との連携
導入メニュー	Ⅲ-2-①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化



TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動

実施主体：国土交通省



被災状況調査（道路調査班）



被災状況調査（道路調査班）



無人化施工バックホウによる道路啓開



清瀧丸による支援物資の提供

TEC-FORCE の活動（平成 28 年熊本地震）

（出典：国土交通省中部地方整備局 HP「TEC-FORCE」 https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec-force/pdf/tec-force_pamphlet.pdf）

諸 元	
人口	—
世帯数	—
行政区面積	—
都市計画	—

取組概要

- ・ 国土交通省は、大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成 20 年 4 月に TEC-FORCE（災害緊急派遣隊）を創設しました。
- ・ TEC-FORCE は、大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施します。
- ・ TEC-FORCE 隊員は全国の地方整備局を主体に任命されており災害の規模によっては全国から集結します。

取組のポイント

【被害情報を迅速に把握】 災害対策用ヘリコプターによる被害状況調査、河川や砂防、道路、港湾などの自治体が管理する施設の被害状況を短期間での調査・報告を行うとともに、被災地の映像情報を衛星通信車や小型衛星画像伝送装置（Ku-SAT）、公共ブロードバンド移動通信システム（公共 BB）、5GHz 帯無線アクセスシステム（i-RAS）により、役場等にリアルタイムで配信することができます。

【迅速な復旧に向けた支援】 津波や水害で溜まった水の排水、照明車を用いた夜間作業、資材や災害対策用機械の無償貸与、復旧に向けた技術的な支援を行います。

活用事業

—

・ 国土交通省中部地方整備局 HP「TEC-FORCE」 https://www.cbr.mlit.go.jp/saigai/tec-force/pdf/tec-force_pamphlet.pdf



		津 波	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #27ae60; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #f1c40f; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> <div style="background-color: #2980b9; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 13 気候変動に 具体的な対策を </div> </div>
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ—2—①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化	
洪水・津波発生時の高速道路の緊急避難場所活用		主体：三重県桑名市	
東名阪自動車道法面を活用した緊急避難施設位置図（12箇所）		諸 元	
<p>Copyright：三重県2014</p> <p>(出典：桑名市HP https://www.city.kuwana.lg.jp/documents/131/20160620-163431.pdf)</p>		人口	138,613 人
		世帯数	56,362 世帯
		行政区面積	136.68 km ²
		都市計画	都市計画区域
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載			
取組概要			
<p>・津波・高潮・洪水時の災害に備え、平成24年7月11日、NEXCO 中日本と「津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定」を締結し、この協定に基づき、長島地区に東名阪自動車道法面を活用した緊急避難施設（12ヶ所）を整備しました。</p>			
取組のポイント			
<p>【道路施設を避難所として活用】 高速道路ののり面を、大規模地震発生に伴う津波襲来により、浸水が予想される地域の緊急一時避難場所として開放するものです。</p> <p>【住民による避難訓練の実施】 災害時に円滑に活用できるよう、住民の方々による避難訓練が行われています。</p>			
活用事業			
—			

・桑名市 HP

<https://www.city.kuwana.lg.jp/index.cfm/23,46057,240,454,html>

・NEXCO 中日本 HP 「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等（他1路線）に関する維持、修繕その他の管理の報告書」（平成30年8月）

https://www.c-nexco.co.jp/corporate/company/disclosure/state/pdf/h29/con_info.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>  </div> </div>
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ—2—②	他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流）	
18 府県の 18 市 1 町によるネットワーク型災害協定		主体：大阪府泉大津市	
		諸 元	
		人口	74,412 人
		世帯数	32,516 世帯
		行政区面積	14.33 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域
		※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 泉大津市では、平成 25 年 6 月 3 日に中部から九州の 21 府県 21 市 1 町（泉大津市を含む）の自治体間で、災害時の応急対策や復旧措置などで広域連携を図るネットワーク型災害協定を締結しています。 			
取組のポイント			
<p>【広域的な相互支援体制の構築】 この協定では、22 自治体のいずれかで地震など大規模災害が発生した場合、被害のない自治体より救援物資の供給や応援支援に必要な職員の派遣に加え、応援内容のとりまとめなどの支援を相互に受けることができることとしています。</p> <p>協定を結んでいる自治体は以下のとおりです（平成 29 年 6 月 5 日現在時点）</p> <p>大阪府泉大津市、岐阜県可児市、山梨県甲府市、愛媛県四国中央市、岡山県玉野市、滋賀県野洲市、愛知県刈谷市、島根県益田市、宮崎県日向市、三重県亀山市、鹿児島県阿久根市、茨城県那珂市、奈良県大和郡山市、山口県柳井市、兵庫県高砂市、静岡県磐田市、福岡県行橋市、和歌山県橋本市、福岡県苅田町、高知県香南市、京都府八幡市、佐賀県神埼市</p> <p>「顔の見える」を協定のキャッチフレーズとし、定期的に首長会議や防災担当者会議を開催しています。</p>			
活用事業			
—			

・ 泉大津市 HP <https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kikikanri/kikikanri/ouennkyouteioboegaki/saigaikyoutei11.html>



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ-2	自治体・企業等との連携	
導入メニュー	Ⅲ-2-③	企業との連携強化（防災協定）	
ドローンによる情報収集活動に関する協定の締結		実施主体：愛知県田原市	
 <p style="text-align: center;">ドローンのイメージ画像</p> <p>(出典：田原市 HP「ドローンを活用した大規模災害時における状況把握」 http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1007350.html)</p>		諸 元	
		人口	59,360 人
		世帯数	21,300 世帯
		行政区面積	191.12 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・田原市では、大規模災害が発生した際の情報収集を円滑に実施するため、ドローンの活用について関係者との間で協力体制を構築しています。 ・これにより、津波や被災状況などを迅速に確認できる可能性が高くなるなど災害時における初動対応として効果を期待しています。 			
取組のポイント			
<p>【協定による体制構築】市は被災状況の確認等の情報収集活動について、民間事業者と「災害時における無人航空機による情報収集活動等に関する協定」を締結し、災害時の円滑な情報収集活動の体制を構築するとともに、平常時には訓練やドローンの防災活動等への活用を図るための研究を相互に進めています。</p> <p>【民間事業者からのドローン映像の提供】市内に立地する自動車工場では、業員の安否確認・避難経路の確認・被災状況などの把握をドローンで行い、的確な避難行動を取る体制を整備しています。市はこの工場と覚書を締結し、工場付近の被災状況等の映像を提供してもらう体制を構築しています。日頃は、情報提供訓練などを通じて協力体制を維持しています。</p>			
活用事業			
—			

- ・田原市 HP「ドローンを活用した大規模災害時における状況把握」
<http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1007350.html>
- ・田原市 HP「田原市地域防災計画附属資料【令和6年2月】」
<https://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/saigai/1000658/1000660/1000663.html>



		地震	津波								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる										
基本施策	Ⅲ—3	地方公共団体の防災力向上									
導入メニュー	Ⅲ—3—①	貴重なデータの保護									
地籍調査事業計画の策定		主体：三重県津市									
<p style="text-align: center;">重点整備区域</p>		<p style="text-align: center;">諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>274,537人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>117,663世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>711.19 km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>		人口	274,537人	世帯数	117,663世帯	行政区面積	711.19 km ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	274,537人										
世帯数	117,663世帯										
行政区面積	711.19 km ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
<p style="text-align: center;">「計画策定体制」</p> <p style="text-align: center;">計画策定体制</p> <p>(出典：津市HP「第2次津市地籍調査事業計画」令和5年3月 https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1513577711102/simple/chisekityousajigyoukeikaku.pdf)</p>											
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 津市では、南海トラフ地震に伴う津波災害に対する復旧・復興対策として地籍調査の取組みを強化するため、平成28年3月に沿岸部の地籍調査の重点的な実施方針を定めた「津市地籍調査事業計画」を策定しました。 三重県の南海トラフ巨大地震に伴う津波浸水予測図を踏まえ、沿岸部の災害復旧対策に重点をおき、最大浸水深が概ね2m以上と想定される区域のうち、主として都市的土地利用がされている沿岸部の区域約2,600haを地籍調査の「重点整備区域」として設定しています。 											
取組のポイント											
<p>【行政、住民、専門団体で構成される協議会での検討】 沿岸部の自治会連合会各支部や津地方法務局、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、一般社団法人日本国土調査測量協会のメンバーにより構成する組織「津市地籍調査推進協議会」による検討・提言を基に策定を進めました。</p> <p>【重点的に調査を行う区域を設定】 地籍調査事業は市域全域で進めていくことが理想的ですが、広大な調査面積や財政面、人員面を考慮し、大規模災害が想定される地域を、重点的に調査を行う区域として設定し、計画的に調査を進めています。</p>											
活用事業											
(不明)											

・津市HP「第2次津市地籍調査事業計画」令和5年3月
<https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1513577711102/simple/chisekityousajigyoukeikaku.pdf>



		地震						
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div>						
基本施策	Ⅲ—3 地方公共団体の防災力向上							
導入メニュー	Ⅲ—3—③ 職員の意識づくり							
震災復興都市計画策定時の地方公共団体職員ワークショップの開催		主体：愛知県						
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>検討状況</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>結果報告</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">模擬訓練の様子</p> <p style="font-size: small;">(出典：愛知県 HP「震災復興都市計画について」 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/0000070352.html)</p>		諸元						
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">人口</td> <td style="text-align: center;">7,542,415 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">世帯数</td> <td style="text-align: center;">3,238,301 世帯</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">行政区面積</td> <td style="text-align: center;">5,173.07 km²</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市計画</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	人口	7,542,415 人	世帯数	3,238,301 世帯	行政区面積	5,173.07 km ²
人口	7,542,415 人							
世帯数	3,238,301 世帯							
行政区面積	5,173.07 km ²							
都市計画	—							
取組概要								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災復興都市計画とは、都市基盤が脆弱な密集市街地が大規模に被災した場合などに、建築基準法第 89 条による建築制限等をかけながら、地域住民とともに復興計画を定め、緊急かつ円滑に市街地整備事業等の実施につなげていこうとするものです。 ・ 愛知県は、震災復興都市計画の手引き（計画編）を策定（平成 25 年 3 月）するに当たって、手続きにおける課題を把握するため、仮想の被害を基に計画を策定する模擬策定作業を行いました。 ・ 模擬策定作業では、被害特性や地区特性を変えた 5 地区における復興都市計画の策定を行い、県及び市町村職員（30 市町、計 40 名）が WS 形式で取り組みました。（平成 25 年度実施） 								
取組のポイント								
<p>【手続きの実施を図るための詳細マニュアル】 手引き（手続き編）では、県・市町村職員の詳細な行動内容の明示や、被害状況の調査要領、区域設定などにおける判断要件、様々な計画の策定指針等を示しており、的確かつ速やかな手続きの実施を図るための詳細マニュアルとなっています。</p> <p>【日頃から検討を進めておく事前復興の取組提示】 手引き（計画編）では、迅速かつ的確に復興計画を定めるための基準や考え方、被災前の日頃から地域住民の方々と地区の防災課題の改善について検討を進めておく事前復興の取組等を示しています。</p> <p>【市町村の取組促進のための資料提供】 事前復興の取組を進める上での基本的な考え方や、地域でケーススタディを行った事例とその留意点等をまとめた「事前復興の取組に関するガイドライン（案）：平成 26(2014)年 3 月」、市町村と地域住民が主体となり事前復興まちづくり模擬訓練が実施するための「事前復興まちづくり模擬訓練プログラム：平成 28(2016)年 3 月」を策定しました。</p>								
活用事業								
—								

・ 愛知県 HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/0000070352.html>



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 避難と備蓄を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み分けられる まちづくりを</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—4 有事を見据えた体制づくり		
導入メニュー	Ⅲ—4—① 自主防災組織による避難防災訓練の実施		
防災指導員の配置と避難訓練の実施		主体：静岡県沼津市	
諸元			
		人口	189,386人
		世帯数	83,438世帯
		行政区面積	186.96 km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>夜間の避難訓練の様子</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>地域防災の日の訓練の様子</p> </div> </div> <p>(左出典：国土交通省中部地方整備局「地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン」平成26年2月 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/jutaku_seibika/pdf/guideline.pdf) (右出典：沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf)</p>		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 沼津市は、連合自治会に各1名ずつ、防災知識の普及や防災訓練を指導する防災指導員を配置しています。 また、沼津市では「地域防災の日」の12月の第一日曜日に、市内全域で連合自治会や単位自治会の自主防災会が、地域の特性に応じた自主的な訓練を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【的確な避難が行える防災力】 沼津市では、自主防災組織は、①防災訓練、②災害図上訓練、③避難地の学校との連携を行い、正しい知識を身に着けることにより「正しく恐れ」、自分の身を自分で守る「的確な避難」が重要としています。</p> <p>【地域特性に応じた実践的な防災訓練】 自主防災会が中心となって、地域の特性に応じた実践的な訓練を実施するとともに、自助・共助を主とした地域の防災体制の強化を図っています。</p>			
表 令和元年の防災訓練の取組			
自主防災会		訓練概要	
第三地区我入道連合自主防災会	煙体験、搬送訓練を実施した後高台への避難行動を確認する津波避難シミュレーションを実施		
第五南地区連合自主防災会	地域住民が防災について語り合う、防災井戸端会議等を実施		
戸田地区連合自主防災会	ビーコンを使用した避難訓練を実施		
その他	各自自主防災会では、それぞれ趣向を凝らし、人間 HUG 訓練、災害時の安否確認を迅速に行なう黄色いハンカチ作戦、歩行困難者をリヤカーで搬送する訓練など自主防災会ごとに企画した訓練を実施		
(出典：沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf)			
活用事業			
—			

・沼津市HP「沼津市防災指導員設置規則 <https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8573C75D&houcd=H354902100030&no=6&totalCount=10&fromJsp=SrMj>

・沼津市HP「防災力 人の輪 知恵の輪 地域の輪（沼津市定例記者会見発表5 平成元年11月27日）」 https://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/pr/interview/pdf/201911_5.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		  
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—①	自主防災組織による避難防災訓練の実施	
1800 人の生徒を「避難者」から「救助者」に ～地域の方と住み分ける、校内避難所運営に向けて～			実施主体：大島地区連合 町内会・川崎市立川崎高 校（神奈川県川崎市）
 <p>川崎高校校舎</p>		 <p>防災宿泊研修の様子</p>	
<small>（出典：内閣府「第 23 回防災まちづくり大賞」 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf）</small>		諸 元 人口 1,538,262 人 世帯数 747,452 世帯 行政区面積 143.01 km ² 都市計画 線引き都市計 画区域 用途地域指定 あり <small>※諸元は川崎市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢 調査データを記載</small>	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 川崎市立川崎高校（神奈川県）の校舎の 3 階以上は津波による浸水を免れる設計となっており、災害時には生徒だけでなく大島地区の住民の避難所となることも想定されることから、避難所運営や連絡体制の確立等の検討が必要となりました。 このことから、大島地区連合町内会は、川崎市の地域防災拠点に位置づけられている川崎市立川崎高校と連携して、避難所開設訓練や様々な災害に対応した避難訓練を実施しています。 			
取組のポイント			
<p>【地域と学校それぞれの防災力の向上】 連合町内会と高校が行う避難訓練には年々、参加者が増加しており、避難所開設訓練に取り組む意識が向上しています。高校においても避難訓練によって生徒ひとりひとりの意識の向上や避難完了までに要する時間が短縮されています。</p> <p>【福祉の観点を取り入れた訓練の展開】 大島地区は河川に挟まれた水害リスクの高いエリアでもあり、近隣スーパーと災害協定を締結する等、以前から防災コミュニティづくりに取り組んできました。このような地域の取組に高校の福祉課の生徒が応え、帰宅困難者を想定した校内宿泊研修を実施、心肺蘇生のプログラム等には住民も参加しています。</p>			
活用事業 —			

・内閣府「第 23 回防災まちづくり大賞」 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf



		地震	津波
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—①	自主防災組織による避難防災訓練の実施	
自衛隊と自主防災隊の共同訓練		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>	
自衛隊と自主防災隊の共同訓練		主体：三重県南伊勢町 大分県佐伯市	
 		諸 元	
		三重県南伊勢町	
		人口	10,989人
		世帯数	4,977世帯
		行政区面積	241.89km ²
		都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
		大分県佐伯市	
		人口	66,851人
		世帯数	28,716世帯
		行政区面積	903.14km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・南伊勢町は、自衛隊と自主防災隊で炊き出しや搬送訓練を行いました。 ・佐伯市では平成25年度から小学校区で避難所運営訓練を行っています。各地区長が推薦したメンバーによって避難所運営チームが結成され訓練を企画、当日は避難所運営チーム、避難者（地域住民）、消防団、警察、自衛隊が訓練に参加しました。 			
取組のポイント			
<p>【住民と他機関が連携した訓練】 災害対応を実施する自衛隊と自主防災組織が連携して訓練を行うことで、災害時の対応や役割をあらかじめ確認しておくことができます。</p> <p>【要配慮者に対応した避難所運営訓練】 佐伯市では、怪我人、車椅子で避難する人、外国人、インフルエンザ罹患患者など、様々な方々が避難所に訪れる想定をして、運営チームが対応をしました。それらの避難者は徒歩や自衛隊の大型車両等で避難所に来て、避難所運営チームの指示に従い行動をしました。</p>			
活用事業			
—			

・内閣府 HP「防災訓練事例集」

<http://www.bousai.go.jp/jishin/tsunami/tsunamibousai/kunrenjireisyu/pdf/kunrenjireihonpen.pdf>



		地 震	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> 4 災の強い国を みんなに </div> </div>
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—③	支援物資等の受け入れ態勢の検討	
ラストマイルにおける支援物資輸送		主体：国土交通省	
過去の災害で示された支援物資物流の課題と、その想定される対応策について検討・検証を行った			
机上訓練		実動訓練	
<p>○正確な情報の伝達・共有の困難性 →メール及び帳票を使用するとともに、それらの情報が掲載されるweb掲示板の使用による情報共有 →単位の記載方法等、伝達に関するルールの策定</p> <p>○備蓄物資の情報（サイズ・重量・数量等）の未整理による混乱 →備蓄物資の実測等によるサイズ・重量・数量等情報をあらかじめ整理</p> <p>○庭先条件の評価、車両の選定 →物流専門家による助言、委託</p> <p style="text-align: center;">(机上訓練風景)</p> 		<p>○物資の保管スペースの不足、床荷重の不足 →屋外テントの活用、床荷重を考慮した物資保管方法の策定等</p> <p>○自治体職員のスキル不足（荷役作業・在庫管理等） →物流事業者への委託、自治体職員が操作可能な荷役効率化資機材（ハンドリフト等）の活用</p> <p style="text-align: center;">(車両からの積卸し) (荷役機器を使った積み卸し) (地域内輸送拠点への搬入)</p>  <p style="text-align: center;">(仕分け・保管) (屋外テントの活用) (避難所への搬入)</p> 	
<p>(出典：国土交通省 HP「ラストマイル支援物資輸送等に関する実動訓練について」 https://www.mlit.go.jp/common/001351215.pdf)</p>			
取組概要			
<p>・国土交通省は、被災者（避難所）までの円滑かつ確実な支援物資物流の実現に向け、平成31年3月に策定した「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を活用し、神奈川県小田原市及び、広島県竹原市において地方公共団体や物流事業者等関係者と連携した実践的な訓練を実施しました。</p>			
取組のポイント			
<p>【机上訓練】 避難所の物資ニーズ調査から物資の調達、地域内輸送拠点から避難所への輸送計画の策定までを机上訓練として実施しました。ハンドブックに示された手順や役割分担等について一定の有効性があること、地方公共団体が備蓄している物資の数量やサイズ、重量等のデータ整理の必要性等が確認されました。</p> <p>【実動訓練】 地域内輸送拠点への物資の搬入、地域内輸送拠点から避難所への輸送を実動訓練として実施しました。フォークリフトの操作ができない場合に使用が考えられるハンドリフトやリフト台車等の代替荷役機器を実際に使用した際の効果や注意すべき点、物資拠点や避難所となる施設の庭先条件の整理の必要性等が確認されました。</p>			
活用事業			
—			

・国土交通省 HP「ラストマイルを中心とした円滑な支援物資物流の実現に向けた訓練の運営・実施及び調査・分析」
<https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/lastkunren.html>



IV 事前復興

令和4年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例	災害種別	ページ
IV-1 事前復興まちづくり	①事前復興まちづくりの準備	静岡市都市復興基本計画策定行動指針【静岡県静岡市】	地震・津波	実践編 1-74
		平常時・災害時の複合的な活用が可能な公園整備【和歌山県海南市】	津波	実践編 1-75
	②事前復興計画の策定	富士市事前都市復興計画【静岡県富士市】	地震・津波	実践編 1-76
	③企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	田子の浦港周辺 地域防災力向上に向けた取組【静岡県富士市】	地震・津波	実践編 1-77



		地震	津波	
基本事項	IV 事前復興			
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり		
導入メニュー	IV—1—①	事前復興まちづくりの準備		
静岡市都市復興基本計画策定行動指針		主体：静岡県静岡市		
<p style="text-align: center;">都市復興基本方針（例）</p> <p>静岡市全体の復興の姿、復興の精神となるように、「復興に関する基本的な考え方」「復興の目標」「土地利用方針」「都市施設の整備方針」「市街地復興の基本方針」等を策定します。</p> <p>（基本的な考え方 例） 災害をバネに地域社会の活力を高める（長岡市）</p> <p>（復興の目標 例） 安心して住み、働き、学び、憩い、集えるまち（神戸市）</p> <p style="text-align: center;"> 被災を繰り返さない都市づくりを念頭にまちの基本的な方針を踏まえて策定します。</p> <p style="text-align: center;">まちの基本的な方針</p> <p>第1次静岡市総合計画：活発に交流し価値を創り合う自立都市 静岡市都市計画マスタープラン：創造と共生が調和した、自立都市「しずおか」</p> <p style="text-align: center;">都市復興基本方針策定の考え方</p> <p>（出典：静岡市 HP「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004566.html）</p>		諸 元		
		人口	693,389 人	
		世帯数	297,421 世帯	
		行政区面積	1,411.83 km ²	
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
		<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な震災により、大きな被害を受けた市街地の一刻も早い復興を実現させるためには、無秩序な建築等を防止し、道路等の公共施設を早期に復旧するとともに、土地区画整理事業等の面的な整備事業を実施するなど、防災性の高い快適で活力のあるまちづくりを緊急・強力で進めていかなければなりません。 ・静岡市では、大規模な地震により被災した市街地の再生を迅速かつ円滑に進めていくために、市民・行政それぞれの役割や行動を示した「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」を作成しました。 				
取組のポイント				
<p>【行政施策編と市民活動編】 震災後の被害概況調査から都市復興基本計画の策定に至るまでの行動手順や留意事項を取りまとめた『行政施策編』と、復興まちづくりにおける市民活動についての考え方や日常時からの取組み等を提案した『市民活動編』の2編で構成されており、行政と市民等が協働で進める考え方を示しています。</p> <p>【自助・共助・公助による「復興まちづくり」】 復興まちづくりを円滑に進めるためには、被災者自身（自助）、住民同士の協力（共助）、行政による推進と支援（公助）が、各地区においてバランス良く結びつき合意形成を図ることが必要という考え方の上に立ち、復興まちづくり協議会の設置を提案しています。</p>				
活用事業				
—				

・静岡市 HP「静岡市都市復興基本計画策定行動指針」 https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_004566.html



<p>基本事項 IV 事前復興</p>		<p style="text-align: center;">津 波</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくり</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 つくも責任 つかう責任</p> </div> </div>
<p>基本施策 IV—1</p>	<p>事前復興まちづくり</p>	
<p>導入メニュー IV—1—①</p>	<p>事前復興まちづくりの準備</p>	
<p>平常時・災害時の複合的な活用が可能な公園整備</p>		<p>実施主体：和歌山県海南市</p>
<p style="text-align: center;">災害時利用想定図（1か月以降）</p>		<p>諸 元</p>
		<p>人口 48,369人</p>
		<p>世帯数 20,088世帯</p>
		<p>行政区面積 101.06 km²</p>
		<p>都市計画 非線引き都市計画区域 用途地域指定あり</p>
		<p>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</p>
<p style="text-align: center;">海南市（仮称）中央防災公園 災害時利用想定図（1か月後）</p> <p style="text-align: center;">（出典：「（仮称）中央防災公園整備基本計画」（海南市、令和2年6月変更）https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/23/kihonkeikaku_202006henkou.pdf）</p>		
<p>取組概要</p> <p>・和歌山県海南市では、総合体育館や高速道路ICに近接する立地を活かし、南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に地域防災拠点（防災関係機関の活動拠点）や応急仮設住宅建設用地として活用可能になり、日常的には賑わいを呼び込む本市のシンボル公園として、「ここにしかない」魅力を備えた公園の整備を進めています。</p>		
<p>取組のポイント</p>		
<p>【平常時・災害時の複合的な機能導入】 平常時、大規模災害時の二面性を持つ都市公園として、平常時の防災意識啓発につながる活用方法も検討されていることから、施設の活用機会が増大し、賑わいや防災意識のさらなる向上が期待されます。</p> <p>【施設整備後を見据えた役割の整理】 基本計画段階から、大規模災害時の発災直後から復旧・復興段階に至るまでの役割を整理がなされ、今後地域防災計画への位置づけも見据えられており、整備後早い時期から防災面での円滑な活用が期待されます。</p>		
<p style="text-align: center;">海南市（仮称）中央防災公園 災害時の役割</p> <p style="text-align: center;">（出典：「（仮称）中央防災公園整備基本計画」（海南市、令和2年6月変更）https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/23/kihonkeikaku_202006henkou.pdf）</p>		
<p>活用事業</p> <p>（不明）</p>		



		地震	津波	
基本事項	IV 事前復興		 	
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり		
導入メニュー	IV—1—②	事前復興計画の策定		
富士市事前都市復興計画		主体：静岡県富士市		
復興まちづくりの目標及び基本方針		諸元		
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">市街地の復興</div> <div style="border: 1px solid #add8e6; padding: 5px; width: 90%;"> <p>目標 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成</p> <p>方針1：災害に強い市街地整備 方針2：段階的な市街地復興</p> <p>方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備 方針4：復興地区区分に応じた市街地整備</p> </div> </div>	人口	245,392人		
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">住環境の復興</div> <div style="border: 1px solid #90ee90; padding: 5px; width: 90%;"> <p>目標 地域のつながりに配慮した住まいの確保等、良好な住環境の形成</p> <p>方針1：地域コミュニティに配慮した仮設住宅・復興公営住宅の整備</p> <p>方針2：住宅再建支援の充実 方針3：ライフラインの早期確保</p> <p>方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復</p> <p>方針5：生活道路や公共交通の機能回復</p> </div> </div>	世帯数	97,333世帯	
		行政区面積	244.95km ²	
	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">産業の復興</div> <div style="border: 1px solid #add8e6; padding: 5px; width: 90%;"> <p>目標 事業者の事業継続及び産業活動の早期再開</p> <p>方針1：産業拠点機能の早期回復 方針2：工場等における事業継続の促進</p> <p>方針3：商業活動の継続性の確保 方針4：農林漁業等の早期再建</p> </div> </div>	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">復興の体制等</div> <div style="border: 1px solid #add8e6; padding: 5px; width: 90%;"> <p>目標 市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築</p> <p>方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信</p> <p>方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進</p> <p>方針3：復興の進め方及び役割の明確化 方針4：行政内及び行政間の連携強化</p> </div> </div>	<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>			
復興まちづくりの目標及び基本方針 <small>(出典：富士市HP「事前復興計画 概要版」https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo0000012vzc-att/rn2ola000000cyzp.pdf)</small>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・富士市において発生が危惧されている南海トラフ巨大地震による被害を想定し、発災後、迅速かつ着実に復興できるよう、復興の方針や進め方など、復興に向けたまちづくりに関することを平常時から市民・事業者・行政で共有するため、事前復興の考え方を基に「富士市事前都市復興計画」を策定しました。 ・計画策定に当たっては、庁内の関係部署で構成される計画策定委員会と学識者や関係団体、市民委員で構成される計画策定市民懇話会を組織し、検討を進めました。 				
取組のポイント				
<p>【事前復興計画策定前の準備】 富士市では、職員の理解を得るための「都市の復興を考える勉強会」の開催、市民の理解を得るための「富士市震災復興シンポジウム」の開催、都市計画マスタープランへの事前復興の取組野位置づけを行って、事前復興計画策定に向けて準備を進めました。</p> <p>【行政・市民・事業者の協働】 あらかじめ、行政、市民、事業者の3者が、復興に向けた考え方、復興に向けた進め方・役割を共有し、地域の特性に応じた対策を検討・訓練することで進めていくこととしています。</p>				
活用事業				
—				

・富士市HP「富士市事前復興計画」 <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/machi/c1201/fmervo0000012vzc.html>



		地震	津波
基本事項	IV 事前復興		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>4 防災の取り組みをみんなに</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 復興に向けたまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 ハードウェアだけでなくソフトも充実しよう</p> </div> </div>
基本施策	IV—1	事前復興まちづくり	
導入メニュー	IV—1—③	企業の事業継続計画(BCP)の策定促進	
田子の浦港周辺 地域防災力向上に向けた取組		主体：静岡県富士市	
諸元			
		人口	245,392人
		世帯数	97,333世帯
		行政区面積	244.95km ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
		※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px;"> <p>企業からの意見等</p> <p>【講演やワークショップを通じて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他社の防災に係る取組事例を聞くことができる良い機会だった。 ・自社での防災に向けた取組に限界がある一方で、他企業との連携により解決できる課題があると理解した。 ・今後は企業間で相互に連携する必要があると感じた。 <p>【セミナーの総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命を守るための予防対策(避難行動に係ること等)」を実施している企業は多い。 ・「初期期の命を守る対策(什器等の転倒防止対策等)」、「事業復旧のための対策(燃料の確保等)」を実施している企業が少ない。 ・各企業単位で出来る対策(棚の転倒防止策等)、企業連携が必要な対策(資源の共有等)を企業間で意見交換することが望ましい。 </div>		<p>第3回 地域防災力向上セミナー</p>	
<p>地域防災力向上セミナーの様子</p> <p>(出典：富士市 HP「田子の浦港周辺 地域防災力向上の取組 パンフレット」 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0305/rn201a000002mca1-att/rn201a000002mcdi.pdf)</p>			
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> ・田子の浦港は、静岡県東部地域の産業経済を支える物流拠点であり、周辺には多くの企業が立地しています。南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生した際、早期復旧・復興を図るためには、平常時からそれぞれの企業が自社の防災対策を進めるとともに、周辺企業とも連携・協力し、地域として防災力を高めていくことが重要です。 ・富士市では、田子の浦港周辺企業等の連携・協力を推進し地域防災力を向上することを目的に、関係者協力のもとアンケート調査やセミナー・ワークショップ等を開催しました。 			
取組のポイント			
<p>【事業復旧、企業相互の連携の必要性への気づきの創出】 セミナーやワークショップ、先駆企業の防災の取組の見学会を通じて、企業の防災担当者同士が意見交換を行うことで、事業復旧に向けた取組の必要性や企業間の連携の取組の必要性等の理解が促進されました。</p> <p>【田子の浦港地域防災連絡会の発足】 地域防災力向上に向け、アンケート調査やセミナーを開催する中で、平時より企業同士が交流できる場を求める声を多くいただきました。このため、港周辺に所在する企業や関係者が「顔の見える関係」となり、防災に係る情報共有・意見交換や、合同訓練等の企画に取り組める枠組みとして令和2年3月に「田子の浦港地域防災連絡会」が設立されました。企業相互の自助・共助と連携の取組を推進していきます。</p>			
活用事業			
—			

・富士市 HP「田子の浦港周辺における地域防災力向上への取組について」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/sangyo/c0305/rn201a000002mca1.html>

【実践編2 洪水氾濫】



実践編の目的と利用方法

- ◆実践編の目的
災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載
- ◆実践編の利用方法
災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針の具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときを活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。

来年の防災訓練は
●●市の方法を取り入れて・・・



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>

「災害に強い施策体系(例)」(※1.4 ページ参照)の基本施策・導入メニューを掲載

各取組の対象災害、対策の目的を掲載

参考情報として取組に対応するSDGsのアイコンを掲載

実施主体の諸元を掲載

リスク回避	洪水氾濫																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>基本事項</td> <td>Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築</td> </tr> <tr> <td>基本施策</td> <td>Ⅱ-1 洪水対策を必要とする施設対策</td> </tr> <tr> <td>導入メニュー</td> <td>Ⅱ-1-⑦ 洪水浸水対策</td> </tr> </table>	基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築	基本施策	Ⅱ-1 洪水対策を必要とする施設対策	導入メニュー	Ⅱ-1-⑦ 洪水浸水対策	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施主体</td> <td>新潟県新潟市</td> </tr> <tr> <td>諸元</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>789,275人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>331,272世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>726.27K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table>	実施主体	新潟県新潟市	諸元		人口	789,275人	世帯数	331,272世帯	行政区面積	726.27K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築																		
基本施策	Ⅱ-1 洪水対策を必要とする施設対策																		
導入メニュー	Ⅱ-1-⑦ 洪水浸水対策																		
実施主体	新潟県新潟市																		
諸元																			
人口	789,275人																		
世帯数	331,272世帯																		
行政区面積	726.27K㎡																		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																		
<p>田んぼダム利用促進事業</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>断面図</p> <p>田んぼダムを実施していない水田 田んぼダムを実施している水田</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>田んぼダムは、田んぼの排水口に小さな穴をあけた板などの調整装置を設置することで効果を発揮します。</p> </div> </div>																			
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 新潟市では、田んぼに降った雨水をゆっくり流すことで、排水路の急激な水位上昇を防ぎ周辺の農作物や農地、下流の市街地の浸水被害を軽減する田んぼダムの取り組みを進めています。 田んぼダムは、田んぼの排水口に小さな穴をあけた板などの調整装置を設置することで効果を発揮します。 																			
<p>取組のポイント</p> <p>【モデル地区の選定】水田全域で田んぼダムに取り組み、その効果を検証・周知することでさらなる普及・推進を目指し、近年の集中豪雨による農作物の被害や、排水路下流の住宅地の浸水被害が起きている江南区天野の水田をモデル地区に設定しました。</p> <p>【大学との連携】モデル地区では、新潟大学と連携しながら、詳細な軽減効果を検証するほか、農家の負担軽減などを考慮したより効果的な方法を検討し、平成26年度から整備を行い、平成27年度に整備が完了しました。</p>																			
<p>活用事業</p> <p>新潟市単独事業</p> <p>新潟市「田んぼダム利用促進事業」 https://city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/nogyononon/tandam.html</p>																			

取組概要を掲載

取組事例のタイトル、実施主体を掲載

視覚で理解できる情報を掲載

取組のポイントを掲載

活用した補助事業や制度を掲載

図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実践編 掲載事例	
災害に強いまちづくり(ハードとソフトのベストミックス)	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成 ② 避難計画等の作成	短期 リスク回避 ● 短期 リスク低減 ●
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備 ② 避難困難地域の解消(広域避難を含む) ③ 避難経路の確保	短期 リスク回避 ● 短期 リスク回避 ● 短期 リスク回避 ●
		(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備 ② 情報伝達方法の整備(二重・多様化) ③ 災害時要支援者等の支援	短期 リスク低減 ● 短期 リスク低減 ● 短期 リスク低減 ●
		(I-4)洪水避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期 リスク低減 ●
	II 洪水に強い都市構造の構築	(II-1)洪水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	中長期 リスク回避 ●
			② ライフラインの耐水化の推進	中長期 リスク回避 ●
			③ 地域防災拠点等の整備	中長期 リスク回避 ●
			④ 重要公共施設の再配置	中長期 リスク回避 ●
			⑤ 災害弱者施設(保育園、高齢者施設等)の再配置	中長期 リスク回避 ●
			⑥ 宅地地盤の嵩上げ	中長期 リスク回避 ●
	⑦ 洪水浸水対策		中長期 リスク回避1 ●	
	⑧ 堤防等の補強・機能強化		中長期 リスク回避 ●	
	(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	短期 リスク低減 ●	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	短期 リスク回避 ●	
	(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備 ② 食料、生活必要物資の備蓄(備蓄倉庫の整備) ③ 確実な情報収集・提供手段の整備 ④ 緊急輸送道路の確保	短期 リスク回避 ●	
			短期 リスク低減 ●	
短期 リスク低減 ●				
短期 中長期 リスク回避 ●				
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期 リスク低減 ●	
		② 水防団の充実・強化	短期 リスク低減 ●	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期 リスク低減 ●	
		④ 防災教育の推進(住民・子供たちの意識づくり)	短期 リスク低減 ●	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化 ② 他の地方公共団体との連携強化(防災協定・日常の地域間交流) ③ 企業との連携強化(防災協定) ④ NPOとの連携	短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
	(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護 ② 事業継続計画(BCP)の策定促進 ③ 職員の意識づくり	短期 リスク回避 ●	
			短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
	(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施 ② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり ③ 支援物資等の受け入れ態勢の検討 ④ 災害廃棄物処理体制の検討	短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
			短期 リスク低減 ●	
	IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期 リスク回避 ●
② 事前復興計画の策定			短期 リスク回避 ●	
③ 企業の事業継続計画(BCP)の策定促進			短期 リスク回避 ●	

● : 掲載事例

図 洪水に強いまちづくり施策体系(例)導入メニュー



I 安全で確実な避難の確保

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-1 ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	マイ・タイムラインの啓発と風水害ハザードマップの作成 【和歌山県海南市】	洪水氾濫	実践編 2-4
		ため池ハザードマップの作成 【福井県小浜市】	洪水氾濫	実践編 2-5
		多言語版洪水ハザードマップの作成【愛知県西尾市】	洪水氾濫	実践編 2-6
	② 避難計画等の作成	避難確保計画作成研修会の実施 【兵庫県姫路市】	洪水氾濫	実践編 2-7
I-2 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	災害時における避難場所相互利用に関する協定 【埼玉県越谷市・春日部市】	洪水氾濫	実践編 2-8
		浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定 【滋賀県草津市】	洪水氾濫	実践編 2-9
	② 避難困難地域の解消	浸水時における広域避難に関する協定【三重県桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町】	洪水氾濫	実践編 2-10
		西濃地域における越境避難に関する協定【岐阜県大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大野町】	洪水氾濫	実践編 2-11
	③ 避難経路の確保	—	—	—
I-3 確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	—	—	—
	② 情報伝達方法の整備 (二重化・多様化)	防災伝達手段多重化推進事業 【北海道豊富町】	洪水氾濫	実践編 2-12
		防災アプリの運用 【岐阜県多治見市】	洪水氾濫	実践編 2-13
	③ 災害時要支援者等の支援	避難行動要支援者制度 【三重県志摩市】	洪水氾濫	実践編 2-14
		避難行動要支援者のための防災マニュアルの作成【静岡県藤枝市】	洪水氾濫	実践編 2-15
個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進【静岡県モデル事業】【静岡県富士市】		洪水氾濫	実践編 2-16	
実効性のある個別避難計画の作成 【愛知県犬山市】	洪水氾濫	実践編 2-17		
I-4 洪水避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	—	—	—



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	

マイ・タイムラインの啓発と風水害ハザードマップの作成 実施主体：和歌山県海南市

<p>研修会の様</p>			
<p>水害・土砂災害ハザードマップ (地区別)【CUD 認証】</p>		<p>マイ・タイムライン（学習面）</p>	
<p>(出典：令和3年度第1回自主防災組織研修会を開催しました https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/kunren/reiwa3/1529368496192.html)</p> <p>(出典：海南市水害・土砂災害ハザードマップ https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/saigaijoho/hazardmap/1492681620250.html)</p>			

諸元	
人口	48,369人
世帯数	20,088世帯
行政区面積	101.06K㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・和歌山県海南市では、自治会および自主防災組織の代表者や市内在住の防災士の方等を対象に年に2回、防災研修会を実施していますが、令和3年9月に開催の自主防災組織防災研修会では、風水害時のマイ・タイムラインを実際に作成しました。
- ・水害、土砂災害から迅速かつ安全に避難し、自らの身を守ることを目的に、1000年以上に1度程度の大雨によって発生する水害や土砂災害の危険地域を反映した、水害・土砂災害ハザードマップを令和4年3月に作成し、全戸に配布しました。

取組のポイント

【マイ・タイムラインの掲載】 このハザードマップでは、気象情報や水害、土砂災害についての情報を掲載するとともに、避難の方法やタイミング等を家族と考え、書き込むことができるマイ・タイムラインも掲載しています。

【多様な色覚への配慮】 多様な色覚の方に対応したカラーユニバーサルデザイン認証（CUD 認証）を受けた水害・土砂災害ハザードマップ（地図面のみ）を掲載しています。

活用事業

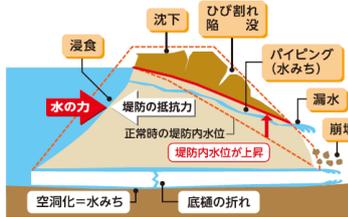
- ・海南市 HP「令和3年度第1回自主防災組織研修会を開催しました」
<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/kikikanrishitsutorikumi/kunren/reiwa3/1529368496192.html>
- ・海南市 HP「海南市水害・土砂災害ハザードマップ」
<https://www.city.kainan.lg.jp/kakubusho/soumubu/kikikanrika/saigaijoho/hazardmap/1492681620250.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-1-①	ハザードマップの作成	

ため池ハザードマップの作成

実施主体： 福井県小浜市



大雨時

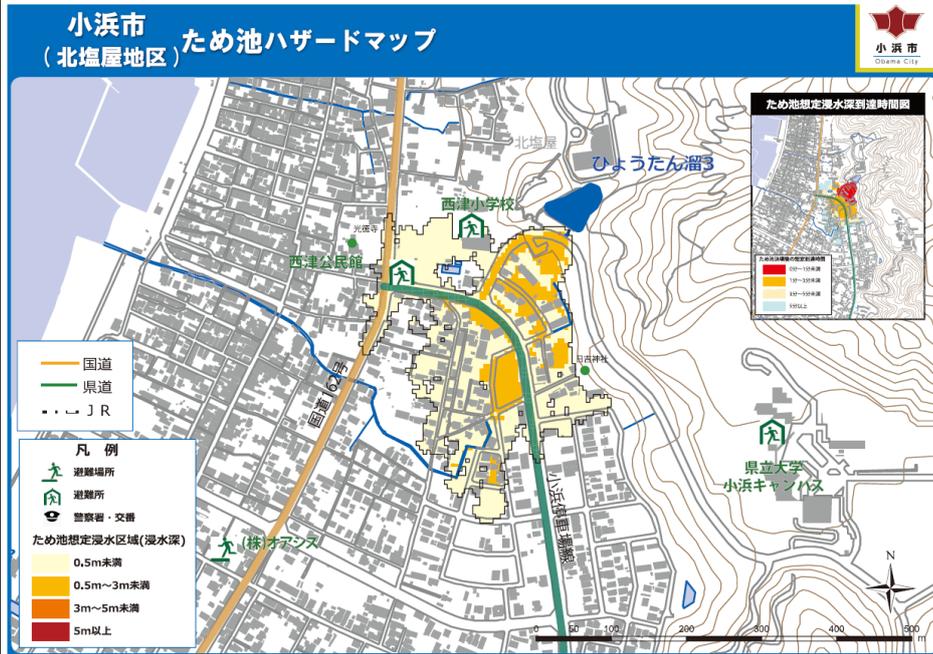
- 急激な水位上昇により、流水が堤防を越えようとする場合
- 漏水が急激に増えた場合や漏水に濁りが生じた場合
- 堤防が陥没し、漏水が生じた場合

地震時（震度4以上）

- 堤防の陥没やひび割れが発生し、急激な漏水量の増加や漏水に濁りが生じた場合

諸元

人口	28,991 人
世帯数	12,082 世帯
行政区面積	233.11K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり



※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：ため池ハザードマップ https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/bosai-anzen/bosaitaisaku/1963_d/fil/z370.pdf)

取組概要

・市内に存在する24箇所のため池の内、災害により人家等に被害が及ぶことが予想されるため池14箇所について、「ため池ハザードマップ」を作成し、対象地域の全戸に配布しました。

取組のポイント

【最大の被害範囲の見える化】ハザードマップは、地震や大雨によってため池が決壊した場合、最大でどの程度の被害範囲となるかを知るために最悪の状況を想定した被害予測を行い、想定される最大の浸水範囲と深さを地図に示しています。

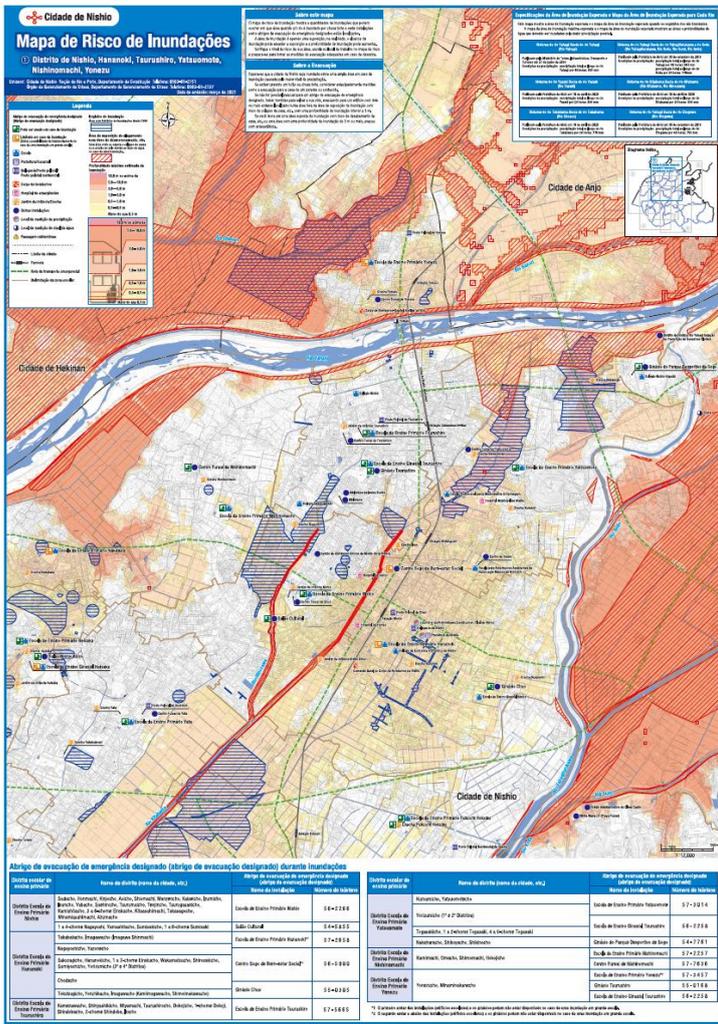
活用事業

・小浜市 HP「ため池ハザードマップ」https://www1.city.obama.fukui.jp/kurashi/bosai-anzen/bosaitaisaku/1963_d/fil/z370.pdf



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	

多言語版洪水ハザードマップの作成 実施主体：愛知県西尾市



諸元	
人口	169,046 人
世帯数	62,024 世帯
行政区面積	161.22K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

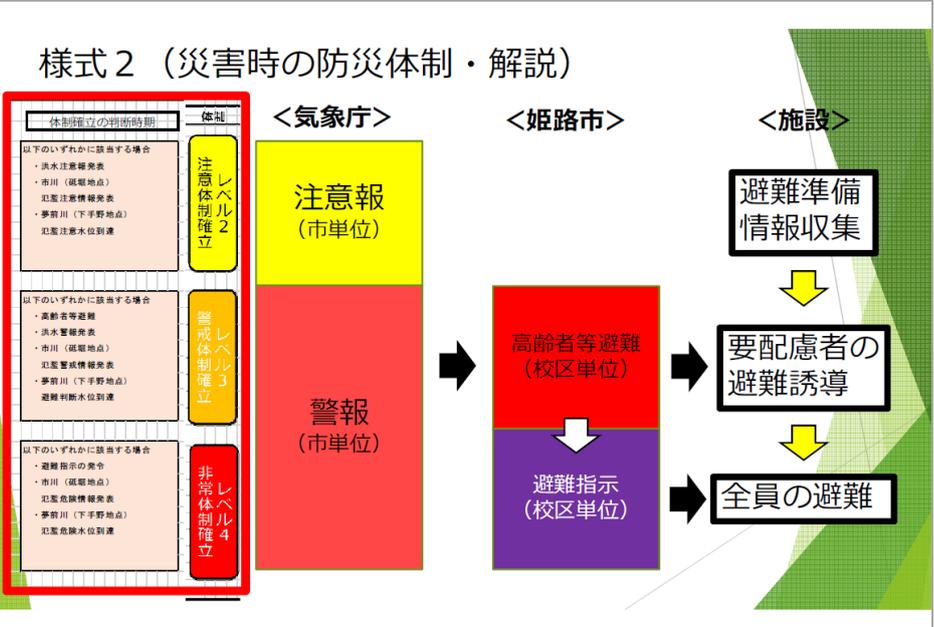
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：多言語版洪水ハザードマップ (ポルトガル語) <https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1001370/1007616.html>)

取組概要
・洪水ハザードマップを、やさしい日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語に対応して作成しています。
取組のポイント
【地区別への対応】 マップは市内を6つの地区に区分し、各地区でそれぞれの言語に対応しています。
活用事業
—

・西尾市 HP「多言語ハザードマップ」<https://www.city.nishio.aichi.jp/kurashi/bosai/1001370/1007616.html>



		リスク低減	洪水氾濫										
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 										
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備											
導入メニュー	I-1-②	避難計画等の作成											
避難確保計画作成研修会の実施			実施主体：兵庫県姫路市										
<p>様式 2 (災害時の防災体制・解説)</p> 			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>530,495人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>224,106世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>534.56K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	諸元		人口	530,495人	世帯数	224,106世帯	行政区面積	534.56K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
諸元													
人口	530,495人												
世帯数	224,106世帯												
行政区面積	534.56K m ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
<p>(出典：避難確保計画の作成方法 https://www.city.himeji.lg.jp/anzaen/cmsfiles/contents/0000004/4087/Kensyu-Hyogo_pptx.pdf)</p>													
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難確保計画作成義務がある施設で計画未作成の施設を対象に、避難確保計画作成研修会を実施しています。 研修の内容は、避難確保計画の概要、避難確保計画の作成方法について行いました。 													
<p>取組のポイント</p> <p>【新たな制度の解説】研修会では水防法・土砂災害防止法の改正を解説しています。</p> <p>【ホームページでの公開】研修内容や資料は、ホームページに公開されており、参加できなかった施設や研修後に確認したい場合にも対応しています。</p>													
<p>活用事業</p>													

・ 姫路市 HP「避難確保計画について」 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000004087.html>



		リスク回避	洪水氾濫																
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 																
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保																	
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備																	
災害時における避難場所相互利用に関する協定			実施主体： 埼玉県越谷市・春日部市																
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害時における避難場所相互利用に関する協定</p> <p>越谷市（以下「甲」という。）と春日部市（以下「乙」という。）は、災害時における甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について次のとおり協定する。</p> <p>（趣旨） 第1条 この協定は、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定する避難場所の相互利用について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（連絡体制） 第2条 甲及び乙は、あらかじめ避難場所の相互利用に関する連絡担当課を別に定め、災害が発生し、市民が緊急に避難をする必要が生じた場合は、速やかに連絡するとともに必要な情報を交換するものとする。</p> <p>（相互利用する避難場所の範囲） 第3条 甲及び乙の市民は、災害時において緊急に避難をする必要が生じた場合、甲及び乙の指定するすべての避難場所を利用することができる。</p> <p>（被災者への救護等） 第4条 甲及び乙が管理する避難場所に避難している甲及び乙の市民に対して、すべて同等に救護活動等を行うものとする。</p> <p>（経費の負担） 第5条 前条の規定に基づき、甲及び乙が救護活動等を実施した場合、当該避難場所を管理する市は、当該市民が居住する市に対し、経費の負担を請求することができる。</p> <p>（情報、意見の交換） 第6条 甲及び乙は、この協定に基づく避難場所の相互利用が円滑に行われるよう必要な情報及び意見を交換するものとする。</p> <p>（協議） 第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し、必要な事項は、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。</p> <p>この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。</p> <p>平成18年1月27日</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>甲</p> <p>越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 越谷市 市長</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>乙</p> <p>春日部市中央六丁目2番地 春日部市 市長</p> </div> </div> </div>			諸 元 埼玉県越谷市 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>人口</td><td>341,621 人</td></tr> <tr><td>世帯数</td><td>142,774 世帯</td></tr> <tr><td>行政区面積</td><td>60.24K m²</td></tr> <tr><td>都市計画</td><td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td></tr> </table> 埼玉県春日部市 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>人口</td><td>229,792 人</td></tr> <tr><td>世帯数</td><td>97,638 世帯</td></tr> <tr><td>行政区面積</td><td>66.00K m²</td></tr> <tr><td>都市計画</td><td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td></tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	341,621 人	世帯数	142,774 世帯	行政区面積	60.24K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	人口	229,792 人	世帯数	97,638 世帯	行政区面積	66.00K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	341,621 人																		
世帯数	142,774 世帯																		
行政区面積	60.24K m ²																		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																		
人口	229,792 人																		
世帯数	97,638 世帯																		
行政区面積	66.00K m ²																		
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																		
取組概要																			
<ul style="list-style-type: none"> 越谷市と隣接する春日部市は、災害時に両市が指定する避難場所について、両市の市民が相互に利用することができるよう協定を定めています。 																			
取組のポイント																			
【最も近い場所への避難】 最も近い避難場所に避難することができ、安全性が向上しました。																			
活用事業																			
—																			

・越谷市 HP「越谷市地域防災計画」
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/zen_anshin/bosai/manual/tiikibosaiplan/koshigayasitiikibousaieikaku.html



		リスク回避	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保		
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備		
浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定			実施主体：滋賀県草津市	
			諸元	
			人口	143,913人
			世帯数	66,944世帯
			行政区面積	67.82K㎡
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
(出典：草津市ホームページ https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.files/saihoujis_yashin.pdf https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.files/saihouji.pdf			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
・洪水の発生時に周辺住民の方や通行者の方々が逃げ遅れた場合に命を守るために一時的に退避できる避難所を確保するといった、浸水に特化した目的の協定を施設所有者と地元まちづくり協議会と草津市の三者で締結しています。				
取組のポイント				
【民間施設との連携】 「浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定」を18の民間事業者、まちづくり協議会、市との間で締結し、浸水被害のおそれなくなるまでの間、避難者を受け入れます。				
【写真、位置図、避難経路の公表】 市ホームページに緊急時避難協力施設のリスト、位置図、写真を掲載し、避難経路も把握できるようにして、市民に公表しています。				
活用事業				
—				

・草津市ホームページ
<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kurashi/kotsudorokasen/dorokasen/kasen/kasen20141031.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消	
浸水時における広域避難に関する協定			実施主体：三重県桑名市・いなべ市・木曾岬町・東員町
			諸元
<p>桑名地域2市2町による 「浸水時における広域避難に関する協定」締結式</p> <p>桑名地方災害対策部 管内回</p>			三重県桑名市
<p>桑名市長</p>			人口 138,613人
<p>いなべ市長</p>			世帯数 56,362世帯
<p>木曾岬町長</p>			行政区面積 136.68K㎡
<p>東員町長</p>			都市計画 —
<p>協定締結式</p> <p>(出典：桑名地域2市2町による「浸水時における広域避難に関する協定」締結 https://www.pref.mie.lg.jp/WCHIIK1/HP/000189302.htm)</p> <p>桑名市長・いなべ市長・桑名郡木曾岬町長・員弁郡東員町長</p>			三重県いなべ市
			人口 44,973人
			世帯数 18,075世帯
			行政区面積 219.83K㎡
			都市計画 —
			三重県木曾岬町
			人口 6,023人
			世帯数 2,208世帯
			行政区面積 15.74K㎡
			都市計画 —
			三重県東員町
			人口 25,784人
			世帯数 9,539世帯
			行政区面積 22.68K㎡
			都市計画 —
			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>
取組概要			
<ul style="list-style-type: none"> 桑名市、いなべ市、桑名郡木曾岬町及び員弁郡東員町の桑名地域2市2町が、桑名市及び桑名郡木曾岬町の海拔ゼロメートル地帯で高潮・洪水等により浸水が発生した場合等に、市町域を越えて住民がいなべ市及び員弁郡東員町に避難できるよう広域避難協定を締結しました。 			
取組のポイント			
<p>【広域的な避難等の協力体制の構築】 広域避難を実施することが可能となり、安全な避難空間の確保が図られました。避難市町が広域避難を実施する場合に使用する避難施設の運営は、避難市町が行うものとしていますが、避難初動期において避難市町の体制が整わない場合は、受入市町はその要請に応ずるものとしています。</p>			
活用事業			
<p>—</p>			
<p>・三重県 HP「桑名地域2市2町による「浸水時における広域避難に関する協定」締結」 http://www.pref.mie.lg.jp/WCHIIK1/HP/000189302.htm</p>			



		リスク回避	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 	
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保		
導入メニュー	I-2-②	避難困難地域の解消		
西濃地域における越境避難に関する協定			実施主体：岐阜県大垣市・海津市・養老町・神戸町・輪之内町・安八町・大野町	
<p style="text-align: center;">協定締結式</p> <p>(出典：大垣市 HP https://www.city.ogaki.lg.jp/0000025344.html)</p>			諸元	
			岐阜県大垣市	
			人口	158,286人
			世帯数	62,277世帯
			行政区面積	206.57K m ²
			都市計画	—
			岐阜県海津市	
			人口	32,735人
			世帯数	11,600世帯
			行政区面積	112.03K m ²
都市計画	—			
岐阜県養老町				
人口	26,882人			
世帯数	9,405世帯			
行政区面積	72.29K m ²			
都市計画	—			
岐阜県神戸町				
人口	18,585人			
世帯数	6,810世帯			
行政区面積	18.78K m ²			
都市計画	—			
岐阜県輪之内町				
人口	9,654人			
世帯数	3,439世帯			
行政区面積	22.33K m ²			
都市計画	—			
岐阜県安八町				
人口	14,355人			
世帯数	5,013世帯			
行政区面積	18.16K m ²			
都市計画	—			
岐阜県大野町				
人口	22,041人			
世帯数	7,547世帯			
行政区面積	34.20K m ²			
都市計画	—			
取組概要	・大垣市を含む近接市町2市5町は、西濃地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、当該市町内の避難場所に避難するより、隣接市町村に避難するほうが安全であると認められる地域（越境避難地域）の住民の一時避難について、関係市町と協定を締結しました。			
取組のポイント	<p>【広域的な支援体制の構築】大規模災害発生時に、市町に架かる橋が通行不能になった場合など、当該市町内の指定避難所等への避難が危険又は困難な場合に、隣接市町が協力して越境避難地域住民の受入や物資の補給等を行うこととしています。</p> <p>【避難先の地域住民等の理解と協力】避難先となる小学校周辺の地域において説明会を開催し、越境避難へのご理解をいただいています。また避難先の小学校へもご説明し、避難者受入へのご協力をいただいています。</p>			
活用事業	・大垣市 HP「西濃地域における越境避難に関する協定を締結しました」 https://www.city.ogaki.lg.jp/0000025344.html ・大垣市 HP「西濃地域における越境避難に関する協定書」 https://www.city.ogaki.lg.jp/cmsfiles/contents/0000025/25344/kyoteisyo.pdf			

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保										
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保									
導入メニュー	I-3-②	情報伝達方法の整備（二重化・多様化）									
防災伝達手段多重化推進事業			実施主体：北海道豊富町								
●防災行政無線 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に必要な情報を伝え、素早く適切な行動をとることができるよう、町内9か所に屋外拡声子局を、1か所に再送信子局を設置 防災行政無線では、緊急情報（地震や津波、土砂災害警戒情報、国民保護情報等）等を放送 普段は午前7時、正午、午後5時にチャイム放送 			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>3,974人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,951世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>520.69K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>都市計画区域外 用途地域指定なし</td> </tr> </table>	人口	3,974人	世帯数	1,951世帯	行政区面積	520.69K m ²	都市計画	都市計画区域外 用途地域指定なし
人口	3,974人										
世帯数	1,951世帯										
行政区面積	520.69K m ²										
都市計画	都市計画区域外 用途地域指定なし										
●戸別受信機 <ul style="list-style-type: none"> 住戸内に設置する防災行政無線戸別受信機は、台風や暴風雪など屋外スピーカーからの放送が聞きづらい状況において確実に情報を伝達するための有効手段であることから、令和2年度より計画的に設置 独居高齢者、災害発生時に高齢者等支援の中心となる方（町内会長、民生委員、社会福祉協議会など）並びに公共施設等を優先し、令和4年度までに約400台の設置を計画 			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>								
●登録制メール <ul style="list-style-type: none"> 気象警報や非常時の避難情報など、防災に関する情報をより多くの方に発信するため、令和2年度より登録制メール「豊富町防災メール」を運用 主な配信内容は以下の通りです。 <ol style="list-style-type: none"> 避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、避難所情報など） 気象関連情報（重大な気象情報、土砂災害警戒情報など） 地震関連情報（震度3以上の地震情報、津波情報など） その他（国民保護に関する情報、鳥獣出没情報など） 											
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 防災情報の確実な伝達手段確保のための取り組みとして、防災行政無線のほか、戸別受信機の配備、登録制メールの運用など、防災伝達手段の多重化を取り進めています。 											
取組のポイント											
【きめ細かな対応】 独居高齢者、災害発生時に高齢者等支援の中心となる方を中心にきめ細かな対応を行っています。											
活用事業											
—											

・豊富町 HP「防災伝達手段多重化推進事業について」
<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/soumuka/ufvu50000004nd5.html>



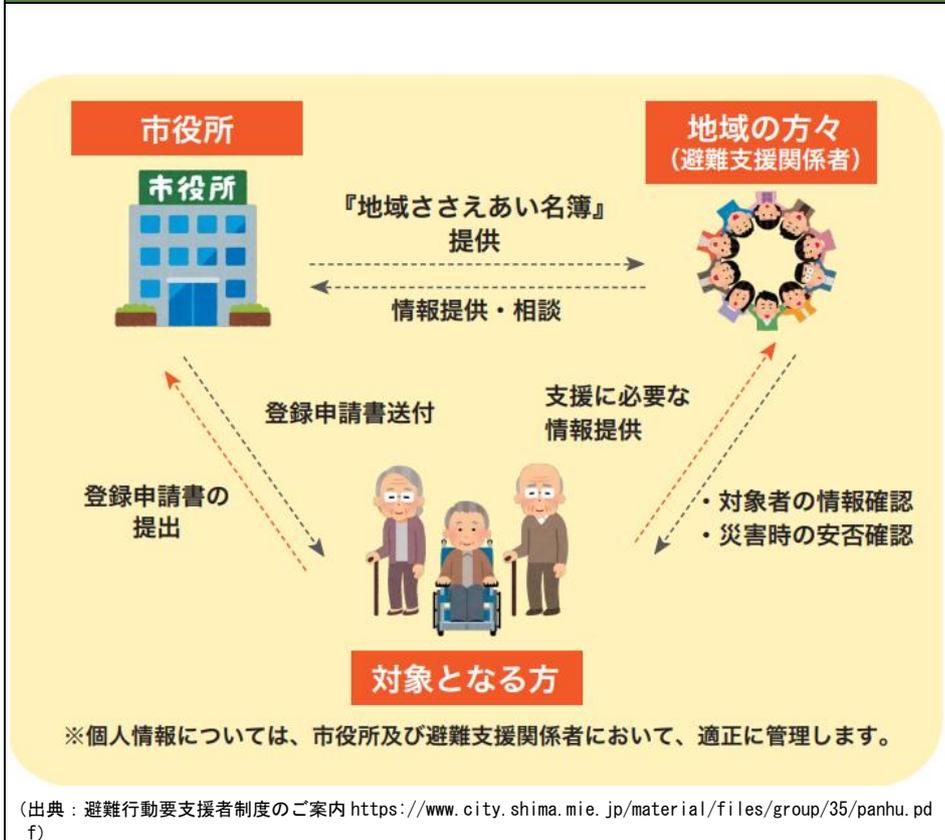
		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保			
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保		
導入メニュー	I-3-2	情報伝達方法の整備（二重化・多様化）		
防災アプリの運用			実施主体：岐阜県多治見市	
<p>スマートフォンのスクリーンショット</p>			諸元	
			人口	106,732 人
			世帯数	42,656 世帯
			行政区面積	91.25K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
<small>(出典：多治見市防災情報 https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.bousaiinfo.gifu.tajimi)</small>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の難聴対策及び災害情報伝達の多様化・多重化に資するため、スマートフォン向けの「防災アプリ」の正式運用を開始しました。防災行政無線で放送された内容が、スマートフォンでも再生できます。 				
取組のポイント				
【多言語への対応】 このアプリは、英語、中国語等の全 10 言語に対応しています。				
活用事業				
—				

・多治見市 HP「防災アプリ」https://www.city.tajimi.lg.jp/kurashi/bosai/bosai/bosai_application.html



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援	

避難行動要支援者制度 実施主体：三重県志摩市



諸元	
人口	46,057人
世帯数	19,558世帯
行政区面積	178.95K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定なし
※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の避難に支援が必要と思われる方が、日頃から地域支援活動をされている方々に情報を提供することで、安否確認などの避難支援に役立てる制度です。 ・対象は、要介護3以上の認定を受けている方、身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方、療育手帳（程度区分A1又はA2）の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方です。
取組のポイント
<p>【『地域ささえあい名簿』の作成と共有】 対象者の申請をもとに『地域ささえあい名簿』を作成し、自治会、民生委員・児童委員、消防関係、社会福祉協議会等（避難支援関係者）で共有し、災害時の安否確認などの避難支援やそのために必要な平時の情報確認などに活用しています。</p>
活用事業
—

・志摩市 HP「避難行動要支援者制度について」
<https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/kenkofukushibu/chiiki/fukushika/fukushi/chiikihukushi/1631249561290.html>



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援	

避難行動要支援者のための防災マニュアルの作成 実施主体：静岡県藤枝市

2 要配慮者・避難行動要支援者とは

「要配慮者」とは、災害時に一般の人と同じような危険回避行動や避難行動を行うことができず、避難生活、生活の再建、復旧活動において、特に配慮を要する方々です。

具体的には、高齢者、障害者、乳幼児等が考えられ、次の3つの類型にあてはまる人が考えられます。

① 危険を察知しにくい人

② 危険であることを理解・判断することが苦手な人

③ 危険に対して適切な行動がとれない人

また、要配慮者の中で、災害時、特に避難行動において他者の支援を必要とする方々のことを「避難行動要支援者」と呼びます。

ここでは、このような要配慮者・避難行動要支援者の特徴と配慮、留意点など一般的な事項を参考に示しますが、それにとらわれない柔軟な対応をこころがけ個々の支援をすることが大切です。

1 ひとり暮らし高齢者

特 徴

情報伝達の配慮事項

避難所での留意点

- 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合があります。
- 迅速かつ直接的な情報伝達が必要です。
- 高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運動できるスペースを確保しましょう。
- トイレに近い場所に避難スペースを設けましょう。
- おむつをしている方のためには、おむつ交換の場所を別に設けましょう。
- 生活機能低下を防ぎましょう。みんなで「生活不活発病」の予防を行いましょう。

諸 元	
人口	141,342 人
世帯数	53,974 世帯
行政区面積	194.06K m ²
都市計画	線引き都市計画区域
	用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：地域ので地域を守ろう！災害に強いまちをつくらう(支援者用)(抜粋)
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/material/files/group/108/siennsy.pdf>)

取組概要
・支援が必要な人自らが災害時における被害を軽減できるよう、可能な限り自力で安全確保に努めるための「避難行動要支援者本人用マニュアル」と、要支援者を地域の人たちが積極的に支援できるように「支援者用マニュアル」を作成しています。
取組のポイント
【要配慮者・避難行動要支援者に対応した配慮事項等の整理】 支援者用のマニュアルには、要配慮者・避難行動要支援者について、それぞれの特徴、情報伝達の配慮事項、避難所での留意点が整理されています。
活用事業
—

・藤枝市 HP「避難行動要支援者のための防災マニュアル」
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/soshiki/kenkofukushi/fukushiseisaku/gyomu/4/yoshiennsha/1445919249038.html>



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	I 安全で確実な避難の確保										
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保									
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援									
個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進【静岡県モデル事業】			実施主体：静岡県富士市								
<p>当初想定プロセス</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 計画作成対象者・対象地区の選定 ② 対象者・地区・福祉専門職への説明・依頼 ③ 計画作成に向けた調整会議等の実施 ④ 個別避難計画の作成 ⑤ 作成した計画に基づく避難訓練の実施 <p>自主防災活動熱心な地区は協力が得られやすい！</p> <p>関係者の理解を得るための大事なステップ！</p> <p>当事者と支援者の顔合わせの場を作るのが重要！</p> <p>(出典：内閣府ホームページ「令和3年度個別避難計画作成モデル事業 成果発表会 資料9-5」 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/r3modelseika_9-5.pdf)</p> <p>(出典：モデル地区（森島区）実践事例（静岡県社会福祉協議会のYouTubeチャンネル） https://www.youtube.com/watch?v=1vkvcaVDpbQ)</p>			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>245,392人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>97,333世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>244.95K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	人口	245,392人	世帯数	97,333世帯	行政区面積	244.95K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	245,392人										
世帯数	97,333世帯										
行政区面積	244.95K m ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成促進に関する講演会等及び個別避難計画を作成する者の優先度等についての検討会議を開催すること等を通じ、個別避難計画の作成を市内全域に展開しています。 ・ 令和3年度の個別避難計画作成モデル事例として、富士南地区の森島区において個別避難計画の作成に取組み、その時の様子をまとめた実践事例「映像」が、静岡県社会福祉協議会のYouTubeチャンネルで公開されています 											
取組のポイント <p>【令和3年度個別避難計画作成モデル事業】 令和3年度に内閣府が実施した個別避難計画作成モデル事業に、富士市の「【静岡県モデル事業】個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進事業」が採択され、取組を実施しました。</p> <p>【順次、市内全域において展開】 令和3年度は1町内会で実施（2人の個別避難計画作成）したのを皮切りに、令和4年度は1地区（11町内）で実施を予定（10人程度の個別避難計画作成）し、令和5年度以降、全26地区への展開を目指しています。</p>											
活用事業 <p>—</p>											

・ 富士市 HP「個別避難計画」
<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kenkou/c0306/rn2ola000003ww3s.html>



Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築

令和5年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅱ-1 洪水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	浸水対応型拠点建築物等の普及【東京都葛飾区】	洪水氾濫	実践編 2-19
	② ライフラインの耐水化の推進	公共下水道耐水化計画の策定【愛知県春日井市】	洪水氾濫	実践編 2-20
	③ 地域防災拠点等の整備	地域防災拠点となる公園の高台整備【東京都葛飾区】	洪水氾濫	実践編 2-21
	④ 重要公共施設の再配置	—	—	—
	⑤ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置	—	—	—
	⑥ 宅地地盤の嵩上げ	宅地地盤嵩上げ助成【京都府舞鶴市】	洪水氾濫	実践編 2-22
	⑦ 洪水浸水対策	田んぼダム利活用促進事業【新潟県新潟市】	洪水氾濫	実践編 2-23
		流域内のクリーク（農業用水路）の活用【佐賀県】	—	—
		ため池による治水プロジェクトの推進【兵庫県】	洪水氾濫	実践編 2-24
		防災調整池等の設置【奈良県】	洪水氾濫	実践編 2-25
⑧ 堤防等の補強・機能強化	浸水被害軽減地区の指定【岐阜県輪之内町】	洪水氾濫	実践編 2-27	
Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	都市計画マスタープランへの水害対策の位置づけ【愛知県愛西市】	洪水氾濫	実践編 2-28
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	災害危険区域（河川の出水）内における建築の規制【宮崎県宮崎市】	洪水氾濫	実践編 2-29
		浸水警戒区域における建築の規制【滋賀県】	洪水氾濫	実践編 2-30
Ⅱ-3 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	—	—	—
	② 食料、生活必須物資の備蓄（防災倉庫）	—	—	—
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	—	—	—
	④ 緊急輸送道路の確保	香川県道路啓開計画【香川県】	洪水氾濫	実践編 2-31
		大規模災害時における救援ルートの確保（道路啓開）【岐阜県】	洪水氾濫	実践編 2-32
	伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定【三重県伊勢市、佐川急便（株）中京支店】	洪水氾濫	実践編 2-33	



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—①	建築物の耐水化の推進	

浸水対応型拠点建築物等の普及 実施主体：東京都葛飾区

○本補助による大規模水害の備えのイメージ

対象規模：集合住宅 15戸以上、かつ3階以上（葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例第2条第2項第1号の規定に基づくもの）

停電時のエネルギー確保
太陽光発電と蓄電池を併用したシステム

避難経路となる階段や二重手すり

停電時のエネルギー確保
電気設備の浸水深以上の階への設置、移設

退避空間における高効率照明、高断熱窓

▽浸水深

浸水深以上の階における防災備蓄倉庫

浸水深以上の階における退避空間

水害への備えの整備イメージ図

（出典：葛飾区「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」
<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1032075/1029109.html>）

諸元	
人口	453,093人
世帯数	215,948世帯
行政区面積	34.80K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

- ・河川破堤を想定した洪水時には、ほぼ全域が浸水すると想定されている葛飾区では、令和元年6月に広域避難と垂直避難を組み合わせる環境が整い、水が引くまでの間、許容できる生活レベルが担保される市街地を目指す「浸水対応型市街地構想」を策定しました。
- ・区では令和5年1月から、この構想に基づき、集合住宅及び大規模小売店舗を対象に、大規模水害時の停電対策や、居住者または避難者用の避難施設の整備等に要する費用の補助を行い、建築物の耐水化を促進しています（葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金）。

取組のポイント

【防災訓練の実施等ソフト対策も補助要件として設定】 自立型事業は、集合住宅の新築・改修時に、浸水深以上の階への居住者用の防災備蓄倉庫、退避空間の設置、エレベーターの設置、水害を想定した防災訓練（年1回）の実施と区への報告を要件として、整備費の一部の補助を行うものです。誘導型事業は、集合住宅または大規模小売店舗の新設・改修時に、自立型事業の要件とともに、避難者の受入れの協定を葛飾区と締結することが要件となっています。避難者の受入人数が100人以上（既存建築物の場合20人以上）の場合は、国の補助と区の単独補助が協調して行われます。

活用事業

- ・自立型事業、誘導型事業：葛飾区単独
- ・誘導型事業：国土交通省住宅局「一時避難場所整備緊急促進事業」と葛飾区の協調補助

・葛飾区 HP 「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」
<https://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1030260/1032075/1029109.html>
 ・葛飾区 HP 「葛飾区浸水対応型拠点建築物等普及事業補助金のご案内」
https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/029/109/panfu.pdf



		リスク回避	洪水氾濫				
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 				
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策					
導入メニュー	Ⅱ—1—②	ライフラインの耐水化の推進					
公共下水道耐水化計画の策定			実施主体：愛知県春日井市				
対象施設及び対策浸水深			諸元				
施設名称	施設能力（現有）	影響人口	対象外力	対象確率	対策浸水深	人口	308,681人
勝西浄化センター	49,550m ³ /日	約10万人	八田川	30年確率	GL+1.22m	世帯数	131,000世帯
南部浄化センター	28,700m ³ /日	約10万人	庄内川	200年確率	GL+1.76m	行政区面積	92.78K m ²
南部ポンプ場	29.0m ³ /秒	約0.8万人	庄内川	200年確率	GL+1.76m	都市計画 線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
第3汚水中継ポンプ場	0.0324m ³ /秒	約0.1万人	内水	既往最大	GL+1.22m		
<small>（出典：春日井市公共下水道耐水化計画 https://www.city.kasugai.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/028/290/taisuiikakeikakusyo.pdf）</small>						<small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要							
<ul style="list-style-type: none"> 春日井市では、外水氾濫や内水氾濫の発生時においても下水道施設の処理機能を維持するため、水害による施設の対策浸水深を設定し、短期および中期対策計画を策定しました。 							
取組のポイント							
<p>【施設ごとの対象外力の設定】 対象施設の位置により、想定浸水深が異なるため、対象施設の重要度や被災時の社会的影響や将来の更新等も考慮し、施設ごとに対象外力を設定しています。</p> <p>【短期・中期の方針の設定】 短期を5年間程度、中期を5～10年程度とし、それぞれについて施設ごとに確保すべき機能と実施計画を掲載しています。</p>							
活用事業							
社会資本総合整備計画 防災・安全交付金							

・春日井市 HP「春日井市公共下水道耐水化計画」
<https://www.city.kasugai.lg.jp/kurashi/1020797/1020873/1020917/index.html>
 ・春日井市 HP「社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金 公共下水道の防災・安全対策の推進（防災・安全）（令和3年度～7年度）」令和4年11月8日
https://www.city.kasugai.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/008/991/20240822_2.pdf



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-③	地域防災拠点等の整備	

地域防災拠点となる公園の高台整備 実施主体：東京都葛飾区

新小岩公園の基本機能と整備方針

(出典：新小岩公園再整備基本計画
https://www.city.katsushika.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/026/724/08_04-3.pdf)

諸元	
人口	453,093 人
世帯数	215,948 世帯
行政区面積	34.80K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要
<ul style="list-style-type: none"> 葛飾区では、昭和60年3月に開園した新小岩公園（面積約4.75ha）の再整備に向けて、令和3年7月に「新小岩公園再整備基本計画」を作成しました。 首都圏直下型地震の切迫性や気候変動による大規模水害への備えとして、新小岩公園は都市計画マスタープランにおいて「高台化による避難場所」と位置づけられており、また西側の中川左岸展望では東京都による緩傾斜型堤防整備事業が予定されていることから、東京都の事業との調整を図りながら、令和3年7月に「基本計画」を策定し、実現を目指しています。
取組のポイント
<p>【多機能防災拠点（水害時等）】 都道と一体的な高台を整備し、水害時等は対岸ネットワークや高速道路を利用した多機能防災拠点を整備する計画です。水害時にも高台からアクセス可能な防災機能を備えます。</p>
活用事業
—

・葛飾区 HP「新小岩公園再整備基本計画作成のお知らせ」
<https://www.city.katsushika.lg.jp/planning/1003408/1031105/1026724.html>



		リスク回避	洪水氾濫										
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築												
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策											
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	宅地地盤の嵩上げ											
宅地地盤嵩上げ助成			実施主体： 京都府舞鶴市										
<h2 style="text-align: center;">宅地の嵩上げを助成します！</h2> <div style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">東西市街地（別紙対象エリア内）において、浸水被害を軽減することを目的に、住宅等の地盤の嵩上げを行う方に対して、その費用の一部を助成します。</p> <p><内 容></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【助成対象者】 対象エリア内に住宅や店舗を所有又は借用し、建物等の新築や改築等に合わせ嵩上げ工事を実施される方 ※ただし、以下の場合は対象外となります。 ・倉庫や駐車場のみの嵩上げ工事を行う方 ・販売を目的に開発や造成を行う方 ・市税を滞納している方</p> <p>【対象工事】 最寄の道路から宅地の地盤の高さが50cm以上となる嵩上げ工事で、工事の実施により浸水被害の軽減が確実に見込まれるもの。</p> <p>【対象経費】 ① 実際に嵩上げ工事に要した費用 ② 1mあたり、10cmの嵩上げにつき1,800円を掛けた額 ※対象経費の上限は300万円とします。</p> <p>【助成額】 対象経費に1/3を掛けた額 ただし、市外の業者に施工を依頼した場合は1/4を掛けた額 （助成額の上限は1/3助成で100万円、1/4助成で75万円となります。）</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事の契約書及び見積書の写し、着工前の現況写真 ・ 建築確認申請に添付する配置図、平面図及び断面図の写し ・ 土地または建物の登記事項証明書（借地または借家の場合は、所有者の承諾書） ・ 住民票または法人登記事項証明書 ・ 市税の納税証明書 </div> <p style="font-size: small;">（出典：助成パンフレット（抜粋） https://www.city.maizuru.kyoto.jp/cmsfiles/contents/0000008/8238/pumf_2022051010385309.pdf）</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>80,336 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>35,188 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>342.13K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	諸 元		人口	80,336 人	世帯数	35,188 世帯	行政区面積	342.13K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			諸 元										
人口	80,336 人												
世帯数	35,188 世帯												
行政区面積	342.13K m ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
取組概要													
<p>・ 過去に浸水被害のあった市街地、また浸水被害を受けやすい東西市街地のうち河川河口や沿岸部に隣接する地域において、被害を軽減することを目的に住宅等の地盤の嵩上げを行う方に対して、その費用の一部を助成しています。</p>													
取組のポイント													
<p>【対象地域の拡大】 西市街地において行われていた助成制度を市議会の提言を受けて東市街地にも拡大されました。</p>													
活用事業													
—													

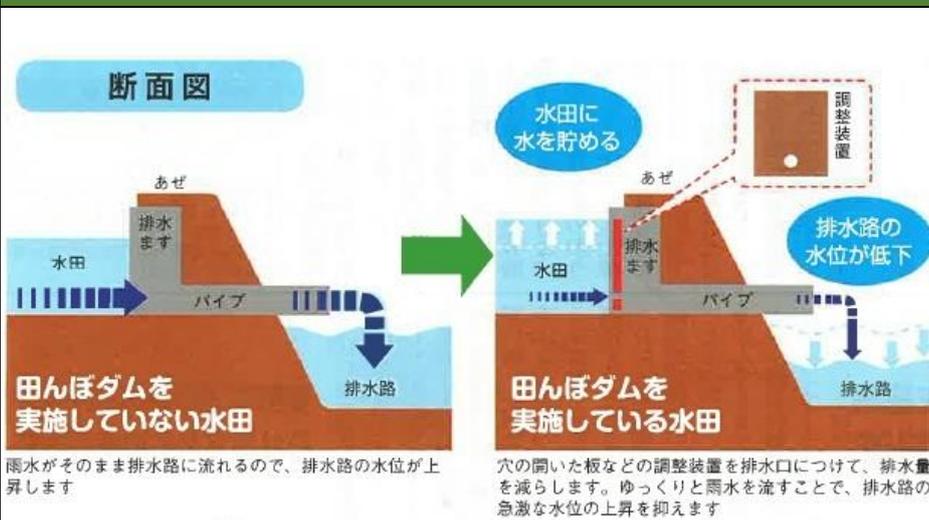
・ 舞鶴市 HP「宅地かさ上げ助成に関するお知らせ」<https://www.city.maizuru.kyoto.jp/0000008238.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策	

田んぼダム利活用促進事業

実施主体：新潟県新潟市



諸元	
人口	789,275人
世帯数	331,272世帯
行政区面積	726.27K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載



分離型田んぼダムます 片浮かせ型田んぼダム フリードレンタイプ

(出典：田んぼダム利活用促進事業

<https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/nogyonoson/tanbodam.html>)

取組概要

- ・新潟市では、田んぼに降った雨水をゆっくり流すことで、排水路の急激な水位上昇を防ぎ周辺の農作物や農地、下流の市街地の浸水被害を軽減する田んぼダムの取り組みを進めています。
- ・田んぼダムは、田んぼの排水口に小さな穴をあけた板などの調整装置を設置することで効果を発揮します。

取組のポイント

【モデル地区の選定】 水田全域で田んぼダムに取り組み、その効果を検証・周知することでさらなる普及・推進を目指し、近年の集中豪雨による農作物の被害や、排水路下流の住宅地の浸水被害が起きている江南区天野の水田をモデル地区に設定しました。

【大学との連携】 モデル地区では、新潟大学と連携しながら、詳細な軽減効果を検証するほか、農家の負担軽減などを考慮したより効果的な方法を検討し、平成26年度から整備を行い、平成27年度に整備が完了しました。

活用事業

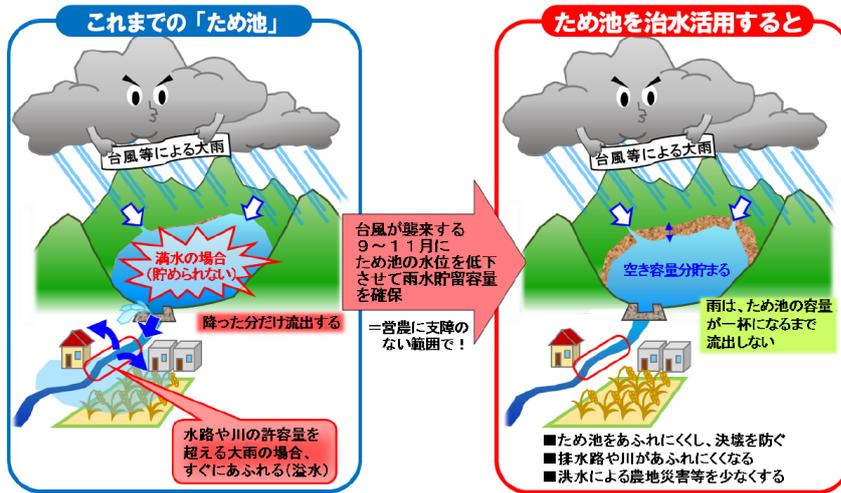
(新潟市単独事業)

・新潟市 HP「田んぼダム利活用促進事業」<https://www.city.niigata.lg.jp/business/norinsuisan/noson/nogyonoson/tanbodam.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策	

ため池による治水プロジェクトの推進 実施主体：兵庫県



諸元	
人口	5,465,002人
世帯数	2,402,484世帯
行政区面積	8401.02K㎡
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

ソフトとハードを一体的に推進し、大雨時の効果を発信するなど島内の取組を拡大



（出典：淡路島の水瓶「ため池」治水プロジェクト <https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk10/documents/chisuiproject.pdf>）

取組概要

- ・兵庫県淡路県民局では、ため池の有する多面的機能な働きの中でも、「雨水の一時貯留機能（洪水調整機能）」を最大限発揮させ、洪水被害を軽減する取組を平成27年度から本格的に展開しています。
- ・台風前にため池の水位を事前に下げ、上流からの雨水を貯留できる容量を増やすために、淡路ため池管理者防災ネットによる落水依頼等のメール送信、講習会開催などのソフト対策（普及啓発）、ため池に事前放流施設を設置するハード対策（施設整備）、流域単位でのモデル地区設定、の取り組みを行っています。

取組のポイント

【「淡路ため池管理者防災ネット」によるメール配信（ソフト対策）】登録した管理者の携帯へ、台風前の事前放流依頼、通過後の施設点検、その他管理情報等をメールで配信しています。

【事前放流施設の整備（ハード対策）】管理者が取り組みやすい構造（一度、開けるだけで操作不要）とするため、ため池改修事業と併せた整備、治水効果の高いため池での単独整備、災害復旧と併せた整備を推進します。

活用事業

—

・兵庫県 HP「淡路島の水瓶「ため池」治水プロジェクト」<https://web.pref.hyogo.lg.jp/awk10/documents/chisuiproject.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫																																		
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築																																				
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策																																			
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	洪水浸水対策																																			
防災調整池等の設置			実施主体：奈良県																																		
<h3>防災調整池等の設置が必要な特定開発行為</h3> <p>大和川流域において、次のいずれかに該当する行為をする場合には、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（防災調整池等）を設置しなければなりません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">特定開発行為</th> <th>現状</th> <th>平成 30 年 10 月 1 日～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発</td> <td>都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>宅地造成</td> <td>宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>採石</td> <td>採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>砂利採取</td> <td>砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取</td> <td>0.3 ha以上</td> <td>0.1 ha以上</td> </tr> <tr> <td>林地開発</td> <td>森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為</td> <td>1 ha超</td> <td>1 ha超</td> </tr> </tbody> </table> <p>説明チラシ <small>（出典：防災調整池等の設置対象面積の引き下げについて https://www.pref.nara.jp/secure/187197/tirasi.pdf）</small></p>			特定開発行為		現状	平成 30 年 10 月 1 日～	開発	都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上	宅地造成	宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上	採石	採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上	砂利採取	砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上	林地開発	森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為	1 ha超	1 ha超	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,324,473 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>544,981 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>3,690.94K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和 2 年国勢調査データを記載</small>	諸元		人口	1,324,473 人	世帯数	544,981 世帯	行政区面積	3,690.94K m ²	都市計画	—
特定開発行為		現状	平成 30 年 10 月 1 日～																																		
開発	都市計画法第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																		
宅地造成	宅地造成等規制法第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事（奈良市域を除く）	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																		
採石	採石法第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																		
砂利採取	砂利採取法第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取	0.3 ha以上	0.1 ha以上																																		
林地開発	森林法第十条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為	1 ha超	1 ha超																																		
諸元																																					
人口	1,324,473 人																																				
世帯数	544,981 世帯																																				
行政区面積	3,690.94K m ²																																				
都市計画	—																																				
取組概要																																					
<p>・宅地開発等にともない生じる雨水の河川への流出増を抑制し、下流河川に対する洪水負担を軽減することを目的に、大和川流域では、「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」の施行に伴い、一定規模の開発等に対して防災調整池等の設置を義務付けています。</p>																																					
取組のポイント																																					
<p>【条例の強化】 防災調整池等が設置されていない小規模な開発が増加したことを受け、平成 30 年に対象面積を引き下げました。</p>																																					
活用事業																																					
—																																					

- ・奈良県 HP「防災調整池の設置について」<https://www.pref.nara.jp/30524.htm>
- ・奈良県 HP「防災調整池等の設置対象面積の引き下げについて」<https://www.pref.nara.jp/secure/187197/tirasi.pdf>
- ・奈良県 HP「大和川流域における総合治水の推進に関する条例」<https://www.pref.nara.jp/48304.htm>



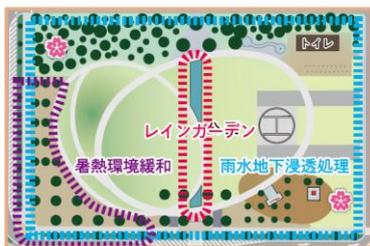
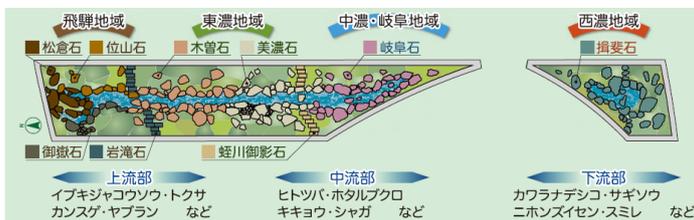
		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-⑦	洪水浸水対策	

レインガーデンの整備

実施主体：岐阜県



レインガーデン
 雨が降った際、雨水を一時的に貯め、ゆっくりと地中へ浸透させることができる植栽帯です。雨水の流出抑制や地下浸透などの機能により、自然の水循環を促し、公園を支えるとともに、四季折々の公園の景色を美しく彩ります。
 植栽帯には、水の流れの部分を県内の清流に見立て、各地域特産の石と、各地域（上・中・下流部）に定着している樹種を配置し、岐阜県の特徴ある風景を表現しています。



（出典：ぎふ結（ゆい）のもりパンフレット
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/319595.pdf>）

取組概要
・岐阜県庁建替えに伴って整備された公園「ぎふ結のもり」では、雨水浸透・貯留機能を備えた「レインガーデン」を整備し、自然本来の水循環を促進、都市型水害の抑制を図っています。
取組のポイント
【グリーンインフラの導入】レインガーデンのほか、公園全体に雨水地下浸透処理が施されており、また公園内の舗装構造は保水機能を備え、浸透した水分のにじみ出し効果により、周囲の温度を下げることに貢献しています。
活用事業
—

・岐阜県 HP「岐阜県庁舎再整備事業に係る取り組み等について」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/18410.html>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 
基本施策	Ⅱ-1	洪水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-⑧	堤防等の補強・機能強化	

浸水被害軽減地区の指定 実施主体：岐阜県輪之内町



輪之内町浸水被害軽減地区 看板設置箇所図

（出典：国土交通省中部地方整備局木曾川上流河事務所「全国初！！浸水被害軽減地区の指定～輪之内町「福束輪中堤」に案内看板を設置～」
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/cms/press/pdf/kisya12_300625.pdf）

諸元	
人口	9,654人
世帯数	3,439世帯
行政区面積	22.33K㎡
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域なし

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・岐阜県安八郡輪之内町は、昭和51年9月の台風17号による長良川決壊の際に、浸水の拡大を軽減した福束輪中堤を、平成30年3月30日に水防法に基づく「浸水被害軽減地区」に指定しました。

取組のポイント

【新たな制度に基づく全国初の指定】平成29年6月の水防法改正により、洪水浸水想定区域内で、浸水の拡大を抑制する効果があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を水防管理者が指定し保全を図るものであり、輪之内町の福束輪中堤が全国初の指定事例となります。

【案内看板の設置】出水期・台風期を迎えるにあたり、「浸水被害軽減地区」である福束輪中堤について広く認識いただき、水防災意識社会を再構築するため、現地に案内看板を設置しました。

活用事業

- ・国土交通省中部地方整備局木曾川上流河事務所「全国初！！浸水被害軽減地区の指定～輪之内町「福束輪中堤」に案内看板を設置～」https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/cms/press/pdf/kisya12_300625.pdf
- ・輪之内町ホームページ「浸水被害軽減地区の指定について」<https://town.wanouchi.gifu.jp/portal/town/measure/post0025491/>



		リスク回避・リスク低減	洪水氾濫										
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		 										
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画											
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携											
都市計画マスタープランへの水害対策の位置づけ			実施主体：愛知県愛西市										
<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震改修・水害対策の促進 「愛西市耐震改修促進計画」に基づき、災害時の拠点、避難施設となる公共施設や多くの者が利用する特定建築物の耐震化は達成され、今後はその老朽化に対応した維持管理を図ります。また、地震発生時における木造住宅などの倒壊を防止するため、建物及びブロック塀などの除却工事に要する費用の一部について補助制度を活用し被害の軽減に努めます。 耐震化の促進に向けては、市民に耐震診断や耐震改修の必要性を周知・啓発します。 また、建物の建て替えの際には盛土による敷地の嵩上げや高床式とするといった浸水対策に関する情報の周知・啓発を積極的に図ります。 水害の防止 本市はほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯であり、治水・水害対策が非常に重要です。日光川及び領内川などの日光川水系の河川については、「二級河川日光川水系 河川整備計画」に基づいて、堤防の耐震化・液状化対策が進められています。洪水の発生防止や被害の軽減に向け、未改修河川の早期整備及び排水施設の整備を促進するとともに、災害時における水防活動を支援するなど、総合的な治水・災害対策を推進します。 <p>(出典：愛西市都市計画マスタープラン https://www.city.aisai.lg.jp/cmsfiles/contents/0000013/13321/3.pdf)</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>60,829 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>21,718 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>66.68K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	諸 元		人口	60,829 人	世帯数	21,718 世帯	行政区面積	66.68K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
諸 元													
人口	60,829 人												
世帯数	21,718 世帯												
行政区面積	66.68K m ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
取組概要													
<ul style="list-style-type: none"> 愛西市は市のほぼ全域が海拔0m地帯にあり、木曾川、日光川等の洪水により、市内の広い範囲で浸水するおそれがあるほか、大規模地震発生時には津波浸水による被害も危惧されています。 このことを踏まえ、愛西市都市計画マスタープランでは、都市防災の方針の中に震災対策とともに「水害対策」を位置づけ、建物の建て替え時の盛土による敷地の嵩上げや高床式とする等の浸水対策に関する情報の周知・啓発、総合的な治水・災害対策の推進を図ることとしています。 													
取組のポイント													
【災害時の救助活動の拠点となる施設整備も位置づけ】 愛知県が進めている、災害時に浸水した地域に取り残された人々を速やかに救助するための拠点となる「広域防災拠点」整備も位置づけ、地域住民に親しまれる平常時の活用方法について検討していくこととしています。県と市が連携して広範囲に浸水することが想定されている地域での防災性向上を図ります。													
活用事業													
—													

・愛西市 HP「都市計画マスタープラン」https://www.city.aisai.lg.jp/contents_detail.php?co=cat&frmId=13321&frmCd=4-9-1-1-0



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ—2—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

災害危険区域（河川の出水）内における建築の規制 実施主体：宮崎県宮崎市

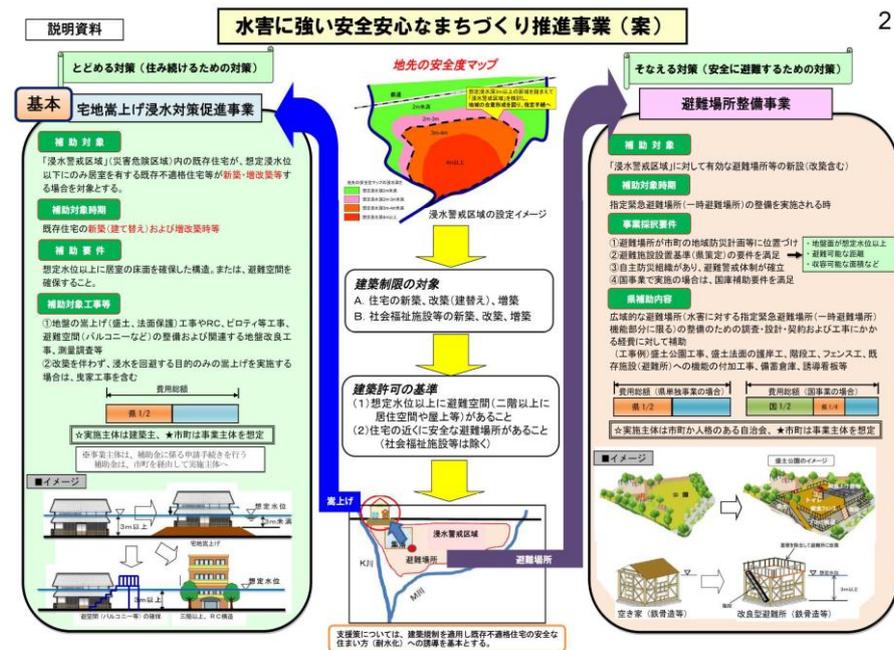
<p style="text-align: center;">宮崎市災害危険区域全体図</p> <p style="text-align: center;">全体図</p> <p><small>〔出典：「災害危険区域（河川の出水）内における建築制限について」 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/architecture/disaster/319178.html〕</small></p>	諸元	
	人口	401,339人
世帯数	184,237世帯	
行政区面積	643.67K㎡	
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり	
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		

<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮崎市は、建築基準法第39条の規定に基づき、河川の出水による災害危険区域を指定し、災害危険区域内における建築物の建築を制限しています。 指定された災害危険区域内において、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿その他の居住室を有する建築物、病院（病室を有する診療所を含む。）、児童福祉施設等に該当する場合は、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ建築できないこととしています。
<p>取組のポイント</p> <p>【補助事業とのセットによる移転促進】 出水による災害危険区域内からの移転のための補助は「がけ地近接等危険住宅移転事業」の対象として運用されています。</p>
<p>活用事業</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）</p> <p><small>・宮崎市 HP「災害危険区域（河川の出水）内における建築制限について」 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/architecture/disaster/319178.html</small></p>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

浸水警戒区域における建築の規制 実施主体：滋賀県



(出典：水害に強い安全安心なまちづくり推進事業 説明資料
<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/1020723.pdf>)

諸元

人口	1,413,610 人
世帯数	571,374 世帯
行政区面積	4,017.38K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- 『滋賀県流域治水の推進に関する条例』に基づき、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域で、一定の建築物の建築の制限をすべきものを浸水警戒区域として知事が指定します。
- 流域治水条例における「浸水警戒区域」は、建築基準法に基づく「災害危険区域」と位置づけ、建築規制を適用し、安全な住まい方へ誘導するものです。
- 浸水警戒区域内では、住居の用に供する建築物または高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校もしくは医療施設の用途に供する建築物の建築（移転を除く）をしようとする建築主は、あらかじめ、知事の許可を受ける必要があります。

取組のポイント

【補助事業による支援】 浸水警戒区域内では、事業主が行う宅地嵩上げ浸水対策促進事業もしくは市町村長等が行う避難場所整備事業に対し、県の「水害に強い安全安心なまちづくり推進事業費補助金」による支援があります。

活用事業

- 宅地嵩上げ浸水対策促進事業：県単独
- 避難場所整備事業：県単独、県単独+都市防災総合推進事業（事業主体が国の採択を受け 避難所および避難場所の整備等を行う場合）

・滋賀県 HP「滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく浸水警戒区域の指定について」
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/kasenkoan/19549.html>
 ・滋賀県 HP「流域治水に係る支援概要」<https://www.pref.shiga.lg.jp/file/attachment/1020723.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>3 すべての人に 浸透と備蓄を</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> </div>
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策	
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保	

香川県道路啓開計画 実施主体：香川県

2. 事前の備え

- 拠点の設定
「内閣府の具体計画」、「四国広域道路啓開計画」、「香川県地域防災計画」等で定められた拠点を基に、災害対応を行うため早期にアクセスすべき拠点を検討した結果、155の施設を選定し、救命活動や広域輸送活動の拠点などから第1次と第2次拠点として設定。
- 啓開ルートの設定
拠点を結ぶ路線を啓開ルートとし、連絡する拠点の重要度等に応じて緊急輸送道路を中心に、第1次及び第2次啓開ルートを設定。

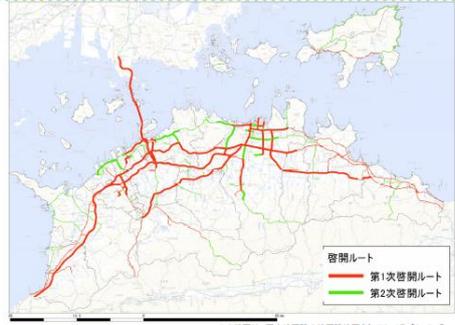


図 香川県道路啓開計画 啓開ルート

3. 発災後の対応

- 道路啓開の実施方法
 - ①被災状況の収集・共有
 - ・道路管理者及び道路啓開実施者は、職員等の安否確認後、直ちに初動体制を立ち上げ、**速やかに被害状況を把握**。
 - ・被災状況を各災害対策本部に情報集約。
 - ②優先啓開ルートの決定
 - ・被災状況により啓開に時間を要する箇所がある場合など、**必要に応じ迂回ルート**を適切に設定。
 - ③啓開の実施
 - ・各道路管理者は、ルートの優先度に応じて啓開を実施。
 - ・各道路管理者は、災害対策法第76条の6の規定に基づく区間を指定。なお必要に応じて警察による交通規制を実施。
 - ・当面、緊急車両の通行に必要な最低限の幅員（W=5.5m）を確保。困難な場合は、1車線に加え待避所を設けることで対応。
- 関係機関と連携
 - ・迅速な道路啓開に当たり、道路管理者が適切な役割分担のもと、関係機関と情報共有。

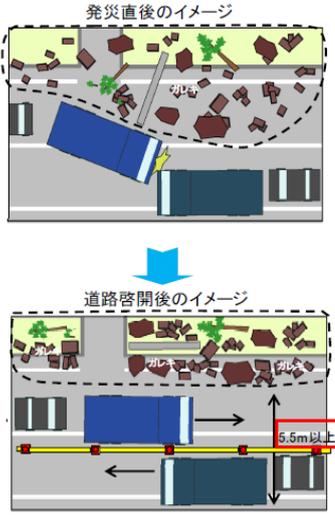


図 道路啓開イメージ

(出典：香川県道路啓開計画の概要道路啓開の概要
https://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/road/keikai/170323_gaiyou.pdf)

諸元	
人口	950,244人
世帯数	406,985世帯
行政区面積	1,876.78K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

・大規模災害時に、救命・応急活動を災害発生直後から迅速かつ効率的に行うためには、道路上の瓦礫処理等を行い、緊急通行車両等の通行を確保する「道路啓開」の速やかな実施が重要となることから、災害時の緊急輸送路等の道路啓開の具体的な実施方法等を定めるため、「香川県道路啓開計画」を策定しました。

取組のポイント

【国、県、高速道路会社等の道路管理者の連携】 国、県、高速道路会社等の道路管理者らが行う災害時の緊急輸送路等の道路啓開の具体的な実施方法等を定めるため、香川県道路啓開計画策定協議会を設立し、検討しました。

活用事業

・香川河川国道事務所 HP「香川県道路啓開計画」<https://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/road/keikai/index.html>

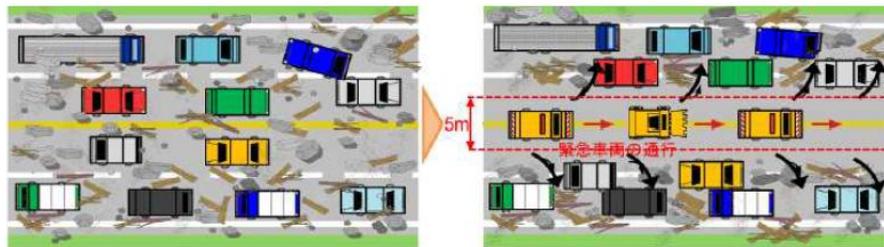
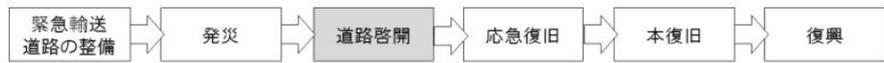


		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策	
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保	

大規模災害時における救援ルートの確保 (道路啓開)

実施主体：岐阜県

【道路啓開のイメージ】



① 県内の道路啓開に対するオペレーション計画

- 対象: 直轄国道、緊急輸送道路(一次・二次)
- 方針
 - 道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - 迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業
 - さらに、災害拠点病院等の重要施設へのアクセスルート確保

② 孤立集落に対するオペレーション計画

- 対象: 道路閉塞による孤立集落
- 方針
 - 空路(ヘリポート)による人命救助
 - 道路閉塞箇所に対する迂回路によるルート確保
 - 迂回路が無い箇所に対する道路啓開作業、緊急輸送道路(一次・二次)からのアクセス



③ 沿岸部への広域支援部隊の具体計画

- 方針
- 2段階での広域支援部隊の具体化
 - 1) 発災後の先発派遣部隊
 - 2) 県内の道路啓開完了後の後発派遣部隊

(出典：道路啓開の概要 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/82037.pdf>)

諸元	
人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- 岐阜県は、救助・救急・医療・消火活動及び避難者への緊急物資の供給等に必要となる人員及び物資の輸送を円滑かつ確実に実施するための緊急輸送道路を位置づけています。
- 道路啓開とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫や放置車両等の処理を行うとともに、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいいます。

取組のポイント

【作業マニュアルの策定】 大規模災害時は、緊急輸送道路を対象に、救援・救護を行う緊急車両等が通行するための道路啓開を実施することとし、道路啓開作業マニュアル(案)を定めています。

活用事業

- 岐阜県 HP「大規模災害時における救援ルートの確保について(道路啓開)」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11630.html>
- 岐阜県 HP「道路啓開作業マニュアル(案)」<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/82038.pdf>



		リスク回避	洪水氾濫
基本事項	Ⅱ 洪水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策	
導入メニュー	Ⅱ—3—④	緊急輸送道路の確保	

伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定 実施主体：三重県伊勢市、佐川急便（株）中京支店



諸元	
人口	122,765人
世帯数	51,580世帯
行政区面積	208.35K㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※諸元は伊勢市のデータを記載
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定
https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyuu/bousai/torikumi/kyotei/1014753.html)

取組概要

- ・伊勢市と佐川急便株式会社は、令和4年10月17日に「災害時等における物資輸送及び輸送拠点の運営等に関する協定」を締結しました。
- ・大規模な地震、風水害等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、物資輸送及び輸送拠点の運営等の支援協力の要請をすることに関して必要な事項を定めています。

取組のポイント

【協力の内容】 協力の具体的な内容は、以下のとおりです。

- (1) 伊勢市が管理する物資等の避難所等への輸送
- (2) 伊勢市の設置する輸送拠点の運営管理（物資の受入、保管、在庫管理、コールセンター等）
- (3) 佐川急便又は佐川急便の関係団体が管理する施設の輸送拠点としての提供
- (4) その他必要な事項

活用事業

・伊勢市 HP「伊勢市と佐川急便株式会社 中京支店との災害協定」
https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyuu/bousai/torikumi/kyotei/1014753.html



Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる

令和5年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅲ-1 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	—	—	—
	② 水防団の充実・強化	水防センターの整備 【静岡県吉田町】	洪水氾濫	実践編 2-35
	③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	防災副読本の作成【岐阜県】	洪水氾濫	実践編 2-36
		大学と連携した防災教育の推進 【愛知県】	洪水氾濫	実践編 2-37
	④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	武豊町防災ボランティアの会 【愛知県武豊町】	洪水氾濫	実践編 2-38
狩野川資料館の整備と防災・河川環境教育の推進【国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所】		洪水氾濫	実践編 2-39	
Ⅲ-2 自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時利用に関する協定【国土交通省中部地方整備局木曾川河川事務所・中日本高速道路(株)】	洪水氾濫	実践編 2-40
	② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流等）	—	—	—
	③ 企業との連携強化（防災協定）	名古屋市 みなとアクルス（スマートタウン）【みなとアクルスまちづくり推進協議会】	洪水氾濫	実践編 2-41
		災害時における要支援者への宿泊施設の提供に関する協定 【三重県伊勢市・(株)グリーンズ】	洪水氾濫	実践編 2-42
		災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定 【埼玉県越谷市・医療法人秀峰会】	洪水氾濫	実践編 2-43
④ NPOとの連携	—	—	—	
Ⅲ-3 自治体・企業等の連携	① 貴重なデータの保護	—	—	—
	② 事業継続計画（BCP）の策定促進	—	—	—
	③ 職員の意識づくり	—	—	—
Ⅲ-4 有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	—	—	—
	② 広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり	応急仮設住宅建設マニュアル 【広島県】	洪水氾濫	実践編 2-44
	③ 支援物資等の受け入れ体制の検討	—	—	—
	④ 災害廃棄物処理体制の検討	大島町災害廃棄物処理計画 【東京都大島町】	洪水氾濫	実践編 2-45



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ-1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ-1-②	水防団の充実・強化	

水防センターの整備 実施主体：静岡県吉田町



外観（南西より）



水防倉庫（独立電源）



水防団待機所



作業ヤード（デッキテラス）

諸元	
人口	28,919 人
世帯数	11,265 世帯
行政区面積	20.73K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

（出典：吉田町水防センター資料 <https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/9572/%E6%B0%B4%E9%98%B2%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>

取組概要

- ・ この施設は、国土交通省が洪水時の緊急対応を迅速に行うために整備した「大井川川尻地区河川防災ステーション」の中にあるコンテナ型の施設です。
- ・ 平時は住民憩いの場としての活用を促すが、有事には災害時の堤防補強など「水防活動」を行う際に必要となる土砂などの緊急用資材を備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業スペースを確保するもので、災害時、当該箇所は水防活動の拠点となることが想定されています。
- ・ 電力は太陽光と風力による独立電源を採用しています。
- ・ 地元の消防団員は多機能性を兼ね備えた施設の資機材を活用しながら、水防活動に従事することができます。

取組のポイント

【災害時の電力供給】一部のコンテナは取り外しが可能で、避難所などへ移して避難者への電力供給源として活用することも可能です。

活用事業

・ 吉田町 HP「水防センター資料」
<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/secure/9572/%E6%B0%B4%E9%98%B2%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E8%B3%87%E6%96%99.pdf>



リスク低減 洪水氾濫

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成
導入メニュー	Ⅲ— 1—③	自分の判断で避難できる防災教育の推進

3 すべての人に
健康と福祉を

4 質の高い教育を
みんなに

防災副読本の作成

実施主体： 岐阜県

大雨が降ると、どこが危ないの？

● **低い土地**
水は、高いところから低いところに流れます。川よりも低いところにいると、とても危ないです。

● **川の近く**
川の水があふれたときに、水が流れてきます。大雨のときは遠くに離れて、近づかないようにしましょう。

● **山の近く**
土砂災害が起こったときに、崩れ落ちてくる土砂に飲み込まれてしまいます。豪の中にも危ないので、山から遠くに逃げましょう。

2. 自分で考え、行動しよう

「自助・共助・公助」という言葉を聞いたことはありますか？
自分を自分で守ることを「自助」、まわりの人々と助け合うことを「共助」、消防や警察の人などが助けてくれる仕組みを「公助」といいます。
ここでは、災害のときの自分の守り方や助け合いについて勉強しましょう。

諸 元	
人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

防災副読本（抜粋）

（出典：みんなで学ぶ防災・減災 ～清流の国ぎふ 防災ノート～（小学校1・2・3年生用（抜粋）
<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/293271.pdf>）

取組概要

- ・ 令和2年度から5年間を計画期間とする第2期岐阜県強靱化計画において防災教育を重点施策に位置づけ、県民総ぐるみで自助、共助の底上げを図る「災害から命を守る岐阜県民運動」を展開しています。
- ・ この一環で、自らの命は自らが守るという自助の意識を醸成するため、小中学校などにおいて、地域の災害リスクや災害時にとるべき避難行動を学ぶことができる防災学習副読本『みんなで学ぶ防災・減災～ 清流の国ぎふ 防災ノート～』を作成しました。

取組のポイント

- 【各年齢層に応じた内容】 小学校1・2・3年生用、小学校4・5・6年生用、中学生用を作成しています。
- 【大人も利用できる】 小中学生以外も活用することができる内容となっています。

活用事業

—

・ 岐阜県 HP「防災学習副読本」<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/214579.html>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）			
基本施策	Ⅲ-1	人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ-1-③	自分の判断で避難できる防災教育の推進		
大学と連携した防災教育の推進			実施主体：愛知県	
			諸元	
			人口	7,542,415人
			世帯数	3,238,301世帯
			行政区面積	5,173.07K m ²
			都市計画	—
			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
セミナーの様子 <small>（出典：高大連携高校生防災教育推進事業（高校生防災セミナー）について https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/koukouseibousaiseminar-r5.html）</small>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県に甚大な被害が予測される南海トラフ巨大地震や各地で発生している豪雨、台風、土砂災害等の大規模災害に対して減災を行うためには、人材育成により防災力を高めることが必要であることから、愛知県教育委員会では、名古屋大学及び愛知県防災安全局と連携して、高校生を対象に、自然災害に対する知識や技術の習得などによる防災対応能力の向上とともに、災害時には積極的にボランティア活動へ参加しようとする心を育て、学校や地域の防災力向上に貢献できる防災リーダーの育成を図ることを目的として、高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」を開催しました。 ・県内の高等学校15校（名古屋市立、私立、県立）から各校生徒4名・教員1名、計75名が参加しました。 				
取組のポイント				
<p>【連続したプログラム】 日本文化と災害、水害を知る（内水氾濫、外水氾濫、集中豪雨等）、災害時の避難行動、避難所運営ゲーム、災害とボランティアなど、連続した講座を学びます。</p> <p>【2年にわたるプログラム】 セミナー参加校は2年連続で、原則として1年目に参加した生徒が参加するものとされており、防災について深く学ぶことができます。</p>				
活用事業				
—				

・愛知県 HP「高大連携高校生防災教育推進事業（高校生防災セミナー）について」
<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/hoken-taiiku/koukouseibousaiseminar-r5.html>



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	

武豊町防災ボランティアの会 実施主体：愛知県武豊町

 <p>地震の仕組みをパネルで学び、起震車で体験する小学生</p>		 <p>心肺蘇生を習う様子（中学生防災リーダー養成講座）</p>	
 <p>家具固定のため初めての電動ドリル（中学生防災リーダー養成講座）</p>		 <p>防災紙芝居とセットで防災マン体操を踊り、体で覚える園児たち</p>	
<p>（出典：第23回防災まちづくり大賞 受賞事例集 https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf）</p>			
諸元		人口	43,535人
		世帯数	18,122世帯
		行政区面積	26.38K㎡
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>			

取組概要

- ・町防災ガイドブック作成のためプロジェクトチームにて検討した際、命を守る「防災教育」に、地域の中で思いやりを持って一緒に支え合い、生活をしていく視点「福祉教育」を融合した「防災福祉教育」の大切さに気づき、当会では、町内全ての公立保育園から高校まで継続して行う「パッケージ化した防災学習」をいち早く計画し、実行しています。
- ・保育園では、紙芝居や防災マン体操などイメージしやすい取組みを、小学校では地震のメカニズム等をパネルや実験を通して説明することや起震車体験を通じた学びと気づきを大切にしている。中学校では、自分の命をどう守るのか、周りの人を助けるために何ができるのかを考えてもらえるよう実践的訓練を中心に、高校では共助の醸成として止血手当などの「周りの人を助ける」知識が身に付くよう指導しています。

取組のポイント

【地域への広がり】 子ども達は、学校で学んだことを家庭や地域に持ち帰り、親や地域の人といった自分の身近な大人たちへ、防災と福祉の輪を広げていってくれる存在になりつつあります。

【防災まちづくり大賞受賞】 第23回防災まちづくり大賞（日本防火・防災協会長）を受賞しました。

活用事業

—

・総務省消防庁 HP「第23回防災まちづくり大賞 受賞事例集」
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei23th.pdf



		リスク低減	洪水氾濫										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）												
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成											
導入メニュー	Ⅲ—1—④	防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）											
狩野川資料館の整備と防災・河川環境教育の推進			実施主体：国土交通省中部地方整備局沼津河川国道事務所										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 授業の様子 </div> <p>児童は「狩野川の自然環境や過去の災害」、「狩野川で実施されている防災対策」、「避難情報」等を学習しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>教員が水害による被害を説明 (沼津市立第三小4年3クラス87人)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>自分の家の浸水深を体で確認 (伊豆の国市立長岡南小4年4クラス109人)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>「水の循環」の図の板書を 児童とともに作る (三島市立長伏小4年2クラス58人)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>授業で使用した教材</p> </div> </div> <p><small>(出典：取組概要 https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/pdf/torikumi.pdf)</small></p>			<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	諸 元		人口	—	世帯数	—	行政区面積	—	都市計画	—
諸 元													
人口	—												
世帯数	—												
行政区面積	—												
都市計画	—												
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和33年9月26日に未曾有の被害をもたらした狩野川台風による歴史的な災害を後世へ正確に伝えとともに、狩野川水系で実施している河川・砂防事業の重要性を多くの方に知ってもらうために、狩野川資料館が設置されています。 ・『狩野川台風の記憶をつなぐ会』も同様に、狩野川台風による歴史的な災害を後世へ伝えるために設立され、狩野川流域の小学校・教育委員会と行政関係者から構成される「狩野川流域防災・河川環境教育検討会」を立ち上げ、「狩野川に学ぶー防災・河川環境教育実践ガイド」を制作し、狩野川流域における「防災・河川環境教育」を支援しています。 													
取組のポイント <p>【防災・河川環境教育の取組】防災教育実践校を選定し教材等を提供して防災学習を支援しています。制作した実践ガイドは、平成29年度より狩野川の沿川市町の小学校に展開しています。</p>													
活用事業 <p>—</p>													

・沼津河川国道事務所 HP「狩野川資料館」<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/shiryokan/>
 ・沼津河川国道事務所 HP「狩野川台風の記憶をつなぐ会」<https://www.cbr.mlit.go.jp/numazu/river/tsunagu/>



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>3 すべての人に 健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられる まちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> </div> </div>	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—①	国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化		
災害時の河川堤防等の復旧のための高速道路区域の一時利用に関する協定			実施主体：国土交通省中部地方整備局木曾川河川事務所・中日本高速道路(株)	
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;"> <p>堤防天端 (河川管理用道路)</p> <p>車線規制を行い、資機材運搬車両の荷下ろし+待機スペースを確保</p> <p>堤防天端にクレーンを設置し、橋梁上に待機している資機材運搬車両から資機材の荷下ろしを実施</p> <p>河川</p> <p>堤内地 (浸水)</p> <p>高速道路より堤防への資機材搬入イメージ</p> </div> <div style="flex: 1;"> <p>高速道路にクレーンを横付けし資機材を荷降ろし</p> <p>←湾岸長島I.C.</p> <p>伊勢湾岸自動車道</p> <p>堤防天端道路</p> <p>白鷺防災拠点</p> <p>高速道路と堤防天端道路の立体交差点部 (揖斐川左岸-0.2k付近)</p> </div> </div> <p>(出典：国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 HP https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/bousai/pdf/saigaiji_kyoutei.pdf)</p>			諸 元	
			人口	—
			世帯数	—
			行政区面積	—
			都市計画	—
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所と NEXCO 中日本（中日本高速道路株式会社）名古屋支社桑名保全・サービスセンターは、木曾三川下流部の堤防等が被災し大規模な浸水被害が発生した際に、高速道路（東名阪自動車道及び伊勢湾岸自動車道）の一部を車線規制し、復旧に必要な資機材を堤防へ搬入することで、河川堤防等を迅速に復旧するための協定を締結しています。 				
取組のポイント				
【迅速な復旧】 中部で初めての試みとなる災害協定であり、河川堤防等を迅速に復旧すること期待できます。				
活用事業				
—				

・国土交通省木曾川下流河川事務所 HP「中部で初めての試みとなる災害協定締結式を実施」
https://www.cbr.mlit.go.jp/kisokaryu/bousai/pdf/saigaiji_kyoutei.pdf



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）										
基本施策	Ⅲ-2	自治体・企業等の連携									
導入メニュー	Ⅲ-2-③	企業との連携強化（防災協定）									
名古屋市 みなとアクルス（スマートタウン）			実施主体：みなとアクルスまちづくり推進協議会								
みなとアクルス（スマートタウン） <p>防災訓練の様子</p> <p>防災意識啓発講習の受講</p>			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>2,332,176 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,122,103 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>326.50K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <small>※諸元は名古屋市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	2,332,176 人	世帯数	1,122,103 世帯	行政区面積	326.50K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	2,332,176 人										
世帯数	1,122,103 世帯										
行政区面積	326.50K m ²										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
<small>（出典：第25回防災まちづくり大賞受賞事例集（令和2年度） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei25th.pdf）</small>											
取組概要 <ul style="list-style-type: none"> ・開発エリアは、名古屋市港区に位置し、地震発生に伴い、「0.5～1.5m程度の津波浸水」「浸水開始時間（浸水深30cm）2時間程度」の被害が予測されているほか、近隣河川の氾濫やアンダーパスの冠水リスクもあるため、地域防災に資する災害に強いまちづくりの実現に向けた取り組みを行っています。 ・ソフト面からのアプローチとして、DCP（地域活動継続計画）を導入し、安全・安心なまちの実現のため、開発に携わった事業者でエリアマネジメント組織「みなとアクルスまちづくり推進協議会」（9社参加）を設立し、各施設やまちの関係者が連携し、各種訓練の実施、講習・研修への参加や年1回、防災訓練やエネルギーセンターから港区役所への非常用電力供給訓練を実施しています。 ・2ヶ月に1回、各施設間での情報伝達訓練を実施しています。 											
取組のポイント <p>【ハードとソフトの一体的な取り組み】 確実なハード整備とそれを最大限に活かすソフト対策を充実することで、災害に強いスマートタウンを実現し、なおかつ港区への非常電源供給をはじめとした様々な地域貢献を丁寧に行っています。</p> <p>【防災意識の醸成】 まちの関係者が各種訓練を継続的に実施することで、意識の変化、防災スキルの向上、行動が定着しています。</p>											
活用事業 —											

・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」第25回防災まちづくり大賞事例集
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei25th.pdf



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）		
災害時における要支援者への宿泊施設の提供に関する協定			実施主体：三重県伊勢市・(株)グリーンズ	
 <p style="text-align: center;">災害協定 調印式</p>			諸 元	
			人口	122,765 人
			世帯数	51,580 世帯
			行政区面積	208.35K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※諸元は伊勢市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県伊勢市と株式会社グリーンズは、「災害時における災害要配慮者に対する宿泊施設等の提供に関する協定書」を締結しています。 ・この協定は、災害が発生した際に、高齢者など市が指定する要配慮者に対し同社の運営する市内3ホテルの客室を、市を通じ提供するものです。 				
取組のポイント				
【使用期間】 要配慮者の当該宿泊施設の使用期間は、災害発生後から、要配慮者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの期間とし、3か月を限度としています。ただし、必要に応じて、協議のうえ、3か月を限度に使用期間を延長できるものとしています。				
活用事業				
—				

・伊勢市 HP 「伊勢市と株式会社グリーンズの災害協定」
https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/torikumi/kyotei/1011488.html



		リスク低減	洪水氾濫	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 	
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携		
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）		
災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定			実施主体：埼玉県越谷市・医療法人秀峰会	
			諸元	
			人口	341,621 人
			世帯数	142,774 世帯
			行政区面積	60.24K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			<small>※諸元は越谷市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所とは、高齢者、障がい者（児）、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所です。 越谷市では、あらかじめ、市の施設や、市と協定を結んだ県や民間の施設を福祉避難所として位置づけていますが、医療法人秀峰会と令和4年(2022年)9月22日に「災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定」を締結しています。 本協定の締結により、災害時に市からの要請に応じて、医療法人秀峰会が管理する施設の一部を福祉避難所として利用できます。この協定により、市内で福祉避難所として利用できる施設は25施設となりました。 				
取組のポイント				
【他の法人との連携】 この医療法人以外にも、社会福祉法人や株式会社とも協定を締結し、福祉避難所の確保に努めています。				
活用事業				
—				

(出典：越谷市 HP https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/hinanjyo/w_shelter.html)

・越谷市 HP「医療法人秀峰会と災害時における応援協定を締結」
https://www.city.koshigaya.saitama.jp/anzen_anshin/bosai/hinanjyo/w_shelter.html



		リスク低減	洪水氾濫								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 								
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり									
導入メニュー	Ⅲ—4—②	広域巨大災害に備えた仮設期の住まいづくり									
応急仮設住宅建設マニュアル			実施主体：広島県								
主な内容 <ul style="list-style-type: none"> ● 平常時からの準備 <ul style="list-style-type: none"> ・被害想定に基づく応急仮設住宅の必要戸数の想定等 ・想定必要戸数に応じた建設候補地の確保 ・標準仕様の設定 ・建設事業者等との協定・発注準備 ・関係者間の役割分担、情報連絡体制 ・定期的な情報更新・会議の実施 ● 災害時における対応 <ul style="list-style-type: none"> ・初動（発災当日から数日） ・必要戸数の推計と要請 ・建設事業者の確定・発注 ・用地の確定 ・発注仕様の確定 ・資材不足等への対応 ・建設の進捗管理、検査、引き渡し等 ・入居管理・コミュニティ・要配慮者への配慮すべき事項 ・瑕疵対応、維持保全・メンテナンス、追加工事対応等 ・個人情報の管理 （出典：広島県 HP https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html ）			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>2,799,702 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,243,527 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>8,479.65K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	2,799,702 人	世帯数	1,243,527 世帯	行政区面積	8,479.65K m ²	都市計画	—
人口	2,799,702 人										
世帯数	1,243,527 世帯										
行政区面積	8,479.65K m ²										
都市計画	—										
取組概要											
・災害時の応急仮設住宅の建設を迅速に進めるため、「広島県応急仮設住宅建設マニュアル」を改正しました。											
取組のポイント											
【豪雨災害の被害の反映】 このマニュアルの改正に当たっては、広島県地震被害想定調査報告書（平成25年10月）による地震被害想定に加え、平成30年の豪雨災害による被害も加味されています。											
活用事業											
—											

・ 広島県 HP 「広島県応急仮設住宅建設マニュアルについて」 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/oukyukasetu.html>



		リスク低減	洪水氾濫
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ—4—④	災害廃棄物処理体制の検討	

大島町災害廃棄物処理計画 実施主体：東京都大島町

表 1-6 災害廃棄物処理の基本方針

1 計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路や施設の被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的に処理を推進する。
2 リサイクルの推進	膨大な量の災害廃棄物の発生が見込まれる中、徹底した分別と選別により可能な限りリサイクルを推進し、埋立処分量の削減を図る。再資源化したものは復興資材として有効活用する。
3 迅速な対応・処理	早期の復旧・復興を図るため、時々刻々と変化する状況に対応しながら迅速な処理を行う。
4 環境に配慮した処理	混乱した状況下においても、環境に配慮し、適正処理を推進する。
5 衛生的な処理	悪臭、害虫の発生等を考慮し、衛生処理を図る。
6 安全の確保	住宅地での解体作業や仮置場での搬入、搬出作業において周辺住民や処理従事者の安全の確保を徹底する。
7 経済性に配慮した処理	公費を用いて処理を行う以上、最少の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択する。

(出典：「東京都災害廃棄物処理計画（平成29年6月）」p.8、東京都環境局資源循環推進部計画課）

表 2-2 収集を要する情報のリスト

	収集する情報の種類
1	災害の発生日時、場所、被害概要、気象状況
2	建物の被害状況（全壊、半壊、焼失戸数）
3	浸水状況（床上浸水戸数、床下浸水戸数）
4	一般廃棄物処理施設の被害状況
5	収集業者、車両等の被害状況
6	道路、上下水道の被害状況
7	土砂、がれき類の発生量見込みと処理方法
8	粗大ごみ等の発生量見込みと処理方法
9	仮置き場の確保状況、残容量
10	被災トイレ、浄化槽の状況
11	避難所仮設トイレの設置状況、し尿収集と処理方法
12	外部に要請が必要な応援内容 (委託処理、収集機材、人的支援、仮設トイレや消毒薬品等の資材)

諸元

人口	7,102人
世帯数	3,712世帯
行政区面積	90.76K m ²
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

災害廃棄物等処理方針（上）、収集する情報リスト（下）（出典：大島町災害廃棄物処理計画（令和3年3月）
<https://www.town.oshima.tokyo.jp/uploaded/attachment/3303.pdf>）

取組概要
・本計画は、平成25年10月の台風26号に伴う記録的豪雨により被災した被害により発生した災害廃棄物等を迅速かつ適切に処理するために必要な事項を定めたものです。
取組のポイント
【処理計画策定の方向性の設定】 本計画では、処理計画策定の方向性として、町の特徴を踏まえた処理計画や島外処理に関する留意を定めているほか、リサイクルの推進や雇用の創出を通じた地域経済への貢献を目指しています。
活用事業
—

・大島町 HP「大島町災害廃棄物処理計画」<https://www.town.oshima.tokyo.jp/uploaded/attachment/157.pdf>



IV 事前復興

令和5年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
IV-1 事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	—	—	—
	② 事前復興計画の策定	—	—	—
	③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	事業継続計画（BCP）の策定支援【大阪府】	洪水氾濫	実践編 2-47

【実践編3 内水氾濫】



実践編の目的と利用方法

- ◆実践編の目的
災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載
- ◆実践編の利用方法
災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針を検討するときの具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときに活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>

「災害に強い施策体系(例)」(※1.5 ページ参照)の基本施策・導入メニューを掲載

各取組の対象災害、対策の目的を掲載

参考情報として取組に対応するSDGsのアイコンを掲載

実施主体の諸元を掲載

リスク回避		内水氾濫
基本事項	II 内水に強い都市構造の構築	
基本施策	II-1 浸水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	II-1-① 建物の耐水化の推進	
ポンプ場の耐水化		実施主体：鹿児島県鹿児島市
		諸元 人口 593,128人 世帯数 279,644世帯 行政区面積 546.95K㎡ 都市計画 繰引き都市計画区域 用途地域指定あり
取組概要 ・鹿児島県鹿児島市では、令和3年度までに被災リスクの高い下水道施設について想定浸水深を考慮の上、対策箇所の優先順位等を明らかにした計画を策定し、5年程度で浸水設備やポンプ設備等の耐水化を完了することとしています。		取組概要を掲載
取組のポイント 【リスク把握】優先順位の設定、被災時の影響を考慮して、危険度を設定の上、緊急度が高い箇所が着実に設備の活用事業		取組事例のタイトル、実施主体を掲載
視覚で理解できる情報を掲載		
取組のポイントを掲載		

図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実施順 掲載事例		
I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成 ② 避難計画等の作成	短期 リスク回避 短期 リスク低減	☑	
	(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備 ② 避難困難地域の解消 ③ 避難経路の確保	短期 リスク回避 短期 リスク回避 短期 リスク回避	☑	
	(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備 ② 情報伝達方法の整備 (二重・多様化) ③ 災害時要支援者等の支援	短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減	☑	
	(I-4)水害避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期 リスク低減	☑	
II 内水に強い都市構造の構築	(II-1)浸水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	中長期 リスク回避	●	
		② ライフラインの耐水化の推進	中長期 リスク回避	☑	
		③ 地域防災拠点等の整備	中長期 リスク回避	☑	
		④ 重要公共施設の再配置	中長期 リスク回避	☑	
		⑤ 災害弱者施設 (保育園、高齢者施設等) の再配置	中長期 リスク回避	☑	
		⑥ 宅地地盤の嵩上げ	中長期 リスク回避	☑	
		⑦ 浸水対策	中長期 リスク回避	●	
	(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	中長期 リスク低減	●	
		② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	中長期 リスク回避	●	
	(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	短期 リスク回避	☑	
② 食料、生活必要物資の備蓄 (備蓄倉庫の整備)		短期 リスク低減	☑		
③ 確実な情報収集・提供手段の整備		短期 リスク低減	☑		
④ 緊急輸送道路の確保		中長期 リスク回避	☑		
III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	短期 リスク低減	☑	
		② 水防団の充実・強化	短期 リスク低減	☑	
		③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	短期 リスク低減	☑	
		④ 防災教育の推進 (住民・子供たちの意識づくり)	短期 リスク低減	☑	
	(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	短期 リスク低減	☑	
		② 他の地方公共団体との連携強化 (防災協定・日常の地域間交流)	短期 リスク低減	☑	
		③ 企業との連携強化 (防災協定)	短期 リスク低減	☑	
		④ NPOとの連携	短期 リスク低減	☑	
	(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護	短期 リスク回避	☑	
		② 事業継続計画 (BCP) の策定促進	短期 リスク低減	☑	
		③ 職員の意識づくり	短期 リスク低減	☑	
	(III-4)有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	短期 リスク低減	☑	
		② 支援物資等の受け入れ態勢の検討	短期 リスク低減	☑	
		③ 災害廃棄物処理体制の検討	短期 リスク低減	☑	
	IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備	短期 リスク回避	☑
			② 事前復興計画の策定	短期 リスク回避	☑
③ 企業の事業継続計画 (BCP) の策定促進			短期 リスク回避	☑	

災害に強いまちづくり (ハードとソフトのベストミックス)

図 内水氾濫に強いまちづくり施策体系 (例) 導入メニュー

● : 掲載事例



Ⅱ 内水に強い都市構造の構築

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅱ-1 浸水対策を必要とする施設対策	① 建物の耐水化の推進	浸水被害対策区域における建物浸水対策等の支援制度【宮城県仙台市】	内水氾濫	実践編 3-4
		ポンプ場の耐水化【鹿児島県鹿児島市】	内水氾濫	実践編 3-5
	⑦ 浸水対策	雨水管理総合計画の策定【神奈川県海老名市】	内水氾濫	実践編 3-6
		既存施設の有効活用【兵庫県神戸市】	内水氾濫	実践編 3-7
		雨水貯留施設の整備【広島県三次市】	内水氾濫	実践編 3-8
Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	河川・下水道事業と連携したグリーンインフラ【神奈川県横浜市】	内水氾濫	実践編 3-9
		民間企業と連携した雨水流出抑制の促進【愛知県名古屋市】	内水氾濫	実践編 3-10
		民間企業と連携したグリーンインフラ実装【東京都町田市】	内水氾濫	実践編 3-11
	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	被害を軽減する土地利用方針の検討【雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会】	内水氾濫	実践編 3-12
		雨水浸透阻害行為の許可制度【愛知県】	内水氾濫	実践編 3-13



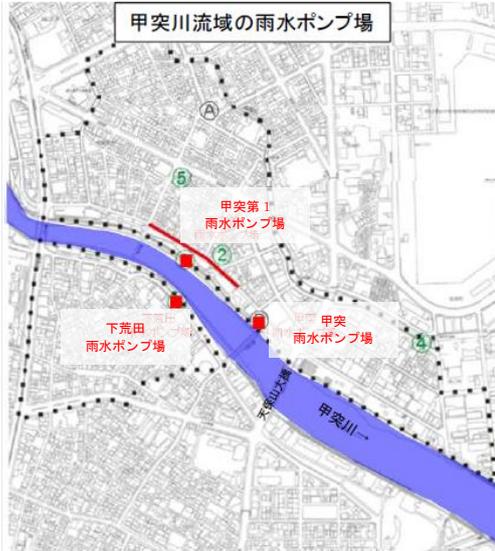
		リスク回避	内水氾濫									
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		 									
基本施策	Ⅱ—1	浸水対策を必要とする施設対策										
導入メニュー	Ⅱ—1—①	建物の耐水化の推進										
浸水被害対策区域における建物浸水対策等の支援制度			実施主体：宮城県仙台市									
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>事前相談</p> <p>↓</p> <p>補助金交付申請</p> <p>↓</p> <p style="background-color: #00c080; color: white; padding: 2px;">補助金交付の決定通知</p> <p>↓</p> <p>工事の実施</p> <p>↓</p> <p>工事完了の報告</p> <p>↓</p> <p style="background-color: #00c080; color: white; padding: 2px;">完成確認</p> <p>↓</p> <p style="background-color: #00c080; color: white; padding: 2px;">補助金の額の確定</p> <p>↓</p> <p>市へ請求書提出</p> <p>↓</p> <p style="background-color: #00c080; color: white; padding: 2px;">補助金の交付</p> <p>※ は、市で行うもの。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">手続きの流れ</p> </div> <div style="flex: 1;">  <p style="text-align: center;">止水板</p>  <p style="text-align: center;">止水板</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>住宅の駐車場等への浸水を 防ぐ止水版</p> </div> </div> </div>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1,096,704人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>525,455世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>786.35K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	諸元		人口	1,096,704人	世帯数	525,455世帯	行政区面積	786.35K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
諸元												
人口	1,096,704人											
世帯数	525,455世帯											
行政区面積	786.35K㎡											
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり											
<p>(出典：仙台市 HP「仙台市止水板等設置工事費補助制度をご活用ください」 https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/hojosedo.html)</p>												
取組概要												
<ul style="list-style-type: none"> ・宮城県仙台市では、建物等への浸水被害を軽減するために、止水板等設備を設置する市民に対し、補助金を交付する制度を平成28年4月から実施しています。 ・補助金の額は、止水板等の設置工事費総額の2分の1とし、50万円を限度としています。 												
取組のポイント												
<p>【住宅所有者を対象】 仙台市下水道事業計画区域（雨水）のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住に供される住宅、マンション等（これらに付属する駐車場を含む）の所有者を対象としています。</p>												
活用事業												
<p>—</p> <p>・仙台市 HP「仙台市止水板等設置工事費補助制度をご活用ください」 https://www.city.sendai.jp/chose-kanri/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/hojosedo.html</p>												



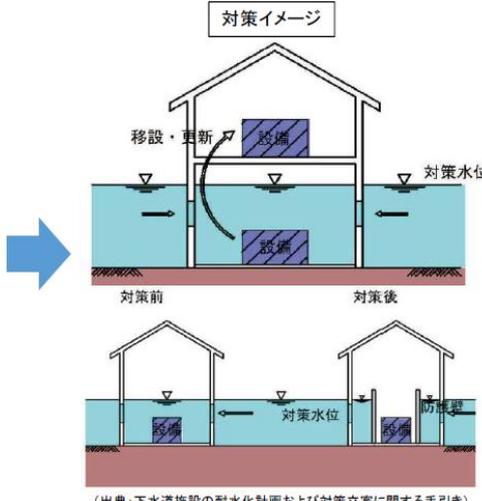
		リスク回避	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-1	浸水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ-1-①	建物の耐水化の推進	

ポンプ場の耐水化

実施主体：鹿児島県鹿児島市



諸元	
人口	593,128人
世帯数	279,644世帯
行政区面積	546.95K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	



(出典：甲突川水系流域治水プロジェクト https://www.pref.kagoshima.jp/ak16/documents/90542_20220330095926-1.pdf)

取組概要
<ul style="list-style-type: none"> 鹿児島県鹿児島市では、令和3年度までに被災リスクの高い下水道施設について想定浸水深を考慮の上、対策箇所の優先順位等を明らかにした計画を策定し、5年程度で受変電設備やポンプ設備等の耐水化を完了することとしています。
取組のポイント
<p style="background-color: #fff9c4;">【リスク把握・優先順位の設定】</p> 被災時の影響を考慮して、優先順位を設定の上、緊急性が高い箇所から着実に設備の耐水化を計画しています。
活用事業
—

・甲突川水系流域治水プロジェクト https://www.pref.kagoshima.jp/ak16/documents/90542_20220330095926-1.pdf



		リスク回避	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ—1	浸水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	浸水対策	

雨水管理総合計画の策定 実施主体：神奈川県海老名市

雨水管理方針マップ

優先順位	ブロック名	実施時期
1	B-2	当面・中期
2	H-1	当面・中期
3	C-2	中期・長期
4	B-1	中期・長期
5	J-3	長期
6	J-1	長期
7	L-16	長期
8	G-1	長期
9	G-2	長期
10	I-4	長期

※当面：R6～R10
 中期：R11～R15
 長期：R16～R25

凡例
 全体計画区域
 重点対策地区
 一般地区
 事業実施中箇所
 ランドマーク

雨水管理方針マップ

(出典：「海老名市雨水管理計画」 https://www.city.ebina.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/016/641/usuikannrikeikaku.pdf)

諸元

人口	136,516人
世帯数	58,339世帯
行政区面積	26.59K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・神奈川県海老名市では、浸水被害を軽減すべく、浸水リスクを評価し優先度の高い地域を中心として、総合的な対策を講じることを目的に、海老名市雨水管理計画を策定しました。
- ・下水道（雨水）による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定め、「当面」、「中期」、「長期」といった時間軸による対策を整理した段階的な整備計画としています。

取組のポイント

【対策優先順位の設定】 対策区域を明確にするため、排水区境界を基本としてブロック分割し、ブロックごとに優先順位を設定、浸水対策を行っています。優先順位については、浸水シミュレーションの結果から算出した浸水想定被害額の大きさによる評価、避難所や消防署等の防災施設、緊急輸送道路の有無などの条件を考慮して設定しています。

活用事業

—

・海老名市HP「海老名市雨水管理総合計画の策定について」
<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/guide/sumai/gesui/jigyo/1016641.html>



		リスク回避	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナースHIPで目標を達成しよう</p> </div> </div>
基本施策	Ⅱ—1	浸水対策を必要とする施設対策	
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	浸水対策	

既存施設の有効活用 **実施主体：兵庫県神戸市**



地上部施設の撤去が終わり整地された跡地



雨水貯留施設の整備状況



整備されたスポーツ施設

諸元	
人口	1,525,152人
世帯数	734,920世帯
行政区面積	557.02K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)【事例集】」(令和3年11月)
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728945.pdf>
 (出典：(株)ユエーデーコンサルタンツHP <https://www.ud-c.co.jp/works/mizuno-wadamisaki/>)

取組概要

- ・兵庫県神戸市の中部処理場は、市内で最も古く（昭和33年供用）、震災の影響もあり老朽化が進行していたため、平成22年の廃止に向けて、機能を垂水処理場に移転する事業を進めました。
- ・地中の構造物撤去は、地下水位が高く地盤も緩いことから大規模な仮設工事や地下水対策が必要となる上、周辺建築物への影響が懸念されたことから、地中に構造物を残置して跡地利用を行う方法について検討しました。結果、民間活力を活用するためのコンペを実施し、上部を民間事業者によるスポーツ施設、地下を雨水貯留施設として整備されました。
- ・地域貢献施設として日常利用可能な多目的室及び広場が整備されたほか、災害避難時の炊き出し用かまどベンチや、仮設トイレ用マンホール等が設置されています。

取組のポイント

【浸水対策効果の明確化】 昭和47年7月に記録した既往最大降雨を用いて浸水シミュレーションを行い、中部処理場周辺において床上浸水が発生せず車の通行が可能である浸水深以下になるように、貯留容量を設定しています。

活用事業

・「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)【事例集】」(令和3年11月)
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728945.pdf>



		リスク回避	内水氾濫	
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		 	
基本施策	Ⅱ—1	浸水対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ—1—⑦	浸水対策		
雨水貯留施設の整備（下水道施設として）			実施主体：広島県三次市	
 <p>三次市による雨水貯留施設の整備</p>  <p>(出典：「流域治水 優良事例集」(令和5年12月) https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf)</p>			諸元	
			人口	50,681人
			世帯数	21,377世帯
			行政区面積	778.18K㎡
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ・広島県三次市畠敷・願万地地区では、平成30年7月豪雨と同様の降雨に対して家屋の床上浸水を防止することを目的に、三次市・広島県・国土交通省の3者により内水対策事業を実施しています。 ・市が取組む対策として、願万地地区において2~3万㎡程度の貯留容量を有する雨水貯留施設を整備しました。 ・これにより、内水による浸水深の低下が図られるとともに、下流への流出抑制対策にも寄与することが期待されます。 ・市が設置した調整池は、平常時はバスケットコートや近傍公共施設の臨時駐車場など地域で活用されています。 				
取組のポイント				
<p>【国・県・市・学の連携】 3者のほか学識者を加えた内水対策検討会を設置して、浸水要因の検証や内水対策案を検討し、役割分担のもと、貯留施設整備（市）、河川整備（県）、排水機場の機能増強・河川整備等（国）を実施しています。</p>				
活用事業				
—				

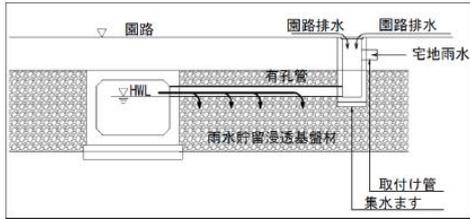
・三次市 HP「畠敷・願万地地区における内水対策」 <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soshiki/26/1874.html>
 ・「流域治水 優良事例集」(令和5年12月)
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf



		リスク低減	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

河川・下水道事業と連携したグリーンインフラ 実施主体：神奈川県横浜市

<p>風が生まれる (冷気の取り込み)</p> <p>周辺地域との生態系ネットワーク</p> <p>葉からの蒸散 (冷える緑道)</p> <p>雨水のしみ上がり (冷える歩道)</p> <p>貯留砕石 (雨水流出の抑制)</p> <p>砕石層</p> <p>集水溝</p> <p>ボックスカルバート</p> <p>有孔管からの雨水</p> <p>雨水</p> <p>根の健全な伸長 (根上がり防止と豊かな緑陰)</p>	諸元	
	人口	3,777,491人
	世帯数	1,753,081世帯
	行政区面積	437.71K㎡
	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>		



雨水貯留浸透基盤材



✓ 空隙率が41%と高く（一般的な単粒度砕石は30~35%）、目詰まりしにくい

（出典：グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP「旧河川敷を活用したグリーンインフラの取り組み」
<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/1-11.pdf>）

取組概要

- ・神奈川県横浜市では、廃川となった旧帷子川（二級河川）の河川敷を活用するため、公共下水道を整備し、その上部を緑道として有効活用しています。
- ・公共下水道（雨水幹線）の埋め戻しに貯留機能の高い材料（貯留砕石）を使用することで、緑道の貯留浸透機能を向上させ、雨水の流出を抑制しています。
- ・貯留砕石に貯留した雨水が緑道にしみ上がることによる涼しい空間の創出や、根の健全な伸長を促進することによる樹木の根上がり防止など、良好な環境の形成が期待できます。

取組のポイント

- 【雨水貯留浸透の効果】 超過降雨時に有孔管を介して「雨水貯留浸透基盤材」へ雨水を導くことで雨水流出が抑制されます。
- 【グリーンインフラ大賞受賞】 官民連携により、防災性を向上させたグリーンインフラの好事例として、第1回グリーンインフラ大賞（優秀賞（防災・減災部門））を受賞しました。

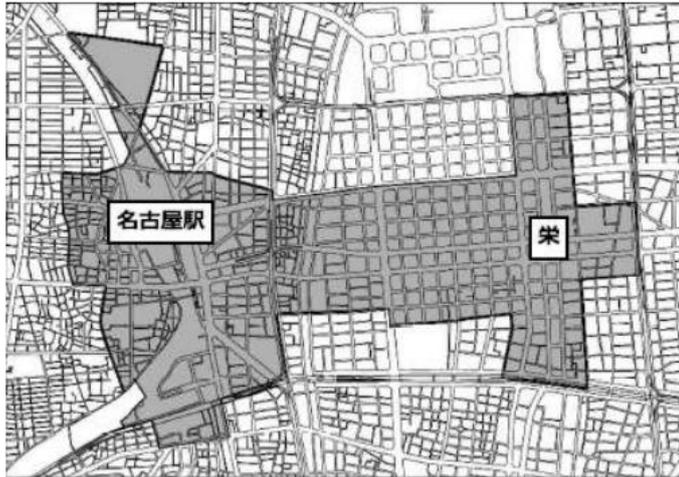
活用事業

・グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP「旧河川敷を活用したグリーンインフラの取り組み」
<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/1-11.pdf>



		リスク低減	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		 
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

民間企業と連携した雨水流出抑制の促進 実施主体：愛知県名古屋市



都市再生緊急整備地域の範囲

諸元	
人口	2,332,176人
世帯数	1,122,103世帯
行政区面積	326.50K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

容積率の緩和に雨水流出抑制施設の設置を評価した実績

都市再生特別地区	ビル名称	雨水貯留槽容量 (m ³)
① 名駅四丁目7番地区	ミッドランドスクエア	1,835
② 名駅四丁目27番地区	モード学園スパイラルタワーズ	220
③ ささしまライブ24地区	グローバルゲート	475
④ 名駅一丁目1番地区	J Pタワー名古屋、J Pゲートタワー	1,526
⑤ 名駅三丁目27番地区	大名古屋ビルディング	500
⑥ 名駅四丁目10番地区	シンフォニー豊田ビル	610
⑦ 栄四丁目1番地区	中日ビル	(計画)約300

(出典：「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)【事例集】」(令和3年11月)
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728945.pdf>)

取組概要

- ・愛知県名古屋市では、「都心における容積率緩和制度の運用方針」を定め、まちづくり方針や地域のまちづくり構想等に基づく、都市環境改善や防災性強化等の公共貢献を評価し、容積率緩和を行っています。容積率緩和にあたり、雨水流出抑制施設の整備は割増容積率の評価対象のひとつ「公共貢献(防災)」に位置付けられています。
- ・都市再生緊急整備地域(名古屋駅周辺・伏見・栄地域)内の7地区の都市再生特別地区において雨水流出抑制施設の設置が評価されています。

取組のポイント

【部局間の連携とメリットの提供】 都市計画部局と下水道部局が連携して、都市の魅力向上といった都市機能の増進に取り組んでいると同時に、雨水流出抑制対策が促進されています。

活用事業

—

・「雨水管理総合計画策定ガイドライン(案)【事例集】」(令和3年11月)
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/content/001728945.pdf>



		リスク低減	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

民間企業と連携したグリーンインフラ実装 実施主体：東京都町田市

		諸元	
		人口	431,079人
		世帯数	192,015世帯
		行政区面積	71.55K m ²
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載 ※諸元は町田市のデータを記載</small>			
<p>バイオスウェルとレインガーデン</p> <p>(出典：町田市 HP「グリーンインフラの取り組み」 https://www.city.machida.tokyo.jp/kurashi/sumai/tos hikei/ekisyuhenmachidukuri/minamimachidamachidukuri/greeninfra.html)</p>			

取組概要

- ・東京都町田市で市と民間企業の連携によって整備された「南町田グランベリーモール」では、都市型水害対策として、調整池や雨水貯留槽などの従来型の雨水流出抑制策に加え、自然環境が有する機能を活用するグリーンインフラの実装を行っています。
- ・敷地周辺を囲むように石を敷き詰めた隙間の多い溝状の「雨のみち：バイオスウェル」と、くぼ地状の植栽帯である「雨のにわ：レインガーデン」をランドスケープのデザインへ取りこんでいます。
- ・このほか、南町田グランベリーパーク駅構内の取り組みとして、大階段下に雨水貯留施設を設け、雨水が下水へ流出するのを一時的に抑えています。

取組のポイント

【雨水流出抑制効果の定量的評価】 レインガーデン、バイオスウェルの雨水流出抑制効果を定量的に評価するため、モニタリングを実施し、その効果を確認しています。

第1回グリーンインフラ大賞（優秀賞（都市空間部門））を受賞したほか、国際的な環境認証制度である LEED NC（新築部門）、LEED ND（まちづくり部門）のゴールドも取得しています。

活用事業

—

・グリーンインフラ官民連携プラットフォーム HP「南町田グランベリーパーク」<https://green-infra-pdf.s3-ap-northeast-1.amazonaws.com/3-7.pdf>



		リスク回避	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>
基本施策	Ⅱ—2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ—2—②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

被害を軽減する土地利用方針の検討

**実施主体：雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策協議会
対象地域：三重県津市・松阪市**

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

貯留機能保全区域は、河川沿いの低地や窪地等の雨水等を一時的に貯留し、区域外の浸水拡大を抑制する効用があり、過去より農地等として保全されてきた土地の貯留機能を将来にわたって可能な限り保全するために指定する。

貯留機能保全区域の対象となる土地については、都市浸水想定区域や、施設の整備後においても堤防からの越水や暫定堤防からの溢水及び内水等による浸水が想定される区域を基本とする。水田や、住家の立地等、同一の土地利用形態を呈する土地も併せて指定する。また、下流域の浸水被害の低減効果や貯留機能を阻害する盛土等の行為がもたらす周辺の宅地等への影響を踏まえ、浸水の拡大を抑制する効用が認められ、かつ、貯留機能を有する土地を対象とする。

指定にあたっては、上記を考慮した上で、三重県知事が市長からの意見聴取を実施した後、当該土地の所有者の同意を得て指定するものとする。

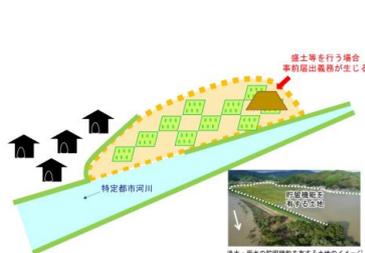


図 47 貯留機能保全区域のイメージ図

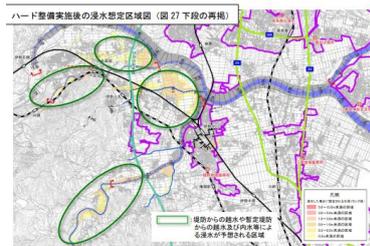


図 48 ハード整備実施後の浸水想定区域図

貯留機能保全区域の指定方針

(出典：雲出川水系中村川・波瀬川・赤川・流域水害対策計画
https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/kumozu_tokutei_toshi_kasen/file/kumozu_naka_hase_aka_suigaitaisakuplan.pdf)

諸 元		
津市	人口	274,537 人
	世帯数	117,663 世帯
	行政区面積	711.18K m ²
	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
松阪市	人口	159,145 人
	世帯数	65,481 世帯
	行政区面積	623.58 K m ²
	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・中村川・波瀬川・赤川流域は、雲出川からのバックウォーターの影響等により水害が発生しやすい特性を有しています。内水氾濫等の浸水被害も頻発しており、施設能力を超えた水災害への対応が急務でした。
- ・中部地方整備局、三重県、津市、松阪市は、河川管理者・下水道管理者及び流域自治体など流域のあらゆる関係者の協働により流域治水を計画的、効果的かつ早期に進めることを目的に「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」を、令和6年6月に策定しました。
- ・雨水貯留浸透施設の整備等のハード事業の方針に加え、都市浸水想定区域における土地利用、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定に係る方針を定めています。

取組のポイント

【災害に強い土地利用の方針の設定】 流域の様々な関係者が協働で水災害対策の推進を図るために設立された流域水害対策協議会において、流域治水の考え方のもと、ハード事業の効果も踏まえながら、災害に強い土地利用の方針を示しています。

活用事業

—

・三重河川国道事務所 HP「雲出川水系中村川・波瀬川・赤川・流域水害対策計画」
https://www.cbr.mlit.go.jp/mie/river/conference/kumozu_tokutei_toshi_kasen/file/kumozu_naka_hase_aka_suigaitaisakuplan.pdf



		リスク回避	内水氾濫
基本事項	Ⅱ 内水に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

雨水浸透阻害行為の許可制度 実施主体：愛知県



境川・猿渡川流域で開発を行う際には、
雨水浸透阻害行為許可が必要です。

平成24年4月1日、境川・猿渡川流域は、
特定都市河川浸水被害対策法に基づき、**特定都市河川流域**に指定されました。

- 田畑など締め固められていない土地での**500m以上**の開発（**雨水浸透阻害行為**=土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）は愛知県知事等の許可が必要です。
- 許可にあたり、技術的基準に従った**雨水貯留浸透施設**の設置が必要です。
- また、許可に伴い設置された雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為は、愛知県知事等の許可が必要です。

雨水浸透阻害行為許可が必要な例

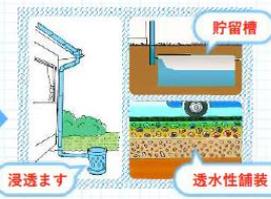
田畑など締め固められていない土地に**建物や駐車場**を作る時
この他にも、田畑等を締め固めて**グラウンド**や**資材置き場**にする時、
締め固められた土地をさらに**宅地**等にする時などにも許可が必要です。

※詳しくは、技術指針を確認していただくか、下記問い合わせ先にご確認ください。



雨水貯留浸透施設の設置

雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



許可を要する雨水浸透阻害行為の具体例

- 1 田畑(耕地) → 宅地
- 2 田畑(耕地) → 駐車場
- 3 田畑(耕地) → グラウンド
- 4 原野 → 資材置き場(未舗装) → 資材置き場(舗装)
- 5 資材置き場(未舗装) → 資材置き場(舗装) → 駐車場(舗装)

(出典：「境川流域 雨水浸透阻害行為等リーフレット」
<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/517647.pdf>)

諸元

人口	7,542,415人
世帯数	3,238,301世帯
行政区面積	5,170K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・愛知県では、境川・猿渡川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づき、平成24年4月、特定都市河川流域に指定しました。
- ・指定により、境川・猿渡川流域で開発を行う際には、雨水浸透阻害行為（土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為）について知事等の許可を受けることが義務づけられました。

取組のポイント

【特定都市河川の指定】 特定都市河川の指定により、雨水浸透阻害行為の許可制度を実施することができます。許可にあたっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要です。

活用事業

・愛知県 HP「境川・猿渡川流域 雨水浸透阻害行為許可等」<https://www.pref.aichi.jp/site/usui-taisaku/sakaigawa.html>

【実践編4 土砂災害】



実践編の目的と利用方法

- ◆実践編の目的
災害に強いまちづくりを進めるための具体施策の検討・実施にあたり、参考となる取組事例を掲載
- ◆実践編の利用方法
災害に強いまちづくりの導入メニュー、災害事象、実施主体の規模を手掛かりに、必要な事例を検索して利用

【解説】

①実践編の目的

「実践編」は、「計画編」を参考として策定した災害に強いまちづくり計画に掲げた「まちの将来像」の実現に資する具体施策を検討・実施する上での参考資料として作成するものです。

防災指針の具体施策を検討するときや、防災・減災施策の効果的な進め方を検討するときを活用していただくことを想定し、具体的な取組事例を掲載しています。

②実践編の利用方法

実践編では「計画編 第1章」で示した「災害に強いまちづくり施策体系(例)」の導入メニューに従って取組事例を掲載しています。

個々の取組事例はカルテ形式で整理しており、災害事象、取組主体の人口や世帯数、都市計画指定状況等の諸元を掲載しています。これらの情報を手掛かりに、災害に強いまちづくりの所管課の職員の方が、必要な事例を検索して利用していただくことを想定しています。



(イラスト出典：いらすとや)

<取組事例カルテの構成>

「災害に強い施策体系(例)」(※1.6 ページ参照)の基本施策・導入メニューを掲載

各取組の対象災害、対策の目的を掲載

参考情報として取組に対応するSDGsのアイコンを掲載

実施主体の諸元を掲載

基本事項	1 安全で確実な避難の確保	リスク低減	砂災害
基本施策	1-3 確実な避難行動の確保		
導入メニュー	1-3-② 情報伝達方法の整備(二重化・多様化)		

独自の避難基準の設定

実施主体：岐阜県郡上市

諸元	
人口	39,003人
世帯数	14,546世帯
行政区面積	1030.75Km ²
都市計画	非線引き都市計画区域
用途地域指定	あり

取組概要を掲載

取組概要
・岐阜県郡上市大和町島・原田洞谷地区では、自治会長を中心に住民同士がSNSを活用してグループを作り、大雨に関する情報を共有しています。注意を呼びかけるだけでなく、避難を終えると報告し合っています。
・避難指示の基準を独自に設けており、雨量基準を超えるとサイレンが鳴り、黄色のランプが点灯します。それに加え、土石流センサーが破断するとサイレンが鳴り、赤色のランプが点灯することで住民に避難を呼びかけを行っています。

取組のポイント
【実際の避難行動】令和3年5月の大雨の際もサイレンがなり、黄色ランプが点灯し、その後、15分ほどの間に、住民が車などで速やかに親戚の家などに避難しました。

活用した補助事業や制度を掲載

取組事例のタイトル、実施主体を掲載

視覚で理解できる情報を掲載

取組のポイントを掲載

図 取組事例カルテの構成と掲載内容



基本的な考え方 (基本事項)	基本施策	導入メニュー	実施編 掲載事例			
災害に強いまちづくり（ハードとソフトのベストミックス）	I 安全で確実な避難の確保	(I-1)ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成 ② 避難計画等の作成	短期 リスク回避 短期 リスク低減	● ●	
		(I-2)安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備 ② 避難経路の確保	短期 リスク回避 短期 リスク回避	● ●	
		(I-3)確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備 ② 情報伝達方法の整備（二重・多様化） ③ 災害時要支援者等の支援	短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減	● ● ●	
		(I-4)避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	短期 リスク低減	●	
	II 土砂災害に強い都市構造の構築	(II-1)土砂災害対策を必要とする施設対策	① 建物の改修の推進 ② ライフラインへの被害防止対策の推進 ③ 大規模盛土造成地の対策の促進 ④ 地域防災拠点等の整備 ⑤ 重要公共施設の再配置 ⑥ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置 ⑦ 土砂災害対策 ⑧ 土砂災害危険箇所対策等の推進	中長期 リスク回避 中長期 リスク回避 中長期 リスク回避 中長期 リスク回避 中長期 リスク回避 中長期 リスク回避 中長期 リスク回避	● ● ● ● ● ● ●	
		(II-2)災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携 ② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	短期 リスク低減 短期 リスク回避	● ●	
		(II-3)地域の孤立対策	① ヘリポートの整備 ② 食料、生活必要物資の備蓄（備蓄倉庫の整備） ③ 確実な情報収集・提供手段の整備 ④ 緊急輸送道路の確保	短期 リスク回避 短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 中長期	● ● ● ●	
		III 災害に強い組織・人をつくる	(III-1)人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実 ② 消防団の充実・強化 ③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進 ④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減	● ● ● ●
			(III-2)自治体・企業等の連携	① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化 ② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流） ③ 企業との連携強化（防災協定） ④ NPOとの連携	短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減	● ● ● ●
			(III-3)地方公共団体の防災力向上	① 貴重なデータの保護 ② 事業継続計画（BCP）の策定促進 ③ 職員の意識づくり	短期 リスク回避 短期 リスク低減 短期 リスク低減	● ● ●
	(III-4)有事を見据えた体制づくり		① 自主防災組織による避難防災訓練の実施 ② 支援物資等の受け入れ態勢の検討 ③ 災害廃棄物処理体制の検討	短期 リスク低減 短期 リスク低減 短期 リスク低減	● ● ●	
	IV 事前復興	(IV-1)事前復興まちづくり	① 事前復興まちづくりの準備 ② 事前復興計画の策定 ③ 企業の事業継続計画（BCP）の策定促進	短期 リスク回避 短期 リスク回避 短期 リスク回避	● ● ●	

図 土砂災害に強いまちづくり施策体系(例)導入メニュー ●：掲載事例



I 安全で確実な避難の確保

令和6年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
I-1 ハザードマップ・避難計画の整備	① ハザードマップの作成	土砂災害ハザードマップの作成 【広島県広島市】	土砂災害	実践編 3-4
		大規模盛土造成地マップの作成 【愛知県名古屋市】	土砂災害	実践編 3-5
	② 避難計画等の作成	要配慮者利用施設の避難確保計画 作成率 100% 【秋田県鹿角市】	土砂災害	実践編 3-6
I-2 安全な避難空間の確保	① 避難場所の確保・整備	県・市で連携した避難場所の創出 【静岡県湖西市】	土砂災害	実践編 3-7
		宿泊施設避難助成金制度 【愛知県名古屋市】	土砂災害	実践編 3-8
	② 避難経路の確保	—	—	—
I-3 確実な避難行動の確保	① 情報収集装置の整備	—	—	—
	② 情報伝達方法の整備 (二重化・多様化)	独自の避難基準の設定 【岐阜県郡上市】	土砂災害	実践編 3-9
	③ 災害時要支援者等の支援	要配慮者利用施設における早期避難の実施 【大分県日田市】	土砂災害	実践編 3-10
I-4 避難対策で必要となる施設対策	① 避難誘導標識・案内等の整備	—	—	—



		リスク回避	土砂災害
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備	
導入メニュー	I-1-①	ハザードマップの作成	

土砂災害ハザードマップの作成 実施主体：広島県広島市

牛田小学校区 土砂災害ハザードマップ

お問い合わせ先
 下水道局河川防災課 TEL (062) 504-2377
 車区役所地域福祉推進課 TEL (062) 568-7705

№	指定緊急避難場所	所在地	土砂	洪水
1	牛田小学校	牛田橋一丁目14-45	○	②
2	牛田集会所	牛田橋二丁目6-15	○	②

凡例

小学校区境界線	小学校区はおよその範囲です。	
土砂	土砂災害警戒区域	がけ崩れ
		土石流
	土砂災害特別警戒区域	がけ崩れ
		土石流
洪水	浸水想定区域	※ 大雨により河川が氾濫した場合を想定しています。詳しくは洪水ハザードマップを確認ください。

令和5年9月作成

土砂災害ハザードマップ 地図面

(出典：「広島市土砂災害ハザードマップ」 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>)

諸元	
人口	1,200,754人
世帯数	555,123世帯
行政区面積	906.69K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

- ・広島県広島市では、土砂災害への警戒や適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害警戒区域等を示した図に避難場所や災害時の情報伝達経路などを掲載した土砂災害ハザードマップを小学校区ごとに市が作成・更新しています。
- ・情報・学習面（共通）と地図面で構成しています。情報・学習面は、共通で、マップの目的や避難指示等の伝達方法等の避難に必要な情報を掲載しています。

取組のポイント

- 【**小学校区ごとに作成**】ハザードマップは、小学校区ごと作成されており、地域にきめ細かく対応しています。
- 【**防災情報と避難所のQRコード**】情報・学習面には、防災情報メールと避難所に関するQRコードも掲載されています。

活用事業

—

・広島市 HP「広島市土砂災害ハザードマップ」 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/saigaiinfo/2663.html>



		リスク回避	土砂災害	
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 	
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備		
導入メニュー	I-1-1-①	ハザードマップの作成		
大規模盛土造成地マップの作成			実施主体：愛知県名古屋市	
<p>名古屋市の取組み</p> <p>地震時の滑動崩落による被害を軽減するため、名古屋市では、現地踏査や地盤調査等により大規模盛土造成地の調査を行ってきました。</p> <p>この調査の結果、地震による滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地はありませんでした。</p> <p>今後も滑動崩落の兆候を把握するために、定期的な現地踏査による経過観察を実施します。</p>			諸元	
<p>大規模造成盛土マップ（部分）</p> <p>凡例 ■ 谷埋め型大規模盛土造成地 (626 箇所) ■ 覆付け型大規模盛土造成地 (8 箇所)</p> <p>大規模盛土造成地マップの作成方法 このマップは、昭和30年～平成22年に作成された都市計画基本図や旧地形図、空中写真等を利用して大規模盛土造成地を抽出し、作成したものです。</p> <p>このマップは、盛土の危険度を表したものではありません。 市内に分布する大規模盛土造成地の概ねの位置を示しています。</p>			人口	2,332,176 人
			世帯数	1,122,103 世帯
			行政区面積	326.5K m ²
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<p>・愛知県名古屋市では、市内全域を対象に大規模盛土造成地の分布状況を把握する調査を実施し、東部丘陵地を中心に大規模盛土造成地の概ねの位置と規模を示した大規模盛土造成地マップを作成しています。</p>				
取組のポイント				
<p>【滑動崩落のおそれのないことの周知】 この調査の結果として、地震による滑動崩落のおそれがないことを周知しています。</p>				
活用事業				
<p>・名古屋市 HP「名古屋市（全区版）大規模盛土造成マップ」 https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/cmsfiles/contents/0000045/45528/zennku.pdf</p>				



		リスク低減	土砂災害																				
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 																				
基本施策	I-1	ハザードマップ・避難計画の整備																					
導入メニュー	I-1-1-②	避難計画等の作成																					
要配慮者利用施設の避難確保計画作成率 100%			実施主体：秋田県鹿角市																				
<p>要配慮者利用施設避難確保計画の作成について</p> <p>要配慮者利用施設避難確保計画（以下「避難確保計画」といいます）の作成が行いやすいよう、確保計画書や報告書などのひな形をダウンロードできるようにしていますので、ご利用ください。</p> <p>避難確保計画（ひな形）(Wordファイル:89.1KB)</p> <p>自衛水防組織活動要領（ひな形）(Wordファイル:28.4KB)</p> <p>避難計画作成報告書（ひな形）(Wordファイル:88.5KB)</p> <p>水防法及び土砂災害防止法の改正により、対象となる施設（「要配慮者利用施設」といいます）は、避難確保計画の作成が義務化となっています。</p> <p>避難確保計画に基づく避難訓練の実施結果報告について</p> <p>令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化されました。</p> <p>避難訓練については、原則として年一回以上実施し、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に訓練結果を報告してください。</p> <p>避難訓練実施報告書（記入例）(PDF)</p> <p>避難訓練実施報告書（福祉施設等）(Word)</p> <p>避難訓練実施報告書（学校等）(Word)</p> <p>社会福祉施設の避難の実効性の確保</p>			<p>諸元</p> <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>29,088人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>10,978世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>707.52K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>非線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	人口	29,088人	世帯数	10,978世帯	行政区面積	707.52K m ²	都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
人口	29,088人																						
世帯数	10,978世帯																						
行政区面積	707.52K m ²																						
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり																						
<p>洪水時（土砂災害時）の避難確保計画</p> <p>施設名</p> <p>20※※年 ※月 作成</p>			<p>教育及び訓練の年間計画（例）</p> <table border="1"> <tr> <td>制度の確立・避難確保計画の年度版作成 （主任委員・避難確保委員の任命や外部からの支援確認し、避難確保計画に反映します。）</td> <td>実施予定 月 日</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民への防災教育 （確保計画等の情報の共有、防災経験や災害に対する知恵の伝承など）</td> <td>実施予定 月 日</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者への防災教育 （危険性や避難場所の確認、特に幼児等に関する保護者、家族への説明など）</td> <td>実施予定 月 日</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>通所施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難訓練 （緊急連絡網の試行、者への情報伝達手段の確認と試行（メールなど））</td> <td>実施予定 月 日</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難場所への引き渡し訓練 （者の緊急連絡網の試行、避難所に引き渡すまでにかかる時間の計測）</td> <td>実施予定 月 日</td> </tr> </table>	制度の確立・避難確保計画の年度版作成 （主任委員・避難確保委員の任命や外部からの支援確認し、避難確保計画に反映します。）	実施予定 月 日	↓		市民への防災教育 （確保計画等の情報の共有、防災経験や災害に対する知恵の伝承など）	実施予定 月 日	↓		利用者への防災教育 （危険性や避難場所の確認、特に幼児等に関する保護者、家族への説明など）	実施予定 月 日	↓		通所施設		避難訓練 （緊急連絡網の試行、者への情報伝達手段の確認と試行（メールなど））	実施予定 月 日	↓		避難場所への引き渡し訓練 （者の緊急連絡網の試行、避難所に引き渡すまでにかかる時間の計測）	実施予定 月 日
制度の確立・避難確保計画の年度版作成 （主任委員・避難確保委員の任命や外部からの支援確認し、避難確保計画に反映します。）	実施予定 月 日																						
↓																							
市民への防災教育 （確保計画等の情報の共有、防災経験や災害に対する知恵の伝承など）	実施予定 月 日																						
↓																							
利用者への防災教育 （危険性や避難場所の確認、特に幼児等に関する保護者、家族への説明など）	実施予定 月 日																						
↓																							
通所施設																							
避難訓練 （緊急連絡網の試行、者への情報伝達手段の確認と試行（メールなど））	実施予定 月 日																						
↓																							
避難場所への引き渡し訓練 （者の緊急連絡網の試行、避難所に引き渡すまでにかかる時間の計測）	実施予定 月 日																						
<p>（出典：要配慮者利用施設避難確保計画の作成について https://www.city.kazuno.akita.jp/soshiki/somu/kikikanri/gyomu/1/2/5130.html）</p>																							
取組概要																							
<p>・秋田県鹿角市では、避難確保計画の作成率が平成29年3月で約13%程度と非常に少ない状況でしたが、未作成の施設管理者に対して、再度説明会を開催し作成を促し、また、避難確保計画のひな形を市のホームページに掲載することで、すべての対象施設（47施設：土砂災害警戒区域内及び浸水想定区域内、令和元年10月末現在）で避難確保計画を作成することができました。</p>																							
取組のポイント																							
<p>【避難訓練の実行】 計画作成後、避難場所・ルート、避難時間等を確認し、避難確保計画に沿って避難訓練を実施し、有事に備えています。</p>																							
活用事業																							
—																							



		リスク回避	土砂災害										
基本事項	I 安全で確実な避難の確保												
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保											
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備											
県・市で連携した避難場所の創出			実施主体：静岡県湖西市										
構造	土構造物（切土）		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>57,885人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>23,005世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>86.56K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</p>	諸元		人口	57,885人	世帯数	23,005世帯	行政区面積	86.56K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
諸元													
人口	57,885人												
世帯数	23,005世帯												
行政区面積	86.56K m ²												
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり												
避難面積	1,880 m ²												
避難可能人数	3,760人												
避難高さ	地上 8.0m（海拔 13.0m）												
昇降方法	階段 2 箇所、スロープ 1 箇所												
附帯設備	ソーラー式 LED 照明 4 基、スロープ 1 箇所、防災ベンチ 1 台												
総事業費	5 億 679 万 2 千円（※避難面整備含む）												
工事期間	平成 26 年 12 月 2 日から令和 4 年 2 月 28 日												
施設の概要		<p>命山周辺のハザード※ ※湖西市ハザードマップより作成</p>											
<p>上田町地区命山</p>		<p>県 ↔ 市</p> <ul style="list-style-type: none"> 市への技術的な助言 斜面対策 高台整備 土砂災害警戒区域指定解除等 地域との合意形成 避難施設として供する施設（法面、備蓄倉庫、照明、東屋等）の整備 避難施設の地域への周知 <p>県・市の連携体制</p>											
<p>（出典：湖西市 HP https://www.city.kosai.shizuoka.jp/material/files/group/2/kamidamathi.pdf）</p>													
取組概要													
<p>・この事業は、県と市が一体となり、急傾斜地における災害をもたらす危険な区域での対策工事（急傾斜地崩壊対策事業）と併せて、危険な斜面を除去し創出された平地を災害時の避難場所として有効利用することを目的として整備が行われました。</p>													
取組のポイント													
<p>【ハード整備と合わせた安全な空間の創出】 急傾斜地対策工事と連動して、安全な平地を災害ハザードエリア付近に創出し、地域安全度を向上させた事例です。</p> <p>【県・市が一体となった整備】 静岡県が進める静岡モデルの一環として、土砂災害警戒区域である斜面（今後、土砂災害警戒区域の指定解除を予定）を命山として整備されました。県が急傾斜地対策および命山としての高台整備を実施後、市が避難施設として供する施設（法面、備蓄倉庫、照明、東屋等）を整備する分担であり、県が大部分を支援したことで事業が実現しています。当該地については、当初より地元住民からの合意が得られていたことも事業が成立した大きな要因でした。</p>													
活用事業													
<p>・特定利用斜面保全事業</p>													



		リスク回避	土砂災害
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		 
基本施策	I-2	安全な避難空間の確保	
導入メニュー	I-2-①	避難場所の確保・整備	

宿泊施設避難助成金制度 実施主体：愛知県名古屋市



諸元	
人口	2,332,176人
世帯数	1,122,103世帯
行政区面積	326.5K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

名古屋市宿泊施設避難助成金制度

近年、全国各地で大規模な災害が頻発し、これまで以上に命を守るための適切な避難行動が求められています。市民の皆さまに躊躇せず避難していただくため、以下の方を対象として市内のホテル等に避難する場合の宿泊費を助成する制度です。

対象世帯	『土砂災害(特別)警戒区域』または『家屋倒壊等氾濫想定区域』に居住する世帯	※事前認定が必要です
助成対象となる状況	大雨や台風起因する事象により ①名古屋市がお住まいの地域に対して「避難情報」を発令した場合 ②その他、名古屋市が制度の適用を決定した場合	
助成金額	宿泊費の2分の1 (1世帯当たり上限5,000円/1泊)	
対象施設	名古屋市内に所在する旅館業法に基づく旅館・ホテル ※『土砂災害(特別)警戒区域』または『家屋倒壊等氾濫想定区域』に所在する施設を除く	

(出典：名古屋市宿泊施設避難助成金制度リーフレット
https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/cmsfiles/contents/0000152/152192/R6_leaflet.pdf)

取組概要

・愛知県名古屋市では、「土砂災害(特別)警戒区域」または「家屋倒壊等氾濫想定区域」に居住する世帯に対して、大雨や台風起因する事象により、「避難情報」を発令された場合などに、市内のホテル等に避難する際の宿泊費を助成することとしています。

取組のポイント

【新たな避難行動の選択肢】 避難する際の新たな選択肢を提示しています。

活用事業

—

・名古屋市 HP 「災害時避難のためのホテル・旅館等の利用について【名古屋市宿泊施設避難助成金制度】」
<https://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/page/0000152192.html>



		リスク低減	土砂災害
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-2	情報伝達方法の整備（二重化・多様化）	

独自の避難基準の設定 実施主体： 岐阜県郡上市

【SNSによる避難情報の共有・確認】

【設置したサイレン】

(出典：国土交通省砂防部 HP「令和3年の土砂災害」
<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/jirei/r3dosha/r3doshasaigai.pdf>)

諸 元	
人口	38,997 人
世帯数	14,562 世帯
行政区面積	1,030.75K m ²
都市計画	非線引き都市 計画区域 用途地域指定 あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・岐阜県郡上市大和町島・奥田洞谷地区では、自治会長を中心に住民同士が SNS を活用してグループを作り、大雨に関する情報を共有しています。注意を呼びかけるだけでなく、避難を終えると報告し合っています。
- ・避難指示の基準を独自に設けており、雨量基準を超えるとサイレンが鳴り、黄色のランプが点灯します。それに加え、土石流センサーが破断するとサイレンが鳴り、赤色のランプが点灯することで住民に避難を呼びかけを行っています。

取組のポイント

【実際の避難行動】 令和3年8月の大雨の際もサイレンがなり、黄色ランプが点灯し、その後、15分ほどの間に、住民が車などで速やかに親戚の家などに避難しました。

活用事業

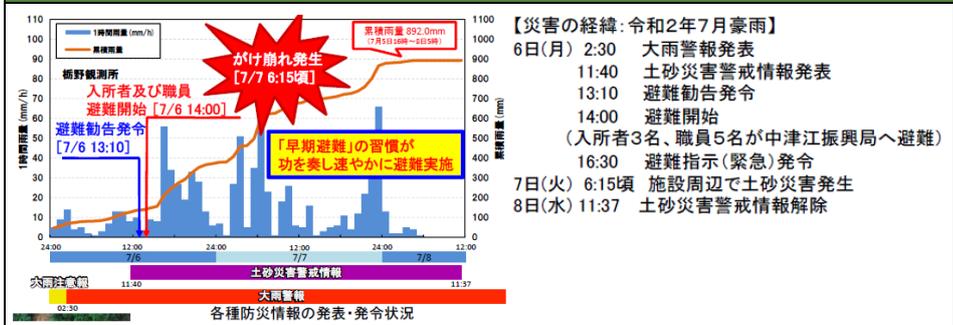
—

・国土交通省砂防部 HP「令和3年の土砂災害」<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/jirei/r3dosha/r3doshasaigai.pdf>



		リスク低減	土砂災害
基本事項	I 安全で確実な避難の確保		
基本施策	I-3	確実な避難行動の確保	
導入メニュー	I-3-③	災害時要支援者等の支援	

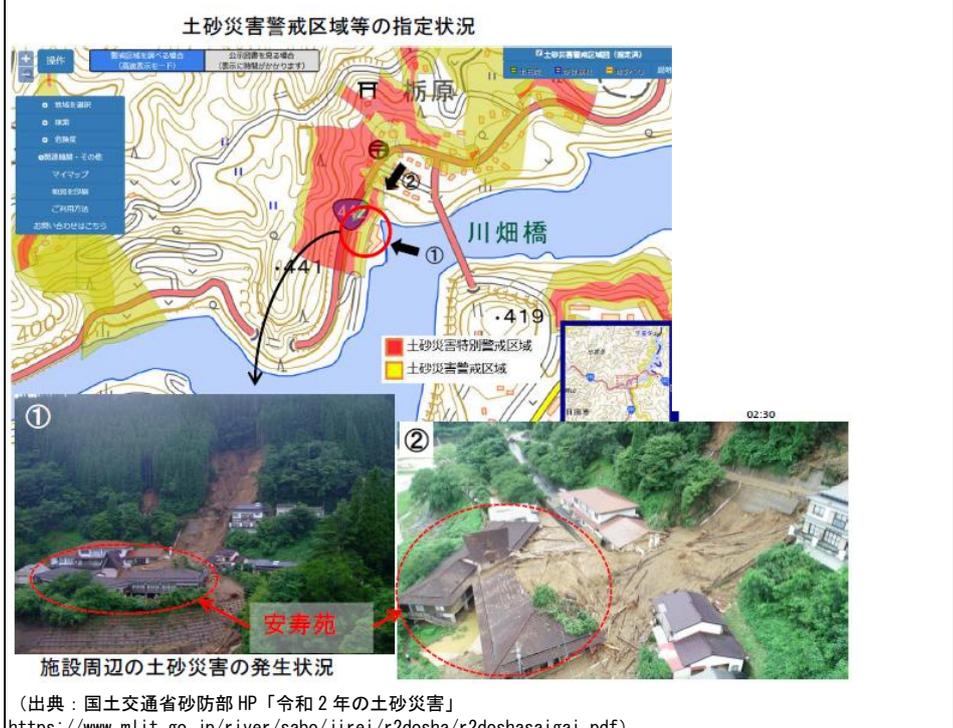
要配慮者利用施設における早期避難の実施 実施主体：大分県日田市



【災害の経緯：令和2年7月豪雨】

6日(月) 2:30 大雨警報発表
 11:40 土砂災害警戒情報発表
 13:10 避難勧告発令
 14:00 避難開始
 (入所者3名、職員5名が中津江振興局へ避難)
 16:30 避難指示(緊急)発令
 7日(火) 6:15頃 施設周辺で土砂災害発生
 8日(水) 11:37 土砂災害警戒情報解除

諸元	
人口	62,657人
世帯数	25,139世帯
行政区面積	666.03K㎡
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり



取組概要

- 令和2年7月豪雨により、大分県日田市中津江村栃野地区に位置する高齢者福祉施設「安寿苑」(土砂災害警戒区域内に位置)でがけ崩れが発生し施設に被害が生じたものの、前日に入所者らが避難したため人的被害はありませんでした。
- 同施設では約10年前に避難計画を策定。近年多発する豪雨に対応するため、「警戒レベル3で避難する」ことを盛り込むなど早期避難を習慣にしており、今回も速やかに避難したことで難を逃れました。

取組のポイント

【早期避難の習慣化】 早期避難を習慣化していたことが功を奏しました。

活用事業

—

・国土交通省砂防部 HP「令和2年の土砂災害」<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/jirei/r2dosha/r2doshasaigai.pdf>



Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築

令和6年度公表

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅱ-1 土砂災害対策を必要とする施設対策	① 建物の改修の推進	建築物土砂災害対策改修促進事業【広島県】	土砂災害	実践編 3-13
		学校施設の構造体の補強【広島県】	土砂災害	実践編 3-14
	② ライフラインへの被害防止対策の推進	—	—	—
	③ 大規模盛土造成地の対策の促進	—	—	—
	④ 地域防災拠点等の整備	—	—	—
	⑤ 重要公共施設の再配置	土砂災害警戒区域外への庁舎移転検討【北海道夕張市】	土砂災害	実践編 3-15
	⑥ 災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置	災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置【兵庫県芦屋市】	土砂災害	実践編 3-16
	⑥ 宅地擁壁の強化	—	—	—
	⑦ 土砂災害対策	—	—	—
⑧ 土砂災害危険個所対策等の推進	—	—	—	
Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画	① 地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入（逆線引き）【広島県】	土砂災害	実践編 3-17
		砂防事業とまちづくり計画の一体的な検討【神奈川県】	土砂災害	実践編 3-18
		土砂災害警戒区域におけるハード対策を踏まえたメリハリのある居住誘導区域の検討【神奈川県厚木市】	土砂災害	実践編 3-19
		居住誘導区域からの土砂災害警戒区域の除外【滋賀県湖南市】	土砂災害	実践編 3-20
		居住誘導区域からの大規模盛土造成地の除外【岡山県倉敷市】	土砂災害	実践編 3-21



基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画	② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	都市山麓グリーンベルトの整備【静岡県静岡市】	土砂災害	実践編 3-22
		都市山麓（土岐川流域）グリーンベルトの整備【岐阜県多治見市・土岐市】	土砂災害	実践編 3-23
		がけ地近接等危険住宅移転事業【広島県】	土砂災害	実践編 3-24
Ⅱ-3 地域の孤立対策	① ヘリポートの整備	—	—	—
	② 食料、生活必須物資の備蓄（防災倉庫）	—	—	—
	③ 確実な情報収集・提供手段の整備	静岡市オフロードバイク隊【静岡県静岡市】	土砂災害	実践編 3-25
	④ 緊急輸送道路の確保	土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進【鳥取県】	土砂災害	実践編 3-26



		リスク低減	土砂災害								
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築										
基本施策	Ⅱ—1	土砂災害対策を必要とする施設対策									
導入メニュー	Ⅱ—1—①	建物の改修の推進									
建築物土砂災害対策改修促進事業			実施主体： 広島県内市町								
対象建築物 次の要件を満足する住宅・建築物を対象とします。 ○居室を有するものであること。(例：倉庫や車庫は対象外です) ○土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）〔土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条〕に指定される前に建築着工され、現在、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）内に建っていること。 ○土砂災害に対する構造基準（建築基準法施行令第80条の3）を満足していないこと。(既存不適格) ○土砂災害対策改修の結果、土砂災害に対して安全な構造となること。			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>2,799,702人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,243,527世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>8,479.65K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </table> <small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	2,799,702人	世帯数	1,243,527世帯	行政区面積	8,479.65K m ²	都市計画	—
人口	2,799,702人										
世帯数	1,243,527世帯										
行政区面積	8,479.65K m ²										
都市計画	—										
補助の内容 土砂災害対策改修工事を実施する所有者に対し、市町から補助金を交付します。(この補助金は、市町に補助制度がある場合のみ活用できます。)											
<p>土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないもの → 改修 (イメージ) → 土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの (例)</p> <p>想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける</p>											
<small>(出典：広島県「建築物土砂災害対策改修促進事業」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/doshakaishu01.html)</small>											
取組概要											
・ 広島県では、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格の住宅・建築物について、土砂災害対策改修を実施する所有者に対し補助を行う市町に対して、協調補助を行っています。											
取組のポイント											
【県による市町の支援】 平成26年8月20日の土砂災害を受けて、平成27年度より、市町への間接補助を創設し、市町における制度創設を促進しています。 【ハザードエリアにおける建物改修の考え方】 ハザードエリア内で居住を継続することとなるため、事業実施に際して安全な土地への移転も選択肢に含めて提案するなどし、土砂災害に強いまちづくりを実施する必要があります。											
活用事業											
建築物土砂災害対策改修促進事業 ・ 広島県 HP「建築物土砂災害対策改修促進事業について」 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/doshakaishu01.html											



		リスク低減	土砂災害	
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		 	
基本施策	Ⅱ—1	土砂災害対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ—1—①	建物の改修の推進		
学校施設の構造体の補強			実施主体： 広島県	
  <p style="text-align: center;">構造体の補強による対策後</p> <p>(出典：学校施設の水害・土砂災害対策事例集 https://www.mext.go.jp/content/20210824-mxt_bousai-000015370.pdf)</p>			諸 元	
			人口	2,799,702 人
			世帯数	1,243,527 世帯
			行政区面積	8,479.65K m ²
			都市計画	—
※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 敷地の一部が土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されている広島県立五日市高等学校では、県の建設担当部局の協力を得て、学校施設の急傾斜地の崩壊等に伴う土砂の移動・堆積に対する構造耐力を検証した結果、同校の屋内運動場については、土砂災害対策が必要であると判断しました。 補強対策は、安全面、施設利用面、費用面等を考慮し、学校と調整した上で決めることとし、同校においては、防護壁を設置した場合には、隣接する駐輪場の使用に支障をきたすことから、構造体の補強による対策を採用しました。 				
取組のポイント				
【災害からの教訓からの対策】平成26年8月豪雨の際には、県内で土砂災害による甚大な被害が発生したため、その教訓も活かされています。				
活用事業				
—				
<small>・ 学校施設の水害・土砂災害対策事例集 https://www.mext.go.jp/content/20210824-mxt_bousai-000015370.pdf</small>				



		リスク回避	土砂災害	
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		 	
基本施策	Ⅱ-1	土砂災害対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ-1-⑤	重要公共施設の再配置		
土砂災害警戒区域外への庁舎移転検討			実施主体：北海道夕張市	
<p>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（本庁地区）</p> <p>市役所本庁舎</p> <p>旧夕張小学校</p> <p>旧夕張中学校</p> <p>旧市民会館</p> <p>市立診療所</p> <p>土砂災害警戒区域</p> <p>土砂災害特別警戒区域</p>			諸元	
			人口	7,334人
			世帯数	3,807世帯
			行政区面積	763.07K m ²
			都市計画	非引き都市計画区域 用途地域指定あり
<p>■ 防災拠点機能の状況</p> <p>ボイラー室や電気室が低階層にあるため、土砂災害発生時（現庁舎は土砂災害警戒区域内）には土砂流入による暖房や電源等喪失の恐れがあるなど、防災拠点としての機能が果たせなくなるおそれがある。</p> <p>低階層に位置する電気室・ボイラー室</p> <p>（出典：第1回 夕張市庁舎整備検討委員会 資料 https://www.city.yubari.lg.jp/uploaded/attachment/2583.pdf）</p>			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	
取組概要				
<p>・夕張市の現在の庁舎は、老朽化や耐震性に問題に加え、ボイラー室や電気室が低階層にあるため、土砂災害発生時（現庁舎は土砂災害警戒区域内）には土砂流入による暖房や電源等喪失の恐れがあるなど、防災拠点としての機能が果たせなくなるおそれがあることから、土砂災害警戒区域外への移転を検討しています。</p>				
取組のポイント				
<p>【防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎】 対耐震性、安全性に優れ、災害時にも業務が継続できる性能を備えた、災害に強い庁舎、災害時に災害対策本部としての機能を発揮し、救援活動や復旧・復興活動の拠点として迅速な対応ができる庁舎を基本方針の第一に位置づけています。</p>				
活用事業				
—				

・夕張市 HP「夕張市庁舎整備検討委員会」<https://www.city.yubari.lg.jp/soshiki/6/1388.html>



		リスク回避	土砂災害	
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		 	
基本施策	Ⅱ—1	洪水対策を必要とする施設対策		
導入メニュー	Ⅱ—1—⑥	災害弱者施設（保育園、高齢者施設等）の再配置		
学校敷地内の校舎の移転			実施主体：兵庫県芦屋市	
 			諸元	
			人口	93,922人
			世帯数	42,522世帯
			行政区面積	18.47k㎡
			都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊及び土石流）に指定されている芦屋市山手中学校では、同校の老朽化対策の実施に併せて、土砂災害警戒区域に位置していた複数の校舎を、区域外の場所に、集約移転しました。 さらに、避難所として活用する第1屋内運動場は、土砂災害警戒区域に近接していることから、土砂流入を防ぐため、北側の壁をRC壁とし、開口部を設けないこととしました。 				
取組のポイント				
【避難所の被害軽減】土砂災害発生時の避難所となる第1屋内運動場への被害を軽減するとともに、校舎への土砂の流入を回避することを考慮しています。				
活用事業				
—				

・学校施設の被害・土砂災害対策事例集 https://www.mext.go.jp/content/20210824-mxt_bousai-000015370.pdf



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入（逆線引き）

実施主体： 広島県

取組方針

- 50年後の目指す姿：災害リスクの高い区域の居住者ゼロ
- 市街地の縁辺部の低未利用地（建物なし）から先行的に実施

目指す姿

現在
市街化区域内において、災害リスクの高い区域が多く含まれ、土地利用規制が十分に機能していない

20年後
対象箇所の逆線引きが概ね完了し、災害リスクの高い区域において、**新規居住者がほぼいない**

50年後
土地利用規制（新築や建替えなどの抑制）が十分に機能し、災害リスクの高い区域に、**居住する人が概ねいない**

逆線引きの取組の進め方
対象箇所（市街化区域内のレッドゾーン）が多数あることから、**段階的に進めていきます。**

先行的に実施する箇所
市街地の広がりを防ぐ観点から、
① **市街化区域の縁辺部**
② **未利用地（建物なし）**
の両方に該当する箇所から先行的に実施します。

諸元

人口	2,799,702 人
世帯数	1,243,527 世帯
行政区面積	8,479.65K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組の概要

（出典：「安心して暮らせる持続可能なまちづくりに向けた『逆線引き』の推進」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/467158.pdf>）

取組概要

- ・ 広島県では、災害に強い都市構造の形成に向けて、市街化区域内の土砂災害特別警戒区域について市街化調整区域へ編入（逆線引き）する取組を推進しています。
- ・ 50年後、レッドゾーン内の居住者がおおむねゼロとなる状況を「目指す姿」とし、今後20年間で、対象箇所の逆線引きをおおむね完了することを目標としています。

取組のポイント

【地元との調整】 地元との調整にあたっては、災害リスクの高い区域での土地利用の危険性や本取組の必要性、生活への影響等について、土地所有者に丁寧に説明することが重要です。加えて、所有者不明土地もあり、様々な媒体を活用して取組周知を図っていく必要があります。

【県・市町の連携】 本取組では、地元調整主体は市町となるため、方針策定段階から市町との勉強会を重ねるなど、県・市町での連携が重要となります。

【開発抑制の効果】 新規の都市的土地利用を抑制できるものの、すでに都市的土地利用が行われている箇所については、居住誘導まで時間を要する点には注意が必要です。

活用事業

—

・ 広島県 HP「市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を市街化調整区域に編入（逆線引き）する取組について」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/105/gyakusenbiki.html>

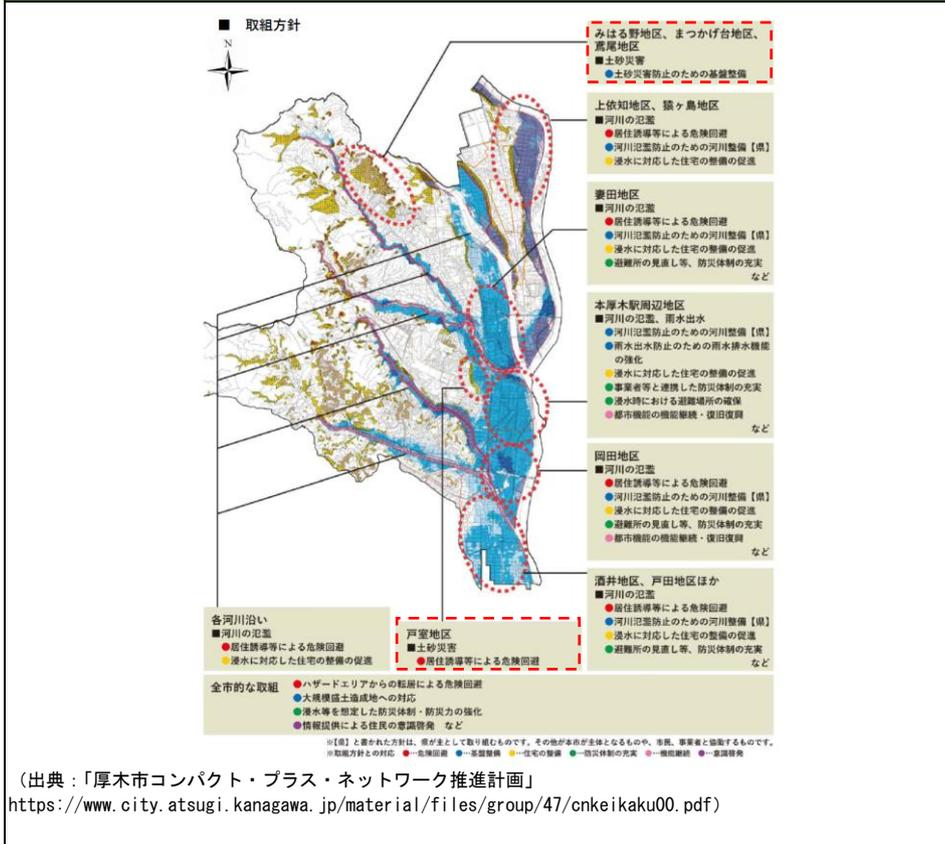


		リスク回避	土砂災害										
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築												
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画											
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携											
砂防事業とまちづくり計画の一体的な検討			実施主体：神奈川県 対象地：横須賀市										
<p>凡例 居住誘導区域 対策実施地区</p> <p>擁壁工 法枠工</p> <p>都道府県まちづくり部局 ↔ 都道府県砂防部局 ↓ 市町村 ↑</p> <p>立地適正化計画作成・見直しやそれに基づく居住誘導の動向等 土砂災害警戒区域等の指定動向等 立地適正化計画作成・見直し等</p> <p>横須賀市まちづくり連携砂防等事業の対策イメージ (出典：国土交通省資料)</p> <div style="border: 1px solid pink; padding: 5px;"> <p>(安全性・利便性を考慮した居住誘導に係る支援の検討)</p> <p>本市においては、居住誘導区域から除外した市街化調整区域等の郊外部の土砂災害特別警戒区域の災害の危険性が著しくある箇所においても、住宅の立地が見られます。</p> <p>それら住宅がより安全性かつ利便性の高い居住誘導区域への移転が促進されるよう、国の支援制度とも連携しながら、支援制度を検討していきます。</p> <p>横須賀市 土砂災害特別警戒区域 → 居住誘導区域 移転</p> </div> <p>立地適正化計画におけるリスク回避のイメージ (出典：横須賀市立地適正化計画 https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/4805/tokei/rittitekiseikakeika/ku/documents/rittitekiseikakeikaku.html)</p>			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>388,078人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>165,473世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>100.82 K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	人口	388,078人	世帯数	165,473世帯	行政区面積	100.82 K㎡	都市計画	線引き都市計画区域		用途地域指定あり
人口	388,078人												
世帯数	165,473世帯												
行政区面積	100.82 K㎡												
都市計画	線引き都市計画区域												
	用途地域指定あり												
取組概要													
<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県横須賀市では、JRや京急沿線の居住の誘導を図りたい都市部のエリアに多くのがけ地があるため、防災まちづくりの推進に支障が生じていました。そこで神奈川県は、令和5年度に要件が拡充された「まちづくり連携砂防等事業」を活用することで、市内の居住誘導区域等において砂防関係施設の整備を重点的に実施することになりました。 													
取組のポイント													
<p>【ハード整備の重点化】 居住誘導区域等において防災まちづくりと連携した砂防関係施設の重点的な整備が可能となりました。(5m以上のがけ崩れ対策が加速化)</p> <p>【都市計画との連携】 立地適正化計画に砂防関係施設整備等によるリスクの低減と移転等によるリスクの回避といった、ハード・ソフトを適切に組み合わせた対策が記載され、早期の防災まちづくり実現が期待されます。</p>													
活用事業													
<ul style="list-style-type: none"> 防災まちづくり連携土砂災害対策 													



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

土砂災害警戒区域におけるハード対策を踏まえたメリハリのある居住誘導区域の検討 実施主体： 神奈川県厚木市



諸元	
人口	223,705 人
世帯数	100,360 世帯
行政区面積	93.84K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

取組概要

・厚木市は、「コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」（立地適正化計画・地域公共交通計画）の防災指針において、土砂災害警戒区域に関して、ハード整備を行い居住誘導区域に含めるところと、居住誘導区域に含めず移転の誘導を推進するところを分けて明示しています。

取組のポイント

【地域特性に応じた区域の設定】 厚木市の特徴的な都市構造である郊外部まで放射状に延びるバス路沿いに形成された市街地をいかにするため、ハザードエリアにかかる郊外部の住宅地については、中長期的な施策を見据え居住誘導区域に設定するなどの検討を行っています。

【即地的・具体的な事業の創設】 令和3年3月の計画の策定に合わせ、令和3年度からハザードエリアエリアからの移転支援のほか、生活利便施設の立地促進や公共交通の利便性向上などの事業を「コンパクト・プラス・ネットワーク推進事業」として創設、一体的に推進しています。

活用事業

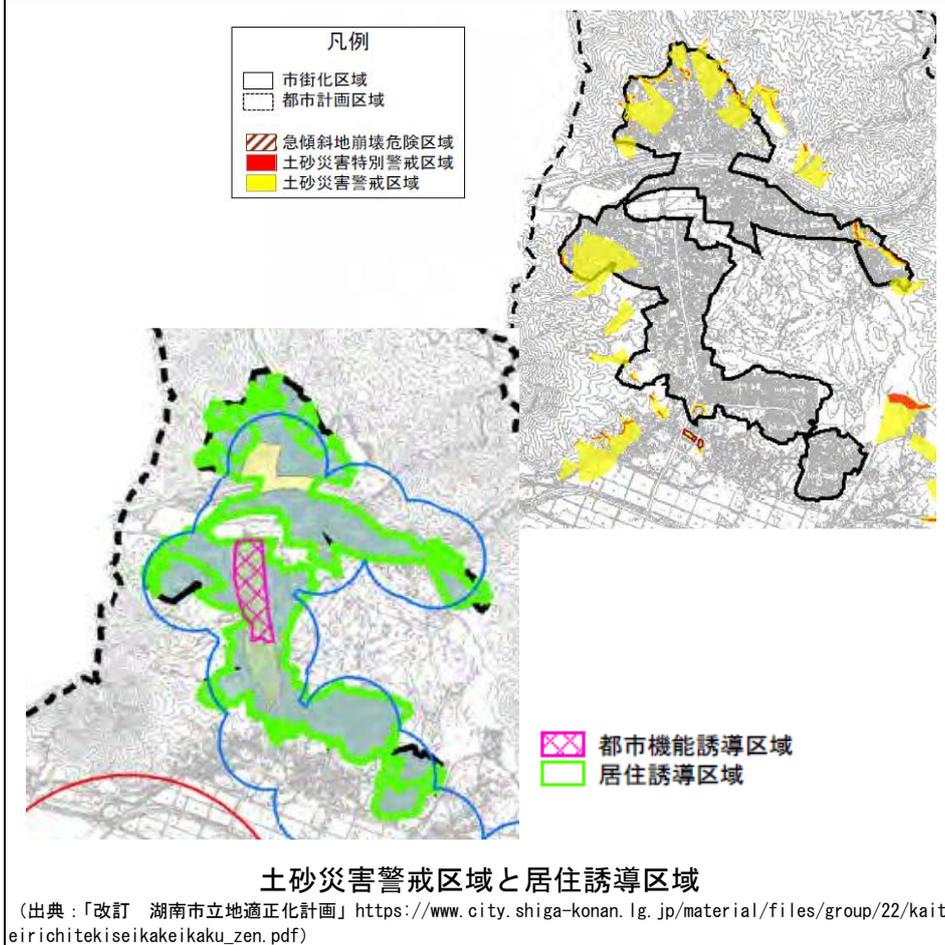
- ・社会資本整備総合交付金（がけ地近接等危険住宅移転事業）
- ・都市構造再編集中支援事業補助金（居住誘導促進事業）

・厚木市 HP「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」
<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/material/files/group/47/cnkeikaku00.pdf>



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

居住誘導区域からの土砂災害警戒区域の除外 実施主体：滋賀県湖南市



諸 元	
人口	54,460 人
世帯数	22,498 世帯
行政区面積	70.40K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	

取組概要

・滋賀県湖南市では、立地適正化計画において、土砂災害警戒区域指定の趣旨が危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものであり、安心して住み続けられる区域としてはふさわしくないことから、土砂災害警戒区域を居住誘導区域には含まないこととして設定しています。

取組のポイント

【土砂災害警戒区域の除外判断】 土砂災害特別警戒区域は、原則居住誘導区域から除外することとしています。一方で、土砂災害警戒区域の除外については各地域の判断としています。その中でも、より安全な地域を目指し、土砂災害警戒区域からの除外を行った事例です。

活用事業

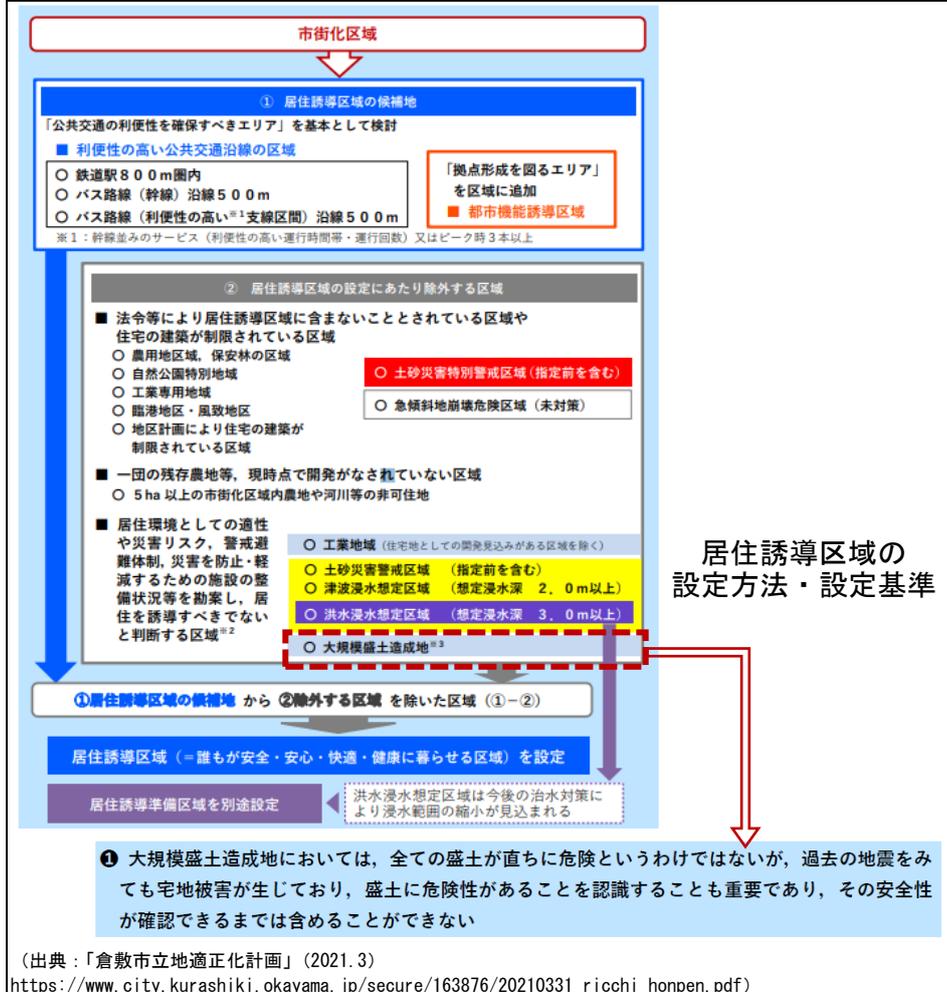
—

・湖南市 HP 「改訂 湖南市立地適正化計画」(令和4年3月)
https://www.city.shiga-konan.lg.jp/material/files/group/22/kaiteirichitekiseikakeikaku_zen.pdf



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-①	地域防災計画・都市計画マスタープラン等との連携	

居住誘導区域からの大規模盛土造成地の除外 実施主体：岡山県倉敷市



諸元	
人口	474,592人
世帯数	199,082世帯
行政区面積	355.63K㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載	

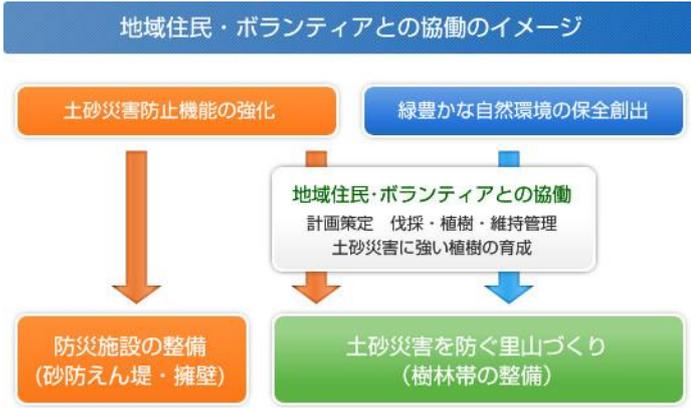
<p>取組概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 倉敷市では、盛土造成地の調査を行い、概ねの位置・規模やその範囲を示した大規模盛土造成地マップを公表しています。 一般的に盛土の部分は元の自然の地盤より柔らかく、特に、阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、大きな崩落や変形、沈下などの被害が多く発生したことから、大規模盛土造成地は居住誘導区域に含めないこととして設定しています。
<p>取組のポイント</p> <p>【防災指針における大規模盛土造成地の扱い】 大規模盛土造成地には、一定の居住が見られる地域も存在します。当該地の調査の結果、安全性が確認されれば、居住誘導区域に含めることとしていた事例もあります。安全性が確認されるまでは、居住誘導区域に含めないことが望ましいです。</p>
<p>活用事業</p>

・倉敷市 HP「倉敷市立地適正化計画」(2021.3) <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/41196.htm>



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

都市山麓グリーンベルトの整備 実施主体： 静岡県静岡市



(出典：「協働の取組み グリーンベルト」
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/sabo/doshasaigai/doshataisaku/1029558.html>)

諸 元

人口	693,389 人
世帯数	297,421 世帯
行政区面積	1,411.83K m ²
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・静岡県では、土砂災害危険箇所が366箇所と集中している静岡市の賤機山から興津川までの東西12km、面積65km²の市街地北側山麓域を都市山麓グリーンベルト整備区域とし、土砂災害防止施設の整備を重点的に推進しています。
- ・竹林の拡大が著しい清水大内地区をモデル地区とし、地域住民・ボランティアとの協働によって樹林帯の整備を行っています。

取組のポイント

【行政と地域住民等との協働】 森を楽しみながら里山の保全や森林整備に取り組むグループが増えてきており、NPO法人や自治会と協定を結び、土砂災害に強い樹林帯を育てるため、地域が一体となり維持管理活動を進めています。

活用事業

—

・静岡県 HP「協働の取組み グリーンベルト」
<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/kasensabo/sabo/doshasaigai/doshataisaku/1029558.html>



		リスク回避	土砂災害								
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築										
基本施策	Ⅱ-2 災害リスクに対応した土地利用計画										
導入メニュー	Ⅱ-2-② 災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導										
都市山麓（土岐川流域）グリーンベルトの整備			実施主体：岐阜県多治見市・土岐市								
■土岐川流域グリーンベルトの基本理念及び基本方針（案）■			諸元								
<基本理念> 土岐川流域グリーンベルト整備事業は、互いの連携・協力のもと、はげ山から再生した丘陵を、より安全で豊かな都市山麓につくりあげていくものである。			岐阜県多治見市								
<基本方針> 山麓斜面を防災的に強い樹林地とし、土砂災害を防止する。 土砂災害の恐れのある地域に対し、適正な土地利用に誘導する。 防災機能が高く、種の多様性に富む樹林地を保全・創出する。 生活に憩いをもたらす自然景観を保全する。 身近な自然体験（環境学習や森林レクリエーション）の場を提供する。			<table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>106,732人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>42,656世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>91.25K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table>	人口	106,732人	世帯数	42,656世帯	行政区面積	91.25K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	106,732人										
世帯数	42,656世帯										
行政区面積	91.25K㎡										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
			<table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>55,348人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>21,359世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>116.02K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>非線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table>	人口	55,348人	世帯数	21,359世帯	行政区面積	116.02K㎡	都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	55,348人										
世帯数	21,359世帯										
行政区面積	116.02K㎡										
都市計画	非線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
(出典：「土岐川流域グリーンベルト」 https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/sabo/tokigawa/gb.html 、「土岐川グリーンベルト通信104号」 https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/sabo/tokigawa/tusin_pdf/tusin114.pdf)			※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載								
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> ・庄内川水系土岐川（岐阜県多治見市、土岐市）では、山麓まで市街地が近接して形成された結果、土砂災害の危険性が高まっていることから、土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面において地元中学・地域住民とともに間伐や、散策路の整備などに取り組んでいます。 ・市街地に隣接する山麓斜面を一連の緑地帯として、保全・創出するため、多治見砂防国道事務所では、土岐川流域の土砂災害に対する安全性を高め、緑豊かな都市環境と景観を創出することなどを目的に、「土岐川流域グリーンベルト」の整備を進めています。 ・平成12年度より、多治見市長、土岐市長、笠原町長、学識経験者を含めた「委員会」により、検討を始め、現在では、県および各市町の関係機関で調整会議を実施しています。 											
取組のポイント											
【通信の発行】 活動報告として、「土岐川グリーンベルト通信」をすでに100号以上発行し、情報の発信に努めています。											
活用事業 —											

・多治見砂防国道事務所 HP「土岐川流域グリーンベルト」<https://www.cbr.mlit.go.jp/tajimi/sabo/tokigawa/gb.html>
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojo/journalist/newspaper/2006/0331-2/pdf/other.pdf>



		リスク回避	土砂災害
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築		
基本施策	Ⅱ-2	災害リスクに対応した土地利用計画	
導入メニュー	Ⅱ-2-②	災害ハザードエリア内の土地利用の規制・誘導	

がけ地近接等危険住宅移転事業 実施主体： 広島県内市町

対象者

下記のような区域の住宅(危険住宅)にお住まいの方

- ・土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)
- ・基礎調査が完了し土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)に指定される見込のある区域
- ・地方公共団体が条例で指定した災害危険区域
- ・地方公共団体が条例で建築を制限している区域
- ・地方公共団体が定めた地区計画の区域
- ・都道府県知事が指定した浸水被害防止区域
- ・過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域

支援内容

①危険住宅の撤去にかかる費用
限度額：国の定める標準建設費*から算出した除却工事費
 (危険住宅の延床面積(m²)×平米単価(円/m²))
※平米単価(円/m²)は年度によって変わります。

②移転、仮住居費、跡地整備費等にかかる費用
限度額：97万5千円/戸

③危険住宅に代わる住宅の建設、購入、改修のため、金融機関等から借入れた場合、その利息に相当する額

【通常】限度額：421万円/戸
(建物325万円/戸、土地96万円/戸)

【特殊地域】限度額：731万8千円/戸
(建物465万円/戸、土地206万円/戸、敷地造成60万8千円/戸)

※危険住宅の撤去を行う必要があります。
 ※特殊地域とは、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域、出水による災害危険区域をいいます。
 ※借入利率は年8.5%を限度とします。
 ※移転前の敷地は土砂災害特別警戒区域の指定がある限り宅地としての再利用はできません。

諸 元	
人口	2,799,702 人
世帯数	1,243,527 世帯
行政区面積	8,479.65K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：「【概要】がけ地近接等危険住宅移転事業について」
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/582547.pdf>)

取組概要

・広島県では、がけ地付近等の対象区域内から住宅の移転に対し補助を行う市町に対して、協調補助を行っています。

取組のポイント

【逆線引きと連動した事業の活用】 広島県における土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入の取組において、ハザードエリアからの住宅移転を促す補助策として活用しています。

【適切な時期での対象者への案内】 工事予定年度の前年度に予算が確定することから、本制度の活用にあたっては工事工程の調整等を要する場合があります、対象者への案内は適切な時期に行う必要があります。

活用事業

・社会資本整備総合交付金（がけ地近接等危険住宅移転事業）

・広島県 HP「がけ地近接等危険住宅移転事業について」 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/107/gakekin01.html>



		リスク低減	土砂災害																		
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築																				
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策																			
導入メニュー	Ⅱ—3—③	確実な情報収集・提供手段の整備																			
静岡市オフロードバイク隊			実施主体： 静岡県静岡市																		
<p>1 名称 (スカウト) Shizuoka City Off-road Utility Team</p> <ul style="list-style-type: none"> 「静岡」「市」「オフロード」「実用」「部隊」を意味する英語の頭文字から「偵察」の意味 <p>2 発足経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年1月の阪神・淡路大震災に際し、建物の倒壊による瓦礫の散乱等、道路網の寸断によって自動車の利用が制限 オートバイ(特にオフロードバイク)は不整路や1m程度の狭い道路でも通行が可能であり、最も有効な交通手段となったことから災害発生時の情報収集の手段として導入が図られ平成7年度中に体制を整備、平成8年度に発足 <p>3 構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 静岡市職員で構成され、身分は危機管理課兼務または併任。令和2年度の隊員数は37人(内女性3人)で構成 編成は本部と4コ小隊及び通信隊 <p>4 活動</p> <table border="1"> <tr> <td>地震発生時</td> <td>震度5以上の地震が発生した場合は安否確認・装備確認・情報確認2次配備体制(全職員動員)であるため各種確認後、直ちに参集し、体制を整える。</td> </tr> <tr> <td>(地震以外)</td> <td>風水害の発生時は状況に応じ静岡市災害対策本部の出動要請を受ける。それ以外の突発的災害の発生時は災害対策本部長の指令を受けた時。参集後は静岡市災害対策本部の指揮下に入り、担当支部方面の情報収集及び伝達にあたる。</td> </tr> <tr> <td>平常時</td> <td>情報伝達訓練、参集訓練、操縦訓練、通信訓練(無線機操作、手旗信号)、救命講習、基本教練、各種訓練(水防演習、総合防災訓練、地域防災訓練等)への参加及び自衛隊との共同訓練や外部講師を招いて操縦訓練に特化した訓練も実施している。</td> </tr> <tr> <td>災害派遣</td> <td>東日本大震災の対応では、地震発生直後の3月15日から5月26日までの約2か月間仙台市に静岡市現地本部及びバイク隊本部を設置し、岩手県から福島県沿岸地域の津波被害状況を調査し、本部へ情報を伝達した。また、熊本地震では現地調査のほか、避難所運営の支援を行うための情報収集なども実施した。</td> </tr> </table> <p>(出典：静岡市オフロードバイク隊 スカウト https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001492.html)</p>			地震発生時	震度5以上の地震が発生した場合は安否確認・装備確認・情報確認2次配備体制(全職員動員)であるため各種確認後、直ちに参集し、体制を整える。	(地震以外)	風水害の発生時は状況に応じ静岡市災害対策本部の出動要請を受ける。それ以外の突発的災害の発生時は災害対策本部長の指令を受けた時。参集後は静岡市災害対策本部の指揮下に入り、担当支部方面の情報収集及び伝達にあたる。	平常時	情報伝達訓練、参集訓練、操縦訓練、通信訓練(無線機操作、手旗信号)、救命講習、基本教練、各種訓練(水防演習、総合防災訓練、地域防災訓練等)への参加及び自衛隊との共同訓練や外部講師を招いて操縦訓練に特化した訓練も実施している。	災害派遣	東日本大震災の対応では、地震発生直後の3月15日から5月26日までの約2か月間仙台市に静岡市現地本部及びバイク隊本部を設置し、岩手県から福島県沿岸地域の津波被害状況を調査し、本部へ情報を伝達した。また、熊本地震では現地調査のほか、避難所運営の支援を行うための情報収集なども実施した。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>693,389人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>297,421世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>1,411.83K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <p><small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small></p>	諸 元		人口	693,389人	世帯数	297,421世帯	行政区面積	1,411.83K m ²	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
地震発生時	震度5以上の地震が発生した場合は安否確認・装備確認・情報確認2次配備体制(全職員動員)であるため各種確認後、直ちに参集し、体制を整える。																				
(地震以外)	風水害の発生時は状況に応じ静岡市災害対策本部の出動要請を受ける。それ以外の突発的災害の発生時は災害対策本部長の指令を受けた時。参集後は静岡市災害対策本部の指揮下に入り、担当支部方面の情報収集及び伝達にあたる。																				
平常時	情報伝達訓練、参集訓練、操縦訓練、通信訓練(無線機操作、手旗信号)、救命講習、基本教練、各種訓練(水防演習、総合防災訓練、地域防災訓練等)への参加及び自衛隊との共同訓練や外部講師を招いて操縦訓練に特化した訓練も実施している。																				
災害派遣	東日本大震災の対応では、地震発生直後の3月15日から5月26日までの約2か月間仙台市に静岡市現地本部及びバイク隊本部を設置し、岩手県から福島県沿岸地域の津波被害状況を調査し、本部へ情報を伝達した。また、熊本地震では現地調査のほか、避難所運営の支援を行うための情報収集なども実施した。																				
諸 元																					
人口	693,389人																				
世帯数	297,421世帯																				
行政区面積	1,411.83K m ²																				
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり																				
取組概要																					
・静岡市では、職員でオフロードバイク隊が結成され、災害発生から即時にバイクで市内を回り、情報収集等を実施しています。																					
取組のポイント																					
【民間企業による訓練支援】ヤマハ発動機(株)所属のインストラクターによる、市消防局、陸上自衛隊等も共同で参加する操縦訓練を行っています。																					
活用事業																					
—																					

・静岡市 HP「静岡市オフロードバイク隊 スカウト」 https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_001492.html



		リスク低減	土砂災害									
基本事項	Ⅱ 土砂災害に強い都市構造の構築											
基本施策	Ⅱ—3	地域の孤立対策										
導入メニュー	Ⅱ—3—①	緊急輸送道路の確保										
土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進			実施主体：鳥取県									
<p style="text-align: center;">土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び 既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>計画の名称</td> <td>土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)</td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td>令和3年度から令和7年度</td> </tr> <tr> <td>計画の目標</td> <td>土砂災害から要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網を保全するとともに、既存施設の改築・長寿命化を実施することにより、安全・安心な県民生活の確保を図る。</td> </tr> <tr> <td>計画の成果目標 (定量的指標)</td> <td>要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網における土砂災害対策の要対策箇所において、計画期間5ヶ年で22箇所(4箇所/年(平均))の整備を達成する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">計画の概要</p> <p><small>(出典：鳥取県 HP「土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)」 https://www.pref.tottori.lg.jp/260126.htm)</small></p>			計画の名称	土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)	計画期間	令和3年度から令和7年度	計画の目標	土砂災害から要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網を保全するとともに、既存施設の改築・長寿命化を実施することにより、安全・安心な県民生活の確保を図る。	計画の成果目標 (定量的指標)	要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網における土砂災害対策の要対策箇所において、 計画期間5ヶ年で22箇所(4箇所/年(平均)) の整備を達成する。	諸 元	
			計画の名称	土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)								
			計画期間	令和3年度から令和7年度								
			計画の目標	土砂災害から要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網を保全するとともに、既存施設の改築・長寿命化を実施することにより、安全・安心な県民生活の確保を図る。								
			計画の成果目標 (定量的指標)	要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網における土砂災害対策の要対策箇所において、 計画期間5ヶ年で22箇所(4箇所/年(平均)) の整備を達成する。								
人口	553,407人											
世帯数	219,742世帯											
行政区面積	3,507.14K m ²											
都市計画	—											
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>												
取組概要												
<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県では、水の安全・安心基盤整備として、社会資本総合整備計画において土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進を位置づけ、要配慮者利用施設、防災拠点及び重要交通網における土砂災害対策の要対策箇所において、計画期間5ヶ年で22箇所(4箇所/年(平均))の整備を目指しています。 												
取組のポイント												
【関連施設対策に合わせた重要交通網の確保】 土砂災害リスクを有する防災拠点やそれにつながる重要交通網を確保するため、各種土砂災害対策を実施しています。												
活用事業												
<ul style="list-style-type: none"> 社会資本整備総合交付金 (防災・安全) <p><small>・鳥取県 HP「土砂災害対策事業における防災拠点等の保全及び既存施設老朽化対策の推進 (防災・安全) (重点)」 https://www.pref.tottori.lg.jp/260126.htm</small></p>												



Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる

表 掲載事例

基本施策	導入メニュー	掲載事例【】は実施主体	災害種別	ページ
Ⅲ-1 人材等の育成	① 自主防災組織の結成と活動の充実	防災まちづくり計画の策定と防災ネットワークづくり 【京都府京都市】	土砂災害	実践編 3-28
		災害経験を糧にした自主防災組織の活動【広島県】	土砂災害	実践編 3-29
		安心して暮らせる地域づくり 【富山県】	土砂災害	実践編 3-30
	② 消防団の充実・強化	—	—	—
	③ 自分の判断で避難できる防災教育の推進	早期避難に向けた住民との事前準備【滋賀県長浜市】	土砂災害	実践編 3-31
Ⅲ-2 自治体・企業等の連携	④ 防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）	産官学民による全世代型防災リーダー育成プログラム 【愛媛県松山市】	土砂災害	実践編 3-32
		① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCOとの連携強化	「土砂災害避難促進アクションプログラム」の策定と取組 【大分県】	土砂災害
	② 他の地方公共団体との連携強化（防災協定・日常の地域間交流等）	—	—	—
	③ 企業との連携強化（防災協定）	民間商業施設の防災拠点としての提供に関する協定の締結 【福岡県宗像市】	土砂災害	実践編 3-34
		商店街・企業・消防が協働した「防災てらこや」の推進 【神奈川県横浜市】	土砂災害	実践編 3-35
	④ NPOとの連携	—	—	—
	Ⅲ-3 自治体・企業等の連携	① 貴重なデータの保護	—	—
② 事業継続計画（BCP）の策定促進		—	—	—
③ 職員の意識づくり		—	—	—
Ⅲ-4 有事を見据えた体制づくり	① 自主防災組織による避難防災訓練の実施	「土砂災害に関する避難訓練シナリオ作成のための解説書」づくり 【石川県】	土砂災害	実践編 3-36
		② 支援物資等の受け入れ体制の検討	企業との連携によるドローンによる被災状況撮影及び救援物資搬送の取組【大分県】	土砂災害
	③ 災害廃棄物処理体制の検討	災害時広域受援計画の策定 【岐阜県】	土砂災害	実践編 3-38
		（一社）福岡県解体工事協会の防災活動の取組【福岡県】	土砂災害	実践編 3-39



		リスク低減	土砂災害
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ—1—①	自主防災組織の結成と活動の充実	

防災まちづくり計画の策定と防災ネットワークづくり 実施主体：京都市



地域で想いを共有
「防災まちづくりワークショップ」

各種 SNS を利用し
「情報ネットワーク」を構築



地域が目指す未来像をわかりやすく見える化
「防災まちづくり計画」



住民同士が交流しながら、
まちの課題を把握「防災まち歩き」

諸元	
人口	1,463,723 人
世帯数	729,524 世帯
行政区面積	827.83K ㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

(出典：第26回 防災まちづくり大賞 受賞事例集(令和3年度)
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei26th.pdf)

取組概要

- ・京都市今熊野学区は、狭い路地に木造住宅が達なる密集市街地でありながら、地域内の高低差が50mを超える「坂のまち」でもあり、地震や土砂災害などに不安を抱く住民も多いため、「みんなが安心、安全に暮らせる 坂のまち 今熊野」を目指し、平成30年度から「防災まちづくり」に取組んでいます。
- ・主な活動ポイントは●防災まち歩きやワークショップなど「あいさつ以上、親戚未満」の関係を築く交流の場づくり、●SNSを活用した幅広い情報発信と、特設ホームページによる活動履歴のアーカイブ化による情報ネットワークづくり、●調董や活動で得た生の情報や統計データを基にした現状と方向性のわかりやすい見える化、です。
- ・地域が目指す将来像と方針を共有するため「防災まちづくり計画」(R3.3)を策定しました。

取組のポイント

【住民の想いの共有化とネットワークづくり】 住民同士の関係強化、地域情報や問題意識の共有など、防災意識と住民間連携を円滑にする防災ネットワークの体制を構築することができました。

活用事業

—

・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>



		リスク低減	土砂災害	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>	
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成		
導入メニュー	Ⅲ— 1—①	自主防災組織の結成と活動の充実		
災害経験を糧にした自主防災組織の活動			実施主体： 広島県	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 土石流で被災した家屋（安佐北区口田南） </div> <div style="text-align: center;"> 落合小学校防災教育（防災工作） </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>安否情報発信①</p> <ul style="list-style-type: none"> QRコード(二次元バーコード)による発信 新建築カードに記載しているQRコードを、携帯電話等で読み取って、安否情報発信ページに移ります。 <p>安否確認システムの説明画面</p> </div> <div style="width: 45%;"> 令和4年度の防災訓練で運用した安否確認システム </div> </div>			諸 元	
			人口	2,799,702 人
			世帯数	1,243,527 世帯
			行政区面積	8,479.65K m ²
			都市計画	—
※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載				
<p>(出典：第27回 防災まちづくり大賞 受賞事例集(令和4年度) https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei27th.pdf)</p>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年8月に発生した「広島豪雨災害」を契機として、当地区から災害による犠牲者、特に関連死をゼロにしたいとの思いから、広島市落合学区自主防災会連合会を中心として、各種団体、JAなどの主な事業所などと連携した活動を推進しています。 ●防災委員会の編成、●「キッズ防災士」の養成、●中学生の防災士資格取得、●自主防災会連合会が主体となった防災活動・福祉活動の推進、●一時避難所の指定と協定の締結（中規模商業施設とJA広島落合支店と応援協定を締結）、●避難者の送迎を大規模商業施設の送迎用マイクロバスを利用する協定締結、●大型近隣公園を災害時のキャンプ場としての利用、●小規模緊急避難場所連絡協議会と落合学区自主防災会連合会の話し合いによる障がい者の移動支援、●広島工業大学と連携した避難者の体調管理、などを行っています。 				
取組のポイント				
<p>【防災教育の低年齢化】 小学校6年生で総合学習の一部として防災学習を取り入れているため、中学生の防災士が誕生しています。また、保護者、防災関係者、地域の方を招いた防災フェスティバルと題する学習発表会も開催しています。</p>				
活用事業				
—				
<p>・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html</p>				



		リスク低減	土砂災害
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 3 すべての人に 健康と福祉を </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 11 住み続けられる まちづくりを </div> </div>
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ— 1—①	自主防災組織の結成と活動の充実	

安心して暮らせる地域づくり 実施主体： 富山県

■ いのちのバトン・避難支援シート記入例

■ 防災訓練での防災講演会

■ カローリング大会

■ カローリング大会での炊き出し訓練

(出典：第27回 防災まちづくり大賞 受賞事例集(令和4年度)
https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei27th.pdf)

諸元	
人口	1,034,814人
世帯数	403,989世帯
行政区面積	4,247.58K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

取組概要

- ・ ほぼ全域が土砂災害特別警戒区域に指定されている氷見市仏生寺地域において、安心して暮らせる地域づくりに取組んでいます。
- ・ 緊急搬送時の連絡、災害時の避難支援・安否確認・情報提供等に活用する「いのちのバトン・避難支援シート」の作成、避難所及び緊急避難場所、避難所運営マニュアル、避難情報伝達方法、自主防災会役員の役割等を載せた地区防災計画の作成、避難情報の伝達訓練、避難訓練、避難所設営訓練等の毎年実施を行っています。

取組のポイント

【高い避難支援シートの作成率】 避難支援シートは、通常は作成や区長等との共有を躊躇する人が多く、作成率が低迷する課題を抱える傾向にありますが、仏生寺地域づくり協議会では、社会福祉協議会の協力と区長の丁寧な説明の結果、令和3年度には95%の世帯が提出しています。

活用事業

—

・ 総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>



		リスク低減	土砂災害
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ—1	人材等の育成	
導入メニュー	Ⅲ—1—③	自分の判断で避難できる防災教育の推進	

早期避難に向けた住民との事前準備

実施主体： 滋賀県長浜市

被災状況

土石流

滋賀県防災情報マップ

木之本町大見
被災箇所
避難所

諸元

人口	113,636人
世帯数	42,570世帯
行政区面積	681.02K㎡
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり

※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載

60分雨量

避難準備情報発令・避難
土砂災害警戒情報発表
自主避難

大見地区でのこれまでの取組

出前講座 (H29.9.2) 図上訓練 (H30.9.1)

まち歩き (R1.12.15)

防災マップ(まち歩きの結果を反映)
お助けマップ(避難に配慮を要する住民の家屋を示した地図)

【災害の経緯: 令和2年7月豪雨】 (赤字: 住民の行動)

6日(月) 04:05 大雨注意報発表
16:17 大雨警報発表
8日(水) 03:00 自主的に避難所を開設
03:10 土砂災害警戒情報発表
04:00 避難放送→住民4人自主避難
04:30 長浜市災害警戒本部設置
06:00 避難準備情報発令→再度避難放送→住民10人避難
6時過ぎ土石流が発生し車庫・倉庫が一部損壊
09:20 土砂災害警戒情報解除

(出典：国土交通省資料
https://www.mlit.go.jp/river/sabo/shisetsu_kouka/koukajirei/jirei/r02/r02_hinan_nagahamashi.pdf)

取組概要

- ・ 滋賀県長浜市木之本町大見地区は、土砂災害警戒区域内に位置しています。
- ・ 令和2年7月豪雨の際、土石流により避難路に隣接する倉庫1棟が被災しましたが、過年度より当地区において、「水害・土砂災害に強い地域づくり」に関する取組を行ってきた結果、住民自らが危機意識を持ち、降雨状況等を確認し、事前に自主的に避難所を開設することで早めの避難が実施できました。

取組のポイント

【事前の取組】 これまでに、出前講座、図上訓練、まち歩きなど、様々な取組を重ねてきたほか、防災マップの作成などを行っています。

活用事業

—

・ 国土交通省資料 https://www.mlit.go.jp/river/sabo/shisetsu_kouka/koukajirei/jirei/r02/r02_hinan_nagahamashi.pdf



		リスク低減	土砂災害										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 										
基本施策	Ⅲ— 1	人材等の育成											
導入メニュー	Ⅲ— 1—④	防災教育の推進（住民・子供たちの意識づくり）											
産官学民による全世代型防災リーダー育成プログラム			実施主体：愛媛県松山市										
<p>①防災教育プログラムの評価と実践サイクルを確立！</p>  <p>HP・YouTube・講演などで情報発信／</p>			諸元										
<p>②世代に合わせたプログラムで、小学生から高齢者まで途切れることなく防災学習</p> 			<table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>511,192 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>241,234 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>429.35K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画画区域</td> <td>線引き都市計画区域</td> </tr> <tr> <td>用途地域指定</td> <td>あり</td> </tr> </table>	人口	511,192 人	世帯数	241,234 世帯	行政区面積	429.35K m ²	都市計画画区域	線引き都市計画区域	用途地域指定	あり
人口	511,192 人												
世帯数	241,234 世帯												
行政区面積	429.35K m ²												
都市計画画区域	線引き都市計画区域												
用途地域指定	あり												
<p>③全世代・職域で防災リーダー育成プログラムを展開！</p> 			<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>										
<small>(出典：全世代型防災教育の概要 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/bousaikyouiku/zensedaibousaikyoiku.files/zensedaibousai.pdf)</small>													
<h3>取組概要</h3> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨から、防災教育の重要性を認識し、産官学民が参画した「松山市防災教育推進協議会」設立し、産官学民が連携したプログラムを展開しています。 愛媛大学防災情報教育センターに「松山防災リーダー育成センター」を設置し、地域密着の教育研究機関の強みを活かし、世代に応じた防災教育の実践やすべての世代や職域への防災リーダーの育成などを展開しています。 													
<h3>取組のポイント</h3> <p>【切れ目のない防災教育】 世代や職業に関係なく、すべての市民が防災を学ぶことができる仕組みがつくられています。</p>													
<h3>活用事業</h3> <p>—</p>													

・松山市 HP「切れ目のない全世代型防災教育」
<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/bousai/bousaikyouiku/zensedaibousaikyoiku.html>



		リスク低減	土砂災害										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）												
基本施策	Ⅲ—2 自治体・企業等の連携												
導入メニュー	Ⅲ—2—① 国・県・自衛隊・消防・警察・NEXCO との連携強化												
「土砂災害避難促進アクションプログラム」の策定と取組			実施主体：大分県										
<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>【土砂災害避難促進アクションプログラムの主な内容】</p> <p>■ 土砂災害から命を守るため、行政と住民が一体となって取組を推進</p> <p>● 計画期間：令和元年度から5カ年</p> <p>1. 地域の防災リテラシーの向上</p> <p>○ 土砂災害及び防災情報に関する知識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防災講座の開催 <p>○ 地域に応じた避難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップを活用した避難訓練の実施 <p>○ 避難時の行動想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの作成 <p>○ 災害履歴や災害経験の伝承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVD（災害履歴、土砂災害映像等）の作成 <p>2. 地域コミュニティにおける共助の推進</p> <p>○ 防災リーダーの育成・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災士等を対象にスキルアップ講座の開催 <p>3. 安全な避難場所の確保、避難所の環境改善</p> <p>○ 「近隣の安全な場所」の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時避難場所等をハザードマップに記載 <p>4. 住民の避難行動につながる災害情報の提供</p> <p>○ 情報伝達手段の多重化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビによる危険度情報のデータ放送配信 ・県民向け「防災アプリ」の運用 <p>○ 土砂災害関連情報の精度向上・充実</p> </div>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>1, 123, 852 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>489, 249 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>6, 340. 76 K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	諸 元		人口	1, 123, 852 人	世帯数	489, 249 世帯	行政区面積	6, 340. 76 K m ²	都市計画	—
諸 元													
人口	1, 123, 852 人												
世帯数	489, 249 世帯												
行政区面積	6, 340. 76 K m ²												
都市計画	—												
<small>（出典：大分県土砂災害避難促進アクションプログラムの概要 https://www.pref.oita.jp/uploaded/life/1007076_2525635_misc.pdf）</small>													
取組概要													
<p>・ H30. 7 の西日本豪雨における避難率の低さを踏まえ、『地域の防災リテラシーの向上』や『地域コミュニティにおける共助の推進』につながる取組が必要との認識から、県・市町村合同の取組として「土砂災害避難促進アクションプログラム」を策定しました。</p> <p>・ アクションプログラムのうち、「地域防災リテラシーの向上」のため、土砂災害専門家を派遣し、防災講座の開催、土砂災害ハザードマップの再点検等を支援しています。</p>													
取組のポイント													
<p>【プログラムの実施】 アクションプログラムに掲げた実効性のある避難行動を確保するための取組として、ハザードマップの再点検や作成したタイムラインに基づき、避難訓練を行っています。</p>													
活用事業													
<p>—</p>													
<small>・ 大分県 HP 「土砂災害避難促進アクションプログラムについて」 https://www.pref.oita.jp/soshiki/17400/dosyasaigaihinansokusin.html</small>													



		リスク低減	土砂災害
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携	
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）	

民間商業施設の防災拠点としての提供に関する協定の締結 実施主体：福岡県宗像市

		諸 元	
		人口	97,095 人
		世帯数	41,038 世帯
		行政区面積	119.94K ㎡
		都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
 <p style="text-align: center;">宗像市 × 株玉屋</p>		<small>※諸元は名古屋市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	
			
<small>（出典：株式会社玉屋「トリアーダ宗像」再開発完成に伴う開所式及び宗像市・株玉屋の防災協定締結式 https://www.city.munakata.lg.jp/w001/050/020/004/20220617/08_1.pdf）</small>			

取組概要

- ・株式会社玉屋と「災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定」を締結し、同社が所有するトリアーダ宗像を指定緊急避難場所として指定（浸水想定区域及び土砂災害警戒区域外）
- ・これにより、これまで宗像市で対応が難しかった「ペット専用避難所」の開設が可能となるほか、800台を超える駐車スペースを車中泊避難の場所として活用できます。
- ・その他、マンホールトイレや太陽光蓄電システム等の防災設備を整備しています。

取組のポイント

【指定避難場所としての指定】 市内47箇所目の「指定緊急避難場所」として新たに指定しました。同規模の充実した防災設備を有する指定緊急避難場所は市内に例がなく、本件が市内で初めてとなります。

活用事業

・宗像市 HP「株式会社玉屋と災害時における指定緊急避難場所の提供に関する協定を締結しました」
<https://www.city.munakata.lg.jp/w003/010/010/050/050/010/20220629114227.html>



		リスク低減	土砂災害								
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		 								
基本施策	Ⅲ—2	自治体・企業等の連携									
導入メニュー	Ⅲ—2—③	企業との連携強化（防災協定）									
商店街・企業・消防が協働した「防災てらこや」の推進			実施主体：神奈川県横浜市								
 			諸元 <table border="1"> <tr> <td>人口</td> <td>3,777,491人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>1,753,081世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>437.71K㎡</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>線引き都市計画区域 用途地域指定あり</td> </tr> </table> <small>※諸元は越谷市のデータを記載 ※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	人口	3,777,491人	世帯数	1,753,081世帯	行政区面積	437.71K㎡	都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり
人口	3,777,491人										
世帯数	1,753,081世帯										
行政区面積	437.71K㎡										
都市計画	線引き都市計画区域 用途地域指定あり										
 											
<small>（出典：第27回防災まちづくり大賞事例集（令和4年度） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei27th.pdf）</small>											
取組概要											
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市南区は、木造密集地域や埋立地、崖地等が多く、災害リスクは高いほか、消防団に外国籍を持つ団員が在籍するなど、国際色豊かな地勢となっています。横浜橋通商店街は、空き店舗の利活用による活性化を進めており、協働による防災まちづくり事業を進めています。 商店街の空き店舗等を活用し、子どもたちが防災について学べるコミュニティ「防災てらこや」を開催しています。未就学児には、防災絵本の読み聞かせや、クイズ、AR（拡張現実）水害体験等を提供し、小学生には、消防署見学会、防災かるた大会、防災自由研究（夏休み期間）といったイベントを開催するとともに、小学校の要望に応じて、出前授業も実施しています。 同商店街では、幅広い取組について、外国籍消防団員等と連携して多文化共生に配慮（多言語対応、ピクトグラム、やさしい日本語等）しながら推進しています。 											
取組のポイント											
【子どもたちが興味を持つ工夫】 子どもたちが楽しく参加できる工夫をしています。											
活用事業											
—											

・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>



リスク低減 **土砂災害**

基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）	
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり
導入メニュー	Ⅲ—4—①	自主防災組織による避難防災訓練の実施



「土砂災害に関する避難訓練シナリオ作成のための解説書」づくり

実施主体：石川県

避難訓練シナリオ解説書（地域版）

2. 訓練シナリオの作成

2-2. 訓練シナリオを作成しましょう

確認事項を把握したら、訓練シナリオを作成しましょう。各参加機関が訓練開始から終了までにどういった行動をとっていくのかについて、以降に示す STEP 1～3 の順に、時系列に整理します。

ここでは、本解説書で示す避難訓練シナリオの雛形を用いて作成の流れを解説します。

STEP 2 情報付与役（市町代役）、自主防災組織、住民、避難行動要支援者、要配慮者利用施設等の役割を記載します。

（訓練シナリオ作成例）

時刻	フェーズ	実施内容	実施機関	実施場所	実施時間	実施者	実施内容	実施場所	実施時間	実施者
9:00	①	集合	自主防災組織	集合場所	9:00～9:15	自主防災組織員	集合場所	集合場所	9:00～9:15	自主防災組織員
9:15	②	避難訓練開始	自主防災組織	集合場所	9:15～9:30	自主防災組織員	集合場所	集合場所	9:15～9:30	自主防災組織員
9:30	③	避難訓練中	自主防災組織	集合場所	9:30～9:45	自主防災組織員	集合場所	集合場所	9:30～9:45	自主防災組織員
9:45	④	避難訓練終了	自主防災組織	集合場所	9:45～9:55	自主防災組織員	集合場所	集合場所	9:45～9:55	自主防災組織員

STEP 1 訓練時間、フェーズ（場面）、進行シナリオの流れを記載します。

STEP 3 参加者の行動を記載します。

諸 元

人口	1,132,526 人
世帯数	469,910 世帯
行政区面積	4,186.21K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

（出典：土砂災害に関する避難訓練シナリオ作成のための解説書（地域版）
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/8dosya-soft/documents/kunrenshinario_tiiki.pdf）

取組概要

・石川県では、平成29年の土砂災害防止法の改正を受けて、避難確保計画の作成・避難訓練の実施を支援するため、避難確保計画ガイドラインのほか、避難訓練シナリオを作成しています。

取組のポイント

【初心者への配慮】初めて防災活動の指揮をとる地域のリーダーでも円滑な避難訓練が実施できるよう、地域版の避難訓練シナリオの雛形を作成しています。

活用事業

—

・石川県 HP「土砂災害に関する避難訓練シナリオ作成のための解説書（地域版）」
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/8dosya-soft/documents/kunrenshinario_tiiki.pdf



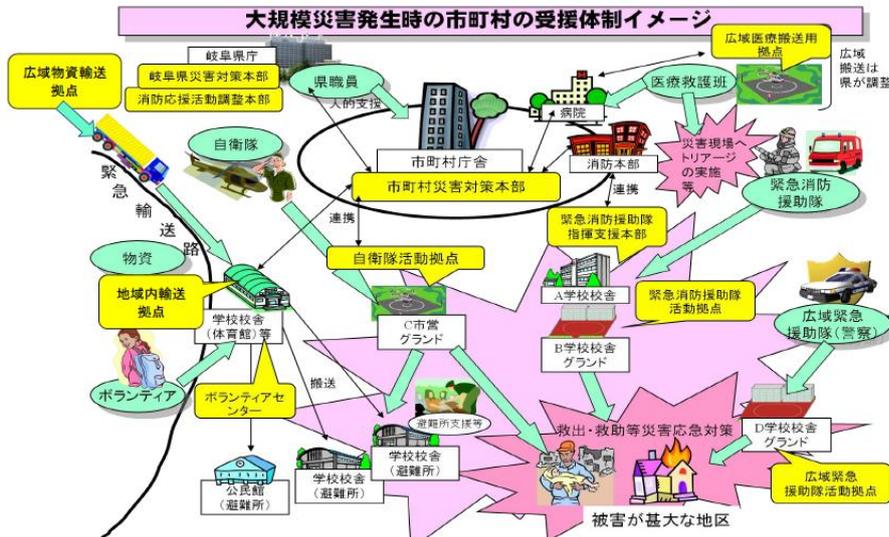
		リスク低減	土砂災害	
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）			
基本施策	Ⅲ-4	有事を見据えた体制づくり		
導入メニュー	Ⅲ-4-②	支援物資等の受け入れ態勢の検討		
企業との連携によるドローンによる被災状況撮影及び救援物資搬送の取組			実施主体：大分県	
			諸元	
			人口	1,123,852人
			世帯数	489,249世帯
			行政区面積	6,340.76 K m ²
			都市計画	—
<small>※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載</small>				
<small>(出典：第26回防災まちづくり大賞事例集（令和3年度） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei26th.pdf)</small>				
取組概要				
<ul style="list-style-type: none"> ドローンの運用・教育・サービス開発を行う（株）ノーベルは、災害時の孤立地域支援としてドローン活用に向けて、大分県、日田市、警察、広域消防組合消防本部、日本赤十字社とともに、「ドローンによる被災状況撮影および救援物資搬送」の取組をスタートさせました。 令和2年7月豪雨では、ドローンによる災害調査と衛生電話などの物資搬送を行ったほか、1時間以内に30kg超の救援物資を避難所にピストン輸送を行いました。 				
取組のポイント				
【最新技術の有用性の認知向上】 ドローンという最新技術を活用することで、早期の安否確認や物資搬送など、災害時の不安解消につながるなど期待を確認しただけでなく、公的機関との合同訓練の実施などの活動を通して関係構築を図り、非常時の連絡や連携体制づくりに努めています。				
活用事業				
—				

・総務省 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>



		リスク低減	土砂災害
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）		
基本施策	Ⅲ-4	有事を見据えた体制づくり	
導入メニュー	Ⅲ-4-②	支援物資等の受け入れ態勢の検討	

災害時広域受援計画の策定 実施主体：岐阜県

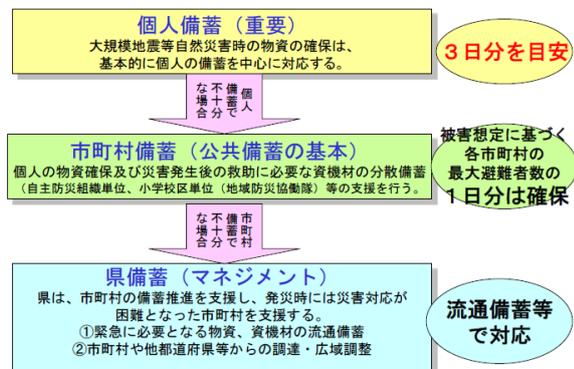


諸元	
人口	1,978,742 人
世帯数	780,730 世帯
行政区面積	10,621.29K m ²
都市計画	—

※人口・世帯数、行政区面積は令和2年国勢調査データを記載

大規模災害発生時の市町村の受援体制イメージ

岐阜県の物資供給の考え方
(県民、市町村、県の備蓄の役割分担)



岐阜県の物資供給の考え方

(出典：岐阜県災害時広域受援計画 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/388235.pdf>)

取組概要

・岐阜県は、これまでの各地で発生した大規模災害時の教訓を踏まえ、大規模災害が発生した場合に想定される県外からの応援部隊や支援物資の受け入れ体制について、岐阜県が県外からの応援を受け入れる場合の基本的ルールとして決めました（R5.3改訂）。

取組のポイント

【計画改訂の継続】 本計画は、市町村の「活動拠点候補地」及び「地域内輸送拠点」を更新するなど、随時拡充を図っています。

活用事業

—

・岐阜県 HP 「岐阜県災害時広域受援計画」 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8447.html>



		リスク低減	土砂災害										
基本事項	Ⅲ 災害に強い組織・人をつくる（人づくり）												
基本施策	Ⅲ—4	有事を見据えた体制づくり											
導入メニュー	Ⅲ—4—③	災害廃棄物処理体制の検討											
（一社）福岡県解体工事協会の防災活動の取組			実施主体：福岡県										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">諸 元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>5,135,214 人</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>2,323,325 世帯</td> </tr> <tr> <td>行政区面積</td> <td>4,986.51K m²</td> </tr> <tr> <td>都市計画</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <small>※人口・世帯数、行政区域面積は令和2年国勢調査データを記載</small>	諸 元		人口	5,135,214 人	世帯数	2,323,325 世帯	行政区面積	4,986.51K m ²	都市計画	—
諸 元													
人口	5,135,214 人												
世帯数	2,323,325 世帯												
行政区面積	4,986.51K m ²												
都市計画	—												
<p>（出典：第26回防災まちづくり大賞受賞事例集（令和3年度） https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/items/ikusei002_08_jirei26th.pdf）</p>													
取組概要													
<p>・福岡県内の解体工事業者が集まり設立された（一社）福岡県解体工事業協会は、災害時の迅速な地域復旧への協力とともに、平時は消防への解体現場の訓練場所としての提供、総合防災訓練への参加、消防隊員の重機取扱習熟訓練の実施などを行っています。</p>													
取組のポイント													
<p>【エキスパートとしての貢献】がれきの撤去、倒壊家屋の解体など、災害時に必要不可欠であることに対して、解体という専門分野からの地域貢献を目指しています。</p>													
活用事業													
<p>—</p>													

・総務省消防庁 HP「地域防災を支える自主防災組織等の育成」<https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html>

【参考資料】



1. 立地適正化計画防災指針に関する参考資料

令和5年度公表

表1 居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア事例

県	市町村	立地特性	想定災害	居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア	備考
青森県	七戸町	内陸部 中山間地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 洪水浸水想定区域（計画・想定最大規模降雨） 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食） 	<ul style="list-style-type: none"> 一部の居住誘導区域内に急傾斜地崩壊危険区域の一部と洪水浸水想定区域（想定最大規模）の一部が含まれるが、既存市街地として生活サービス施設が多く人口密度が高いこと、該当する急傾斜地崩壊危険区域においては対策工事が済んでいることから、都市機能の維持を目的とした居住誘導区域に設定
岩手県	二戸市	内陸部 上流部 中山間地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 地すべり危険区域 土砂災害警戒区域 浸水想定区域（想定最大規模） 	—
山形県	南陽市	内陸部 上流域 急斜面 盆地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 浸水深 2.0m以上の浸水想定区域（想定最大規模） 24時間以上浸水する区域（想定最大規模降雨） 浸水深 0.5m以上の区域（計画規模） 	<ul style="list-style-type: none"> 比較的大きい浸水により災害時に機能維持を要する都市機能が停止するおそれがあるエリアでは施設内への浸水を防止する機能の強化及び避難施設の配置検討を図る
福島県	郡山市	内陸部 中流部 盆地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1mを超える箇所 	<p>河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1m 以下は緊急的な垂直避難や避難行動等のソフト対策により生命に著しい危害が生ずるおそれが少ないとされていることから誘導区域に含める</p>
茨城県	ひたちなか市	臨海部 下流部 平地	津波 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 浸水深 2.0m 以上の津波浸水予測範囲 	<p>浸水深 2.0m以上津波浸水想定区域のうち、沿岸部の徒歩での避難が困難なエリアを除く範囲、那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく堤防整備・河道掘削等の治水対策及び堤防整備・河道掘削等とともに防災訓練の実施や避難マップの作成等による意識啓発等によりリスク低減の見込みのある区域は居住誘導区域に含める</p>
栃木県	宇都宮市	内陸部 丘陵地	地震 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 浸水想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域（水防法）、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水リスク想定区域（水防法に基づく指定河川以外）は、まちづくりにおいて重要な場所、地域拠点や良好な居住地形成を促進している場所を含んでいるため居住誘導区域から除外しない 大規模盛土造成地は直ちに災害ハザードとなるものではないことから誘導区域に含める



県	市町村	立地特性	想定災害	居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア	備考
埼玉県	秩父市	内陸部 上流部 丘陵地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 がけに近接している区域 浸水想定区域（想定最大規模） 	<ul style="list-style-type: none"> がけに近接している区域は、土砂災害警戒区域の要件を満たしながらも、調査時に住宅が未立地であるなどの理由により未指定となっているエリアも多いため、ハザードエリア相当区域として居住誘導区域から除外
神奈川県	厚木市	内陸部 中流部 丘陵・台地、平地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 災害危険区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> 左記区域が新たに指定された場合は、居住誘導区域から除外
大阪府	忠岡市	臨海部 下流部 平坦地	津波 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 想定浸水深 3m 以上の区域（2 階以上の浸水） 土砂災害警戒区（指定前含む） 想定浸水深 2.0m 以上津波浸水想定区域 想定浸水深 3.0m 以上洪水浸水想定区域 大規模盛土造成地 	<ul style="list-style-type: none"> 想定浸水深 3m 以上でも避難所等から半径 500m の区域は居住誘導区域に含めるものとして検討 津波浸水想定区域は一般市街地における 3m 以上の浸水は見られないため除外しない
岡山県	倉敷市	臨海部 下流部 丘陵部、平野部	津波 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域（指定前を含む） 急傾斜地崩壊危険区域（未対策） 浸水深が 2.0m 以上の津波浸水想定区域 浸水深が 3.0m 以上の浸水想定区域（計画規模） 大規模盛土造成地 	<ul style="list-style-type: none"> 津波による想定浸水深 2.0m 未満のハザードエリアは総合的な対策の実施を前提として居住誘導区域から除外しない 浸水深が 3.0m 未満の浸水想定区域（計画規模）は積極的な対策を前提に居住誘導区域に含める
宮崎県	日向市	臨海部 下流部 山間部、平野部	津波 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 居住誘導区域設定にあたり、指定緊急避難場所から半径 500m 以内を要件として設定 土砂災害警戒区域、洪水・内水浸水想定区域、津波浸水想定区域は防災対策の充実、早期避難率向上等を図り、居住誘導区域に含める
熊本県	熊本市	臨海部 下流部 丘陵地、台地、低平地	津波 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 災害危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域等、都市計画運用指針において災害リスクが高い地域として示される区域については、その区域指定の都度、居住誘導区域からの除外を検討
岐阜県	各務原市	内陸部 中流部 丘陵部、台地、扇状地	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域（計画規模） 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の 2 階への垂直避難は容易ではない浸水深 1.0m 以上の区域を除外
静岡県	島田市	中流部、下流部 山間地、台地、扇状地	地震 洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 地すべり防止区域 浸水深 1.0m 以上の浸水想定区域（1/100 確率降雨） 	<ul style="list-style-type: none"> 1 階の軒下が浸水し 2 階に避難することで命が助かる浸水深の目安として浸水深 1.0～ 2.0m が示されているが、より安全性を担保するため、浸水深 1.0m 以上を除外



県	市町村	立地特性	想定災害	居住誘導区域から除外した災害ハザードエリア	備考
静岡県	熱海市	臨海部 急傾斜地	地震 津波 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域 災害危険区域 宅地造成工事規制区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域は住宅等の建築や開発行為等の規制を受ける災害レッドゾーンではなく、堤防整備や都市機能誘導区域への民間投資によりリスク低減が見込まれることから、居住誘導区域に含める
静岡県	清水町	下流部 平坦な地形	洪水氾濫 土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 家屋倒壊等氾濫想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害危険箇所は法的な位置づけはなく、住宅建築の制限もないことから、現時点では居住を誘導する区域から除外しない 市街化区域内における洪水浸水想定区域には、既に多くの居住や都市機能が分布し、地域コミュニティやこれからのまちづくりにおいて不可欠であり防災対策の充実を図りながら、居住誘導区域に含める
愛知県	東海市	臨海部 埋立地	津波 洪水氾濫 土砂災害 高潮	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域） 急傾斜地崩壊危険区域（上記以外） 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水のリスクがある区域（二級河川計画規模・想定最大規模）、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域は、ハード整備を含めた対策により水災害の防止・軽減する取組みをすることを検討することとし居住誘導区域に含める 市域を100mメッシュで区分し、各メッシュにおける「都市構造上の重要性」と浸水想定等に基づく「災害リスク」に関する指標の該当数により、取組みの方向性を評価
愛知県	知多市	臨海部 埋立地	津波 洪水氾濫 土砂災害 高潮	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域は建築物の建築や開発行為が制限されるものではなく、津波に関する情報の収集・伝達や避難誘導計画の策定・防災知識の普及等の事前対策、津波からの防護のための維持・整備等を進め、居住誘導区域に含める 高潮浸水予測マップ及び浸水実績区域は浸水被害防止対策や事前の情報周知の徹底等による避難体制の強化・充実により、居住誘導区域に含める
愛知県	尾張旭市	内陸部 丘陵地	洪水氾濫 土砂災害 ため池堤防決壊	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域、浸水想定区域は、適切な防災・減災対策を講じることで居住の安全性確保に努めることとし居住誘導区域に設定

出典: 令和2年度に国の支援を受けて立地適正化計画防災指針を策定した防災コンパクト先行モデル都市12市町及び中部圏で令和3年度までの防災指針を策定した7市町の事例を整理



表2 居住誘導区域に重複する災害ハザードと防災指針に位置づけた取組事例

県	市町村	居住誘導区域に残る災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
青森県	七戸町	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地崩壊危険区域 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨） 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水 <ul style="list-style-type: none"> 避難計画・備蓄計画を強化する。 洪水 <ul style="list-style-type: none"> 住民に対し、浸水深を考慮した階層の建築を促す。 洪水 <ul style="list-style-type: none"> 誘導区域には設定せず、避難計画・備蓄計画を強化する。 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> 誘導区域には設定せず、居住の移転を促進する。
岩手県	二戸市	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域（計画規模） 	<ol style="list-style-type: none"> 危険回避 <ul style="list-style-type: none"> 災害リスクの高いエリアを居住誘導区域・都市機能誘導区域から除外 浸水深の深い浸水想定区域から将来的な集落移転（検討） 災害リスクの高いエリアにおける開発行為の抑制 基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業によるかさ上げの実施 将来的な公共施設の移転（検討） 避難路の整備の促進 防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> 避難施設の移転、改築、機能強化の推進 避難所・防災マップの見直し 意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> 防災マップ等を用いた防災意識の向上 自主防災組織の設立・育成
山形県	南陽市	<ul style="list-style-type: none"> 浸水深 2.0m未滿の浸水想定区域（想定最大規模） 24 時間未滿の浸水継続区域（想定最大規模降雨） 浸水深 0.5m未滿の区域（計画規模） 	<ol style="list-style-type: none"> 災害の危険性への対応 <ul style="list-style-type: none"> 吉野川の改修 池黒地区の急傾斜地崩壊対策 溢水の危険性の高い地区の重点的な公共下水道（雨水）の整備 災害の危険性の高い地区から居住誘導区域への移転等の補助 内水による浸水被害の軽減・回避 避難環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> 浸水想定や土砂災害の危険性を踏まえた避難施設の配置検討 災害の危険性の高い地区からより安全な避難施設への避難路の確保 災害情報の周知 <ul style="list-style-type: none"> 災害時の危険情報の早期発信 ハザードマップの周知による災害の危険性の認識の向上
福島県	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> 河川整備の基本となる降雨規模（年超過確率 1/150）に基づく浸水深 1 m以下の箇所 	<ol style="list-style-type: none"> 災害リスク回避の対策【事前防災】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画におけるリスクの低いエリアへの誘導 土地利用規制や土地利用とあわせた防災集団移転の検討 ② 災害リスクの低減の対策（ハード） <ul style="list-style-type: none"> ■ 河川区域 <ul style="list-style-type: none"> 阿武隈川緊急治水対策プロジェクト（阿武隈川の河道掘削等） 福島県緊急水災害対策プロジェクト（逢瀬川の築堤護岸・河道掘削等） 準用河川改修の実施 普通河川改修の実施 河川断面拡大による流下能力の向上（河道掘削・樹木伐採） ■ 氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> 建物の構造上の工夫（ピロティ化等）や盛土等への支援策検討 止水板の設置補助 土のう設置の支援体制確保 ■ 集水域 <ul style="list-style-type: none"> 郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（雨水貯留施設等の整備） 下水道排水施設の整備（雨水幹線、雨水ポンプ場）



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<ul style="list-style-type: none"> ・雨水流出抑制施設の設置費用の一部補助 ・民間開発者による貯留浸透施設推進 ・排水路の整備（道路側溝、排水路の改修） ・森林や優良な農地の保全 ・田んぼダムの推進 ・グリーンインフラの検討 ③ 災害リスク低減の対策（ソフト） ■河川区域 <ul style="list-style-type: none"> ・簡易型河川監視カメラ等の設置 ・排水樋門の遠隔操作化 ■氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> ・3Dによる浸水リスクの視覚化 ・公園施設の構造上の工夫（高盛土等）による避難場所の整備検討 ・水位観測所への回転灯設置 ・道路冠水監視システム（ライブカメラ）の設置 ・内水ポンプの電源確保（電源の副次化・商用電源化） ・洪水ハザードマップ掲載の主要な橋梁に名称看板の設置 ・避難案内看板設置 ・民間施設との災害協定（垂直避難場所、一時避難場所、車両避難所等） ・水防資器材の適切な管理 ■集水域 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水ハザードマップ、内水ハザードマップの普及啓発 ・住民による地区防災マップ作成の支援 ・住民によるマイタイムラインの作成の普及 ・テレビやコミュニティFM等情報発信体制の充実 ・地域防災リーダーの育成 ・避難所混雑状況の可視化
茨城県	ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深 2.0m 未満の津波 浸水予測範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難関連施設の整備 ■リスク対策：低減 <ul style="list-style-type: none"> ・避難路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用の補助 ・指定避難所や学校教育施設，子育て関連施設の計画的な維持管理 ・避難所や病院，防災施設等重要給水施設への配水管の優先整備 ・各避難所の防災倉庫に備えた非常食糧，防災資機材の維持管理 ・基幹的防災備蓄倉庫の建設 ・津波監視カメラによる監視 ② 公共施設等の整備 ■リスク対策：低減 <ul style="list-style-type: none"> ・那珂川緊急治水対策プロジェクトに基づく治水対策及び堤防整備・河道掘削等河道の流下能力の向上 ・中丸川、本郷川の未改修区間の整備大川の河川改修 ・「中丸川流域における浸水被害軽減プラン」に基づく計画的な雨水幹線の整備 ・公園・学校における地表上貯留施設の整備及び各戸での浸透施設の設置促進 ・防災拠点となる公共施設の適切な維持管理 ・大規模盛土造成地の変動予測調査等 ③ 防災教育・防災訓練の実施 ■リスク対策：低減 <ul style="list-style-type: none"> ・自主防災会，防災関係機関、団体等の広範囲な参加による総合的な防災訓練の実施 ・学校における防災教育の実施 ・自主防災組織の自発的な防災訓練の支援 ・要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援 ・旧耐震基準で建築された木造住宅への改修費補助



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<p>④ ハザードに関する周知</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線等の通信機器の適切な運用（無線通信機、戸別受信機の無償貸出、個別衛星電話、Em-Net 等） ・新たな通信手段の導入による多様な情報伝達手段を確保（J-アラート、緊急速報（エリア）メール、安全安心メール、L-アラート、SNS 等） ・防災マップ、津波や土砂災害等の各種ハザードマップ等を活用した防災意識の向上 ・津波避難マップを活用した避難ルートの周知及び避難時間の短縮 ・転入者への防災マップや防災情報受信案内等の配布 ・土地売買の仲介となる不動産事業者等に対する、窓口での指導及びホームページ等を通じた災害のおそれのある区域の周知 <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出・勧告による立地誘導
栃木県	宇都宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域（水防法）、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水リスク想定区域（水防法に基づく指定河川以外） ・大規模盛土造成地 	<p>【水災害・「備える」取組】</p> <p>① 施設・制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害ハザードエリアにおける開発抑制 <p>※ 都市計画法改正を踏まえた国の技術的助言等を参考に市街化調整区域の水害リスクがより高い地域の開発抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能誘導施設の浸水対策促進（誘導支援策における浸水対策の要件化等） ・都市計画制度を活用した浸水対策促進（再開発事業等における浸水対策を評価した容積率緩和） ・農業用施設の適正管理・保全 <p>② 警防・水防体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・集約体制の強化（庁内共有システム運用） ・避難情報伝達体制の強化（登録制防災情報メール、防災ラジオ） ・農業用ため池監視体制の強化 ・雨水幹線の水位監視の導入 ・河川監視の強化（水位計・観測カメラによる監視） ・ハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知 ・風水害時に優先的に開設する避難所の周知 ・要配慮者利用施設における避難確保計画（防災体制、避難誘導方法等）の策定支援 ・地区防災訓練への支援 <p>③ 啓発活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の防災教育への支援（学校や地域による意識啓発や災害時の行動等） ・防災意識向上のためのPR活動の実施 ・浸水深さの電柱等への標示 ・住まいの防災対策の情報提供 ・建築物の浸水想定等を立体的に再現した3D表示等の先進技術を活用した防災対策の検討 <p>【水災害・「流す」取組】</p> <p>① 治水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備（河道掘削、調節池整備等） ・下水道の整備（雨水幹線整備） ・施設の適切な維持管理（施設の計画的な更新、河川の土砂の除去等） <p>【水災害・「貯める」取組】</p> <p>① 流域対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・田んぼダム等の普及促進 ・既存調整池の活用 ・市街化区域の民有地における貯留・浸透施設の設置 ・市街化調整区域の小規模開発における貯留・浸透施設の設置 ・学校校庭における貯留・浸透施設の整備



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<ul style="list-style-type: none"> ・公園における貯留・浸透施設の整備 ・その他公共施設における貯留・浸透施設の整備 ・道路における透水性舗装, 雨水浸透ますの設置 ② 土地利用対策 <ul style="list-style-type: none"> ・農地の保全・活用（都市農地等） ・森林の保全・活用 【土砂災害】 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等を活用した災害リスクの事前周知 ・土砂災害防災訓練の実施 ・土砂災害危険箇所等点検による安全性確認等 ・土砂災害特別警戒区域等における土砂災害対策（急傾斜地の崩壊防止工事等） 【大地震（大規模盛土造成地）】 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模盛土造成地（誘導区域等）の調査及び経過観察等による安全性確認等
埼玉県	秩父市	—	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害リスクの緩和（低減）策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅などの耐震診断や耐震改修促進 ・密集市街地における建物の不燃化 ・民間の空き家・空き地の有効活用やパブリックスペースの確保 ・河岸浸食などのリスク調査 ・河川改修の要請 ・避難地・避難路の整備・確保 ・既存住宅の高上げ、既存水路の改修 ・土砂災害警戒区域等の指定、法面対策や砂防施設整備などの対策工を実施 ・宅地の安全性の調査 ・雪捨て場の確保 ・ため池ハザードマップの作成、ため池の維持、補強対策 ・緊急輸送道路の安全性評価や広域幹線道路における迂回路の確保、複線化の働きかけ ・ドローンによる配送体制 ・避難確保計画の策定 ・避難地・避難路の整備・確保 ・久那、高篠、影森、吉田、旧大滝及び荒川西の各小学校区における迅速な避難情報の伝達 ・広域支援の体制 ・住民への確かな情報提供 ② 災害リスクの回避策 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、施設などの立地抑制の検討 ・住宅、施設などの移転促進の検討（防災集団移転・居住誘導区域等権利設定等促進事業の活用）
神奈川県	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域（想定最大規模、計画規模） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 危険回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードエリアからの移住の促進 ・洪水浸水想定区域等、災害リスクの高い地区に立地する要配慮者利用施設の移転の促進 ・届出による居住誘導区域への立地誘導 ② 基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ・相模川、中津川等の河川整備（河道掘削等） ・土砂災害特別警戒区域での土砂災害対策（砂防堰堤、急傾斜地対策工事等） ・大規模盛土造成地における宅地擁壁等の危険度調査等 ・雨水貯留施設の整備 ③ 住宅の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・洪水浸水想定区域における住宅の浸水対策等の促進 ④ 防災体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点となる公共施設の維持管理 ・災害リスクの高い地区に立地する避難所の見直し



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<ul style="list-style-type: none"> ・ビル所有者等に対する災害時の垂直避難への協力体制の確立 ・要配慮者利用施設の避難確保計画等の作成支援 ・各種団体における防災訓練の支援 ・自主防災隊の育成・機能強化に対する支援 ・災害に備えた備蓄の充実 ⑤ 機能継続 <ul style="list-style-type: none"> ・複合施設、医療機関等の施設整備における高上げや止水板設置、避難場所の確保等の推進 ・都市機能継続のためのマニュアルの整備 ・復旧復興計画の策定 ⑥ 意識啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・各種ハザードマップを用いた防災意識の向上 ・学校を通じた児童・生徒の防災意識の向上 ・誰もが分かりやすい災害情報の提供
大阪府	忠岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・想定浸水深 3m以上で避難所等から半径 500m の区域 ・想定浸水深 3m 未満の区域 ・想定浸水深 2.0m未満津波浸水想定区域 ・想定浸水深 3.0m未満洪水浸水想定区域 	<ul style="list-style-type: none"> ① 全域 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、防災・減災に関する活動リーダーの育成や防災講習会等の実施 ・メディアとの連携体制の強化、防災情報配信サービスや SNS を活用した新たな情報伝達手段の利用推進 ・多言語化や 3 日以上浸水が継続し、自宅避難が困難な地域表示等による防災マップの刷新 ・災害リスク情報の周知啓発、災害リスクの情報提供 ・空き家の適正管理に向けた啓発活動、危険空き家除却制度の創設検討 ・町有建築物の効率的な耐震化、公園への備蓄倉庫やマンホールトイレ等の設置推進 ・防災中枢施設の電力のバックアップ対策、自家発電設備等の充実、燃料の備蓄等 ② 新浜地区 <ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達訓練等による防災意識の醸成 ・民間企業との一時避難地等の利用に係る協定推進 ・防潮堤の液状化対策 ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定推進 ・防潮堤等の機能維持 ③ 雨水排除機能の低下のおそれのある地域 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の耐水化 ・下水道施設の修繕・改築、安定した雨水排除及び効率的な事業の推進。 ④ 3 日以上浸水が継続し自宅避難が困難な地域 <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄等の災害対応方策の周知 ・民間施設との一時避難地等の利用にかかる協定推進 ⑤ 人口密度の高い浸水区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定 ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備の支援 ・福祉避難所の確保 ⑥ 子どもが多く居住する浸水区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定 ・福祉避難所の確保を推進します。 ⑦ 高齢者が多く居住する浸水区域内 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備の支援 ・福祉避難所の確保を推進します。 ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<ul style="list-style-type: none"> ⑧ 3m以上の浸水が想定されている住宅地 <ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤等の機能維持に ⑨ 要配慮者施設が存在する浸水想定区域 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定 ・福祉避難所の確保を推進します。 ⑩ 避難路が狭あい、踏切により分断される地域 <ul style="list-style-type: none"> ・津波避難施設（避難場所、避難路）の整備や津波避難ビルの指定 ・狭あい道路の解消・防災空間の確保を ・道路の長寿命化対策 ・危険なブロック塀等の撤去の促進 ・住宅の耐震化 ・駅周辺の面的整備と併せて、東西に分断された都市構造の再構築 ⑪ 避難所から 500m以上離れている地域 <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進 ⑫ 町内の雨水を排水できないおそれのある地域 <ul style="list-style-type: none"> ・雨水浸透機能を高める取組を進める住民等への補助の創設検討 ⑬ 洪水によって孤立するおそれがある地域 <ul style="list-style-type: none"> ・宅地嵩上げ等に対する補助制度等の創設検討 ・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進 ⑭ 計画規模降雨において浸水が想定されている地域 <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備や避難施設等の確保により安全度が高まるまで誘導区域への指定を見送り ・宅地嵩上げ等に対する補助制度等の創設検討 ・民間企業との一時避難地等の利用にかかる協定推進
岡山県	倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水深が2.0m未満の津波浸水想定区域 ・浸水深が3.0m未満の浸水想定区域（計画規模） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 水災害に強い浸水対応型のまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ■リスク対策：低減 ・主要排水施設の増強 ・雨水貯留施設の設置支援の周知・拡充（雨水流出抑制施設設置補助金） ・住宅設計における浸水対策等の周知 ・浸水時緊急避難場所の整備・指定 ・避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業） ・避難所等への誘導（まるごとまちごとハザードマップ等） ② 地震・津波に強い防災・減災まちづくり <ul style="list-style-type: none"> ■リスク対策：低減 ・狭隘道路の解消 ・市街地整備事業の推進（土地区画整理事業、市街地再開発事業等） ・無電柱化の促進 ・都市計画道路の整備 ・避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業） ・大規模盛土造成地の安全対策の検討（宅地耐震化推進事業、大規模盛土造成地マップの周知） ・不燃化・耐震化に向けた各種取組（建築物の不燃化・耐震化、ブロック塀の耐震化、道路・橋梁、上下水道・交通施設等の耐震化等） ・津波に対する安全な建築物の情報提供（津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る技術的助言、津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針等） ・高台避難地・避難路等の検討・整備（都市防災総合推進事業） ・津波避難場所等の拡充（指定緊急避難場所、津波避難ビル） ③ まちづくりと連携した災害予防 <ul style="list-style-type: none"> ■リスク対策：低減 ・国・県・市等の連携によるハード・ソフトを併せた治水対策・維持管理等（河川改修、河道掘削・樹木伐開、高梁川水害タイムライン等） ・真備緊急治水対策プロジェクトの推進（小田川合流点付替え事



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<p>業、小田川等の堤防強化、小田川の河道掘削、末政川等小田川支川の堤防嵩上げ、危機管理型水位計の活用、防災教育や防災知識の普及、水防体制の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携した砂防関連施設の整備高潮堤防、水門、排水機場等の適切な維持管理 ・各種ハザードマップの随時見直し、周知の徹底（洪水・土砂災害、津波、内水等） ・土砂災害警戒区域を表示する看板等の設置検討 ・自主防災組織への支援（自主防災組織活動支援事業） ・協働による地区防災計画の策定（地区防災計画作成推進事業） ・防災意識・知識向上のための教育・支援等（防災啓発事業） ・マイタイムラインの策定支援 ・分かりやすい避難情報の提供（マスメディア、ホームページ、ソーシャルメディア、防災無線等） ・防災意識の向上につながる資料の保存・活用 ・避難確保計画の作成支援 ・各種支援団体との災害対応のための連携協定の締結 ・がんばる中小企業応援事業費補助金（BCP 策定支援）の普及啓発 <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 ・災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化 ・災害ハザードエリアでの土地利用規制・建築規制等に向けた検討 <p>④ 広域拠点の機能強化</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業 ・倉敷駅周辺第二土地区画整理事業 ・環状道路（都）北浜日吉線の整備等 <p>⑤ 安全・安心な都市機能集積地の形成</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能集積を促す面的事業による区画道路等の整備の検討 ・官民連携による市街地浸水対策の検討（雨水貯留施設の整備、透水性舗装、雨水浸透ますの設置等） ・老朽化した道路・橋梁等の都市基盤の再整備や、下水道、公園等の都市施設の改修等 ・用途地域の変更に伴う防火地域等の指定の検討 <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災移転計画の作成支援 <p>⑥ 誘導施設の立地・整備に対する支援</p> <p>■リスク対策：低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設（医療施設、商業施設、金融施設）に対する雨水貯留施設の設置補助の検討 ・倉敷市雨水流出抑制施設設置補助金制度の拡充検討 <p>⑦ 無秩序な市街地の拡散抑制</p> <p>■リスク対策：回避</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入の検討
宮崎県	日向市	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域 ・洪水・内水浸水想定区域 ・津波浸水想定区域 	<p>① 地震・津波災害への取組方針</p> <p>■防災意識の向上と避難体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び防災講座の実施 ・防災組織の強化 ・高齢者等事前避難対象地域の早期避難体制の整備 ・災害情報の周知と多重化の推進 ・避難施設の整備 ・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進 ・津波災害警戒区域の指定検討 <p>■災害に強いまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害低リスク区域への住宅等の立地促進



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震化の促進 ・危険ブロック塀の撤去促進 ・空き家対策の推進 ・学校施設や市営住宅の耐震化等の推進 ・施工中の土地区画整理事業等の推進 ・道路整備の推進 ・細島港等の整備、耐震化の促進 ・上下水道施設の耐震化 ・都市公園の長寿命化 ・地籍調査の推進 ・中長期的な避難所機能を有する総合体育館の整備 ・災害時の広域避難体制の強化 ② 洪水災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ■防災意識の向上と避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び防災講座の実施 ・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進 ・避難確保計画の策定支援と施設と連携した避難訓練の実施 ・災害リスク情報の周知と多重化の促進 ・避難施設及び避難路の整備 ・河川水位情報の監視強化と住民への情報提供体制の整備 ■災害に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・災害低リスク区域への住宅等の立地促進 ・普通河川の整備、維持管理の推進 ・県管理河川の整備促進 ・流域治水の推進 ・道路整備 ・水防体制の確立 ・防災重点ため池の耐震化 ・河川及び河川施設の適切な維持管理 ③ 内水災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ■防災意識の向上と避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び防災講座の実施 ・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進 ・災害リスクの周知と多重化の促進 ・避難施設の整備 ・内水浸水区域の監視体制の強化 ■災害に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・災害低リスク区域への住宅な都の立地促進 ・普通河川の整備、維持管理の推進 ・県管理河川の整備促進 ・排水路の整備と維持管理の推進 ・仮設排水ポンプ設置による内水被害低減対策 ・集団移転や土地区画整理事業等による宅地の高上げの検討と実施 ④ 土砂災害対策 <ul style="list-style-type: none"> ■防災意識の向上と避難体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練及び防災講座の実施 ・地区防災計画、個別避難支援プランの策定促進 ・避難確保計画の策定支援と施設と連携した避難訓練の実施 ・災害リスク情報の周知と多重化の促進 ・避難施設や避難路の整備 ・土砂災害警戒区域等の指定 ■災害に強いまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・災害低リスク区域への住宅な都の立地促進 ・土砂災害対策事業の推進 ・国道 327 号及び国道 327 号バイパスの整備促進 ・「日向市道路整備実施計画」に基づく市道整備の推進 ・国土保全の取組に対する支援



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
熊本県	熊本市	・浸水想定区域（洪水）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害リスクの高い区域の開発抑制 ○共通の取組方針 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の災害対応力の強化を図る ○水害に関する取組方針 <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道雨水事業等による内水対策を図る ・避難所・避難路の充実を図る ・開発許可等を厳格化する ・地区外への避難を促進する ・防災基盤等の充実を図る ・河川整備の推進・啓発避難体制の強化を図る ・民間建築物等の防災機能強化によるリスク回避を図る ・浸水リスクの情報提供及び活動、避難計画の強化を図る ○地震に関する取組方針 <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設の耐震化を図る ・避難所の耐震化を図る ・耐震改修・建替えを促進する
岐阜県	各務原市	・浸水深 1.0m未滿の浸水 想定区域（計画規模）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の災害リスクについて情報を発信（情報発信） ・市全域で確実に避難できる取組を実施（避難対策） ・災害による被害を軽減する防災施設を整備（ハード整備） ・災害危険性が高い区域における被害を回避する取組を実施（危険回避）
静岡県	島田市	・浸水深 1.0m未滿の浸水 想定区域（1/100 確 率降雨）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険性が低いエリアへの居住誘導 ・避難地・避難路等の整備 ・総合的な治水対策の推進 ・適切な避難行動の促進
静岡県	熱海市	・津波浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・災害リスクの点検・観測・周知の強化（3次元点群データの活用、情報提供や防災教育の推進） ・津波リスク低減に向けた取組と進め方（「津波避難対策計画」（仮称）による施策検討、避難困難地区の解消、適切な避難行動の準備、避難阻害要因の改善、逃げ遅れへの対応） ・災害に対する脆弱性改善に向けた取組と進め方（地区ごとの危険度の濃淡の明確化、まちづくりの中での脆弱性改善、都市計画や法規制の活用、復旧・復興の準備）
静岡県	清水町	・土砂災害危険箇所 ・洪水浸水想定区域	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画等に基づく堤防整備等のハード整備や、ハザードマップ等による情報周知、避難体制整備等のソフト対策を組み合わせることで、リスクを低減
愛知県	東海市	・洪水のリスクがある区域 （二級河川 計画規模・ 想定最大規模） ・高潮浸水想定区域 ・津波災害警戒区域 ・大規模盛土造成地	<ul style="list-style-type: none"> ① ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・新たな市街地の形成に係る防災対策 ・環境保全林の整備 ・無電中化の推進 ・雨水排水施設の整備・改修 ・河川・海岸堤防等の耐震化 ・河川の整備 ・高潮対策施設の整備 ② ソフト対策 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速な避難を促す情報伝達手段・伝達体制の確保 ・防災マップ等の更新・配布 ・自主的で適切な避難行動の促進 ・避難体制の強化 ・津波一時避難ビルの指定の推進 ・関係機関との連携強化 ・住宅浸水対策改修等工事費補助制度の継続実施・拡充 ・大規模盛土造成地の安全確認・確保の促進
愛知県	知多市	・土砂災害警戒区域 ・津波災害警戒区域 ・高潮浸水予測マップ及び 浸水実績区域	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策事業 ・知多市土砂災害ハザードマップの配布・周知 ・宅地の盛土対策工事の検討



県	市町村	居住誘導区域に残る 災害ハザード	防災指針に位置づけた取組
			(2) 津波災害 ・津波に対する情報の収集、伝達 ・津波防災教育・啓発、避難訓練 ・知多市津波ハザードマップの配布・周知 (3) 高潮災害 ・高潮対策事業 ・高潮浸水予測マップの配布・周知 ・避難誘導體制の整備 ・避難に関する意識啓発 ・建物の防災対策 (4) 浸水害・洪水災害 ・知多市ハザードマップ（浸水実績図）の配布・周知 ・避難誘導體制の整備 ・避難に関する意識啓発 ・河川維持修繕 ・河川整備 ・内水排除対策 ・防災カメラの設置
愛知県	尾張旭市	・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域 ・大規模盛土造成地	① ハード対策 ・洪水被害の減少に向けた施設整備（河川改修など、公共下水道事業の促進） ・雨流出抑制対策（調整池やため池の貯水等機能の維持確保、透水性舗装の整備促進） ・土砂災害対策（土砂災害防止対策、大規模盛土造成地対策） ② ソフト対策 ・防災体制づくり及び防災教育（防災体制づくり、児童生徒等に対する防災教育、要配慮者利用施設等の避難確保計画の作成支援） ・ハザードの周知（ハザードマップの更新及び周知、避難情報の迅速な伝達）

出典: 令和2年度に国の支援を受けて立地適正化計画防災指針を策定した防災コンパクト先行モデル都市12市町及び中部圏で令和3年度までの防災指針を策定した7市町の事例を整理



令和4年度公表
令和5年度改定
令和6年度改定
令和7年度改定

2. 用語集

あ行	
空き家等対策計画	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画。市町村が策定。
雨水管理総合計画	下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的として、当面・中期・長期にわたる下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画。
雨水浸透阻害行為	現況の土地に対し、地下に浸透しないので他の土地へ流出する雨水の量を増加させるおそれのある行為。土地の形質変更、舗装、排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置、土地を締め固める行為等がある。
雨水貯留機能	雨水を地表や地下などに貯める機能。
雨水貯留施設	雨水を地下に浸透させたり、地表や地下に貯留させたりすることで地表に水が溢れるのを防ぐ効果を有する施設。
液状化	ゆるく堆積した砂の地盤が強震により地層自体が液体状になる現象。液状化が生じると、噴砂現象や建築物の沈下、地下埋設管やマンホールなどの抜け上がり現象が発生する。
L2 (エルツー)	想定される最大規模の津波や洪水。発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害が想定される津波や洪水。
L1 (エルワン)	数十年から百数十年に一度、発生が想定される、比較的頻度の高い一定程度の津波や洪水。
か行	
海岸保全施設	海岸保全区域内にある津波や高潮等による海水の侵入又は海水による侵食から海岸を防護するための施設。堤防（胸壁）、護岸、水門・陸閘、離岸堤・潜堤、突堤等がある。
海拔ゼロメートル地帯	土地の標高が海水面と同じレベル（0m）かそれ以下の地帯。洪水や内水氾濫、高潮で浸水被害を受けやすい。
家屋倒壊等氾濫想定区域	川が氾濫した場合に、あふれた水や川岸の侵食により、家屋が倒壊・流出するおそれがある区域。
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転に対して支援を行う事業。市町村が事業主体となって移転者への既存住宅の除却や移転先住宅の建設費等の補助を行い、国は市町村に対し事業費の補助を行う。

河川整備計画	河川整備基本方針に沿って、20～30年後の河川整備に関する目標を明確にして、河川の工事及び維持の両面にわたり具体的な内容を定めた計画。
河道閉塞	地震や火山噴火、豪雨などによって河川が堰き止められる現象。また、その地形。河川の周辺地域が水没するほか、決壊による二次災害も発生する。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に被害のおそれのあるもの、及び急傾斜地に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域。市町村の意見を聞いて都道府県知事が指定。
居住誘導区域	人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において市町村が指定。
業務継続計画（BCP）	災害時に自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。
緊急安全確保	以下の2つの意味がある。 ①（避難情報として）警戒レベル5緊急安全確保は災害が発生・切迫した状況で、住民などに命の危険から少しでも身の安全を確保するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。 ②（避難行動として）主に①の発令時など、安全な避難ができない可能性がある状況下で命の危険から少しでも身の安全を確保するためにとる次善の行動。
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略。自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。
警戒レベル	災害時にとるべき行動や避難などの行動を促す情報を、災害の切迫度に応じて5段階のレベルで表したもの。
下水道施設の耐水化	ハード・ソフトによる下水道施設の浸水対策のうちのハード対策



建設型応急住宅	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、建設し供与する住宅。
広域避難	市町村の区域を越えた避難場所への避難。
豪雨対策アクションプラン	豪雨による流域の浸水対策を総合的に推進するための行動計画。
公共施設等総合管理計画	高度経済成長期に整備された公共建築物やインフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道等）について、中長期的な視点で財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の適正配置を目指していくための基本的な考え方や方向性を定めた計画。
洪水氾濫	次の2つの意味がある。 ①大雨により川から水があふれて氾濫すること（一般用語として使われる）。 ②大雨により川が増水すること（主に土木用語として使われる）。
高齢者居住安定確保計画	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、都道府県の住宅部局と福祉部局が共同で、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標、高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進等を定める計画。
高齢者等事前避難対象地域	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、国から指示が発せられた場合に、市町が避難を呼びかけるは事前避難対象地域で、要配慮者に限り後発地震に備え1週間避難を継続すべき地域。
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況で、高齢者や障害のある方及びその支援者等に避難を促すために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル3。
国土強靱化計画	大規模自然災害等に備えた国土全域に渡る強靱な国づくりを推進するため「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく計画。国は国土強靱化基本計画、国土強靱化基本計画を策定し、都道府県、市町村は国土強靱化地域計画を策定。
個別避難計画	近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっていることを受け、在宅の避難行動要支援者ごとの避難計画を定めるもの。令和3年5月の災害対策基本法改正において、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成を市町村の努力義務となった。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりのこと。

さ行	
災害危険区域	建築基準法第39条に基づき、地方公共団体が、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として条例で指定し、住居の用に供する建築の禁止等、建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを当該条例で定めることができる制度
災害に強いまちづくり計画	本ガイドラインでは都市計画マスタープラン、立地適正化計画防災指針、都市防災総合推進事業や住宅市街地総合整備事業の整備計画等、市街地の防災性向上を図ることを目的として策定する計画等を指す。
災耐化	建築物・構造物等を、地震・洪水・強風・積雪など自然力の作用に抵抗するように整備し、災害時にその機能を保持するという直接の防御対策
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と規定されている。
止水板	豪雨や災害時に建物の中、地下などへ水が流れ込むのを防ぐ板。家の玄関やマンションのエントランス、地下鉄の入り口などに設置して地下に水が流れ込むのを防ぐ。
地すべり防止区域	地すべり等防止法に基づき、国土交通大臣または農林水産大臣が指定した地すべり区域、地すべり区域に隣接する区域を包括する区域。地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為（地下水の誘致、排除、切土等）について制限される。
事前復興計画	復興体制、復興手順、復興訓練、基礎データの整理、分析、復興まちづくりの実施方針を含めた総合的な計画を指す。
事前復興まちづくり計画	市町村において発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画するものであり、復興まちづくりの目標や実施方針、目標の実現に向けた課題、及び課題解決のための方策をとりまとめたものをいう。
住生活基本計画	住生活基本法に基づく住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画。国が定める全国計画と地方公共団体が定める計画がある。
償却・在庫資産	償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、構築物、機会及び装置、船舶、車両、工具、器具、備品等がある。 在庫資産とは、営業目的で保有する資産、または資産になる過程のもの。



浸水警戒区域	滋賀県流域治水の推進に関する条例に基づく、200年に1回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合における想定浸水深を踏まえ、浸水が発生した場合には建築物が浸水し、県民の生命または身体に著しい被害を生ずるおそれが認められる土地の区域で一定の建築物の建築の制限をすべき区域。滋賀県知事が指定。
浸水継続時間	ある地点において氾濫水が到達した後、屋外への避難が困難となり孤立する可能性のある浸水深0.5mに達してから、その水深を下回るまでにかかる時間を示したものの。
浸水想定区域	川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域。
浸水被害防止区域	河川整備等の治水対策や、雨水を貯留・浸透させる流域対策を実施しても浸水被害が高頻度で発生すると見込まれる地域において、高齢者等の用配慮者をはじめとする方が予め被害を避けることができるようにすることを目的として、特定の行為について開発規制、建築規制を設ける区域（特定都市河川浸水被害対策法第56条）
森林整備計画	森林法に基づき、市町村が講ずる森林関係施策の方向、森林所有者等が行う伐採、造林、森林の保護等の規範を定める計画。市町村が定める。
水害リスクマップ	1/10～想定最大規模の洪水により浸水した場合に想定される多段階の浸水想定図を重ね合わせたもので、年超過確率毎の浸水域を示した図。土地利用や住まい方の工夫の検討、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など流域治水の取組推進を目的とする。
垂直避難	洪水や土砂災害時において自宅・施設等の上階へ移動する避難方法。
水平避難	可能な限り災害の発生場所から遠くへと移動する避難方法。立ち退き避難とも言う。
3D（スリーディー）	three dimensionsの略称で3次元（立体）を意味する。奥行と幅と高さがある画像表示を指す用語。
前線豪雨	寒気団と暖気団との境界線を前線といい、前線に伴って発生した著しい災害をもたらした顕著な大雨現象。
総合戦略	まち・ひと・しごと創生総合戦略。地方における人口減少克服と活性化に向けた基本方針、政策を示す計画。国ではまち・ひと・しごと創生本部のもと、まち・ひろ・しごと創生基本方針、長期ビジョン・総合戦略を策定して施策を推進している。総合戦略は市町村においても策定されている。

た行	
第一次スクリーニング調査	大地震時等が発生した場合に滑动崩落のおそれのある盛土がどこに存在するかを把握するために行う調査。調査結果は大規模盛土造成地マップとして公表される。
耐火率	ある区域の全建築物の建築面積に対する耐火建築物の建築面積の割合。市街地の燃えにくさや防火性能の指標として用いられる。
大規模盛土造成地	盛土の面積が3,000㎡以上の谷や沢を埋め立てて造成した土地、または盛土をする前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成地をさす。
耐震改修促進計画	建築物の地震に対する安全性の確保と向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく、建築物の耐震改修を促進するための計画。
第二次スクリーニング調査	大規模盛土造成地の安全性把握のために行う調査。造成年代調査と現地踏査を行った上で、安全性把握を行う優先順位を決める計画（第二次スクリーニング計画）を作成し、現地で地盤調査等を実施の上、地震時に盛土に滑りが発生する可能性の計算を行い、盛土の安全性について把握する。
タイムライン	災害の発生を前提に、災害時に発生する状況を予め想定し「いつ」「誰が」「何をするか」に着目し防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画とも言う。被害の最小化につなげることを目的に策定する。2012年のハリケーン・サンディでは、ニュージャージー州を中心にタイムラインを活用した防災行動を行ったことで、被害軽減につながった。
耐浪化	建築物のRC化等、建築物を津波に耐えられる堅固な構造で建築すること。
地域公共交通網形成計画	公共交通活性化再生法に基づく、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針、対象区域、目標、実施する事業・実施主体、計画期間などを定めた計画。地方公共団体が策定する。
地域福祉計画	社会福祉事業法に基づく、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項等を定めた計画。市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなる。



地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定される。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設等の配置などから、それぞれの地区の特性にふさわしい良好な環境を整備、保全するために定められる計画。都市計画決定が必要。
地区防災計画	平成25年の災害対策基本法の改正により創設された、市町村の一定の地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する計画づくりのための制度。
治水地形分類図	治水対策を進めることを目的に、国・都道府県が管理する河川の流域のうち主に平野部を対象として、扇状地、自然堤防、旧河道、後背湿地などの詳細な地形分類及び堤防などの河川工作物等を表示している主題図。土地の成り立ちを理解でき、そこから起こりうる水害や地震災害などに対する自然災害リスクを推定することが可能。国土地理院で公表。
地理空間情報	空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（位置情報）とそれに関連付けられた様々な事象に関する情報、もしくは位置情報のみからなる情報。地理空間情報には、地域における自然、災害、社会経済活動など特定のテーマについての状況を表現する土地利用図、地質図、ハザードマップ等の主題図、都市計画図、地形図、地名情報、台帳情報、統計情報、空中写真、衛星画像等の多様な情報がある。
賃貸型応急住宅	住家が全壊、全焼または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で家を得ることができないものに、民間住宅を借り上げて供与する住宅。
津波災害警戒区域	津波が発生した場合に、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域。警戒避難体制を特に整備する。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。
津波災害特別警戒区域	津波が発生した場合に建築物が損壊または浸水し、住民等の生命、身体に危害が生じるおそれがあり、一定の開発行為及び一定の建築物の制限、用途の変更の制限をすべき土地の区域。津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が指定。

津波防災地域づくり推進計画	津波浸水想定区域内の土地利用や警戒避難体制の整備、津波防災地域づくりの推進のために行う事業等を規定。津波防災地域づくりに関する法律に基づき市町村が作成。
低炭素まちづくり計画	社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの相当部分が都市において発生していることを踏まえ、都市の構造の見直しなども含め温室効果ガスの排出量を抑える都市を形成していくための計画。
特定避難困難区域	津波浸水想定区域や津波災害警戒区域のうち、避難対象地域外や避難対象地域内の津波避難ビル等への避難が困難となる地域。
都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うための基礎となるもの。都道府県が調査主体として実施。
都市機能	商業、業務、居住、文化、福祉、行政など都市における活動において必要な機能。
都市計画区域マスタープラン	都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。都道府県が策定。
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。
都市計画マスタープラン	都市計画法において、「市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を定めるものとする」、とされている。ここでいう「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を、「市町村マスタープラン」あるいは「都市計画マスタープラン」と称する。
都市構造	都市の姿を骨格構造として表現するもの。点「拠点」、線「軸」、面「土地利用」の3つの要素を概念的に捉えて図化され示される。
土砂災害警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。
土砂災害特別警戒区域	急斜面が崩れるなど土砂災害が発生した場合に住民などの生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。
な行	
内水氾濫	雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること。雨水出水とも言う。



南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合、観測された異常な現象の調査結果を発表する場合に気象庁から発表される、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについて知らせるもの。
逃げなきやコール	離れた場所に暮らす高齢者等の家族に危険が差し迫った場合、家族が直接電話をかけて避難行動を呼びかける、登録型のプッシュ型メールシステム。
二線堤	本堤背後の堤内地に築造される堤防。控え堤、二番堤とも言う。本堤が破堤した場合に、洪水氾濫の拡大を防ぎ被害を最小限にとどめる役割を果たす。
年超過確率	洪水の規模を示す場合に用いる指標。平均して何年に1度の割合でその値を超過する洪水が発生するかを示す。「年超過確率1/100の洪水」という場合、その規模を超える洪水が100年間に1回しか発生しないという意味ではなく、2年連続で発生したり、今年発生したりする可能性もある。
農業振興地域整備計画	農業振興地域の整備に関する法律に基づく、農業の振興を図ることが必要と認められる地域において、農業の健全な発展を図ることを目的に定められた計画。市町村が策定する。
は行	
B C P (ビーシーピー)	事業継続計画 (Business Continuity Plan)。企業が、テロや災害、システム障害や不祥事といった危機的状況下に置かれた場合でも、重要な業務が継続できる方策等を記述した計画。
避難確保計画	水防法、土砂災害防止法に基づく、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設における、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画。対象となる要配慮者利用施設管理者が策定する。
避難可能距離	津波が到達するまでに避難できると考えられる距離。災害時の歩行速度に避難可能時間を乗じて算出。
避難可能時間	津波が到達するまでに避難ができる時間。津波到達予想時間から避難開始時間、避難場所までの移動に要する時間を減じて算出。
復興計画	被災した自治体全域での復興に関する理念や目標、各種施策を総合的、体系的にとりまとめた計画のこと。
避難指示	災害が発生するおそれが高まった状況で、住民などに危険な場所から避難するよう指示するために、市町村長が発令する避難情報。警戒レベル4。

復興事前準備	平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくこと。
復興まちづくり計画	市町村における被災地域全体を対象として、復興まちづくりの目標や市街地整備等に関する実施方針、土地利用方針等を取りまとめた計画のこと。
不燃領域率	市街地の燃えにくさを表す指標で、市街地面積に占める耐火建築物の敷地及び幅員6m以上の道路等の公共施設面積の割合。不燃領域率40%以上となると最低限の安全性が確保された市街地、70%以上となると殆ども得ない市街地として評価される。
PRATEAU (プラトー)	国土交通省が整備を進めている、日本全国の3D都市モデルの整備・オープンデータ化プロジェクト。浸水想定区域図を3D都市モデルに重ねることで、避難場所の検討などの防災政策の高度化を図るといった用途を想定。
防災移転	災害リスクを抱えた地域から、より安全なエリアへ住居や施設を移転するという、防災・減災対策の考え方。
防災移転支援事業	都市再生特別措置法第109条の7に規定する居住誘導区域等権利設定等促進事業のことを指す。災害の発生するおそれのある区域から移転者が居住誘導区域又は都市機能誘導区域へ住居又は施設を移転する場合、市町村が登記手続きを代行し、不動産取得税等の減免を得られる事業。
防災活動拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。平常時には防災講習・訓練や地域住民の憩いの場として活用される。
防災行政無線	国及び地方公共団体が構築している、非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とした通信網。
防災士	NPO法人日本防災士機構が認証する資格。地域の防災活動のリーダー役を果たすこと、災害時の応急活動や被災地支援活動等を行うことが期待されている。
防災指針	防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の一部として、居住誘導区域内の防災対策を記載する項目。
防災集団移転促進事業	災害ハザードエリアから地方公共団体が整備する住宅団地へ、住居を集团的に移転する場合、事業主体である地方公共団体に住宅団地整備費や、移転元の買取補償等へ国が補助を行う事業。
ま行	
マイタイムライン	水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したもの。個人や家族の防災行動計画。



まちづくり協議会	地域の身近な課題の解決に向けて、地域住民等が一体となって課題解決に取り組む組織。
水災害	本ガイドラインでは、洪水、内水氾濫（雨水出水）、高潮及び土砂災害を指す
密集市街地	老朽木造建築物が相当含まれ、かつ道路などの公共施設の整備水準が低く、防災機能が確保されていない市街地。
や行	
遊水地	河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造る治水施設。洪水時の河川水位上昇に伴い、河川の水が上流側の越流堤から遊水地内に流れ込み、水を貯める。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、身体、言語など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすいように配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。
ら行	
リスクコミュニケーション	自然災害に関するリスクを題材として、あらゆる関係者が、複数の主体間で行うコミュニケーション（情報共有、意見交換、協働など）。
立地適正化計画	都市再生特別措置法に基づき、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりを推進するためのマスタープラン。
流域タイムライン	河川・気象情報の提供やこれを受けた市区町村による避難情報の発令など基本的な防災行動を、流域などの単位で、時系列で整理したタイムライン（防災行動計画）。複数の関係機関の防災行動を掲載。
流域治水	気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。
流域治水プロジェクト	流域治水の考え方に立ち、河川整備に加え、流域の市町村などが実施する雨水貯留浸透施設の整備や災害危険区域の指定等による土地利用規制・誘導等、都道府県や民間企業等が実施する利水ダムの事前放流等、治水対策の全体像を示したもの。令和3年3月30日に全国109全ての一級水系等で策定・公表。

レッドゾーン	土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域を指す。これに対し土砂災害警戒区域はイエローゾーンと言われる。 津波災害特別警戒区域のうち、特に迅速な避難が困難な区域で、住宅など市町村の条例で定める用途の建築とそのための開発行為に関して、居室の床面の高さや構造等を津波に対して安全なものとするために市町村の条例で指定する区域もレッドゾーンと言われる。
わ行	
ワークショップ	住民参加型の活動形態のひとつ。地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、意見交換や共同作業を通じて地域社会の課題を解決するための改善計画立案や、取組推進のために行う。